



# 埼玉県報

第 2 4 5 3 号  
平成24年12月25日  
火 曜 日

## 目 次

### 条例

- [埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし\(財政課\)](#)
- [埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例\(財政課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(地域政策課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例\(地域政策課\)](#)
- [県の機関の請求によつて出頭した者に対する費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [県の機関の請求によつて出頭した者に対する費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし\(税務課\)](#)
- [埼玉県税条例の一部を改正する条例\(税務課\)](#)
- [埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例のあらまし\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例のあらまし\(青少年課\)](#)
- [埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例\(青少年課\)](#)
- [埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例のあらまし\(男女共同参画課\)](#)
- [埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例\(男女共同参画課\)](#)
- [埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例のあらまし\(自然環境課\)](#)
- [埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例\(自然環境課\)](#)
- [埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例のあらまし\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例のあらまし\(高齢介護課\)](#)
- [埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例\(高齢介護課\)](#)
- [介護保険法施行条例のあらまし\(高齢介護課\)](#)
- [介護保険法施行条例\(高齢介護課\)](#)
- [障害者自立支援法施行条例のあらまし\(障害者自立支援課\)](#)
- [障害者自立支援法施行条例\(障害者自立支援課\)](#)
- [児童福祉法施行条例のあらまし\(こども安全課\)](#)
- [児童福祉法施行条例\(こども安全課\)](#)
- [埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例のあらまし\(国保医療課\)](#)
- [埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例\(国保医療課\)](#)
- [埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例のあらまし\(道路政策課\)](#)
- [埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例\(道路政策課\)](#)
- [埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例のあらまし\(公園スタジアム課\)](#)
- [埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例\(公園スタジアム課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例のあらまし\(住宅課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例\(住宅課\)](#)
- [埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例のあらまし\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例\(下水道管理課\)](#)
- [警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(警務課\)](#)
- [警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例\(警務課\)](#)
- [埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例のあらまし\(交通規制課\)](#)

- [埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例\(交通規制課\)](#)

## 規則

- [地方税法第396条第3項に規定する身分を証明する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則\(市町村課\)](#)
- [埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則\(税務課\)](#)
- [埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則\(水環境課\)](#)
- [埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例施行規則\(自然環境課\)](#)
- [埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(子育て支援課\)](#)
- [埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則\(国保医療課\)](#)
- [埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例施行規則\(道路政策課\)](#)
- [埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則\(公園スタジアム課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)

## 管理規程

- [埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する規程\(下水道管理課\)](#)

## 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例第27条第2項第4号等の知事が定める手順\(高齢介護課\)](#)
- [埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例第79条第2項等の知事が認める場合\(高齢介護課\)](#)
- [埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第5条第3項等の知事が定めるもの\(高齢介護課\)](#)
- [介護保険法施行条例第103条第4項等の費用\(高齢介護課\)](#)
- [介護保険法施行条例第154条第3項第3号等の知事が定める基準\(高齢介護課\)](#)
- [介護保険法施行条例第154条第3項第5号等の知事が定める場合\(高齢介護課\)](#)
- [介護保険法施行条例第282条第2項の知事が認める場合\(高齢介護課\)](#)
- [介護保険法施行条例第309条第2項第4号等の知事が定める手順\(高齢介護課\)](#)
- [介護保険法施行条例附則第5条第3項の知事が定めるもの\(高齢介護課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [毛呂山・越生都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [和光都市計画事業和光北インター地域土地区画整理事業の事業計画の変更\(第1回\)\(市街地整備課\)](#)
- [和光市中央第二谷中土地区画整理組合の役員の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [県道川越栗橋線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道北中曽根北大桑線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十五号）（財政課）

### 一 趣旨

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとするための改正

### 二 内容

#### （一）埼玉県手数料条例の一部改正

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴う手数料の新設

（例） 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（適合証のあるもので一戸建ての住宅） 五千円

#### （二）埼玉県証紙条例の一部改正

（一）の手数料は証紙による収入の方法により徴収

### 三 施行期日

公布の日

# 条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第五十五号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第一号イ(1)中「イ」の下に「及び第百一号イ」を加え、同号口中「及び第九十五号」を「、第九十五号八及び第百一号八」に、「。第九十五号」を「。第九十五号八及び第百一号八」に改め、同項に次の四号を加える。

百 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 イ 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項の登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十六条第一項の登録建築物調査機関が作成したものに限り。第百二号イにおいて同じ。)が提出された場合 (1) 一戸建ての住宅 五千円 (2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (一) 申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この号及び第百二号において「申請住戸数」という。)が一戸のもの
--	--------------------	---

- 
- 
- 
- (二) 申請住戸数が一戸を超え五戸以内のもの 五千円
- (三) 申請住戸数が五戸を超え十戸以内のもの 一万円
- (四) 申請住戸数が十戸を超え二十五戸以内のもの 三万千円
- (五) 申請住戸数が二十五戸を超え五十戸以内のもの 五万二千円
- (六) 申請住戸数が五十戸を超え百戸以内のもの 九万四千円
- (七) 申請住戸数が百戸を超え二百戸以内のもの 十四万九千円
- (八) 申請住戸数が二百戸を超え三百戸以内のもの 十八万八千円
- (九) 申請住戸数が三百戸を超えるもの 二十万千円
- (3) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 一万円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 三万千円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 九万四千円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 十四万九千円
- (五) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 十八万八千円
-

- 
- 
- 
- (六) 床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの 二十三万五千円
  - イ以外の場合
  - (2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
  - (一) 申請住戸数が一戸のもの 三万八千円
  - (二) 申請住戸数が一戸を超え五戸以内のもの 六万六千円
  - (三) 申請住戸数が五戸を超え十戸以内のもの 九万六千円
  - (四) 申請住戸数が十戸を超え二十五戸以内のもの 十四万円
  - (五) 申請住戸数が二十五戸を超え五十戸以内のもの 二十万三千元
  - (六) 申請住戸数が五十戸を超え百戸以内のもの 三十万円
  - (七) 申請住戸数が百戸を超え二百戸以内のもの 四十一万円
  - (八) 申請住戸数が二百戸を超え三百戸以内のもの 五十三万九千元
  - (九) 申請住戸数が三百戸を超えるもの 六十三万三千元
  - (3) 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
  - (一) 床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 十一万円
  - (二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十九万二千元
  - (三) 床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの
-

<p>百一 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭</p>	<p>建築基準 関係規定 適合の審査の申出を伴う低</p>	<p>前号に規定する合算して得た金額に、次のイに定める額を加算し、次のロ又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額</p> <p>イ 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定</p>
<p>(四) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 三十万三千円</p> <p>(五) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 三十九万四千円</p> <p>(六) 床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの 四十七万四千円</p> <p>(4) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 二十五万円</p> <p>(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 四十一万二千元</p> <p>(三) 床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 五十九万千元</p> <p>(四) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 七十三万千元</p> <p>(五) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 八十六万七千元</p> <p>(六) 床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの 九十八万九千元</p>		

素建築物新築等  
計画の認定の申  
請（同法第五十  
四条第二項の規  
定による申出を  
伴う申請に限  
る。）に対する  
審査

炭素建築  
物新築等  
計画認定  
申請手数  
料

める額

- (1) 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの 七千円
- (2) 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 一万四千元
- (3) 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの 二万四千元

- (4) 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 三万千円

- (5) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 五万八千円

- (6) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 七万八千円

- (7) 床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 二十三万五千元

- (8) 床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの 四十二万円

- (9) 床面積の合計が五万平方メートルを超えもの 七十七万七千円

□ 建築基準法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (1) 昇降機を設置するもの（②に掲げるものを除く。）

一 基ごとに一万四千元（小荷物専用昇降機については、五千元）

- (2) 建築基準法第六条第一項の規定によ



る確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの

一基ごとに七千円（小荷物専用昇降機については、四千円）

八 構造計算適合性判定を要する場合 申請に係る構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 判定対象床面積が千平方メートル以内のもの

(一) 以外のもの 十六万六千八百円

(二) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの

十一万五千三百五十円

(2) 判定対象床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの

(一) 以外のもの

二十二万二千四百五十円

(二) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの

十四万三千七百円

(3) 判定対象床面積が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの

(一) 以外のもの 二十五万五千円

(二) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの

十五万七千三百五十円

(4) 判定対象床面積が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの

(一) 以外のもの

三十三万六千九百円

(二) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの

十九万九千三百五十円

<p>百二 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>(5) 判定対象床面積が五万平方メートルを超えるもの  (一) (二)以外のもの  六十一万九千三百五十円  (二) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの  三十三万七千九百五十円</p>
<p>(九) 申請住戸数が三百戸を超えるもの</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額  イ 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第五十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合  (1) 一戸建ての住宅 二千五百円  (2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分  次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額  (一) 申請住戸数が一戸のもの 二千五百円  (二) 申請住戸数が一戸を超え五戸以内のもの 五千円  (三) 申請住戸数が五戸を超え十戸以内のもの 九千円  (四) 申請住戸数が十戸を超え二十五戸以内のもの 一万五千五百円  (五) 申請住戸数が二十五戸を超え五十戸以内のもの 二万六千円  (六) 申請住戸数が五十戸を超え百戸以内のもの 四万七千円  (七) 申請住戸数が百戸を超え二百戸以内のもの 七万四千五百円  (八) 申請住戸数が二百戸を超え三百戸以内のもの 九万四千円</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額  イ 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第五十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合  (1) 一戸建ての住宅 二千五百円  (2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分  次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額  (一) 申請住戸数が一戸のもの 二千五百円  (二) 申請住戸数が一戸を超え五戸以内のもの 五千円  (三) 申請住戸数が五戸を超え十戸以内のもの 九千円  (四) 申請住戸数が十戸を超え二十五戸以内のもの 一万五千五百円  (五) 申請住戸数が二十五戸を超え五十戸以内のもの 二万六千円  (六) 申請住戸数が五十戸を超え百戸以内のもの 四万七千円  (七) 申請住戸数が百戸を超え二百戸以内のもの 七万四千五百円  (八) 申請住戸数が二百戸を超え三百戸以内のもの 九万四千円</p>

十万五百円

(3) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 五千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 一万五千五百円

(三) 床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 四万七千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 七万四千五百円

(五) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 九万四千円

(六) 床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの 十一万七千五百円

ロ イ以外の場合

(1) 一戸建ての住宅 一万九千円

(2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 申請住戸数が一戸のもの 一万九千円

(二) 申請住戸数が一戸を超え五戸以内のもの 三万三千円

(三) 申請住戸数が五戸を超え十戸以内のもの 四万八千円

(四) 申請住戸数が十戸を超え二十五戸以内のもの 七万円

- 
- 
- 
- (五) 申請住戸数が二十五戸を超え五十戸以内のもの 十万千五百円
- (六) 申請住戸数が五十戸を超え百戸以内のもの 十五万五百円
- (七) 申請住戸数が百戸を超え二百戸以内のもの 二十万五千五百円
- (八) 申請住戸数が二百戸を超え三百戸以内のもの 二十六万九千五百円
- (九) 申請住戸数が三百戸を超えるもの 三十一万六千五百円
- (3) 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 五万五千五百円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 九万六千円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 十五万五千五百円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 十九万七千円
- (五) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 二十三万七千円
- (六) 床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの 二十七万六千五百円
- (4) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 十二万五千円
-

<p>百三 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第二項において準用する同法第五十四条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>	<p>建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 二十万六千円</p> <p>(三) 床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 二十九万五千五百円</p> <p>(四) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 三十六万五千五百円</p> <p>(五) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 四十三万三千五百円</p> <p>(六) 床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの 四十九万四千五百円</p>
<p>百一 号金額の欄イの額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、第百一 号金額の欄ロ又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額</p>		

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百六十一号を第三百六十五号とし、第三百四十四号から第三百六十号までを四号ずつ繰り下げ、第三百四十三号の次に次の四号を加える。

---

三百四十四	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
三百四十五	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
三百四十六	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料
三百四十七	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十六号）（地域政策課）

### 一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をするための改正

### 二 内容

- (一) 新たに移譲を行う事務（五事務）
- (二) 処理する市町村が拡大する事務等（三十四事務）
- (三) 規定の整備

### 三 施行期日

平成二十五年四月一日

ただし、二(二)のうち「一般旅券の申請受理、交付等」の一部市町村については、平成二十五年六月一日、十月一日又は十一月五日、二(三)の一部については、公布の日

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十六号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十五項第一号事務の欄及び第二号事務の欄中「第五条第六項（法）の下に「第四十八条第九項、」を、「第八十五条の三第四項」の下に「及び第十項」を加え、「及び第九十六条の二第七項」を、「第八十七条の三第六項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項」に改め、同項第三号市町村の欄中「さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市」を「各市」に改める。

別表第四十項第一号事務の欄3中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、「第十三条第一項」の下に「及び第二十四条の三第二項」を加える。

別表第四十一項第二号を削り、同項第三号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律」の下に「（平成十七年法律第三十九号）「を、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令」の下に「（平成十八年政令第七十号）」を、「改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」の下に「（昭和三十三年政令第二百二十六号）」を加え、「第三条、」を削り、同号を同項第二号とする。

別表第四十四項事務の欄中「もの」の下に「（法第三条第二項の規定により県が施行する住宅地区改良事業に係るものを除く。）」を加え、同項市町村の欄中「行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、」を削る。

別表第五十一項第一号事務の欄1中「指示」の下に「（販売業者（卸売業者を



除く。)であつて、その主たる事務所及び店舗が一の市町村の区域内のみにあるものに係るものに限る。)」を加え、同欄2中「受理」の下に「(販売業者(卸売業者を除く。)であつて、その主たる事務所及び店舗が一の市町村の区域内のみにあるものに係るものに限る。)」を加え、同欄3中「調査」の下に「(販売業者(卸売業者を除く。)であつて、その主たる事務所及び店舗が一の市町村の区域内のみにあるものに係るものに限る。)」を加え、同欄4中「及び立入検査」を「(販売業者(卸売業者を除く。)であつて、その主たる事務所及び店舗が一の市町村の区域内のみにあるものに係るものに限る。)」に改め、同欄に次のように加える。

5 法第十九条第二項の規定による立入検査

別表第五十一項第一号市町村の欄中「さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、」を削る。

別表第八十九項第一号市町村の欄中「、所沢市」を削る。

別表第九十六項第二号事務の欄1中「第十三条ただし書、」を削る。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二項第一号市町村の欄中「所沢市」の下に「、鶴ヶ島市」を加える。

別表第七項第一号市町村の欄中「川島町」の下に「、吉見町」を加え、同項第

二号市町村の欄中「川島町」の下に「、吉見町、小鹿野町」を加える。

別表第十四項第一号市町村の欄中「毛呂山町」の下に「、滑川町」を加える。

別表第二十二項市町村の欄中「吉見町」の下に「、ときがわ町」を加える。

別表第二十六項事務の欄中「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)」及

び「同法」を「法」に、「第六十九条第一項及び第二項」を「第六十九条」に改

め、同項市町村の欄中「及び川越市」を「、川越市及び戸田市」に改め、同項を

同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下

戸田市

この項において「法」という。)に基づく事務のう

ち、次に掲げるもの(法第二条第三項第二号の放課

後児童健全育成事業及び地域子育て支援拠点事業に

係るものに限る。)

- 1 法第六十九条の規定による届出の受理
- 2 法第七十条の規定による報告の徴収並びに検査及び調査

3 法第七十二条第一項の規定による制限及び命令

別表第二十九項市町村の欄中「蓮田市」の下に「鶴ヶ島市」を加える。  
別表第三十項市町村の欄中「東松山市」の下に「鴻巣市」を加える。

別表第三十二項市町村の欄中「松伏町」を「吉見町、松伏町」に改める。

別表第三十三項第一号市町村の欄中「戸田市」及び「日高市」を削り、同項第二号市町村の欄中「上尾市」の下に「戸田市」を、「鶴ヶ島市」の下に「日高市」を加え、同項第五号市町村の欄中「行田市」の下に「戸田市」を、「久喜市」の下に「八潮市、日高市」を加える。

別表第四十五項市町村の欄中「皆野町」の下に「長瀨町、美里町」を加える。

別表第四十六項第一号事務の欄中「薬事法施行令」を「及び薬事法施行令」に改め、「及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号。以下この号において「改正省令」という。）」を削り、同欄1中「附則第五条の規定により引き続き行う既存薬種商に係る業務及び同法」を削り、同欄8を削り、同欄7中「除く。」の下に「に係るものに限る。」を加え、同欄7を同欄8とし、同欄6の次に次のように加える。

7 法第六十九条第三項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第四十六項第一号事務の欄19を削る。

別表第四十八項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「秩父市」の下に「加須市」を、「幸手市」の下に「鶴ヶ島市」を加え、同項第四号市町村の欄中「戸田市」を「行田市、加須市、戸田市、久喜市」に改め、「幸手市」の下に「鶴ヶ島市」を加える。

別表第五十一項第二号市町村の欄中「三芳町」の下に「滑川町、吉見町」を加える。

別表第六十項第二号市町村の欄中「松伏町」を「吉見町、松伏町」に改める。

別表第六十二項第五号市町村の欄及び同項第六号市町村の欄中「杉戸町」の下に「松伏町」を加え、同項第七号市町村の欄中「行田市」の下に「加須市、戸田市、朝霞市、志木市」を加え、同項第十号市町村の欄中「松伏町」を削る。  
別表第六十三項第六号市町村の欄中「八潮市」の下に「富士見市」を加え、同項第八号市町村の欄及び同項第九号市町村の欄中「さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸

田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市」を「各市」に改め、同項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

別表中第百五項を第百九項とし、第百四項を第百八項とし、第百三項を第百七項とする。

別表第百二項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、深谷市、上尾市」を、「草加市」の下に「、越谷市、戸田市、朝霞市、久喜市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号市町村の欄中「日高市」の下に「、吉川市」を、「嵐山町」の下に「、小川町」を加え、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号市町村の欄中「熊谷市、」及び「、草加市」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加え、同項を同表第百六項とする。

五 条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
熊谷市、草加市

1 条例第四条第一項の規定による請求の受理（ばい煙（工場に係るものを除く。）及び粉じんに係るものに限る。）

2 条例第四条第二項の規定による通知（1の請求に係るものに限る。）

3 条例第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項及び第四項並びに第五十八条第五項の規定による届出の受理（ばい煙（工場に係るものを除く。）及び粉じんに係るものに限る。）

4 条例第五十六条及び第六十条第一項の規定による命令（ばい煙（工場に係るものを除く。）及び粉じんに係るものに限る。）

5 条例第五十七条第二項の規定による期間の短縮（ばい煙（工場に係るものを除く。）に係るものに限る。）

6 条例第百十三条第三項（条例第百十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届

<p>出の受理（条例第百十三条第一項に規定する指定工場等（工場を除く。）のうち、別に規則で定める指定工場等に係る事務に限る。）</p> <p>7 条例第百十八条第一項の規定による命令（条例第百十三条第一項に規定する指定工場等（工場を除く。）のうち、別に規則で定める指定工場等に係る事務に限る。）</p> <p>8 条例第百二十条第一項の規定による立入検査（1から7までの事務に係るものに限る。）</p> <p>9 条例第百二十一条の規定による報告及び資料の徴収（1から7までの事務に係るものに限る。）</p>	
--	--

別表中第百一項を第百五項とし、第九十四項から第百項までを四項ずつ繰り下げらる。

別表第九十三項市町村の欄中「加須市」の下に「草加市」を、「越谷市」の下に「朝霞市」を、「志木市」の下に「和光市」を、「八潮市」の下に「三郷市」を、「蓮田市」の下に「坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市」を加え、同項を同表第九十七項とし、同表中第九十二項を第九十六項とし、第九十一項を第九十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

95	<p>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第九条第一項の規定による勧告（米穀事業者であつて、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の市町村の区域内のみにあるものに係るものに限る。）</p> <p>2 法第九条第二項の規定による命令（1の勧告に係るものに限る。）</p> <p>3 法第十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（米穀事業者又は米穀等の運送業者若しくは倉庫業者であつて、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の市町村の区域内のみにあるものに限る。）</p>	<p>加須市、吉見町、神川町</p>
----	--	--------------------

別表中第九十項を第九十三項とし、第八十九項を第九十二項とする。

別表第八十八項第三号市町村の欄中「さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市」を「各市」に改め、「嵐山町」の下に「小川町」を、「皆野町」の下に「長瀨町、小鹿野町」を加え、同項を同表第九十一項とする。

別表第八十七項事務の欄中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）」及び「同法」を「法」に改め、同項市町村の欄中「北本市」の下に「八潮市、幸手市」を加え、同項を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加え、同項を同表第九十項とする。

一 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この項において「法」という。）  
マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号。以下この号において「施行令」という。）及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号。以下この号において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

1 法第九条第一項、第三十四条第一項、第三十八条第四項、第四十五条第一項、第五十条第一項、第五十一条第三項、第五十四条第一項、第五十七条第一項後段（法第六十六条において準用する場合を含む。）並びに第九十四条第一項及び第三項の規定による認可

2 法第十一条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧

3 法第十一条第二項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理

4 法第十一条第三項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査、命令及び通知

松伏町

- 
- 5 法第十一条第五項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告の受理
  - 6 法第十四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十九条第一項（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
  - 7 法第二十四条第三項第三号の規定による報告の受理
  - 8 法第二十五条第一項及び第五十一条第六項の規定による届出の受理
  - 9 法第二十五条第二項、第三十八条第六項及び第五十一条第七項、法第五十四条第三項において準用する法第四十九条第一項並びに法第九十九条第三項の規定による公告
  - 10 法第四十一条の二第三項の規定による調査の受託
  - 11 法第四十一条の二第四項の規定による意見の申出
  - 12 法第四十二条及び第五十三条第一項の規定による承認
  - 13 法第九十七条第一項の規定による報告及び資料の徴収、勧告、助言並びに援助
  - 14 法第九十七条第二項の規定による命令
  - 15 法第九十八条第一項及び第二項の規定による検査
  - 16 法第九十八条第三項の規定による処分の取消し、変更及び停止並びに命令
  - 17 法第九十八条第四項及び第九十九条第二項の規定による認可の取消し
  - 18 法第九十八条第五項の規定による総会及び総代会の招集
  - 19 法第九十八条第六項の規定による解任の投票の実施
-

<p>20 法第九十八条第七項の規定による議決、選挙、当選及び解任の投票の取消し</p> <p>21 法第九十九条第一項の規定による検査、処分の取消し、変更及び停止並びに命令</p> <p>22 法第二百二条第三項の規定による通知の受理</p> <p>23 施行令第十六条において準用する施行令第十四条第三項の規定による承認</p> <p>24 施行令第二十六条第二項において準用する施行令第七条第二項及び第九条第一項の規定による公告</p> <p>25 施行令第二十六条第二項において準用する施行令第七条第三項の規定による選任</p> <p>26 施行令第二十六条第二項において準用する施行令第七条第四項の規定による届出の受理</p> <p>27 施行令第二十六条第二項において準用する施行令第八条第四項の規定による書面の受理</p> <p>28 施行令第二十六条第二項において準用する施行令第八条第八項から第十一項まで及び第十条第一項の規定による指名</p> <p>29 施行令第二十六条第二項において準用する施行令第十条第二項の規定による保存</p> <p>30 施行令第二十六条第二項において準用する施行令第十一条第一項の規定による申出の受理</p> <p>31 施行令第二十六条第二項において準用する施行令第十一条第二項及び第三項の規定による決定</p> <p>32 施行規則第六十条第二項、第三項及び第五項の規定による公告の揭示</p>	
--	--

別表第八十六項を同表第八十九項とする。

別表第八十五項市町村の欄中「幸手市」の下に「、鶴ヶ島市、松伏町」を加え、同項を同表第八十八項とし、同表第八十二項から第八十四項までを三項ずつ繰り下げる。

別表第八十一項を同項第一号とし、同号の次に次の三号を加える。

<p>二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（介護老人保健施設に係るものを除く。）</p>	和光市
--	-----

- 1 法第四十一条第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号及び第五十三条第一項の規定による指定
- 2 法第七十条第六項（法第七十条の二第四項（法第十五条の十一において準用する場合を含む。）及び第七十条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十六条第三項（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取
- 3 法第七十条の三第一項の規定による申請の受理
- 4 法第七十一条第一項ただし書及び第七十二条第一項ただし書（これらの規定を法第一百五十五条の十一において準用する場合を含む。）の規定による申出の受理
- 5 法第七十五条、第八十二条、第八十九条、第一百五十五条の五並びに第一百五十五条の三十二第二項第一号、第三項及び第四項の規定による届出の受理
- 6 法第七十六条の二第一項、第八十三条の二第一項、第九十一条の二第一項、第一百五十五条の八第一項及び第一百五十五条の三十四第一項の規定による勧告
- 7 法第七十六条の二第二項、第八十三条の二第二項、第九十一条の二第二項、第一百五十五条の八第二項及び第一百五十五条の三十四第二項の規定による公表
- 8 法第七十六条の二第三項、第八十三条の二第三項、第九十一条の二第三項、第一百五十五条の八第三項及び第一百五十五条の三十四第三項の規定による命令
- 9 法第七十六条の二第四項、第七十八条、第八十条の二第四項、第八十五条、第九十一条の二第四項、第九十三条、第一百五十五条の八第四項、第一百五十五条の十及び第一百五十五条の三十四第四項の規定による公示



<p>10 法第七十六条の二第五項、第七十七条第二項、第八十三条の二第五項、第八十四条第二項、第九十一条の二第五項、第九十二条第二項、第一百五十一条の八第五項及び第一百五十二条の九第二項の規定による通知の受理</p> <p>11 法第七十七条第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百五十二条の九第一項及び第一百五十五条の三十五第六項の規定による指定の取消し及び効力の停止</p> <p>12 法第一百五十二条の三十二第一項の規定による命令、出頭の要求及び立入検査</p> <p>13 法第一百五十二条の三十四第五項の規定による通知</p>	<p>和光市</p>
<p>三 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（介護老人保健施設に係るものに限る。）</p> <p>1 法第九十四条第一項及び第二項（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第九十八条第一項第四号の規定による許可</p> <p>2 法第九十四条第六項（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取</p> <p>3 法第九十五条の規定による承認</p> <p>4 法第九十九条、法第一百五十二条において準用する医療法第九条第二項及び第十五条第三項並びに法第一百十五条の三十二第二項第一号、第三項及び第四項の規定による届出の受理</p> <p>5 法第百条第三項、第百三条第五項及び第百四条第二項の規定による通知の受理</p> <p>6 法第百一条、第百二条第一項、第百三条第三項及び第百十五条の三十四第三項の規定による命令</p> <p>7 法第百三条第一項及び第百十五条の三十四第一項の規定による勧告</p> <p>8 法第百三条第二項及び第百十五条の三十四第二項の規定による公表</p> <p>9 法第百三条第四項、第百四条の二及び第百十五</p>	

<p>10 旧法第百十四条第一項及び第百十五条の三十五項の規定による通知の受理</p> <p>9 旧法第百十三条の二第五項及び第百十四条第二項の規定による通知の受理</p> <p>8 旧法第百十三条の二第四項、第百五条及び第百十五条の三十四第四項の規定による公示</p> <p>7 旧法第百十三条の二第三項及び第百十五条の三十四第三項の規定による命令</p> <p>6 旧法第百十三条の二第二項及び第百十五条の三十四第二項の規定による公表</p> <p>5 旧法第百十三条の二第一項及び第百十五条の三十四第一項の規定による勧告</p> <p>4 旧法第百十一条並びに第百十五条の三十二第二項第一号、第三項及び第四項の規定による届出の受理</p> <p>3 旧法第百七条第五項（旧法第百七条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取</p> <p>2 旧法第七十二条第一項ただし書の規定による申出の受理</p> <p>1 旧法第四十八条第一項第三号の規定による指定</p> <p>四 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下この号において「旧法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>条の三十四第四項の規定による公示</p> <p>10 法第百四条第一項及び第百十五条の三十五第六項の規定による許可の取消し及び効力の停止</p> <p>11 法第百五条において準用する医療法第三十条の規定による弁明の機会の付与</p> <p>12 法第百十五条の三十二第一項の規定による命令、出頭の要求及び立入検査</p> <p>13 法第百十五条の三十四第五項の規定による通知</p>
	<p>和光市</p>

第六項の規定による指定の取消し及び効力の停止  
11 旧法第百十五条の三十三第一項の規定による命  
令、出頭の要求及び立入検査

別表第八十一項を同表第八十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

志木市

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。  
以下この項において「法」という。）及び特定非  
営利活動促進法の施行に関する条例（平成十年埼  
玉県条例第五十四号。以下この項において「条例」  
という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特  
定非営利活動法人に係るものを除く。）

- 1 法第十条第一項、第二十五条第四項、第二  
十六条第一項及び第三十四条第四項の規定に  
よる申請書の受理
- 2 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び  
第三十四条第五項において準用する場合を  
含む。）の規定による公告及び縦覧
- 3 法第十二条第一項、第二十五条第三項、第  
三十二条第二項及び第三十四条第三項の規定  
による認証
- 4 法第十二条第三項（法第二十五条第五項及  
び第三十四条第五項において準用する場合を  
含む。）の規定による通知
- 5 法第十三条第二項（法第三十九条第二項に  
おいて準用する場合を含む。）、第二十三条  
第一項、第二十五条第六項、第三十一条第四  
項、第三十一条の八及び第三十二条の三の規  
定による届出の受理
- 6 法第十三条第三項（法第三十九条第二項に  
おいて準用する場合を含む。）並びに第四十  
三条第一項及び第二項の規定による認証の取  
消し
- 7 法第十七条の三及び第十七条の四の規定に  
よる選任

	<p>8 法第十八条第三号の規定による報告の受理</p> <p>9 法第二十三条第二項の規定による書類の受理</p> <p>10 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の受理</p> <p>11 法第二十九条の規定による事業報告書等の受理</p> <p>12 法第三十条の規定による閲覧及び謄写</p> <p>13 法第三十一条第二項の規定による認定</p> <p>14 法第三十二条の二第三項の規定による調査の受託</p> <p>15 法第三十二条の二第四項の規定による意見の申出</p> <p>16 法第四十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>17 法第四十二条の規定による命令</p> <p>18 法第四十三条第四項の規定による書面の交付</p> <p>19 法第四十三条の二（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</p> <p>20 法第四十三条の三（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の受理</p> <p>21 法第七十三条の規定による照会及び協力の要請</p> <p>22 条例第七条の規定による場所の指定</p> <p>23 条例第十三条の規定による縦覧及び閲覧</p>	
別表第八十項を同表第八十一項とし、同項の次に次の一項を加える。	<p>一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下この項において「法」という。）、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号。以下この号</p>	さいたま市

---

において「施行令」という。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 法第二百二十二条第一項、第二百二十九条第一項、法第三百十条において準用する都市再開発法第七条の十七第四項並びに法第三百三十二条第一項、第三百三十六条第一項から第三項まで、第三百五十七条第一項、第三百六十三条第四項、第三百六十五条第一項、第三百七十二条第一項、第三百七十五条第一項及び第三百七十八条第一項の規定による認可
  - 2 法第二百二十二条第三項（法第二百二十九条第二項、第三百三十六条第四項、第三百五十七条第二項、第三百六十五条第二項、第三百七十二條第二項及び第三百七十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
  - 3 法第二百二十八条第一項（法第二百二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十三条第一項及び第二項（これらの規定を法第五百七十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七十一条第一項（法第七十二条第二項及び第七十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
  - 4 法第三百十条において準用する都市再開発法第七条の十七第七項及び法第四百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十八条第一項の規定による届出の受理
  - 5 法第三百十条において準用する都市再開発法第七条の十七第八項、法第三百三十二条第二項において準用する法第二百二十八条第一項、法第四百四十八条第三項において準用する都市
-

- 
- 
- 再開発法第二十八条第二項、法第六十三條第六項、法第七十八條第二項において準用する法第七十一條第一項並びに法第二百六十九條第三項及び第二百七十一條第五項の規定による公告
  - 6 法第三十一条第一項、法第六十四條において準用する都市再開発法第四十九條及び法第七十七條第一項の規定による承認
  - 7 法第四十條第一項（法第五十七條において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の送付
  - 8 法第四十條第三項（法第五十七條第二項、第六十九條及び第七十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理
  - 9 法第四十條第四項（法第五十七條第二項、第六十九條及び第七十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査、命令及び通知
  - 10 法第四十條第六項（法第五十七條第二項、第六十九條及び第七十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告の受理
  - 11 法第四十八條第三項において準用する都市再開発法第二十七條第四項第三号の規定による報告の受理
  - 12 法第四十八條第三項において準用する都市再開発法第二十七條第八項の規定による事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理
  - 13 法第六十四條において準用する都市再開発法第四十八條の二第三項の規定による調査の受託
  - 14 法第六十四條において準用する都市再開発法第四十八條の二第四項の規定による意見
- 
-

- の申出
- 15 法第六十四条において準用する都市再開発法第四十九条の規定による承認
  - 16 法第二百四十四条第一項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二百七十条第一項の規定による認可（個人施行者、事業組合及び事業会社に係るものに限る。）
  - 17 法第二百三十六条第三項（法第二百四十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認（個人施行者、事業組合及び事業会社に係るものに限る。）
  - 18 法第二百四十一条第五項において準用する法第二百三十三条第二項の規定による代執行
  - 19 法第二百六十九条第二項、第二百七十条第四項及び第二百七十一条第四項の規定による認可の取消し
  - 20 施行令第二十六条第三項の規定による承認
  - 21 施行令第四十九条において準用する都市再開発法施行令第十八条第二項の規定による公告
  - 22 施行令第四十九条において準用する都市再開発法施行令第十八条第三項において準用する同令第十三条第四項の規定による書面の受理
  - 23 施行令第四十九条において準用する都市再開発法施行令第十八条第三項において準用する同令第十三条第八項から第十一項まで及び第十五条第一項の規定による指名
  - 24 施行令第四十九条において準用する都市再開発法施行令第十八条第三項において準用する同令第十三条第九項の規定による選任
  - 25 施行令第四十九条において準用する都市再開発法施行令第十八条第三項において準用する同令第十三条第九項の規定による届出の受

<p>理</p> <p>26 施行令第四十九条において準用する都市再開発法施行令第十八条第三項において準用する同令第十四条第一項の規定による公告</p> <p>27 施行令第四十九条において準用する都市再開発法施行令第十八条第三項において準用する同令第十五条第二項の規定による保存</p> <p>28 施行令第四十九条において準用する都市再開発法施行令第十八条第三項において準用する同令第十六条第一項の規定による申出の受理</p> <p>29 施行令第四十九条において準用する都市再開発法施行令第十八条第三項において準用する同令第十六条第二項から第四項までの規定による決定</p> <p>30 施行規則第二百一十一条第二項、第三項及び第五項の規定による公告の揭示</p>	<p>さいたま市</p>
<p>二 法及び施行規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第二百五十八条第一項及び第二百五十九条ただし書の規定による決定</p> <p>2 法第二百五十八条第二項及び第二百六十一条第二項の規定による公告</p> <p>3 法第二百六十一条第一項の規定による通知の受理</p> <p>4 施行規則第二百一十一条第一項の規定による公告の揭示</p>	<p>さいたま市</p>
<p>三 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第二百六十八条第三項の規定による命令</p> <p>2 法第二百六十九条第一項及び第二百七十一条第三項の規定による検査、処分取消し、変更及び停止並びに命令</p> <p>3 法第二百六十九条第二項、第二百七十条第四項及び第二百七十一条第四項の規定による</p>	<p>さいたま市</p>



	<p>認可の取消し</p> <p>4 法第二百六十九条第三項及び第二百七十一条第五項の規定による公告</p> <p>5 法第二百七十条第一項及び第二項並びに第二百七十一条第一項及び第二項の規定による検査</p> <p>6 法第二百七十条第三項の規定による処分 取消し、変更及び停止並びに命令</p> <p>7 法第二百七十条第五項の規定による総会、 総会の部会及び総代会の招集</p> <p>8 法第二百七十条第六項の規定による解任の 投票の実施</p> <p>9 法第二百七十条第七項の規定による議決、 選挙、当選及び解任の投票の取消し</p>	
--	---	--

別表中第七十九項を第八十項とし、第七十八項を第七十九項とする。

別表第七十七項第二号市町村の欄中「加須市」を「熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市」に改め、「東松山市」の下に「春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市」を、「和光市」の下に「新座市」を、「久喜市」の下に「八潮市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市」を、「嵐山町」の下に「小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、小鹿野町、神川町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町」を加え、同項第三号市町村の欄中「ふじみ野市」の下に「白岡市」を加え、同項を同表第七十八項とする。

別表第七十六項第四号市町村の欄及び同項第五号市町村の欄中「行田市」の下に「加須市」を、「吉川市」の下に「白岡市」を加え、同項を同表第七十七項とし、同表第六十六項から第七十五項までを一項ずつ繰り下げ、同表第六十五項の次に次の一項を加える。

<p>電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（一の市町村の区域内のみ営業所を設置して電気工事業を営もうとする者に係るものに限る。）</p>	<p>1 法第三条第一項及び第三項の規定による登</p>	<p>加須市、吉見町</p>
---	------------------------------	----------------

- 2 法第六条第二項、第二十七条第三項及び第二十八条第三項の規定による通知
- 3 法第七条第一項の規定による登録証の交付
- 4 法第八条第三項、第九条第三項、第十条第一項（法第十七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第十一条（法第十七条の二第四項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第四項の規定による届出の受理
- 5 法第十二条の規定による登録証の再交付
- 6 法第十四条の規定による登録の消除
- 7 法第十五条の規定による登録証の返納
- 8 法第十六条の規定による登録簿の謄本の交付及び閲覧
- 9 法第十七条第二項、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第二項の規定による命令
- 10 法第十七条の二第一項及び第三項並びに第三十四条第五項の規定による通知の受理
- 11 法第十七条の三の規定による勧告
- 12 法第二十八条第一項の規定による登録の取消し及び命令
- 13 法第二十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- 14 法第三十条第一項の規定による聴聞
- 15 法第三十三条の規定によるあっせん等

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十項市町村の欄中「戸田市」の下に「志木市」を、「八潮市」の下に「三郷市」を加える。

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十項市町村の欄中「東松山市」の下に「羽生市」を、「戸田市」の下に「朝霞市」を、「志木市」の下に「和光市、新座市」を、「八潮市」の

下に「富士見市」を、「坂戸市」の下に「吉川市」を、「上里町」の下に「寄居町、松伏町」を加える。

第五条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十項市町村の欄中「久喜市」の下に「北本市」を加える。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第三条の規定 平成二十五年六月一日
- 三 第四条の規定 平成二十五年十月一日
- 四 第五条の規定 平成二十五年十一月五日

2 この条例（第一条の規定を除く。以下同じ。）（前項第二号から第四号までに掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

## 本号で公布された条例のあらまし

県の機関の請求によつて出頭した者に対する費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十七号）（人事課）

### 一 趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、県議会の会議に出頭した参考人等に対する費用弁償について定めるための改正

### 二 内容

県議会の会議に出頭した参考人等に対する費用弁償の支給について、常任委員会等と同様の取扱いをするとともに、常任委員会に出頭した参考人等に対する費用弁償の支給に係る地方自治法の引用部分について規定の整備を行う。

### 三 施行期日

公布の日から施行し、第一条の規定は、平成二十四年九月二十四日から適用する。ただし、第二条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 条 例

県の機関の請求によつて出頭した者に対する費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十七号

県の機関の請求によつて出頭した者に対する費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例

第一条 県の機関の請求によつて出頭した者に対する費用弁償等の支給に関する条

例（昭和三十一年埼玉県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「含む。」の下に「又は第一百五條の二第二項」を加え、同項第五号中「含む。」の下に「又は第一百五條の二第一項」を加える。

第二条 県の機関の請求によつて出頭した者に対する費用弁償等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「第九條第六項（同法第九條の二第五項又は第十條第五項において準用する場合を含む。）又は第一百五條の二第二項」を「第一百五條の二第二項（同法第九條第五項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第五号中「第九條第五項（同法第九條の二第五項又は第十條第五項において準用する場合を含む。）又は第一百五條の二第一項」を「第一百五條の二第一項（同法第九條第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の第一項第二号及び第五号の規定は、平成二十四年九月二十四日から適用する。ただし、第二条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十八号）

（人事課）

一 趣旨

国家公務員退職手当法等の一部改正に伴い、国に準じて退職手当の額の改定等を行うための改正

二 内容

（一）支給水準の引下げ

退職手当の基本額は、条例本則の規定により計算した額に附則で定める調整率を乗じて算出している。この調整率を、百分の百四から百分の八十七へ段階的に引き下げる。

期間	調整率
現行	百分の百四
平成二十五年二月一日から平成二十五年十月三十一日まで	百分の九十八
平成二十五年十一月一日から平成二十六年七月三十一日まで	百分の九十二
平成二十六年八月一日以降	百分の八十七

（二）定年前早期退職特例措置の拡充

退職日年齢及び勤続年数の要件を緩和するとともに、退職日給料月額額の割増率を、現行の定年前一年につき二パーセントを上限三パーセントに拡大する。

（三）規定の整備

地方職員共済組合等への出向歴を有する職員の退職手当の額の算定に用いる利率の規定を整備する。

三 施行期日

平成二十五年二月一日。ただし、（二）は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日、（三）は公布の日

## 条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十八号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「給料の」を「退職の日におけるその者の給料の」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第二項中「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第七条の四第四項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
  - 二 その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの
  - 三 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たもの
- 第四条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

第五条の見出し中「整理退職等」を「二十五年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者

三 勤務公署の移転により退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たもの

四 公務上の傷病又は死亡により退職した者

五 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤続すること  
を困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの

六 二十五年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たもの

第五条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

第五条の三の表以外の部分中「第五条第一項」を「第四条第一項第三号及び第五条第一項（第一号を除く。）」に、「二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの」を「規則で定める者」に、「定年退職日から一年前まで」を「定年に達する日から規則で定める一定の期間前まで」に、「が二十五年以上」を「が二十年以上」に、「退職の日において定められているその者に係る定年から十年を減じた」を「規則で定める」に、「同項」を「第四条第一項、第五条第一項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第五条第一項」を「第四条第一項及び第五条第一項」に改め、同表読み替える字句の欄中「百分の二」を「当該年数及び退職日給料月額に応じて百分の三を超えない範囲内で規則で定



める割合」に改める。

第七条の三の表読み替える字句の欄中「百分の二」を「当該年数及び退職日給料月額に応じて百分の三を超えない範囲内で規則で定める割合」に改める。

第七条の四第四項第一号中「自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）を「自己都合等退職者」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

附則第三十六項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十五条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七条の五中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第三十六項」とする。

附則第三十七項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年埼玉県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、第四条若しくは第五条又は附則第二十六項」を「第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」、「（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満）」及び「改正後の条例第三条から第五条の三まで及び附則第七項の規定にかかわらず」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第四項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第三条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「改正後の条例第三条第一項及び第五条の二並びに附則第七項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は改正後の条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第五項中「改正後の条例第五条から第五条の三まで及び附則第七項の規定にかかわらず」を削る。

附則別表平成二十一年四月一日以後の項中「以後」を「から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同表に次のように加える。

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一・八パーセント
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年二・二パーセント
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年二・六パーセント
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二・九パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年三・六パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成三十二年四月一日以後	年四・一パーセント

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年埼玉県条例第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「退職手当の額が、新条例第二条の四」を「額(当該勤続期間が

四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第三十六項の規定の例により計算して得られる額にそれぞれ百分の八十七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、百分の八十七）を乗じて得た額が、新条例第二条の四に改め、「附則第六項、附則第七項、附則第九項の規定による改正後の」及び「附則第十項の規定による改正後の」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成二十五年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則別表の改正規定 公布の日

二 第一条中職員の退職手当に関する条例第三条、第四条、第五条（見出しを含む。）、第五条の三、第七条の三及び第七条の四第四項の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日

##### （経過措置）

2 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この項において「新退職手当条例」という。）附則第三十六項（新退職手当条例附則第三十八項及び第三条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第四項においてその例による場合を含む。）及び第三十七項の規定の適用については、新退職手当条例附則第三十六項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年二月一日から同年十月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、同年十一月一日から平成二十六年七月三十一日までの間においては「百分の九十二」とする。

3 第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第三項（同条例附則第五項においてその例による場合を含む。）及び第四項の規定の適用については、同条例附則第三項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年二月一日から同年十月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、同年十一月一日から平成二十六年七月三十一日までの間においては「百分の九十二」とする。

4 第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年二月一日から同年十月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、同年十一月一日から平成二十六年七月三十一日までの間においては「百分の九十二」と、「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年二月一日から同年十月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、同年十一月一日から平成二十六年七月三十一日までの間においては「百分の九十二」とする。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十九号）（税務課）

### 一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、地方消費税の税率を引き上げるほか、必要な規定の整備を行う。

### 二 内容

#### (一) 地方消費税

地方消費税の税率（現行百分の二十五）を平成二十六年四月一日から六十三分の十七に、平成二十七年十月一日から七十八分の二十二に引き上げる。

#### (二) 行政手続条例の適用除外規定の見直し

県が行う地方税に関する処分について、行政手続条例の適用除外規定を見直し、理由を提示する。

#### (三) その他

引用条文の項の変更に伴う規定の整備を行う。

### 三 施行期日

平成二十六年四月一日。ただし、二(一)の一部は平成二十七年十月一日、二(二)は平成二十五年一月一日、二(三)は公布の日。

## 条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十九号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「第二章」の下に、「（第八条を除く。）」を、「第三章」の下に、「（第十四条を除く。）」を加える。

第三十一条の十六中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

附則第二十五条第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第二条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第三十一条の十六中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中埼玉県税条例附則第二十五条第一号の改正規定 公布の日

二 第一条中埼玉県税条例第五条の二第一項の改正規定及び次項の規定 平成二十五年一月一日

三 第二条の規定及び附則第四項の規定 平成二十七年十月一日  
（埼玉県行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例（次項において「改正後の条例」という。）第五条の二第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした第一条の規定による改正前の埼玉県税条例第五条の二第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

3 改正後の条例の規定中地方消費税に関する部分は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に事業者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和

六十三年法律第百八号)第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項及び次項において同じ。)及び施行日以後に保税地域(同条第一項第二号に規定する保税地域をいう。以下この項及び次項において同じ。)から引き取られる課税貨物(同条第一項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

4 第二条の規定による改正後の埼玉県税条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一項第三号に定める日(以下この項において「一部施行日」という。)(以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び一部施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日から一部施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（埼玉県条例第六十号）（共助社会づくり課）

### 一 趣旨

個人県民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を県が指定するための手續等を定めるための条例

### 二 内容

- (一) 法人の指定の手續及び基準
- (二) 指定法人の義務等
- (三) 名称使用制限の違反に対する罰則

### 三 施行期日

平成二十四年十二月二十五日。ただし、(三)は平成二十五年二月一日



## 条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項第四号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「指定」とは、地方税法第三十七条の二第三項の規定により、同条第一項第四号に規定する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を条例で定めることをいう。

2 この条例において「指定特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動法人のうち指定を受けたものをいう。

(指定の申出)

第三条 地方税法第三十七条の二第三項の規定による申出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。

- 一 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名、主たる事務所及びその他の事務所の所在地並びに設立の年月日
- 二 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
- 三 特定非営利活動法人が前号に規定する事業を行っている地域
- 四 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申出書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類（当該特定非営利活動法人が知事所轄法人（法第九条の所轄庁が知事である特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第一号から第三号までに掲げる書類に限る。）を添付しなければならない。

- 一 実績判定期間（指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定

を受けようとする場合にあつては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下この項及び次条において同じ。）内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。第十二条第二項第一号において同じ。）

二 次条各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第六条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

四 実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書、計算書類（法第二十七条第三号に規定する計算書類をいう。）及び財産目録

五 実績判定期間内の日を含む各事業年度において役員であつたことがある者全員の役員であつた日における氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての実績判定期間内の日を含む各事業年度における報酬の有無を記載した名簿

六 実績判定期間内の日を含む各事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）又は居所を記載した書面

七 役員名簿（法第十条第一項第二号イに規定する役員名簿をいう。以下同じ。）

八 事業計画書（法第十条第一項第七号（法第二十五条第三項の認証を受けている場合においては、同号及び同条第四項）の事業計画書をいう。第六条第三号及び第十一条第一項において同じ。）

九 定款等（法第二十八条第二項に規定する定款等をいう。以下同じ。）  
（指定のために必要な手続を行う基準）

第四条 知事は、前条第一項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。

一 県内に主たる事務所があること。

二 県内において特定非営利活動（法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。以下この条において同じ。）の実績を有していること。

三 広く県民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間における経常収入金額（法第四十五条第一項第一号イの経常収入金額をいう。）のうち寄附金その他規則で定める収入金（第五号ロにおいて「寄附金等」という。）の占める割合が規則で定める割合以上であり、かつ、地方公共団体、国その他の規則で定める法人（以下この号において「地方公共団体等」という。）と特定非営利活動に係る補助事業（地方公共団体等からの補助金その他地方公共団体等が反対給付を受けない給付金の交付の対象となる事業をいう。）又は特定非営利活動に係る委託事業（地方公共団体等が当該特定非営利活動法人に委託して実施する事業又は事務をいう。）を県内で実施した実績が規則で定める件数以上であること。

ロ 実績判定期間において寄附者の数が規則で定める数以上であり、かつ、ボランティアの実人数が規則で定める数以上であること。

四 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして規則で定める者（当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下この号及び第十二条第二項第三号において「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で規則で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

- (1) 会員等
- (2) 特定の団体の構成員
- (3) 特定の職域に属する者

八 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

二 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

五 その事業活動が次のいずれにも適合していること。

イ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が百分の八十以上であること。

ロ 実績判定期間において受け入れた寄附金等の額の総額の百分の七十以上を

特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

六 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを県内の事務所（主たる事務所及びその他の事務所のうち県内に所在するものをいう。以下同じ。）において閲覧させること。

イ 事業報告書等（法第二十八条第一項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。）、役員名簿及び定款等

ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第十二条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類

七 前条第一項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

八 法第四十五条第一項第三号、第四号（八及び二を除く。）、第六号及び第七号に掲げる基準に適合していること。

九 実績判定期間において、第一号、第二号、第六号及び前号に掲げる基準（当該実績判定期間中に指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第六号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第五条 前二条に定めるもののほか、指定を受けようとする特定非営利活動法人が、合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人であつて、第三条第一項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併に係る登記の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

（欠格事由）

第六条 第四条の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないものとする。

一 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 指定特定非営利活動法人が第十八条第一項第二号から第七号まで又は第二項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であつた者でその取消しの効力を生じた日から五年を経過しないもの又は法第四十七条第一号イの規定に該当する者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定若しくは埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県

条例第三十九号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下二及び第六号において同じ。)の構成員(暴力団の構成員を含む。)又は暴力団の構成員でなくなつた日から五年を経過しない者(第六号口において「暴力団の構成員等」という。)

二 第十八条第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第七号又は第二項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(指定の通知等)

第七条 知事は、指定があつたとき若しくはなかつたとき又は第四条の規定による指定のために必要な手続を行わないことを決定したときはその旨を、第三条第一項の申出書を提出した特定非営利活動法人及び当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在する市町村の長に対し、速やかに通知するものとする。

2 知事は、指定があつたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及び当該指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一 名称

- 二 代表者の氏名
- 三 県内の事務所所在地
- 四 指定年月日
- 五 現に行っている事業の概要
- 六 前号の事業を行っている地域
- 七 その他規則で定める事項

(名称等の使用制限)

第八条 指定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもつて、他の指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(指定の更新)

第九条 指定特定非営利活動法人は、指定を受けた日(第四項に規定する指定の更新をした旨の通知を受けた場合は、当該通知に係る報告をした日)の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過する日以前の規則で定める期間内に、規則で定めるところにより、現に第四条各号(第七号を除く。)に掲げる基準に適合している旨及び第六条各号(第二号を除く。)のいずれにも該当しない旨を知事に報告しなければならない。

2 第三条(第二項第一号を除く。)、第四条(第七号を除く。)、第五条及び第六条(第二号を除く。)の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 知事は、第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告をした指定特定非営利活動法人が第四条各号(第七号を除く。)に掲げる基準に適合し、かつ、第六条各号(第二号を除く。)のいずれにも該当しないと認めるときは、指定の更新(当該報告の日以後において指定の継続の確認をすることをいう。次項及び第十二条第一項において同じ。)をすることをいう。

4 知事は、指定の更新をしたときはその旨を、指定の更新をしないときは指定の取消しのために必要な手続を行う旨を、第一項の規定による報告をした指定特定非営利活動法人に通知するものとする。

(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧等)

第十条 指定特定非営利活動法人は、役員名簿若しくは定款又は代表者の氏名の変更(定款に係る変更にあつては、次条第一項に規定する事項に係る変更を除く。)があつたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る指定特定非営利活動法人が知事所轄法人であつて、定款の変更については法第二十五条第三項の認証を受けている場合は、当該定款の変更については同条第四項の申請書の提出をもつて、前項の規定による届出に代えることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る指定特定非営利活動法人が知事所轄法人であつて、当該届出の内容が、役員名簿の変更によるものにあつては法第二十三条第一項の規定による届出をもつて、定款の変更（前項の規定の適用を受けるものを除く。）によるものにあつては法第二十五条第六項の規定による届出をもつて、第一項の規定による届出に代えることができる。

4 指定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、県内の事務所において、これを閲覧させなければならない。

5 指定特定非営利活動法人は、前項の書類（事業報告書等（年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）又は居所を記載した書面に限る。）及び役員名簿を除く。）について、正当な理由がある場合を除いて、規則で定めるところにより、インターネットを利用した公表（第十二条第六項及び第十八条第二項第四号において「インターネット公表」という。）をしなければならない。

（事業の概要等に関する変更の届出等）

第十一条 指定特定非営利活動法人は、第三条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項若しくは事業計画書に記載した事項又はその名称若しくは県内の事務所の所在地に変更があつたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつた場合（次項又は第四項の規定により当該届出に代える場合を含む。第五項及び第十四条において同じ。）において、その変更の内容が当該指定特定非営利活動法人の名称又は主たる事務所の所在地の変更であるときは、知事は、指定の変更のために必要な手続を行うものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る指定特定非営利活動法人が知事所轄法人であつて、その名称又は県内の事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴うものに限る。）については法第二十五条第三項の認証を受けている場合は、当該変更については同条第四項の申請書の提出をもつて、第一項の規定による届出に代えることができる。

4 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る指定特定非営利活動

法人が知事所轄法人であつて、当該届出の内容が、県内の事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）によるものにあつては、法第二十五条第六項の規定による届出をもつて、第一項の規定による届出に代えることができる。

5 知事は、第一項の規定による届出があつたとき（第二項の規定の適用を受ける場合は、指定の変更があつたとき）は、その旨を当該指定特定非営利活動法人の主たる事務所の所在する市町村の長に対し、速やかに通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（申出書等の添付書類及び役員報酬規程等の備置き、閲覧等）

第十二条 指定特定非営利活動法人は、第三条第二項第一号から第三号まで（これらの規定を第九条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる書類を、規則で定めるところにより、当該指定を受けた日（第九条第四項の規定により指定の更新に係る通知を受けたときは、当該通知を受けた日）の翌日から起算して五年間、県内の事務所に備え置かなければならない。

2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初日から三月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類にあつてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類にあつては翌々事業年度の末日までの間、県内の事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを県内の事務所に備え置かなければならない。

4 指定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。次条第二項において同じ。）を行うときは、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを県内の事務所に備え置かなければならない。

5 指定特定非営利活動法人は、第三条第二項第二号若しくは第三号（これらの規



定を第九条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは第三項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、県内の事務所において、これを閲覧させなければならない。

6 指定特定非営利活動法人は、第二項第二号から第四号までに掲げる書類のうち規則で定めるものについて、正当な理由がある場合を除いて、インターネット公表をしなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第十三条 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等及び前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、当該指定特定非営利活動法人が知事所轄法人であつて法第二十九条の規定により事業報告書等を提出している場合は、この項本文の規定による事業報告書等の提出は要さない。

2 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、規則で定めるところにより、前条第三項又は第四項の書類を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第十四条 知事は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第三条第二項第二号若しくは第三号(これらの規定を第九条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる書類、事業報告書等、第十一条第一項の規定による届出があつた場合に係る書類、第十二条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類若しくは第四項の書類(過去三年間に提出を受けたものに限る。)又は役員名簿若しくは定款等について閲覧又は謄写の請求があつたときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させるものとする。

(指定特定非営利活動法人の合併)

第十五条 指定特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によつて設立する特定非営利活動法人が第四条各号(第七号を除く。)に掲げる基準に適合し、及び第六条各号(第二号を除く。)のいずれにも該当しないことを確認するものとする。

3 知事は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を当該指定特定非営利活動法人の主たる事務所の所在する市町村の長に対し、速やかに通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

4 第三条、第四条（第七号を除く。）、第六条及び第十二条第一項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

5 指定特定非営利活動法人が、その名称及び主たる事務所の所在地の変更を伴わない合併をした場合は、地方税法第三十七条の二第一項第四号に規定する条例に規定されている当該合併前の特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地は、合併後の法人について規定されたものとみなす。

（報告及び検査）

第十六条 知事は、指定特定非営利活動法人が第四条各号（第七号を除く。）に掲げる基準に適合していない疑いがあるとき、第六条各号（第二号を除く。）のいづれかに該当している疑いがあるときその他この条例の規定に違反している疑いがあるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告、命令等）

第十七条 知事は、指定特定非営利活動法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の方法により、その勧告の内容を公表するものとする。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかつたときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

4 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を告示するとともに、その概要をインターネットの利用その他の方法により、公表するものとする。

（指定の取消しのために必要な手続を行う基準等）

第十八条 知事は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するとき

は、指定の取消しのために必要な手続を行うものとする。

- 一 第四条第一号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 二 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。
- 三 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。
- 四 第九条第一項の規定による報告を行わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 第九条第一項の規定による報告を受けた場合において、当該指定特定非営利活動法人が、第四条各号（第七号を除く。）に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又は第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当すると認めるとき。

六 第十五条第一項の規定による届出を受けた場合において、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が、第四条各号（第七号を除く。）に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又は第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当すると認めるとき。

七 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

八 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があつたとき。

九 指定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 知事は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

- 一 第四条第二号又は第八号（法第四十五条第一項第七号に係る部分を除く。）に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 二 第十条第一項、第十一条第一項又は第十五条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 正当な理由がないのに、第十条第四項又は第十二条第五項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。
- 四 正当な理由がないのに、第十条第五項又は第十二条第六項の規定に違反して書類のインターネット公表をしなかったとき。
- 五 第十二条第一項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）、第二項から第四項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 六 第十三条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 七 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 八 前各号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 知事は、指定の取消しがあつたときは、その旨及びその理由を当該指定が取り消された特定非営利活動法人及び当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在する市町村の長に対し、速やかに通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(協力依頼)

第十九条 知事は、この条例の施行のため必要があるときは、地方公共団体、国その他の者に対し、この条例の施行に関し必要な事項を照会し、又はこの条例の施行に関し必要な協力を求めることができる。

(罰則)

第二十条 第八条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条及び第二十条の規定は、平成二十五年二月一日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十一号）（青少年課）

### 一 趣旨

青少年を取り巻く社会環境の浄化をより一層推進するため、青少年に対し入れ墨を施す行為を禁止するもの

### 二 内容

- (一) 入れ墨を施す行為の禁止
- (二) 場所提供の禁止
- (三) 罰則
  - ア 入れ墨を施す行為の禁止違反 五十万円以下の罰金
  - イ 場所提供の禁止違反 三十万円以下の罰金

### 三 施行期日

平成二十五年二月一日

## 条 例

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十一号

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し及び同条第一項中「みだらな」を「淫らな」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（入れ墨の禁止）

第十九条の二 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

第二十条第一号中「みだらな」を「淫らな」に改め、同条第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第四号中「充てん料」を「充填料」に改め、同条第五号中「とばく」を「賭博」に改め、同条に次の一号を加える。

八 前条に規定する行為

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 第十九条の二の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条中「若しくは第二項」の下に「、第十九条の二」を加え、「及び第二十九条」を「から第二十九条まで」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年二月一日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（埼玉県条例第六十二号）（男女共同参画課）

### 一 趣旨

社会福祉法の一部改正に伴い、婦人保護施設の設備及び運営の基準を定めるための条例の制定

### 二 内容

#### （一）設備の基準

（例）事務室、相談室、居室、医務室を設けること

#### （二）運営の基準

（例）人権に配慮し、意思と人格を尊重した運営

### 三 施行期日

平成二十四年十二月二十五日

## 条 例

埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十二号

埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第一項の規定に基づき、婦人保護施設(売春防止法(昭和三十一年法律第一百八号)第三十六条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

(人権の尊重)

第三条 婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の意思及び人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 婦人保護施設においては、入所者の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 婦人保護施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対し、必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第四条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者に関する秘密を漏らしてはならない。

2 婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者に関する秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(最低基準と婦人保護施設)

第五条 婦人保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)



第六条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第七条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立てておかなければならない。

2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(苦情への対応)

第八条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、婦人相談所から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第九条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(職員)

第十条 婦人保護施設の職員に係る基準は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号。以下「省令」という。）第八条に規定する基準の例によることとする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第十一条 婦人保護施設の職員は、常に自己研鑽さんに励み、婦人保護施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 婦人保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。

(施設長の資格要件)

第十二条 婦人保護施設の施設長の資格要件に係る基準は、省令第九条に規定する基準の例によることとする。

(設備の基準)

第十三条 婦人保護施設の設備に係る基準は、省令第十条に規定する基準の例によることとする。

(居室の入所人員)

第十四条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(自立の支援等)

第十五条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

(給食)

第十六条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない婦人保護施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第十七条 婦人保護施設は、入所者については、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者が使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十八条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が省令第十四条の二第一項の厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)(の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

- 二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関等との連携)

第十九条 婦人保護施設は、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、児童相談所、警察、母子生活支援施設、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子相談員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例(埼玉県条例第六十三号)

(自然環境課)

一 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の改正に伴い、鳥獣保護区等に設置する標識の寸法について条例で定めるものである。

二 内容

(一) 制札の標示面は、環境省令の規定に準拠する。

(二) 標識の区分により異なっていた制札の支柱及び標柱の地上高の寸法は、視認性を考慮し、基準を統一する。

(三) 地域の状況により制札の支柱及び標柱の地上高の寸法を基準未満の寸法とすることができるとする。

(四) 標識の区分と寸法の基準(寸法省略)

ア 指定猟法禁止区域

イ 鳥獣保護区

ウ 特別保護地区

エ 休猟区

オ 特定猟具使用禁止区域

カ 特定猟具使用制限区域

キ 特別保護指定区域

三 施行期日

公布の日

## 条 例

埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十二号

埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十五条第十四項ただし書（法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第七項（法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。次条第一項第七号において「省令」という。）第三十七条第二項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区等を表示する標識の寸法について定めるものとする。

(標識の寸法)

第二条 前条に規定する規定により条例で定める標識の寸法は、次の各号に掲げる標識の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、地形その他の地域の状況により当該標識の寸法（地上高の部分に限る。以下この項において同じ。）を縮小することが適当であると認められるときは、当該標識の寸法は当該各号に定める寸法未満の寸法とすることができる。

一 法第十五条第十三項に規定する指定猟法禁止区域を表示する標識 制札は一辺三十センチメートル以上とし、支柱を用いる場合にあつては、当該支柱は地上高八十センチメートル以上とすること。

二 法第二十八条第九項において準用する法第十五条第十三項に規定する鳥獣保護区を表示する標識 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるとおりとすること。

- イ 標柱を用いる標識 地上高百二十センチメートル以上とすること。
- ロ 制札を用いる標識 制札は縦三十六センチメートル以上及び横四十五センチメートル以上とし、支柱を用いる場合にあつては、当該支柱は地上高八十センチメートル以上とすること。

三 法第二十九条第四項において準用する法第十五条第十三項に規定する特別保護地区を表示する標識 次のイ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口に定めるとおりとすること。

イ 標柱を用いる標識 地上高百二十センチメートル以上とすること。

ロ 制札を用いる標識 制札は縦三十六センチメートル以上及び横四十五センチメートル以上とし、支柱を用いる場合にあつては、当該支柱は地上高八十センチメートル以上とすること。

四 法第三十四条第五項に規定する休猟区を表示する標識 次のイ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口に定めるとおりとすること。

イ 標柱を用いる標識 地上高百二十センチメートル以上とすること。

ロ 制札を用いる標識 制札は一辺三十センチメートル以上とし、支柱を用いる場合にあつては、当該支柱は地上高八十センチメートル以上とすること。

五 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第五項に規定する特定猟具使用禁止区域を表示する標識 次のイ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口に定めるとおりとすること。

イ 標柱を用いる標識 地上高百二十センチメートル以上とすること。

ロ 制札を用いる標識 制札は縦三十六センチメートル以上及び横四十五センチメートル以上とし、支柱を用いる場合にあつては、当該支柱は地上高八十センチメートル以上とすること。

六 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第五項に規定する特定猟具使用制限区域を表示する標識 制札は一辺三十センチメートル以上とし、支柱を用いる場合にあつては、当該支柱は地上高八十センチメートル以上とする。

七 省令第三十七条第一項に規定する特別保護指定区域を表示する標識 制札は縦七十センチメートル以上及び横九十センチメートル以上とし、支柱を用いる場合にあつては、当該支柱は地上高八十センチメートル以上とすること。

2 前項に定めるもののほか、同項各号に掲げる標識の寸法は、当該各号に掲げる標識の区分ごとに規則で定める寸法とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（埼玉県条例第六十

四号）（社会福祉課）

### 一 趣旨

生活保護法等の一部改正に伴い、保護施設等の設備及び運営の基準を定めるための条例の制定

### 二 内容

#### （一）設備の基準

（例）救護施設

食堂、洗面所、便所、事務室を設けること

#### （二）運営の基準

（例）非常災害対策として、必要な物資の備蓄に努めること

### 三 施行期日

公布の日。ただし、二（二）の一部は平成二十五年四月一日

## 条 例

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十四号

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 目次

第一章 総則（第一条 第十条）

第二章 保護施設

第一節 救護施設（第十一条 第二十条）

第二節 更生施設（第二十一条 第二十六条）

第三節 医療保護施設（第二十七条）

第四節 授産施設（第二十八条 第三十三条）

第五節 宿所提供施設（第三十四条 第三十九条）

第三章 社会事業授産施設（第四十条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十九条第一項の規定に基づき保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき授産施設（同法第二条第二項第七号に規定する授産施設であつて、生活保護法の適用を受けないものに限る。第三章において「社会事業授産施設」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第二条 保護施設は、入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第三条 保護施設（医療保護施設を除く。以下同じ。）の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。



(設備の専用)

第四条 保護施設の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならぬ。  
ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第五条 保護施設の職員の資格要件に係る基準は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十八号。以下「省令」という。)第五条に規定する基準の例によることとする。

(職員の専従)

第六条 保護施設の職員の専従に係る基準は、省令第六条に規定する基準の例によることとする。

(苦情への対応)

第七条 保護施設は、その行った処遇に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設は、その行った処遇に関し、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 保護施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(非常災害対策)

第八条 保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立てておかなければならない。

2 保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 保護施設は、入所者等の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(事故防止対策)

第九条 保護施設は、入所者等の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

(帳簿の整備)

第十条 保護施設は、設備、職員、会計及び入所者等の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

## 第二章 保護施設

### 第一節 救護施設

(規模)

第十一条 救護施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しななければならない。

2 救護施設に、当該救護施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であつて入所者が二十人以下のもの（以下この項及び第十三条において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、サテライト型施設は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合をおおむね八十パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第十二条 救護施設の設備の基準は、省令第十条に規定する基準の例によることとする。

(サテライト型施設の設備の基準)

第十三条 サテライト型施設の設備の基準は、省令第十条の二に規定する基準の例によることとする。

(職員の配置の基準)

第十四条 救護施設の職員の配置の基準は、省令第十一条に規定する基準の例によることとする。

(居室の入所人員)

第十五条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(給食)

第十六条 給食は、あらかじめ作成された献立に従つて行うこととし、その献立は、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

(健康管理)

第十七条 入所者については、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

第十八条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活指導等)

第十九条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しきしなければならない。

5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第二十条 救護施設は、当該救護施設の設置者が省令第十六条の二の厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

## 第二節 更生施設

(規模)

第二十一条 更生施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合をおおむね八十パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第二十二条 更生施設の設備の基準は、省令第十八条に規定する基準の例によることとする。

(職員の配置の基準)

第二十三条 更生施設の職員の配置の基準は、省令第十九条に規定する基準の例によることとする。

(生活指導等)

第二十四条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第十九条(第二項を除く。)の規定を準用する。

(作業指導)

第二十五条 更生施設は、入所者に対し、前条第一項の更生計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

(準用)

第二十六条 第十五条から第十八条まで及び第二十条の規定は、更生施設について準用する。この場合において、同条中「第十六条の二」とあるのは、「第二十二條において準用する省令第十六条の二」と読み替えるものとする。

第三節 医療保護施設

(設備及び運営の基準)

第二十七条 医療保護施設は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)その他医療に関する法令に基づく設備を設けるとともに、当該法令に基づき適切に運営されていなければならない。

第四節 授産施設

(規模)

第二十八条 授産施設は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合をおおむね五十パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第二十九条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができるときは、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 作業室

二 作業設備

三 食堂

四 洗面所  
五 便所  
六 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 作業室

イ 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

ロ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 便所

男子用と女子用を別に設けること。

(職員の配置の基準)

第三十条 授産施設の職員の配置の基準は、省令第二十五条に規定する基準の例によることとする。

(工賃の支払)

第三十一条 授産施設の工賃の支払に係る基準は、省令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

(自立指導)

第三十二条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(準用)

第三十三条 第十八条の規定(医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。)は、授産施設について準用する。

第五節 宿所提供施設

(規模)

第三十四条 宿所提供施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合をおおむね五十パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第三十五条 宿所提供施設の設備の基準は、省令第二十九条に規定する基準の例によることとする。

(職員の配置の基準)

第三十六条 宿所提供施設の職員の配置の基準は、省令第三十条に規定する基準の例によることとする。

（居室の利用世帯）

第三十七条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、二以上の世帯に利用させてはならない。

（生活相談）

第三十八条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等入所者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

（準用）

第三十九条 第十八条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設について準用する。

### 第三章 社会事業授産施設

（設備及び運営の基準）

第四十条 社会事業授産施設の設備及び運営の基準は、第二条から第六条まで、第七条第一項及び第三項、第八条から第十条まで並びに前章第四節（第二十八条第二項を除く。）の規定を準用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条第三項及び第九条（これらの規定を第四十条において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（埼玉県条例第六十五号）（高齢介護課）

### 一 趣旨

社会福祉法及び老人福祉法の一部改正に伴い、軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定めるための条例の制定

### 二 内容

#### (一) 設備の基準

(例) 特別養護老人ホーム

静養室、食堂、浴室、医務室、調理室を設けること

#### (二) 運営の基準

(例) 非常災害対策として、必要な物資の備蓄に努めること

### 三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)及び二(二)の一部は平成二十五年四月一日

## 条 例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十五号

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
  - 第一節 総則（第二条）
  - 第二節 基本方針（第三条）
  - 第三節 設備及び運営に関する基準（第四条 第三十四条）
  - 第四節 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（第三十五条 第四十条）
- 第三章 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
  - 第一節 総則（第四十一条）
  - 第二節 基本方針（第四十二条）
  - 第三節 設備及び運営に関する基準（第四十三条 第六十九条）
- 第四章 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
  - 第一節 総則（第七十条）
  - 第二節 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第七十一条 第一百条）
  - 第三節 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第一百一条 第一百十一条）
  - 第四節 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第一百十二条 第一百七十七条）
  - 第五節 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第一百八条 第二百十一条）

#### 附則

第一章 総則

（趣旨）



第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるとともに、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づき養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

## 第二章 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

### 第一節 総則

#### （定義）

第二条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、社会福祉法及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第一百七号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

### 第二節 基本方針

第三条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村（特別区を含む。第百十六条第一項を除き、以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### 第三節 設備及び運営に関する基準

#### （構造設備等の一般原則）

第四条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

#### （設備の専用）

第五条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでな

ければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第六条 軽費老人ホームの職員の資格要件に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

(職員の専従)

第七条 軽費老人ホームの職員の専従に係る基準は、省令第六条に規定する基準の例によることとする。

(運営規程)

第八条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第二十九条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第九条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備)

第十条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 入所者に提供するサービスに関する計画
- 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 省令第十七条第三項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

#### 四 第三十二条第二項の苦情の内容等の記録

五 省令第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第三項の記録

#### (設備の基準)

第十一条 軽費老人ホームの設備に係る基準は、省令第十条に規定する基準の例によることとする。

#### (職員配置の基準)

第十二条 軽費老人ホームの職員配置に係る基準は、省令第十一条に規定する基準の例によることとする。

#### (入所申込者等に対する説明等)

第十三条 入所申込者等に対する説明等に係る基準は、省令第十二条に規定する基準の例によることとする。

#### (対象者)

第十四条 軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なもの
- 二 六十歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

#### (入退所)

第十五条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となつたと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第二十五項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業（同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業をいう。第二十四条第一項第一号及び第六十二条第一項第一号において同じ。）を行う者又は介護保険施設（同条第二十四項

に規定する介護保険施設をいう。) に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十六条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料の受領)

第十七条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。)

二 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。)

三 居住に要する費用(前号の光熱水費及び次号の費用を除く。)

四 居室に係る光熱水費

五 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

六 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

3 第一項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

(サービス提供の方針)

第十八条 サービス提供の方針に係る基準は、省令第十七条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第十九条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第二十条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定(介護保険法第十九条第一項に規定する要介護

認定をいう。第五十八条第三項において同じ。）の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、二日に一回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第二十一条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。第五十九条において同じ。）となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられるよう、必要な援助を行わなければならない。

（健康の保持）

第二十二条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

（施設長の責務）

第二十三条 軽費老人ホームの長（次項において「施設長」という。）は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第八条から第十条まで、第十三条から前条まで及び次条から第三十四条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（生活相談員の責務）

第二十四条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。第六十二条第一項第一号において同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十八項に規定する介護

予防支援事業をいう。第六十二条第一項第一号において同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

二 第三十二条第二項の苦情の内容等の記録を行うこと。

三 省令第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第三項の記録を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

（勤務体制の確保等）

第二十五条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第二十六条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第二十七条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前各号に掲げるもののほか、知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第二十八条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならぬ。

(揭示)

第二十九条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十条 秘密保持等に係る基準は、省令第二十九条に規定する基準の例によることとする。

(広告)

第三十一条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第三十二条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 軽費老人ホームは、県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第三十三条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十四条 事故発生の防止及び発生時の対応に係る基準は、省令第三十三条に規定する基準の例によることとする。

#### 第四節 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

##### (この節の趣旨)

第三十五条 前節の規定にかかわらず、都市型軽費老人ホーム(小規模な軽費老人ホームであつて、原則として既成市街地等(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条第一項の表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。)に設置され、かつ、知事が地域の実情を勘案して指定するものをいう。以下この節において同じ。)の設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

##### (入所定員)

第三十六条 都市型軽費老人ホームは、その入所定員を二十人以下とする。

##### (設備の基準)

第三十七条 都市型軽費老人ホームの設備に係る基準は、省令第三十六条に規定する基準の例によることとする。

##### (職員配置の基準)

第三十八条 都市型軽費老人ホームの職員配置に係る基準は、省令第三十七条に規定する基準の例によることとする。

##### (自炊の支援)

第三十九条 都市型軽費老人ホームは、入所者の心身の状況や希望に応じ、自炊を行うために必要な支援を行わなければならない。

##### (準用)

第四十条 第四条から第十条まで及び第十三条から第三十四条までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第六条中「第五条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第五条」と、第七条中「第六条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第六条」と、第十条第二項第三号中「第十七条第三項」とあるのは「第三十九条において準用する省令第十七条第三項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第四十条において準用する第三十二条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第二項」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条第二項」と、第十三条中「第十二条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第十二条」と、第十八条中「第十七条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第十七条」と、第二十三条第二項中「第八条から第十条まで、第十三条から前条まで及び次条から第三十四条まで」とあるのは「第三十九条並びに第四十条において準用する第八条から第



十条まで、第十三条から第二十二條まで及び第二十四條から第三十四條まで」と、第二十四條第一項第二号中、「第三十二條第二項」とあるのは、「第四十條において準用する第三十二條第二項」と、同項第三号中、「第三十三條第二項」とあるのは「第三十九條において準用する省令第三十三條第二項」と、第三十條中、「第二十九條」とあるのは「第三十九條において準用する省令第二十九條」と、第三十四條中、「第三十三條」とあるのは「第三十九條において準用する省令第三十三條」と読み替えるものとする。

### 第三章 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

#### 第一節 総則

##### (定義)

第四十一條 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、老人福祉法及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

#### 第二節 基本方針

第四十二條 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（次節において「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならぬ。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### 第三節 設備及び運営に関する基準

##### (構造設備の一般原則)

第四十三條 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならぬ。

##### (設備の専用)

第四十四條 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りで

ない。

（職員の資格要件）

第四十五条 養護老人ホームの職員の資格要件に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

（職員の専従）

第四十六条 養護老人ホームの職員の専従に係る基準は、省令第六条に規定する基準の例によることとする。

（運営規程）

第四十七条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者の処遇の内容
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第四十八条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならぬ。

- 2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームは、入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

（記録の整備）

第四十九条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 処遇計画

二 行った具体的な処遇の内容等の記録

三 省令第十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第六十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 省令第二十九条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第五十条 養護老人ホームは、二十人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあつては、十人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第五十一条 養護老人ホームの設備に係る基準は、省令第十一条に規定する基準の例によることとする。

(職員の配置の基準)

第五十二条 養護老人ホームの職員の配置に係る基準は、省令第十二条に規定する基準の例によることとする。

(居室の定員)

第五十三条 一の居室の定員は、一人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、二人とすることができる。

(入退所)

第五十四条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

(処遇計画)

第五十五条 養護老人ホームの長（第六十一条において「施設長」という。）は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。

3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第五十六条 処遇の方針に係る基準は、省令第十六条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第五十七条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第五十八条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

7 養護老人ホームは、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しきしなければならない。

8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第五十九条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第六十条 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

(施設長の責務)

第六十一条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第四十七条から第四十九条まで、第五十四条から前条まで及び次条から第六十九条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第六十二条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

二 第六十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。

三 省令第二十九条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム(省令第十二条第七項に規定する外部サービス利用型養護老人ホームをいう。)にあつては、主任支援員が前二項に規定する業務を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第六十三条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第六十四条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供

する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第六十五条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第六十六条 秘密保持等に係る基準は、省令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

(苦情への対応)

第六十七条 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 養護老人ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第六十八条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第六十九条 事故発生の防止及び発生時の対応に係る基準は、省令第二十九条に規定する基準の例によることとする。

#### 第四章 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

##### 第一節 総則

（定義）

第七十条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、老人福祉法及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

##### 第二節 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第七十一条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居室における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話並びに機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて処遇を行うように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第七十二条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の

入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならぬ。

(設備の専用)

第七十三条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第七十四条 特別養護老人ホームの職員の資格要件に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

(職員の専従)

第七十五条 特別養護老人ホームの職員の専従に係る基準は、省令第六条に規定する基準の例によることとする。

(運営規程)

第七十六条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者の処遇の内容及び費用の額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第七十七条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備)

第七十八条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。



2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 入所者の処遇に関する計画
- 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
- 三 省令第十五条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第九十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 省令第三十一条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第七十九条 特別養護老人ホームの設備に係る基準は、省令第十一条(同条第四項第一号イを除く。)に規定する基準の例によることとする。

2 一の居室の定員は、一人とする。ただし、知事が認める場合は、四人以下とすることができる。

(職員の配置の基準)

第八十条 特別養護老人ホームの職員の配置に係る基準は、省令第十二条に規定する基準の例によることとする。

(サービス提供困難時の対応)

第八十一条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

第八十二条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援(介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援をいう。第五項において同じ。)を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(同項に規定する指定居宅サービスをいう。)の利用状況等の把握に努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員又は看護職員若しくは准看護師(第九十条において「看護職員」という。)等の職員の間で協議しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入所者の処遇に関する計画)

第八十三条 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第八十四条 処遇の方針に係る基準は、省令第十五条に規定する基準の例によることとする。

(介護)

第八十五条 介護に係る基準は、省令第十六条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第八十六条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第八十七条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第八十八条 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、そ

の者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第八十九条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第九十条 特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第九十一条 入所者の入院期間中の取扱いに係る基準は、省令第二十二条に規定する基準の例によることとする。

(施設長の責務)

第九十二条 特別養護老人ホームの長(次項において「施設長」という。)は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から第一百条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第九十三条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第九十四条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第九十五条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第九十六条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第九十七条 秘密保持等に係る基準は、省令第二十八条に規定する基準の例によることとする。

(苦情処理)

第九十八条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第九十九条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自

発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第百条 事故発生の防止及び発生時の対応に係る基準は、省令第三十一条に規定する基準の例によることとする。

第三節 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に

関する基準

（この節の趣旨）

第百一条 前節（第八十条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第七十条第四項において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下この節において同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第百二条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（運営規程）

第百三条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

五 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額  
六 施設の利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策

八 その他施設の運営に関する重要事項

(設備の基準)

第百四条 ユニット型特別養護老人ホームの設備に係る基準は、省令第三十五条に規定する基準の例によることとする。

(サービスの取扱方針)

第百五条 サービスの取扱方針に係る基準は、省令第三十六条に規定する基準の例によることとする。

(介護)

第百六条 介護に係る基準は、省令第三十七条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第百七条 ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第百八条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に<sup>し</sup>趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わつて行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めな

ければならない。

(勤務体制の確保等)

第九十九条 勤務体制の確保等に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の例によることとする。

(定員の遵守)

第一百十条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第一百一十一条 第七十二条から第七十五条まで、第七十七条、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十七条、第八十九条から第九十二条まで及び第九十五条から第九十九条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第七十四条中「第五条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第五条」と、第七十五条中「第六条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第六条」と、第七十八条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、同項第四号中「第九十八条第二項」とあるのは「第一百一十一条において準用する第九十八条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する省令第三十一条第三項」と、第九十一条中「第二十二条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十二条」と、第九十二条第二項中「第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から第九十条まで」とあるのは「第九十条及び第九十一条から第九十二条まで及び第九十五条から第九十九条まで」と、第九十七条中「第二十八条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十八条」と、第九十九条中「第三十一条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第三十一条」と読み替えるものとする。

第四節 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第一百十二条 前二節の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下の特別養護老人ホームをいう。以下この節及び附則第六条において同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(設備の基準)

第百十三条 地域密着型特別養護老人ホームの設備に係る基準は、省令第五十五条（同条第四項第一号イを除く。）に規定する基準の例によることとする。

2 一の居室の定員は、一人とする。ただし、知事が認める場合は、四人以下とすることができる。

（職員の配置の基準）

第百十四条 地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置に係る基準は、省令第五十六条に規定する基準の例によることとする。

（介護）

第百十五条 介護に係る基準は、省令第五十七条に規定する基準の例によることとする。

（地域との連携等）

第百十六条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（準用）

第百十七条 第七十一条から第七十八条まで、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条から第九十八条まで及び第百条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第七十四条中「第五条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第五条」と、第七十五条中「第六条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第六条」と、第七十八条第二項第三号中「第



十五条第五項」とあるのは「第五十九条において準用する省令第十五条第五項」と、同項第四号中「第九十八条第二項」とあるのは「第一百七十七条において準用する第九十八条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第五十九条において準用する省令第三十一条第三項」と、第八十四条中「第十五条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第十五条」と、第九十一条中「第二十二条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第二十二条」と、第九十二条第二項中、第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から第一百条まで」とあるのは「第一百十五条及び第一百十六条並びに第一百七十七条において準用する第七十六条から第七十八条まで、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条から第九十八条まで及び第一百条」と、第九十七条中「第二十八条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第二十八条」と、第一百条中「第三十一条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第三十一条」と読み替えるものとする。

第五節 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第一百八条 第二節から前節まで(第一百十四条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この節において同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(設備の基準)

第一百九条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備に係る基準は、省令第六十一条に規定する基準の例によることとする。

(介護)

第二十條 介護に係る基準は、省令第六十二条に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第二十一条 第七十二条から第七十五条まで、第七十七条、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十七条、第八十九条から第九十二条まで、第九十五条から第九十八条まで、第一百条、第一百二条、第一百三條、第一百五條、第一百七條から第一百十條まで及び第一百十六條の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第七十四条中「第五条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第五条」と、第七十五条中「第六條」とあるのは「第六十三条において準用する省令第六條」と、第七十八条第二項第三号中

「第十五条第五項」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十六条第七項」と、同項第四号中「第九十八条第二項」とあるのは「第二百二十一条において準用する第九十八条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十一条第三項」と、第九十一条中「第二十二条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第二十二条」と、第九十二条第二項中「第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から第一百条まで」とあるのは「第二百二十条並びに第二百二十一条において準用する第七十七条、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十七条、第八十九条から第九十二条まで、第九十五条から第九十八条まで、第一百条、第一百三十一条、第一百五十一条、第一百七十一条から第一百八十一条まで及び第一百九十一条」と、第九十七条中「第二十八条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第二十八条」と、第一百零一条中「第三十一条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十一条」と、第一百五十一条中「第三十六条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十六条」と、第一百九十一条中「第四十条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第四十条」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条第三項（第四十条において準用する場合を含む。）、第四十八条第三項、第七十七条第三項（第一百零一条、第一百七十一条及び第二百二十一条において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項及び第三項の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 次に掲げる厚生省令又は厚生労働省令（以下この条及び次条において「基準省令」という。）の本則に規定する条例を定めるに当たつての基準であつて、基準省令の制定又は改正に伴う経過措置（条例を定めるに当たつての基準とされるものを含む。以下「基準省令経過措置」という。）の適用を受けるもの（以下この条において「特例基準」という。）に基づき、この条例に定めるべき基準として特例基準と同一の内容を規定した場合における必要な経過措置は、この附則に別段の定めがある場合を除き、基準省令経過措置の例による。

一 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

二 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

三 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

第三条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、社会福祉法若しく

は老人福祉法又は基準省令その他の社会福祉法若しくは老人福祉法に基づく命令（以下この条において「基準省令等」という。）の規定に従い、条例で定めることとされた基準であつて、この条例に定めのないものが生じたときは、この条例に所要の改正が行われるまでの間は、基準省令等に規定する基準の例による。

第四条 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホームA型（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準附則第二条第一号に規定する軽費老人ホームA型をいう。）の非常災害対策に関する基準については、附則第二条の規定にかかわらず、第九条の規定を適用する。

第五条 施行日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日までの間における特別養護老人ホーム（次条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）の一の居室の定員に関する基準については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第十一条第四項第一号イ（基準省令経過措置の適用を受ける場合にあつては、当該基準省令経過措置）に規定する基準とする。

2 一部施行日において現に存する特別養護老人ホームであつて、基準省令経過措置の適用を受けているもの（一部施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の一の居室の定員に関する基準については、第七十九条第二項の規定にかかわらず、当該基準省令経過措置の例による。

3 一部施行日において現に存する特別養護老人ホーム（前項の規定の適用を受けるものを除く。）（建築中のものを含み、知事が定めるものに限る。）の一の居室の定員に関する基準については、第七十九条第二項の規定にかかわらず、基準省令経過措置（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第二百二十七号。次条第三項において「整備省令」という。）附則第二条第二項の規定に限る。）の例による。

第六条 施行日から一部施行日の前日までの間における地域密着型特別養護老人ホームの一の居室の定員に関する基準については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第五十五条第四項第一号イ（基準省令経過措置の適用を受ける場合にあつては、当該基準省令経過措置）に規定する基準とする。

2 一部施行日において現に存する地域密着型特別養護老人ホームであつて、基準省令経過措置の適用を受けているもの（一部施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の一の居室の定員に関する基準については、第一百三条第二項の規定にかかわらず、当該基準省令経過措置の例による。

3 一部施行日において現に存する地域密着型特別養護老人ホーム（前項の規定の

適用を受けるものを除く。( ) 建築中のものを含み、知事が定めるものに限る。( )  
の一の居室の定員に関する基準については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、  
基準省令経過措置(整備省令附則第二条第二項の規定に限る。( ) の例による。

# 本号で公布された条例のあらまし

介護保険法施行条例（埼玉県条例第六十六号）（高齢介護課）

## 一 趣旨

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定めるための条例の制定

## 二 内容

### （一）設備の基準

（例）特定施設入居者生活介護

浴室、便所、食堂、機能訓練室を設けること

### （二）運営の基準

（例）非常災害対策として、必要な物資の備蓄に努めること

## 三 施行期日

公布の日。ただし、二（一）及び二（二）の一部は平成二十五年四月一日

# 条例

介護保険法施行条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県条例第六十六号

### 介護保険法施行条例

#### 目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等
  - 第一節 総則（第二条 第四条）
  - 第二節 訪問介護
    - 第一款 基本方針（第五条）
    - 第二款 人員に関する基準（第六条・第七条）
    - 第三款 設備に関する基準（第八条）
    - 第四款 運営に関する基準（第九条 第四十二条）
    - 第五款 基準該当居宅サービスに関する基準（第四十三条 第四十七条）
  - 第三節 訪問入浴介護
    - 第一款 基本方針（第四十八条）
    - 第二款 人員に関する基準（第四十九条・第五十条）
    - 第三款 設備に関する基準（第五十一条）
    - 第四款 運営に関する基準（第五十二条 第五十九条）
    - 第五款 基準該当居宅サービスに関する基準（第六十条 第六十三条）
  - 第四節 訪問看護
    - 第一款 基本方針（第六十四条）
    - 第二款 人員に関する基準（第六十五条・第六十六条）
    - 第三款 設備に関する基準（第六十七条）
    - 第四款 運営に関する基準（第六十八条 第七十九条）
  - 第五節 訪問リハビリテーション
    - 第一款 基本方針（第八十条）
    - 第二款 人員に関する基準（第八十一条）
    - 第三款 設備に関する基準（第八十二条）
    - 第四款 運営に関する基準（第八十三条 第八十九条）

## 第六節 居宅療養管理指導

第一款 基本方針（第九十条）

第二款 人員に関する基準（第九十一条）

第三款 設備に関する基準（第九十二条）

第四款 運営に関する基準（第九十三条 第九十八条）

## 第七節 通所介護

第一款 基本方針（第九十九条）

第二款 人員に関する基準（第一百条・第一百一条）

第三款 設備に関する基準（第一百二条）

第四款 運営に関する基準（第一百三 第一百三三条）

第五款 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針（第一百四 第一百四十四条・第一百四十五条）

第二目 人員に関する基準（第一百六 第一百六条・第一百七条）

第三目 設備に関する基準（第一百八 第一百八条・第一百九条）

第四目 運営に関する基準（第二百 第二百二十条 第三十一条）

第六款 基準該当居宅サービスに関する基準（第三百二 第三百二二条 第三十五条）

## 第八節 通所リハビリテーション

第一款 基本方針（第三百三 第三百三六条）

第二款 人員に関する基準（第三百三 第三百三七条）

第三款 設備に関する基準（第三百三 第三百三八条）

第四款 運営に関する基準（第三百三 第三百三九条 第四百六条）

## 第九節 短期入所生活介護

第一款 基本方針（第四百四 第四百四七条）

第二款 人員に関する基準（第四百四 第四百四八条・第四百四九条）

第三款 設備に関する基準（第四百五 第四百五十一条）

第四款 運営に関する基準（第四百五 第四百五十二条 第六九条）

第五款 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針（第四百七 第四百七十条・第四百七十一条）

第二目 設備に関する基準（第四百七 第四百七十二条・第四百七十三条）

第三目 運営に関する基準（第四百七 第四百七十四条 第八十二条）

第六款 基準該当居宅サービスに関する基準（第四百八 第四百八十三条 第四百八十九条）

## 第十節 短期入所療養介護

第一款 基本方針（第九十条）

第二款 人員に関する基準（第九十一条）

第三款 設備に関する基準（第九十二条）

第四款 運営に関する基準（第九十三条 第二百五条）

第五款 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針（二百六条・二百七条）

第二目 設備に関する基準（二百八条）

第三目 運営に関する基準（二百九条 二百七条）

第十一節 特定施設入居者生活介護

第一款 基本方針（二百八条）

第二款 人員に関する基準（二百九条・二百二十条）

第三款 設備に関する基準（二百二十一条）

第四款 運営に関する基準（二百二十二条 二百三十八条）

第五款 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針（二百三十九条・二百四十条）

第二目 人員に関する基準（二百四十一条・二百四十二条）

第三目 設備に関する基準（二百四十三条）

第四目 運営に関する基準（二百四十四条 二百四十九条）

第十二節 福祉用具貸与

第一款 基本方針（二百五十条）

第二款 人員に関する基準（二百五十一条・二百五十二条）

第三款 設備に関する基準（二百五十三条）

第四款 運営に関する基準（二百五十四条 二百六十四条）

第五款 基準該当居宅サービスに関する基準（二百六十五条・二百六十六条）

第十三節 特定福祉用具販売

第一款 基本方針（二百六十七条）

第二款 人員に関する基準（二百六十八条・二百六十九条）

第三款 設備に関する基準（二百七十条）

第四款 運営に関する基準（二百七十一条 二百七十七条）

第三章 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等

第一節 総則（二百七十八条 二百八十条）



第二節 人員に関する基準（第二百八十一条）  
第三節 設備に関する基準（第二百八十二条）

第四節 運営に関する基準（第二百八十三条 第三百十九条）

第五節 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第三百二十条・第三百二十一条）

第二款 設備に関する基準（第三百二十二条）

第三款 運営に関する基準（第三百二十三条 第三百三十一条）

第四章 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

第一節 総則（第三百三十二条・第三百三十三条）

第二節 人員に関する基準（第三百三十四条）

第三節 施設及び設備に関する基準（第三百三十五条・第三百三十六条）

第四節 運営に関する基準（第三百三十七条 第三百七十二条）

第五節 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第三百七十三条・第三百七十四条）

第二款 施設及び設備に関する基準（第三百七十五条）

第三款 運営に関する基準（第三百七十六条 第三百八十四条）

第五章 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 総則（第三百八十五条・第三百八十六条）

第二節 人員に関する基準（第三百八十七条）

第三節 設備に関する基準（第三百八十八条 第三百九十条）

第四節 運営に関する基準（第三百九十一条 第四百二十四条）

第五節 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第四百二十五条・第四百二十六条）

第二款 設備に関する基準（第四百二十七条 第四百二十九条）

第三款 運営に関する基準（第四百三十条 第四百三十八条）

第六章 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
等

第一節 総則（第四百三十九条 第四百四十一条）

第二節 介護予防訪問介護

第一款 基本方針（第四百四十二条）

第二款 人員に関する基準（第四百四十三条・第四百四十四条）  
第三款 設備に関する基準（第四百四十五条）

第四款 運営に関する基準（第四百四十六条 第四百七十六条）

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第四百七十七条 第四百七十九条）

第六款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第四百八十条 第四百八十四条）

### 第三節 介護予防訪問入浴介護

第一款 基本方針（第四百八十五条）

第二款 人員に関する基準（第四百八十六条・第四百八十七条）

第三款 設備に関する基準（第四百八十八条）

第四款 運営に関する基準（第四百八十九条 第四百九十四条）

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第四百九十五条 第四百九十六条）

第六款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第四百九十七条 第五百条）

### 第四節 介護予防訪問看護

第一款 基本方針（第五百一条）

第二款 人員に関する基準（第五百二条・第五百三条）

第三款 設備に関する基準（第五百四条）

第四款 運営に関する基準（第五百五条 第五百十二条）

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五百十三条 第五百十五条）

### 第五節 介護予防訪問リハビリテーション

第一款 基本方針（第五百十六条）

第二款 人員に関する基準（第五百十七条）

第三款 設備に関する基準（第五百十八条）

第四款 運営に関する基準（第五百十九条 第五百二十二条）

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五百二十三条 第五百二十四条）

### 第六節 介護予防居宅療養管理指導

第一款 基本方針（第五百二十五条）

第二款 人員に関する基準（第五百二十六条）

第三款 設備に関する基準（第五百二十七条）

第四款 運営に関する基準（第五百二十八条 第五百三十一条）  
第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五百三十二条・第五百三十三条）

#### 第七節 介護予防通所介護

第一款 基本方針（第五百三十四条）  
第二款 人員に関する基準（第五百三十五条・第五百三十六条）  
第三款 設備に関する基準（第五百三十七条）  
第四款 運営に関する基準（第五百三十八条 第五百四十五条）  
第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五百四十六条 第五百四十九条）

第六款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第五百五十条 第五百五十三条）

#### 第八節 介護予防通所リハビリテーション

第一款 基本方針（第五百五十四条）  
第二款 人員に関する基準（第五百五十五条）  
第三款 設備に関する基準（第五百五十六条）  
第四款 運営に関する基準（第五百五十七条 第五百六十一条）  
第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五百六十二条 第五百六十五条）

#### 第九節 介護予防短期入所生活介護

第一款 基本方針（第五百六十六条）  
第二款 人員に関する基準（第五百六十七条・第五百六十八条）  
第三款 設備に関する基準（第五百六十九条・第五百七十条）  
第四款 運営に関する基準（第五百七十一条 第五百八十一条）  
第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五百八十二条 第五百八十九条）

第六款 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
第一目 この款の趣旨及び基本方針（第五百九十条・第五百九十一条）  
第二目 設備に関する基準（第五百九十二条・第五百九十三条）  
第三目 運営に関する基準（第五百九十四条 第五百九十八条）  
第四目 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五百九十九条 第六百三条）

第七款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第六百四条 第六百十条）

## 第十節 介護予防短期入所療養介護

第一款 基本方針（第六百十一条）

第二款 人員に関する基準（第六百十二条）

第三款 設備に関する基準（第六百十三条）

第四款 運営に関する基準（第六百十四条 第六百二十条）

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第六百二十一条 第六百二十七条）

第六款 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針（第六百二十八条・第六百二十九条）

第二目 設備に関する基準（第六百三十条）

第三目 運営に関する基準（第六百三十一条 第六百三十五条）

第四目 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第六百三十六条 第六百四十条）

## 第十一節 介護予防特定施設入居者生活介護

第一款 基本方針（第六百四十一条）

第二款 人員に関する基準（第六百四十二条・第六百四十三条）

第三款 設備に関する基準（第六百四十四条）

第四款 運営に関する基準（第六百四十五条 第六百五十六条）

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第六百五十七条 第六百六十三条）

第六款 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針（第六百六十四条・第六百六十五条）

第二目 人員に関する基準（第六百六十六条・第六百六十七条）

第三目 設備に関する基準（第六百六十八条）

第四目 運営に関する基準（第六百六十九条 第六百七十三条）

第五目 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第六百七十四条・第六百七十五条）

## 第十二節 介護予防福祉用具貸与

第一款 基本方針（第六百七十六条）

第二款 人員に関する基準（第六百七十七条・第六百七十八条）

第三款 設備に関する基準（第六百七十九条）

第四款 運営に関する基準（第六百八十条 第六百八十七条）

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第六百八十八条 第六百九十条）

第六款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第六百九十一条・第六百九十二条）

### 第十三節 特定介護予防福祉用具販売

第一款 基本方針（第六百九十三条）

第二款 人員に関する基準（第六百九十四条・第六百九十五条）

第三款 設備に関する基準（第六百九十六条）

第四款 運営に関する基準（第六百九十七条 第七百一条）

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第七百二条 第七百四条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定居宅サービスの事業、指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

第二章 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等

#### 第一節 総則

#### （定義）

第二条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

#### （指定居宅サービス事業者の指定）

第三条 法第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第二百二十六条の四の二に規定する者とする。

#### （指定居宅サービスの事業の一般原則）

第四条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。第二百四十七条第六項、第

三百三十六条第一項第一号ロ(1)及び第六百七十一条第六項を除き、以下同じ。)他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定居宅サービス事業者は、サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めなければならない。

## 第二節 訪問介護

### 第一款 基本方針

第五条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下この章及び第四百四十五条第二項において「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

### 第二款 人員に関する基準

#### （訪問介護員等の員数）

第六条 指定訪問介護の事業を行う者（以下この節及び第四百四十五条第二項において「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節において「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。第四款において同じ。）の員数に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

#### （管理者）

第七条 指定訪問介護事業所の管理者に係る基準は、省令第六条に規定する基準の例によることとする。

### 第三款 設備に関する基準

#### （設備及び備品等）

第八条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（第四百四十三条に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（第四百四十二条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第四百四十五条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第九条 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第八条に規定する基準の例によることとする。

(提供拒否の禁止)

第十条 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第九条に規定する基準の例によることとする。

(サービス提供困難時の対応)

第十一条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下この章において同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たつては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第九

号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第十七条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第六十四条第一号八及び二に規定する計画を含む。以下この章において同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第十八条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第十九条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第二十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定に



より利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第二十一条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第二十二条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定訪問介護の基本取扱方針)

- 第二十三条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

- 第二十四条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによる

ものとする。

一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

（訪問介護計画の作成）

第二十五条 サービス提供責任者（省令第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条及び第二十九条第三項において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第二十六条 同居家族に対するサービス提供の禁止に係る基準は、省令第二十五条に規定する基準の例によることとする。

（利用者に関する市町村への通知）

第二十七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、

要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第二十八条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十九条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第二十五条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第三十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第二十四条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第三十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第三十二条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるように、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第三十三条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十五条 秘密保持等に係る基準は、省令第三十三条に規定する基準の例によることとする。

(広告)

第三十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十七条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第三十八条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第三十九条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第四十条 事故発生時の対応に係る基準は、省令第三十七条に規定する基準の例によることとする。

（会計の区分）

第四十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第四十二条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録

を整備しておかなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 訪問介護計画
- 二 第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 省令第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 第五款 基準該当居宅サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数)

第四十三条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス(以下この款及び第四百八十二条第二項において「基準該当訪問介護」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(次条及び第四十五条第一項において「基準該当訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。)の員数に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の例によることとする。

(管理者)

第四十四条 基準該当訪問介護事業所の管理者に係る基準は、省令第四十一条に規定する基準の例によることとする。

(設備及び備品等)

第四十五条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならぬ。

2 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護(第四百八十条に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、第四百八十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十六条 同居家族に対するサービス提供の制限に係る基準は、省令第四十二条の二に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第四十七条 第一款及び前款（第十六条、第二十一条第一項、第二十六条、第三十一条並びに第三十八条第五項及び第六項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第八条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第九条」と、第二十条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条第二項及び第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十一条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十五条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と、「第二十九条」とあるのは「第四十七条において準用する第二十九条」と、第三十五条中「第三十三條」とあるのは「第四十三条において準用する省令第三十三條」と、第四十二条第二項第五号中「第三十七条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第三十七条」と読み替えるものとする。

### 第三節 訪問入浴介護

#### 第一款 基本方針

第四十八条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下この章及び第四百八十八条第二項において「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

#### 第二款 人員に関する基準

##### （従業者の員数）

第四十九条 指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下この節及び第四百八十八条第二項において「指定訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節において「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（第五十五条において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数に係る基準は、省令第四十五条に規定する基準の例によることとする。

##### （管理者）

第五十条 指定訪問入浴介護事業所の管理者に係る基準は、省令第四十六条に規定する基準の例によることとする。

### 第三款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第五十一条 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(第四百八十六条に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(第四百八十五条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第四百八十八条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第四款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第五十二条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問入浴介護の基本取扱方針)

第五十三条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。



2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第五十四条 指定訪問入浴介護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第五十条に規定する基準の例によることとする。

(緊急時等の対応)

第五十五条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第五十六条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第五十七条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第五十八条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの

内容等の記録

- 二 次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録
- 三 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 省令第五十四条において準用する省令第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第五十九条 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十七条及び第三十二条から第四十一条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは、「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第八条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第九条」と、第三十三条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十七条」と読み替えるものとする。

第五款 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第六十条 訪問入浴介護従業者(基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下この款及び第四百九十九条第二項において「基準該当訪問入浴介護」という。))の事業を行う者が当該事業を行う事業所(次条及び第六十二条第一項において「基準該当訪問入浴介護事業所」という。))ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者をいう。( )の員数に係る基準は、省令第五十五条に規定する基準の例によることとする。

(管理者)

第六十一条 基準該当訪問入浴介護事業所の管理者に係る基準は、省令第五十六条に規定する基準の例によることとする。

(設備及び備品等)

第六十二条 基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護(第四百九十七条に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。))の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、第四百九十九条第一項に規定する設備及び備品等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第六十三条 第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十七条、第三十二条から第三十七条まで、第三十八条(第五項及び第六項を除く。)、第三十九条から第四十一条まで及び第四十八条並びに前款(第五十二条第一項及び第五十九条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第八条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第九条」と、第二十条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十三条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十七条」と、第五十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五十四条中「第五十条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第五十条」と読み替えるものとする。

#### 第四節 訪問看護

##### 第一款 基本方針

第六十四条 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下この章及び第五百四条第三項において「指定訪問看護」という。)(の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

##### 第二款 人員に関する基準

(看護師等の員数)

第六十五条 指定訪問看護の事業を行う者(以下この章及び第五百四条第三項において「指定訪問看護事業者」という。)(が当該事業を行う事業所(以下この節において「指定訪問看護事業所」という。)(ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者(以下この節において「看護師等」という。)(の員数に係る基準は、省令第六十条に規定する基準の例によることとする。

(管理者)

第六十六条 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（次条第一項及び第九十二条第一項において「指定訪問看護ステーション」という。）の管理者に係る基準は、省令第六十一条に規定する基準の例によることとする。

#### 第三款 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第六十七条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 病院又は診療所である指定訪問看護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（第五百二条に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護（第五百一条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第五百四条第一項又は第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第一項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四款 運営に関する基準

（サービス提供困難時の対応）

第六十八条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならぬ。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第六十九条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第七十条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならぬ。

3 指定訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問看護の基本取扱方針)

第七十一条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第七十二条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十四条第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うこと。

二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術を

もって、これを行うこと。

四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

五 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。

(主治の医師との関係)

第七十三条 主治の医師との関係に係る基準は、省令第六十九条に規定する基準の例によることとする。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第七十四条 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。

2 看護師等は、既に居室サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。

3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。

6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に關し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

7 前条の規定によりその例によることとされる省令第六十九条第四項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。

(同居家族に対する訪問看護の禁止)

第七十五条 同居家族に対する訪問看護の禁止に係る基準は、省令第七十一条に規定する基準の例によることとする。

(緊急時等の対応)

第七十六条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第七十七条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第七十八条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 省令第六十九条第二項に規定する主治の医師による指示の文書
- 二 訪問看護計画書
- 三 訪問看護報告書
- 四 次条において準用する第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 五 次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録
- 六 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 七 省令第七十四条において準用する省令第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第七十九条 第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條から第四十一條まで及び第五十六条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第九条中「第八条」とあるのは「第七十四条において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第七十四条において準用する省令第九条」と、第十四条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十五条中「第三十三條」とあるのは「第七十四条において準用する省令第三十三條」と、第四十条中「第三十七條」とあるのは「第七十四条において準用する省令第三十七條」と読み替えるものとする。

## 第一款 基本方針

第八十条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下この章及び第五百十八条第二項において「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

## 第二款 人員に関する基準

### （従業者の員数）

第八十一条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下この節及び第五百十八条第二項において「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（次条第一項及び第八十七条において「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第七十六条に規定する基準の例によることとする。

## 第三款 設備に関する基準

### （設備及び備品等の要件）

第八十二条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（第五百十七条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（第五百十六条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第五百十八条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## 第四款 運営に関する基準

### （利用料等の受領）

第八十三条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。



2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)  
第八十四条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)  
第八十五条 指定訪問リハビリテーションの提供は、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(次条において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

二 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

四 それぞれの利用者について、次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療録その

他の診療に関する記録（第九十五条第二項第四号及び第四百四十一条第五項において「診療記録」という。）を作成するとともに、医師に報告すること。

（訪問リハビリテーション計画の作成）

第八十六条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

（運営規程）

第八十七条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

（記録の整備）

第八十八条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 訪問リハビリテーション計画
- 二 次条において準用する第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- 三 次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 省令第八十三条において準用する省令第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第八十九条 第九条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十二條、第二十七条、第三十二条から第三十五条まで、第三十七条から第四十一条まで、第五十六条及び第六十九条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「訪問介護員等」とあるのは、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第九条中「第八条」とあるのは「第八十三条において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第八十三条において準用する省令第九条」と、第十四条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第八十三条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第八十三条において準用する省令第三十七条」と読み替えるものとする。

#### 第六節 居宅療養管理指導

##### 第一款 基本方針

第九十条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下この節及び第五百二十七条第二項において「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。第九十条第三項において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この節において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

##### 第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十一条 居宅療養管理指導従業者（指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下この節及び第五百二十七条第二項において「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（次条第一項及び第九十六条において「指定居

宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者をいう。)の員数に係る基準は、省令第八十五条に規定する基準の例によることとする。

### 第三款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十二条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション(第五百三条に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。))をいう。第五百二十七条第一項において同じ。)であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者(第五百二十六条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導(第五百二十五条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第五百二十七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第四款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第九十三条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定居宅療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に

ついで説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第九十四条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

七 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次

に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

三 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

#### （運営規程）

第九十六条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額

五 その他運営に関する重要事項

#### （記録の整備）

第九十七条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 一次条において準用する第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 二次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録

三 三次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 省令第九十一条において準用する省令第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第九十八条 第九条から第十四条まで、第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十二条から第三十五条まで、第三十七条から第四十一条まで、第五十六条及び第六十九条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第九条中「第八条」とあるのは「第九十一条において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第九十一条において準用する省令第九条」と、第十四条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十九条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第九十一条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第九十一条において準用する省令第三十七条」と読み替えるものとする。

## 第七節 通所介護

### 第一款 基本方針

第九十九条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下この章並びに第五百三十七条第二項第一号イ及び第四項において「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものではない。

### 第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百条 指定通所介護の事業を行う者（以下この節並びに第五百三十七条第二項第一号イ及び第四項において「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（第四款において「通所介護従業者」という。）の員数に係る基準は、省令第九十三条に規定する基準の例によることとする。

（管理者）

第百一条 指定通所介護事業所の管理者に係る基準は、省令第九十四条に規定する基準の例によることとする。

第三款 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第百二条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（第五百三十五条に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。第四項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（第五百三十四条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下この号及び第四項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。次項において同じ。）の数の上限をいう。第一百七条第四号及び第九十九条において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができ。

二 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第一項に規定する設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。



4 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第五百三十七条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四款 運営に関する基準

##### (利用料等の受領)

第百三条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

三 食事の提供に要する費用

四 おむつ代

五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第三号に掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 指定通所介護事業者は、第二項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

##### (指定通所介護の基本取扱方針)

第百四条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよ

う、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第二百五条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。

二 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。第四百十条第三号において同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(通所介護計画の作成)

第一百六条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

2 通所介護計画は、既に居室サービス計画が作成されている場合は、当該居室サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(運営規程)

第一百七条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定通所介護の利用定員
- 五 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第百八条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によつて指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百九条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第百十条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第百十一条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第一百十二条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 通所介護計画

二 次条において準用する第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 省令第一百五十五条において準用する省令第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第一百十三条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條から第四十一條まで及び第五十六條の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第八條」とあるのは「第一百五五條において準用する省令第九條」と、第十条中「第九條」とあるのは「第一百五五條において準用する省令第九條」と、第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十五條中「第三十三條」とあるのは「第一百五五條において準用する省令第三十三條」と、第四十條中「第三十七條」とあるのは「第一百五五條において準用する省令第三十七條」と読み替えるものとする。

第五款 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針

(この款の趣旨)

第一百十四條 第一款から前款までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下この款において同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。

(基本方針)

第一百十五條 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことに

より、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下この款において「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等（指定訪問看護事業者又は健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。第四目において同じ。）との密接な連携に努めなければならない。

#### 第二目 人員に関する基準

##### （従業者の員数）

第一百六条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下この款において「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第一百五條の四に規定する基準の例によることとする。

##### （管理者）

第一百七條 指定療養通所介護事業所の管理者に係る基準は、省令第一百五條の五に規定する基準の例によることとする。

#### 第三目 設備に関する基準

##### （利用定員）

第一百八條 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第二百二十七條第四号において同じ。）を九人以下とする。

##### （設備及び備品等）

第一百九條 指定療養通所介護事業所の設備及び備品等に係る基準は、省令第一百五條の七に規定する基準の例によることとする。

#### 第四目 運営に関する基準

##### （内容及び手続の説明及び同意）

第二十條 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第一百五條の八に規定する基準の例によることとする。

##### （心身の状況等の把握）

第二十一條 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるように、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等と

の密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第二百二十二条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第二百二十三条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。

二 指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(次条第六項及び第二百二十五条第三項において「療養通所介護従業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

四 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。

五 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿っ

て適切に提供すること。

（療養通所介護計画の作成）

第二百二十四条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（第七十四条第一項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十七条第一項に規定する訪問看護計画をいう。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（緊急時等の対応）

第二百二十五条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この条において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第二百二十八条第一項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、

利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

- 5 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第二百二十六条 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業員の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの目の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二百二十七条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定療養通所介護の利用定員
- 五 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たつての留意事項
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第二百二十八条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。



3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第二百二十九条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね六月に一回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データを踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第三百十条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 療養通所介護計画

二 前条第二項に規定する検討の結果についての記録

三 次条において準用する第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第二百五条の十九において準用する省令第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第三百十一条 第十条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十四条から第四十一条まで、第二百三条(第三項第二号を除く。)、第二百四条及び第二百八条から第四十一条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあ

るのは「第二百五条の十九において準用する省令第九条」と、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第二百五条の十九において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第二百五条の十九において準用する省令第三十七条」と、第八十条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。

#### 第六款 基準該当居宅サービスに関する基準

##### (従業者の員数)

第三十二条 通所介護従業者（基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下この款並びに第五百五十二条第二項第一号イ及び第四項において「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次条並びに第三十四条第一項及び第二項第一号イにおいて「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者をいう。）の員数に係る基準は、省令第六十条に規定する基準の例によることとする。

##### (管理者)

第三十三条 基準該当通所介護事業所の管理者に係る基準は、省令第七十条に規定する基準の例によることとする。

##### (設備及び備品等)

第三十四条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

#### 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

##### 一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

イ 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

二 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第一項に規定する設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護（第五百五十条に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、第五百五十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第三百三十五条 第九条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第二十八条、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九条から第四十一条まで、第五十六条、第九十九条及び第四款（第一百三十一条及び第一百三十三条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第八条」とあるのは「第九十九条において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第九十九条において準用する省令第九条」と、第二十条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者により代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第九十九条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第九十九条において準用する省令第三十七条」と、第一百三十一条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

## 第八節 通所リハビリテーション

### 第一款 基本方針

第三百三十六条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下この章及び第五百五十八条第四号において「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

### 第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第三百三十七条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者(以下この節及び第五百五十八条第四号において「指定通所リハビリテーション事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この節において「指定通所リハビリテーション事業所」という。)(ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(第四百十条第二号並びに第四百四十一条第一項及び第五項において「通所リハビリテーション従業者」という。)(の員数に係る基準は、省令第一百一十一条に規定する基準の例によることとする。

#### 第三款 設備に関する基準

第三百三十八条 指定通所リハビリテーション事業所の設備に関する基準は、省令第一百十二条に規定する基準の例によることとする。

#### 第四款 運営に関する基準

(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第三百三十九条 指定通所リハビリテーションは、利用者(当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第五百五十五条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)(の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション(第五百五十四条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下この項において同じ。)(の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この款において同じ。)(の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第四百十条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

二 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう

に指導又は説明を行うこと。

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えること。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第四十一条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（第三項及び第四項において「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

(管理者等の責務)

第四十二条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第四十三条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定通所リハビリテーションの利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）

五 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービス利用に当たつての留意事項

八 非常災害対策

九 その他運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第百四十四条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第百四十五条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 通所リハビリテーション計画

二 次条において準用する第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 省令第百十九条において準用する省令第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第百四十六条 第九条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十七条、第二十八条、第三十四条、第三十五条、第三十七条から第四十一条まで、第六十九条、第百三条及び第百八条から第百十条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、

第九条中「第八条」とあるのは「第一百九条において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第一百九条において準用する省令第九条」と、第十四条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十八条及び第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第一百九条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第一百九条において準用する省令第三十七条」と、第八十条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

#### 第九節 短期入所生活介護

##### 第一款 基本方針

第四百四十七条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下この節並びに第五百六十九条第一項及び第三項において「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

##### 第二款 人員に関する基準

###### （従業者の員数）

第四百四十八条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下この節並びに第五百六十九条第一項及び第三項において「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この款から第四款までにおいて「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（第五百六十六条第一項及び第六十二条において「短期入所生活介護従業者」という。）その他従業者の員数に係る基準は、省令第二百一十一条に規定する基準の例によることとする。

###### （管理者）

第四百四十九条 指定短期入所生活介護事業所の管理者に係る基準は、省令第二百一十二条に規定する基準の例によることとする。

##### 第三款 設備に関する基準

###### （利用定員等）

第五百十条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業

者（第五百六十七条に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。第三項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（第五百六十六条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。次款において同じ。）の数の上限をいう。次項及び次款において同じ。）を二十人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第四百十八条の規定によりその例によることとされる省令第二百一十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、この限りでない。

2 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。第二百十八条第三項及び第六百四十一条第三項において同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下この項において「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第七十二条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。

3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第五百六十九条第一項及び第二項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第五百五十一条 指定短期入所生活介護事業所の設備及び備品等に係る基準は、省令第二百二十四条に規定する基準の例によることとする。

第四款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）



第五十二条 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第二百二十五条に規定する基準の例によることとする。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第五十三条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第五十四条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者から支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者から代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 滞在に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者から支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者から代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 知事が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったこと

に伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第百五十五条 指定短期入所生活介護の取扱方針に係る基準は、省令第百二十八条に規定する基準の例によることとする。

（短期入所生活介護計画の作成）

第百五十六条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿つて作成しなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たつては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

（介護）

第二百五十七条 介護に係る基準は、省令第三百三十条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第五十八条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第五十九条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第六十条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員（看護師又は准看護師をいう。）は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第六十一条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第六十二条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第六十三条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第六十四条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員（第四百四十八条の規定によりその例によることとされる省令第二百一十一條第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）

四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の送迎の実施地域

六 サービス利用に当たつての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 非常災害対策

九 その他運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第六十五条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 第四百四十八条の規定によりその例によることとされる省令第二百一十一條第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

（非常災害対策）

第六十六条 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

（地域等との連携）

第六十七条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（記録の整備）

第六十八条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

ない。

一 短期入所生活介護計画

二次条において準用する第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 省令第二百二十八条第五項に規定する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第四百十条において準用する省令第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第百六十九条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十四条から第四十一条まで、第五十六条、第百八条及び第百十一条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第百四十条において準用する省令第九条」と、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第百四十条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第百四十条において準用する省令第三十七条」と、第百八条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第五款 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針

（この款の趣旨）

第百七十条 第一款、第三款及び前款の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であつて、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第百七十七条第四項において同じ。）により一体的に構成される場所）以下この款において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下この款及び第百九十四条第一項において同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。

（基本方針）

第七十一条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものであるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

## 第二目 設備に関する基準

### (設備及び備品等)

第七十二条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下この款及び第五百九十四条第一項において「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この款において「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の設備及び備品等に係る基準は、省令第四十条の四に規定する基準の例によることとする。

### (準用)

第七十三条 第五十条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

## 第三目 運営に関する基準

### (利用料等の受領)

第七十四条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 1 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第七十五条 指定短期入所生活介護の取扱方針に係る基準は、省令第四十条の七に規定する基準の例によることとする。

（介護）

第七十六条 介護に係る基準は、省令第四十条の八に規定する基準の例によることとする。

（食事）

第七十七条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り

自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第七十八条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に<sup>し</sup>応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第七十九条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この款において同じ。)(第四百四十八条の規定によりその例によることとされる省令第二百一十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))である場合を除く。)

四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第四百四十八条の規定によりその例によることとされる省令第二百一十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)

五 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の送迎の実施地域

七 サービス利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第八十条 勤務体制の確保等に係る基準は、省令第四百四十条の十一の二に規定する基準の例によることとする。



(定員の遵守)

第八十一条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(第五百九十二条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)(の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(第五百九十条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。))とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者)に対して同時に指定短期入所生活介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 第四百八十八条の規定によりその例によることとされる省令第二百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

二 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第八十二条 第五十二条、第五十三条、第五十六条、第五十九条から第四百六十一条まで、第四百六十三条及び第四百六十六条から第四百九条(第八十条の準用に係る部分を除く。)(までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五百十二条中「第二百五条」とあるのは「第四百十条の十三において準用する省令第二百五条」と、第六十八条第二項第二号中「次条」とあるのは「第八十二条において準用する第六十九条」と、同項第三号中「第二十八条第五項」とあるのは「第四百十条の七第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第八十二条において準用する第六十九条」と、同項第六号中「第四百十条」とあるのは「第四百十条の十三において準用する省令第四百十条」と、第六十九条中「第四百十条」とあるのは「第四百十条の十三において準用する省令第四百十条」と、第六十九条中「第四百十条」と読み替えるものとする。

第六款 基準該当居宅サービスに関する基準

(指定通所介護事業等との併設)

第八十三条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下この款及び第六百七条において「基準該当短期入所生活介護」

という。)の事業を行う者(以下この款において「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この款において「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。第二百四十七条第三項において「指定地域密着型サービス基準」という。))第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(第八十八条において「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第八十四条 短期入所生活介護従業者(基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者をいう。)その他従業者の員数に係る基準は、省令第四十条の二十七に規定する基準の例によることとする。

(管理者)

第八十五条 基準該当短期入所生活介護事業所の管理者に係る基準は、省令第四十条の二十八に規定する基準の例によることとする。

(利用定員等)

第八十六条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(第六四条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下この条において同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者)の数の上限をいう。)を二十人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第六百七条第一項に規定する利用定員等に関する基準を満たすこともつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第八十七条 基準該当短期入所生活介護事業所の設備及び備品等に係る基準は、省令第四十条の三十に規定する基準の例によることとする。

(指定通所介護事業所等との連携)

第八十八条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の

提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならぬ。

(準用)

第八十九条 第十条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第五項及び第六項を除く。)、第三十九条から第四十一条まで、第五十六条、第八十条、第八十一条、第四十七條並びに第四款(第五十四條第一項及び第六十九條を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは、「第四十条の三十二において準用する省令第九条」と、第二十条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは、「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは、「基準該当短期入所生活介護」と、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは、「短期入所生活介護従業者」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは、「第四十条の三十二において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは、「第四十条の三十二において準用する省令第三十七条」と、第八十条第三項中「通所介護従業者」とあるのは、「第八十四条に規定する短期入所生活介護従業者」と、第五十二条中「第二十五条」とあるのは、「第四十条の三十二において準用する省令第二十五条」と、第五十四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは、「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「前項」と、第五十五条中「第二十八条」とあるのは、「第四十条の三十二において準用する省令第二十八條」と、第五十七条中「第三十条」とあるのは、「第四十条の三十二において準用する省令第三十条」と、第六十条中「医師及び看護職員」とあるのは、「看護職員」と読み替えるものとする。

#### 第十節 短期入所療養介護

##### 第一款 基本方針

第九十条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(以下この節及び第六百十八条において「指定短期入所療養介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

## 第二款 人員に関する基準

### (従業者の員数)

第九十一条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下この節及び第六百十八条において「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節において「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（第九十六条第一項において、短期入所療養介護従業者」という。）の員数に係る基準は、省令第四百二十二条に規定する基準の例によることとする。

### 第三款 設備に関する基準

第九十二条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、省令第四百二十三条に規定する基準の例によることとする。

### 第四款 運営に関する基準

### (対象者)

第九十三条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

### (利用料等の受領)

第九十四条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生

じないようにしなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 指定短期入所療養介護事業者は、第三項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第九十五条 指定短期入所療養介護の取扱方針に係る基準は、省令第九十六条に規定する基準の例によることとする。

（短期入所療養介護計画の作成）

第九十六条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継

続いて入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

#### （診療の方針）

第九十七条 診療の方針に係る基準は、省令第四十八条に規定する基準の例によることとする。

#### （機能訓練）

第九十八条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

#### （看護及び医学的管理の下における介護）

第九十九条 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第五十条に規定する基準の例によることとする。

#### （食事の提供）

第一百条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするともに、適切な時間に行われなければならない。

2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

#### （その他のサービスの提供）

第二十一条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

#### （運営規程）

第二百二条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - 四 通常の送迎の実施地域
  - 五 施設利用に当たつての留意事項
  - 六 非常災害対策
  - 七 その他運営に関する重要事項
- (定員の遵守)

第二百三条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(第六百十二条に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)(の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(第六百十一条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下この条において同じ。)(の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合)においては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者)に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を定員を超えることとなる利用者数
- 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症患者療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症患者療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症患者療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- 三 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

第二百四条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない

ない。

一 短期入所療養介護計画

二 次条において準用する第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 省令第四百四十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第五百五十五条において準用する省令第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百五条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十四条、第三十五条、第三十七条から第四十一条まで、第五十六条、第八十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条第二項、第九十四条及び第九十五条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第九条」と、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第二十七条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十七条」と、第九十一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第九十二条中「第九十二条」とあるのは「第五十二条中「第九十二条」とあるのは「第五十五条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第九十二条」と読み替えるものとする。

第五款 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針

(この款の趣旨)

第二百六条 第一款、第三款及び前款の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であつて、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第二百十二条第四項において同じ。）により一体的に構成される場所（次条において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下この款及び第六百三十四条において同じ。）の基本方針並びに設備



及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。

(基本方針)

第二百七条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

#### 第二目 設備に関する基準

第二百八条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下この款及び第六百三十四条において「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（第二百六条において「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、省令第百五十五条の四に規定する基準の例によることとする。

#### 第三目 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第二百九条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、

同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サ

サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第三項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第二百十条 指定短期入所療養介護の取扱方針に係る基準は、省令第百五十五条の六に規定する基準の例によることとする。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第二百十一条 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第百五十五条の七に規定する基準の例によることとする。

（食事）

第二百十二条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二百十三条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第二百十四条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二百十五条 勤務体制の確保等に係る基準は、省令第百五十五条の十の二に規定する基準の例によることとする。

(定員の遵守)

第二百十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(第六百三十条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)(の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(第六百二十八条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。))とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 ユニット型介護老人保健施設（第三百七十三条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。）であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

二 ユニット型指定介護療養型医療施設（第四百二十五条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。）であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

（準用）

第二百十七条 第九十三條、第九十六條から第九十八條まで、第二百四條及び第二百五條（第八條の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第九十七條中「第四十八條」とあるのは「第五十五條の十二において準用する省令第四百四十八條」と、第二百四條第二項第二号中「次條」とあるのは「第二百十七條において準用する第二百五條」と、同項第三号中「第四百六條第五項」とあるのは「第五十五條の六第七項」と、同項第四号及び第五号中「次條」とあるのは「第二百十七條において準用する第二百五條」と、同項第六号中「第五十五條」とあるのは「第五十五條の十二において準用する省令第五百五十五條」と、第二百五條中「第五十五條」とあるのは「第五十五條の十二において準用する省令第五百五十五條」と読み替えるものとする。

#### 第十一節 特定施設入居者生活介護

##### 第一款 基本方針

第二百十八條 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下この節及び第六百四十四條第九項において「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第八條第十一項に規定する計画をいう。以下この節において同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となつた場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この節において「利用者」という。）が当該指定特定施設（特定施設であつて、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この節において同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下この節及び第六百四十四條

第九項並びに附則第四条第一項において「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

- 3 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第五款に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

#### 第二款 人員に関する基準

##### (従業者の員数)

第二百十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（第四款において「特定施設従業者」という。）の員数に係る基準は、省令第七十五条に規定する基準の例によることとする。

##### (管理者)

第二百二十条 指定特定施設の管理者に係る基準は、省令第七十六条に規定する基準の例によることとする。

#### 第三款 設備に関する基準

第二百二十一条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならぬ。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

- 3 指定特定施設は、一時介護室（一時的に利用者を移して指定特定施設入居者生

活介護を行うための室をいう。以下この項及び次項並びに第二百三十三条第五号において同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができるものとする。

4 指定特定施設の介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。第一号及び第二百三十三条第五号において同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

一 介護居室は、次の基準を満たすこと。

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ハ 地階に設けてはならないこと。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

二 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

三 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

五 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

六 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6 指定特定施設は、居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）が二階以上の階にある場合は、エレベーターを一以上設けるものとする。

7 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の定めるところによる。

9 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（第六百四十一条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第一項に規定する指定介護予防特

定施設入居者生活介護をいう。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、第六百四十四条第一項から第八項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)

第二百二十二条 内容及び手続の説明並びに契約の締結等に係る基準は、省令第七十八条に規定する基準の例によることとする。

(指定特定施設入居者生活介護の開始等)

第二百二十三条 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等に係る基準は、省令第七十九条に規定する基準の例によることとする。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第二百二十四条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。)を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二百二十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第二百二十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、

不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用  
二 おむつ代

三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当と認められるもの

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第二百二十七条 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針に係る基準は、省令第百八十三条に規定する基準の例によることとする。

(特定施設サービス計画の作成)

第二百二十八条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者(省令第百七十五条第一項第四号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じ



て特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第二百二十九条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しきしなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第二百三十条 指定特定施設の看護師若しくは准看護師は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第二百三十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第二百三十二条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第二百三十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続

六 施設の利用に当たつての留意事項  
七 緊急時等における対応方法

八 非常災害対策

九 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二百三十四条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

第二百三十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第二百三十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第二百三十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 特定施設サービス計画

二 第二百二十五条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録  
三 省令第八十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第二百三十四条第三項に規定する結果等の記録

五 次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 省令第九十二条において準用する省令第三十七条第二項に規定する事故の

状況及び事故に際して採った処置についての記録

八 施行規則第六十四条第三号に規定する書類

(準用)

第二百三十八条 第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十四条から第四十一条まで、第五十五条、第五十六条、第一百一十一条、第五十九条及び第六十六条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは、「特定施設従業者」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは、「第九十二条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは、「第九十二条において準用する省令第三十七条」と、第五十五条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは、「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第五款 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本

方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針

(この款の趣旨)

第二百三十九条 第一款から前款までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定特定施設入居者生活介護であつて、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(第二百四十一条において「基本サービス」という。))及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者(以下この款において「受託居宅サービス事業者」という。))により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下この款において「受託居宅サービス」という。))

をいう。以下この款及び第六百六十八条第九項において同じ。）の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。

（基本方針）

第二百四十条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になつた場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下この款及び第六百六十八条第九項並びに附則第四条第二項において「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第二目 人員に関する基準

（従業者の員数）

第二百四十一条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（第二百四十六条第二号において「外部サービス利用型指定施設従業者」という。）その他従業者の員数に係る基準は、省令第九十二条の四に規定する基準の例によることとする。

（管理者）

第二百四十二条 指定特定施設の管理者に係る基準は、省令第九十二条の五に規定する基準の例によることとする。

第三目 設備に関する基準

第二百四十三条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が二十五平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。
- 4 指定特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。
  - 一 居室は、次の基準を満たすこと。
    - イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
    - ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
    - ハ 地階に設けてはならないこと。
    - ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
  - 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
  - 三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
  - 四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 6 指定特定施設は、居室等が二階以上の階にある場合は、エレベーターを一以上設けるものとする。
- 7 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。
- 9 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（第六百六十五条第二項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（第六百六十四条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）の

事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、第六百六十八条第一項から第八項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四目 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)

第二百四十四条 内容及び手続の説明並びに契約の締結等に係る基準は、省令第九十二条の七に規定する基準の例によることとする。

(受託居宅サービスの提供)

第二百四十五条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第二百四十六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所(次条第一項及び第六項において「受託居宅サービス事業所」という。)の名称及び所在地
- 六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- 七 施設の利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

(受託居宅サービス事業者への委託)

第二百四十七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サ

- 1 サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。
- 2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）でなければならない。
- 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第二百五十条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービス基準第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあつては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業者において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

（記録の整備）

第二百四十八条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を

整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 特定施設サービス計画

二 第二百四十五条第二項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録

三 前条第八項に規定する結果等の記録

四 次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第九十二条の十二において準用する省令第三十七条第二項に規定する

事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 次条において準用する第二百二十五条第二項に規定する提供した具体的なサ

ービスの内容等の記録

八 省令第九十二条の十二において準用する省令第八十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

九 次条において準用する第二百三十四条第三項に規定する結果等の記録

十 施行規則第六十四条第三号に規定する書類

(準用)

第二百四十九条 第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十四条から第四十一条まで、第五十五条、第五十六条、第六十一条、第六十六条、第二十二三条から第二二十八条まで、第二三十一条、第二三十二条及び第二三三三十四条から第二三三六条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第九十二条の十二において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第九十二条の十二において準用する省令第三十七条」と、第五十五条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二百二十三条中「第七十九条」とあるのは「第九十二条の十二において準用する省令第七十九条」と、第二百二十五条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二二十七条中「第八十三条」とあるのは「第九十二条の十二において準用する省令第八十三条」と、第二百二十八条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型指定特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二三十四条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。



## 第十二節 福祉用具貸与

### 第一款 基本方針

第二百五十条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下この章及び第六百七十九条第三項において「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれていた環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この節において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

### 第二款 人員に関する基準

#### （福祉用具専門相談員の員数）

第二百五十一条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下この節及び第六百七十九条第三項において「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節において「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下この章及び第六章において同じ。）の員数に係る基準は、省令第九十四条に規定する基準の例によることとする。

#### （管理者）

第二百五十二条 指定福祉用具貸与事業所の管理者に係る基準は、省令第九十五条に規定する基準の例によることとする。

### 第三款 設備に関する基準

#### （設備及び備品等）

第二百五十三条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第二百六十一条第三項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

- 一 福祉用具の保管のために必要な設備
  - イ 清潔であること。
  - ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分す

ることが可能であること。

## 二 福祉用具の消毒のために必要な器材

当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

- 3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者（第六百七十七条に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（第六百七十六条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第六百七十九条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## 第四款 運営に関する基準

### （利用料等の受領）

- 第二百五十四条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

- 5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

第二百五十五条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百五十六条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。

二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。

五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講ずるものとする。

(福祉用具貸与計画の作成)

第二百五十七条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれていた環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具

体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。  
この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百七十五条  
第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければな  
らない。

2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居  
宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容につ  
いて利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸  
与計画を利用者に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の  
実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものと  
する。

6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更につ  
いて準用する。

#### (運営規程)

第二百五十八条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次  
に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第二百六十二条第一項に  
おいて「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務内容

三 営業日及び営業時間

四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 その他運営に関する重要事項

#### (適切な研修の機会の確保)

第二百五十九条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上の  
ために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

#### (福祉用具の取扱種目)

第二百六十条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等  
に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うよう  
にしなければならない。

#### (衛生管理等)

第二百六十一条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態に

ついて、必要な管理を行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

( 掲示及び目録の備付け )

第二百六十二条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

( 記録の整備 )

第二百六十三条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 福祉用具貸与計画

二 次条において準用する第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第二百六十一条第四項に規定する結果等の記録

四 次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第二百五条において準用する省令第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百六十四条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十五條から第四十一條まで、第五十六條並びに第八條第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九條中「第八條」とあるのは「第二百五五條において準用する省令第八條」と、第十條中「第九條」とあるのは「第二百五五條において準用する省令第九條」と、第十一條中「以下この章において同じ。」とあるのは「以下この章において同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十條中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十二條中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十五條中「第三十三條」とあるのは「第二百五五條において準用する省令第三十三條」と、第四十條中「第三十七條」とあるのは「第二百五五條において準用する省令第三十七條」と、第八十八條第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

#### 第五款 基準該当居宅サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第二百六十五條 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(次條において「基準該当福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数に係る基準は、省令第二百五五條の二に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第二百六十六條 第九條から第十五條まで、第十七條から第二十條まで、第二十二條、第二十七條、第三十五條から第三十七條まで、第三十八條(第五項及び第六項を除く。)、第三十九條から第四十一條まで、第五十六條、第八十八條第一項及び第二項、第二百五十條、第二百五十二條、第二百五十三條並びに前款(第二百五十四條第一項及び第二百五十四條を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九條中「第八條」とあるのは「第二百五六條において準用する省令第八條」と、第十條中「第九條」とあるのは「第二百五六條において準用する省令第九條」と、第十一條中「以下この章において同じ。」とあるのは「以下この章において同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二十條中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつ

て支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは、「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは、「基準該当福祉用具貸与」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは、「第二百六条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは、「第二百六条において準用する省令第三十七条」と、第九十二条中「処遇」とあるのは、「サービスの利用」と、第二百五十二条中「第九十五条」とあるのは、「第二百六条において準用する省令第九十五条」と、第二百五十四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは、「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

### 第十三節 特定福祉用具販売

#### 第一款 基本方針

第二百六十七条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下この節及び第六百九十六条第二項において「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第八条第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この節において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

#### 第二款 人員に関する基準

##### （福祉用具専門相談員の員数）

第二百六十八条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下この節及び第六百九十六条第二項において「指定特定福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（次条及び第二百七十三条第一号において「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数に係る基準は、省令第二百八条に規定する基準の例によることとする。

##### （管理者）

第二百六十九条 指定特定福祉用具販売事業所の管理者に係る基準は、省令第二百九条に規定する基準の例によることとする。

#### 第三款 設備に関する基準

##### （設備及び備品等）

第二百七十条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広

さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者（第六百九十四条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売（第六百九十三条に規定する指定介護予防福祉用具販売をいう。第六百九十条第一項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第六百九十六条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四款 運営に関する基準

##### （サービスの提供の記録）

- 2 第七十一条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

##### （販売費用の額等の受領）

- 2 第七十二条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第四十四条第三項に規定する現に当該指定福祉用具の購入に要した費用の額（次条及び第二百七十四条第一号において「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。

- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 1 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

- 2 指定特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

- 3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

##### （保険給付の申請に必要な書類等の交付）

- 2 第七十三条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

- 1 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
- 2 販売した指定特定福祉用具の種目及び品目の名称並びに販売費用の額その他必要



と認められる事項を記載した証明書

### 三 領収書

#### 四 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百七十四条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、指定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ること。

二 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

三 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

四 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に指定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。

(特定福祉用具販売計画の作成)

第二百七十五条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第二百五十七条第一項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福

社用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

(記録の整備)

第二百七十六条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に  
関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供  
に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。  
ない。

一 特定福祉用具販売計画

二 第二百七十一条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 省令第二百十六条において準用する省令第三十七条第二項に規定する事故の  
状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百七十七条 第九条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十七  
条、第三十三条、第三十五条から第四十一条まで、第五十六条、第八十条第一項  
及び第二項、第二百五十五条、第二百五十八条から第二百六十条まで並びに第二  
百六十二条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合  
において、第九条中「第八条」とあるのは「第二百十六条において準用する省令  
第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十六条において準用する省  
令第九条」と、第十一条中「以下この章において同じ。」とあるのは「以下こ  
の章において同じ。」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適  
切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」  
とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、  
第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第二百十六条において準用する省令第  
三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第二百十六条において準  
用する省令第三十七条」と、第八十条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利  
用」と、第二百五十五条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」  
とあるのは「販売」と、第二百五十八条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」  
と、第二百五十九条及び第二百六十条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」  
と読み替えるものとする。

第三章 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等

第一節 総則

(定義)

第二百七十八条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定介護老人福祉施設の指定）

第二百七十九条 法第八十六条第一項（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める入所定員の数は、三十人以上とする。

（基本方針）

第二百八十条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第二百八十一条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第二条に規定する基準の例によることとする。

第三節 設備に関する基準

（設備）

第二百八十二条 指定介護老人福祉施設の設備に係る基準は、省令第三条（第一項第一号イを除く。）に規定する基準の例によることとする。

2 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、知事が認める場合は、四人以下とすることができる。

第四節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第二百八十三条 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第四条に規定する基準の例によることとする。

(提供拒否の禁止)

第二百八十四条 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第四条の二に規定する基準の例によることとする。

(サービス提供困難時の対応)

第二百八十五条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第二百八十六条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第二百八十七条 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第二百八十八条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に對し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以

下同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員(看護師又は准看護師をいう。第二百九十九条において同じ。)、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二百八十九条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第二百九十条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス(法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費(同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第三百二十三条第一項において同じ。))が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下この章において同じ。)に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下この章において同じ。))の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。次項並びに第三百二十三条第一項及び第二項において「施設サービス費用基準額」という。)から当該指定介護老人福祉

施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

#### 五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第二百九十一条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指

定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第二百九十二条 指定介護福祉施設サービスの取扱方針に係る基準は、省令第十一条に規定する基準の例によることとする。

（施設サービス計画の作成）

第二百九十三条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第三百四条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（次項及び第九項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第十一項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならぬ。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第二号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に入所者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更に ついて準用する。

（介護）

第二百九十四条 介護に係る基準は、省令第十三条に規定する基準の例によることとする。

（食事）

第二百九十五条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

（相談及び援助）

第二百九十六条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）



第二百九十七条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

#### (機能訓練)

第二百九十八条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

#### (健康管理)

第二百九十九条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

#### (入所者の入院期間中の取扱い)

第三百条 入所者の入院期間中の取扱いに係る基準は、省令第十九条に規定する基準の例によることとする。

#### (入所者に関する市町村への通知)

第三百一条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

#### (管理者による管理)

第三百二条 管理者による管理に係る基準は、省令第二十一条に規定する基準の例によることとする。

#### (管理者の責務)

第三百三条 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第三百四条 計画担当介護支援専門員は、第二百九十三条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- 三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- 四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 五 省令第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 六 第三百十五条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- 七 省令第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第三百五条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第三百十一条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員

四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三百六条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サ

ービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第三百七条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第三百八条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

（衛生管理等）

第三百九条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力病院等）

第三百十条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

( 掲示 )

第三百十一条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

( 秘密保持等 )

第三百十二条 秘密保持等に係る基準は、省令第三十条に規定する基準の例によることとする。

( 広告 )

第三百十三条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

( 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 )

第三百十四条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

( 苦情処理 )

第三百十五条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三百十六条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三百十七条 事故発生の防止及び発生時の対応に係る基準は、省令第三十五条に規定する基準の例によることとする。

(会計の区分)

第三百十八条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第三百十九条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に關する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

い。

一 施設サービス計画

二 第二百八十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 省令第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第三百一条に規定する市町村への通知に係る記録

五 第三百十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五節 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第三百二十条 第二百八十条、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第三百二十六条第四項において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下この節において同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第三百二十一条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二款 設備に関する基準

(設備)

第三百二十二条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の例によることとする。

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第三百二十三条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施

設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事が定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第三百二十四条 指定介護福祉施設サービスの取扱方針に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の例によることとする。

（介護）

第三百二十五条 介護に係る基準は、省令第四十三条に規定する基準の例によるこ

ととする。

(食事)

- 第三百二十六条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第三百二十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第三百二十八条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

六 施設の利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策



## 八 その他施設の運営に関する重要事項

### (勤務体制の確保等)

第三百二十九条 勤務体制の確保等に係る基準は、省令第四十七条に規定する基準の例によることとする。

### (定員の遵守)

第三百三十条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

### (準用)

第三百三十一条 第二百八十三条から第二百八十九条まで、第二百九十一条、第二百九十三条、第二百九十六条、第二百九十八条から第三百四条まで及び第三百八条から第三百十九条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第二百八十三条中「第四条」とあるのは「第四十九条において準用する省令第四条」と、第二百八十四条中「第四条の二」とあるのは「第四十九条において準用する省令第十九条」と、第三百条中「第十九条」とあるのは「第四十九条において準用する省令第十九条」と、第三百二条中「第二十一条」とあるのは「第四十九条において準用する省令第二十一条」と、第三百三条第二項中「この節」とあるのは「第五節第三款」と、第三百四条中「第二百九十三条」とあるのは「第三百三十一条において準用する第二百九十三条」と、同条第五号及び第三百十九条第二項第三号中「第十一条第五項」とあるのは「第四十二条第七項」と、第三百四条第六号及び第三百十九条第二項第五号中「第三百十五条第二項」とあるのは「第三百三十一条において準用する第三百十五条第二項」と、第三百四条第七号及び第三百十九条第二項第六号中「第三十五条第三項」とあるのは「第四十九条において準用する省令第三十五条第三項」と、第三百十二条中「第三十条」とあるのは「第四十九条において準用する省令第三十条」と、第三百十七条中「第三十五条」とあるのは「第四十九条において準用する省令第三十五条」と、第三百十九条第二項第二号中「第二百八十九条第二項」とあるのは「第三百三十一条において準用する第二百八十九条第二項」と、同項第四号中「第三百一条」とあるのは「第三百三十一条において準用する第三百一条」と読み替えるものとする。

## 第四章 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

### 第一節 総則

#### (定義)

第三百三十二条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、

法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

（基本方針）

第三百三十三条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第三百三十四条 介護老人保健施設に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第二条（医師及び看護師に係る部分を除く。）に規定する基準の例によることとする。

第三節 施設及び設備に関する基準

（施設）

第三百三十五条 介護老人保健施設は、療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下この項及び第三百七十五条第一項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で開催され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、サテライト型小規模介護老人保健施設以外の

ものをいう。以下この項及び第三百七十五条第一項において同じ。）の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの施設を有しないことができる。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室
- 四 レクリエーション・ルーム
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 サービス・ステーション
- 八 調理室
- 九 洗濯室又は洗濯場
- 十 汚物処理室
- 2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 談話室  
入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

二 食堂  
二平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。

三 浴室  
イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

四 レクリエーション・ルーム  
レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

五 洗面所  
療養室のある階ごとに設けること。

六 便所  
イ 療養室のある階ごとに設けること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

八 常夜灯を設けること。

- 3 第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでな

ければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

（構造設備の基準）

第三百三十六条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

イ 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この項及び第三百七十五条第四項において「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。第三百七十五条第四項第一号ロ(1)において同じ。）又は消防署長と相談の上、第三百六十二条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第三百六十二条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四 階段には、手すりを設けること。

五 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

六 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

七 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

#### 第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第三百三十七条 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

(提供拒否の禁止)

第三百三十八条 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第五条の二に規定する基準の例によることとする。

(サービス提供困難時の対応)

第三百三十九条 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第三百四十条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第三百四十一条 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退所）

第三百四十二条 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。

2 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護師若しくは准看護師又は介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第三百四十三条 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第三百四十四条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス(法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費(同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第三百七十六条第一項において同じ。))が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下この章において同じ。)に該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下この章において同じ。)の一部として、当該介護保健施設サービスについて法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。次項並びに第三百七十六条第一項及び第二項において「施設サービス費用基準額」という。)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護老人保健施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 知事が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったこと

に伴い必要となる費用

## 五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 介護老人保健施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第三百四十五条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第三百四十六条 介護保健施設サービスの取扱方針に係る基準は、省令第十三条に規定する基準の例によることとする。

(施設サービス計画の作成)

第三百四十七条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下この条及び第三百五十八条において「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たつては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たつては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(次項及び第九項において「アセスメント」という。)に当たつては、入所者及びその家族



に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第十一項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第二号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に入所者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- 二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受け

た場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更に

ついて準用する。

（診療の方針）

第三百四十八条 診療の方針に係る基準は、省令第十五条に規定する基準の例によることとする。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第三百四十九条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に對し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

第三百五十条 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第三百五十一条 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第十八条に規定する基準の例によることとする。

（食事の提供）

第三百五十二条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第三百五十三条 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれてある環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に對し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第三百五十四条 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護老人保健施設は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第三百五十五条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第三百五十六条 管理者による管理に係る基準は、省令第二十三条に規定する基準の例によることとする。

(管理者の責務)

第三百五十七条 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護老人保健施設の管理者は、従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第三百五十八条 計画担当介護支援専門員は、第三百四十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

四 第三百六十八条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。

五 省令第三十六条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置に

ついて記録すること。

(運営規程)

第三百五十九条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第三百六十五条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三百六十条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護老人保健施設は、当該施設の従業者によつて介護保健施設サービスを提供しなければならぬ。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

(定員の遵守)

第三百六十一条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三百六十二条 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第三百六十三条 介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講

ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院)

第三百六十四条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

第三百六十五条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(秘密保持等)

第三百六十六条 秘密保持等に係る基準は、省令第三十二条に規定する基準の例によることとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第三百六十七条 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第三百六十八条 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付け

るための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三百六十九条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三百七十条 事故発生の防止及び発生時の対応に係る基準は、省令第三十六条に規定する基準の例によることとする。

(会計の区分)

第三百七十一条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三百七十二条 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

- 二 第三百四十二条第四項に規定する居室において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
- 三 第三百四十三条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 四 省令第十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 五 第三百五十五条に規定する市町村への通知に係る記録
- 六 第三百六十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 七 省令第三十六条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五節 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第三百七十三条 第三百三十三条、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第三百七十五条第二項第一号及び第三百七十九条第四項において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。））ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下この節及び第六百三十四条第一号において同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第三百七十四条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

## 第二款 施設及び設備に関する基準

### (施設)

第三百七十五条 ユニット型介護老人保健施設は、療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下この項及び第四項第二号において同じ。）の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下この項及び第四項第二号において同じ。）の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの施設を有しないことができる。

一 ユニット（療養室を除く。）

二 浴室

三 サービス・ステーション

四 調理室

五 洗濯室又は洗濯場

六 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット（療養室を除く。）

イ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面所

(1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。  
(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。



## 八 便所

- (1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

- (3) 常夜灯を設けること。

## 二 浴室

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

- 3 前項第二号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

一 ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

イ 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第三百八十四条において準用する第三百六十二条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

- (2) 第三百八十四条において準用する第三百六十二条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

- (3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四 階段には、手すりを設けること。

五 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

六 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

七 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

### 第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第三百七十六条 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施

設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事が定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

#### 五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護老人保健施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### （介護保健施設サービスの取扱方針）

第三百七十七条 介護保健施設サービスの取扱方針に係る基準は、省令第四十三条

に規定する基準の例によることとする。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第三百七十八条 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第三百七十九条 ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第三百八十条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第三百八十一条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

五 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

六 施設の利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策

八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三百八十二条 勤務体制の確保等に係る基準は、省令第四十八条に規定する基準

の例によることとする。

(定員の遵守)

第三百八十三条 ユニット型介護老人保健施設は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第三百八十四条 第三百三十七条から第三百四十三条まで、第三百四十五条、第三百四十七条から第三百五十条まで、第三百五十三条、第三百五十五条から第三百五十八条まで及び第三百六十二条から第三百七十二条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第三百三十七条中「第五条」とあるのは「第五十条において準用する省令第五条」と、第三百三十八条中「第五条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第五条の二」と、第三百四十八条中「第十五条」とあるのは「第五十条において準用する省令第十五条」と、第三百五十六条中「第二十三条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十三条」と、第三百五十七条第二項中「この節」とあるのは「第五節第三款」と、第三百五十八条中「第三百四十七条」とあるのは「第三百八十四条において準用する第三百四十七条」と、同条第四号及び第三百七十二条第二項第六号中「第三百六十八条第二項」とあるのは「第三百八十四条において準用する第三百六十八条第二項」と、第三百五十八条第五号及び第三百七十二条第二項第七号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十六条第二項」と、第三百六十六条中「第三十二条」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十二条」と、第三百七十条中「第三十六条」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十六条」と、第三百七十二条第二項第二号中「第三百四十二条第四項」とあるのは「第三百八十四条において準用する第三百四十二条第四項」と、同項第三号中「第三百四十三条第二項」とあるのは「第三百八十四条において準用する第三百四十三条第二項」と、同項第四号中「第十三条第五項」とあるのは「第四十三条第七項」と、同項第五号中「第三百五十五条」とあるのは「第三百八十四条において準用する第三百五十五条」と読み替えるものとする。

第五章 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 総則

(定義)

第三百八十五条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年

厚生省令第四十一号。健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされたものをいう。附則第二条第四号において同じ。）（以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

（基本方針）

第三百八十六条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立つて指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第三百八十七条 指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第二条に規定する基準の例によることとする。

第三節 設備に関する基準

（構造設備）

第三百八十八条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）の構造設備に係る基準は、省令第三条に規定する基準の例によることとする。

第三百八十九条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）の構造設備に係る基準は、省令第四条に規定する基準の例によることとする。

第三百九十条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）の構造設備に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

第四節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第三百九十一条 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第六条に規定する基準の例によることとする。

（提供拒否の禁止）

第三百九十二条 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第六条の二に規定する基準の例によることとする。

(サービス提供困難時の対応)

第三百九十三条 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第三百九十四条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第三百九十五条 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退院)

第三百九十六条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超過している場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。

ない。

5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第三百九十七条 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第三百九十八条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス(法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費(同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第四百三十条第一項において同じ。)が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービスに係る指定介護療養施設サービスをいう。以下この章において同じ。)に該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下この章において同じ。)の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額とする。次項及び第四百三十条において「施設サービス費用基準額」という。)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が



入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

#### 五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第三百九十九条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

第四百条 指定介護療養施設サービスの取扱方針に係る基準は、省令第十四条に規定する基準の例によることとする。

（施設サービス計画の作成）

第四百一条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第

四百十条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（次項及び第九項において「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第十一項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第二号において「モニタリング」という。）に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者

との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に入院患者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 一 入院患者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- 二 入院患者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更に  
ついて準用する。

(診療の方針)

第四百二条 診療の方針に係る基準は、省令第十六条に規定する基準の例によることとする。

(機能訓練)

第四百三条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四百四条 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第十八条に規定する基準の例によることとする。

(食事の提供)

第四百五条 入院患者の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入院患者の食事は、その者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第四百六条 指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のためのレクリエーション  
行事を行うよう努めるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(患者に関する市町村への通知)

第四百七条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている

入院患者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。

二 正当な理由なしに指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

三 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の管理)

第四百八条 管理者の管理に係る基準は、省令第二十二条に規定する基準の例によることとする。

(管理者の責務)

第四百九条 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第四百十条 計画担当介護支援専門員は、第四百一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

二 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

三 第四百二十条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。

四 省令第三十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第四百十一条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第四百七条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入院患者の定員

四 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四百十二条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該施設の従業者によつて指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四百十三条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第四百十四条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第四百十五条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の

防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力歯科医療機関)

第四百十六条 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定め、おくよう努めなければならない。

(揭示)

第四百十七条 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要並びに従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第四百十八条 秘密保持等に係る基準は、省令第三十条に規定する基準の例によることとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第四百十九条 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第四百二十条 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入院患者からの苦情に関

して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第四百二十一条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第四百二十二条 事故発生の防止及び発生時の対応に係る基準は、省令第三十四条に規定する基準の例によることとする。

(会計の区分)

第四百二十三条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第四百二十四条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第三百九十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 省令第十四条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院

患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第四百七条に規定する市町村への通知に係る記録

五 第四百二十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第三十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五節 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運

営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第四百二十五条 第三百八十六条、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第四百三十三条第四項において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下この節及び第六百三十四条第二号において同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第四百二十六条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならぬ。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならぬ。

第二款 設備に関する基準

(構造設備)

第四百二十七条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）の構造設備に係る基準は、省令第三十九条に規定する基準の例によることとする。



第四百二十八条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）の構造設備に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の例によることとする。

第四百二十九条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）の構造設備に係る基準は、省令第四十一条に規定する基準の例によることとする。

### 第三款 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第四百三十条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

### 五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される

便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第四百三十一条 指定介護療養施設サービスの取扱方針に係る基準は、省令第四十三条に規定する基準の例によることとする。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四百三十二条 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第四十四条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第四百三十三条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができよう、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第四百三十四条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第四百三十五条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 入院患者の定員
  - 四 ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
  - 五 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
  - 六 施設の利用に当たつての留意事項
  - 七 非常災害対策
  - 八 その他施設の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第四百三十六条 勤務体制の確保等に係る基準は、省令第四十八条に規定する基準の例によることとする。

(定員の遵守)

第四百三十七条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニットごとの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第四百三十八条 第三百九十一条から第三百九十七条まで、第三百九十九条、第四百一条から第四百三条まで、第四百七条から第四百十条まで及び第四百十四条から第四百二十四条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第三百九十一条中「第六条」とあるのは「第五十条において準用する省令第六条」と、第三百九十二条中「第六条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第六条の二」と、第四百二条中「第十六条」とあるのは「第五十条において準用する省令第十六条の二」と、第四百二条中「第二十条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十条」と、第四百九条第二項中「この節」とあるのは「第五節第三款」と、第四百十条中「第四百一条」とあるのは「第四百三十八条において準用する第四百一条」と、同条第三号及び第四百二十四条第二項第五号中「第四百二十条第二項」とあるのは「第四百三十八条において準用する第四百二十条第二項」と、第四百十条第四号及び第四百二十四条第二項第六号中「第三十四条第二項」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十四条第二項」と、第四百八条中「第三十条」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十条」と、第四百二十二条中「第三十四条」とあ

るのは「第五十条において準用する省令第三十四条」と、第四百二十四条第二項第二号中「第三百九十七条第二項」とあるのは「第四百三十八条において準用する第三百九十七条第二項」と、同項第三号中「第十四条第五項」とあるのは「第四十三条第七項」と、同項第四号中「第四百七条」とあるのは「第四百三十八条において準用する第四百七条」と、同項第五号中「第四百二十条第二項」とあるのは「第四百三十八条において準用する第四百二十条第二項」と、同項第六号中「第三十四条第二項」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

第六章 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等

## 第一節 総則

(定義)

第四百三十九条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

(指定介護予防サービス事業者の指定)

第四百四十条 法第一百五十五条の二第二項第一号（法第一百五十五条の十一において準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、施行規則第四百四十条の十七の二に規定する者とする。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第四百四十一条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定介護予防サービス事業者は、サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めなければならない。

## 第二節 介護予防訪問介護

### 第一款 基本方針

第四百四十二条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下この節並びに第六百七十一条第三項及び第四項において「指定介護予防訪問介護」とい

う。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第二款 人員に関する基準

##### (訪問介護員等の員数)

第四百四十三条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者(以下この節において「指定介護予防訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この節において「指定介護予防訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。第四款及び第五款において同じ。)の員数に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

##### (管理者)

第四百四十四条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者に係る基準は、省令第六条に規定する基準の例によることとする。

#### 第三款 設備に関する基準

第四百四十五条 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第八条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四款 運営に関する基準

##### (内容及び手続の説明及び同意)

第四百四十六条 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第八条に規定する基準の例によることとする。

##### (提供拒否の禁止)

第四百四十七条 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第九条に規定する基準の例によることとする。

##### (サービス提供困難時の対応)

第四百四十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業

所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下この章において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第四百四十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第一百五十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第四百五十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第四百五十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。第四百七十九条第一号において「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第四百五十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービス

を提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

- 第四百五十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援業者にに関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

- 第四百五十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号八及び二に規定する計画を含む。以下この章において同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

- 第四百五十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

- 第四百五十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

- 第四百五十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつ

た場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第四百五十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第四百五十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第四百六十条 同居家族に対するサービス提供の禁止に係る基準は、省令第二十二條に規定する基準の例によることとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第四百六十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。



(緊急時等の対応)

第四百六十二条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第四百六十三条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者(省令第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。第四号及び第四百七十八条において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- 二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- 三 サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に關すること。
- 四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- 六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- 八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第四百六十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 営業日及び営業時間
  - 四 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - 五 通常の事業の実施地域
  - 六 緊急時等における対応方法
  - 七 その他運営に関する重要事項
- (介護等の総合的な提供)

第四百六十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第四百六十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第四百六十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

第四百六十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第四百六十四条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第四百六十九条 秘密保持等に係る基準は、省令第三十一条に規定する基準の例によることとする。

（広告）

第四百七十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）

第四百七十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第四百七十二條 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第四百七十三條 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に關して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第四百七十四條 事故発生時の対応に係る基準は、省令第三十五条に規定する基準の例によることとする。

(会計の区分)

第四百七十五條 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第四百七十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防訪問介護計画

二 第四百五十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第四百六十一条に規定する市町村への通知に係る記録

四 第四百七十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 省令第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)

第四百七十七条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防（法第八条の二第二項に規定する介護予防をいう。以下この章において同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)

第四百七十八条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第四百四十二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を

行うものとする。

二 サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成するものとする。

三 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

四 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。

五 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付しなければならないこと。

六 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

八 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

九 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（次号及び第十一号において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。

十一 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うものとする。

十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用すること。

(指定介護予防訪問介護の提供に当たつての留意点)

第四百七十九条

指定介護予防訪問介護の提供に当たつては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- 一 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。第五百四十八条第一号及び第五百六十四条第一号において同じ。)において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- 二 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第六款 基準該当介護予防サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数)

第四百八十条

基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス(以下この款において「基準該当介護予防訪問介護」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この章において「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。)の員数に係る基準は、省令第四十一条に規定する基準の例によることとする。

(管理者)

第四百八十一条

基準該当介護予防訪問介護事業所の管理者に係る基準は、省令第四十二条に規定する基準の例によることとする。

(設備及び備品等)

第四百八十二条

基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2

基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第四十五条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四百八十三条

同居家族に対するサービス提供の制限に係る基準は、省令第四十

四条に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第四百八十四条 第一款、第四款(第四百五十三条、第四百五十八条第一項、第四百六十条、第四百六十五条並びに第四百七十二条第五項及び第六項を除く。)及び前款の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第四百四十六条中「第八条」とあるのは「第四十五条において準用する省令第八条」と、第四百四十七条中「第九条」とあるのは「第四十五条において準用する省令第九条」と、第四百五十七条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第四百五十八条第二項及び第四百五十九条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第四百五十八条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四百六十三条第三項中「第五条第二項」とあるのは「第四十一条第二項」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第四十五条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第四十五条において準用する省令第三十五条」と読み替えるものとする。

### 第三節 介護予防訪問入浴介護

#### 第一款 基本方針

第四百八十五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護(以下この節及び第六百七十一条第三項において「指定介護予防訪問入浴介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第二款 人員に関する基準

(従業員の員数)

第四百八十六条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下この節において「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この節において「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(第四百九十条において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)の員数に係る基準は、省令第四十七条に規定する基準の例によることとする。

(管理者)

第四百八十七条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者に係る基準は、省令第

四十八条に規定する基準の例によることとする。

### 第三款 設備に関する基準

第四百八十八条 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第五十一条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第四款 運営に関する基準

#### (利用料等の受領)

第四百八十九条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

#### (緊急時等の対応)

第四百九十条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。



(管理者の責務)

第四百九十一条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの款及び次款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第四百九十二条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第四百九十三条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第四百五十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 次条において準用する第四百六十一条に規定する市町村への通知に係る記録
- 三 次条において準用する第四百七十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 省令第五十五条において準用する省令第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第四百九十四条 第四百四十六条から第四百五十七条まで、第四百五十九条、第四百六十一条及び第四百六十六条から第四百七十五条までの規定は、指定介護予防防

訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは、「介護予防訪問入浴介護事業者」と、第四百四十六条中「第八条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第八条」と、第四百四十七条中「第九条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第九条」と、第四百六十七条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第四百六十八条中「第四百六十四条」とあるのは「第四百九十二条」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十五条」と読み替えるものとする。

#### 第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

第四百九十五条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第四百九十六条 指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第五十七条に規定する基準の例によることとする。

#### 第六款 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第四百九十七条 介護予防訪問入浴介護従業者(基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス)(以下この款において「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(次条において「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。)(ことに置くべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者をいう。)(の員数に

係る基準は、省令第五十八条に規定する基準の例によることとする。

(管理者)

第四百九十八条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理者に係る基準は、省令第五十九条に規定する基準の例によることとする。

(設備及び備品等)

第四百九十九条 基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、第六十二条第一項に規定する設備及び備品等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第五百条 第四百四十六条から第四百五十二条まで、第四百五十四条から第四百五十七条まで、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十六条から第四百七十一条まで、第四百七十二条(第五項及び第六項を除く。)、及び第四百七十三条から第四百七十五条まで並びに第一款、第四款(第四百八十九条第一項及び第四百九十四条を除く。)、及び前款の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第四百四十六条中「第八条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第八条」と、第四百四十七条中「第九条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第九条」と、第四百五十七条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第四百五十九条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第四百六十七条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第四百六十八条中「第四百六十四条」とあるのは「第五百条において準用する第四百九十二条」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十五条」と、第四百八十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四百九十六条中「第五十七条」とあるのは「第六十一条において

て準用する省令第五十七条」と読み替えるものとする。

#### 第四節 介護予防訪問看護

##### 第一款 基本方針

第五百一条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下この節並びに第六百七十一条第三項及び第四項において「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

##### 第二款 人員に関する基準

###### （看護師等の員数）

第五百二条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下この節において「指定介護予防訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節において「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下この節において「看護師等」という。）の員数に係る基準は、省令第六十三条に規定する基準の例によることとする。

###### （管理者）

第五百三条 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（次条第一項において「指定介護予防訪問看護ステーション」という。）の管理者に係る基準は、省令第六十四条に規定する基準の例によることとする。

##### 第三款 設備に関する基準

第五百四条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所（第五百十四条第十五号において「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。）は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一

体的に運営されている場合については、第六十七条第一項又は第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四款 運営に関する基準

##### (サービス提供困難時の対応)

第五百五条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認められた場合は、主治の医師及び介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

##### (介護予防支援事業者等との連携)

第五百六条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

##### (利用料等の受領)

第五百七条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護

を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第五百八条 同居家族に対するサービス提供の禁止に係る基準は、省令第七十条に規定する基準の例によることとする。

(緊急時等の対応)

第五百九条 看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第五百十条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第五百十一条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 省令第七十七条第二項に規定する主治の医師による指示の文書
- 二 介護予防訪問看護計画書
- 三 介護予防訪問看護報告書
- 四 次条において準用する第四百五十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 次条において準用する第四百六十一条に規定する市町村への通知に係る記録  
六 次条において準用する第四百七十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録  
七 省令第七十四条において準用する省令第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第五百十二条 第四百四十六条、第四百四十七条、第四百四十九条から第四百五十一条まで、第四百五十三条から第四百五十七条まで、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十六条から第四百七十五条まで及び第四百九十一条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第四百四十六条中「第八条」とあるのは「第七十四条において準用する省令第八条」と、第四百四十七条中「第九条」とあるのは「第七十四条において準用する省令第九条」と、第四百五十一条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第四百六十八条中「第四百六十四条」とあるのは「第五百十条」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第七十四条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第七十四条において準用する省令第三十五条」と読み替えるものとする。

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第五百十三条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第五百十四条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第五百一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならないこと。

三 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

四 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。

五 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならないこと。

六 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第二号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。

七 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

九 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。

十 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づきサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（次号及び第十三号において、「モニタリング」という。）を行うものとする。

十一 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、



当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならないこと。

十二 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならないこと。

十三 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しなければならないこと。

十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用すること。

十五 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第二号から第六号まで及び第十号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（第五百二十四条第九号及び第五百三十三条第二項第四号において「診療記録」という。）への記載をもつて代えることができること。

（主治の医師との関係）

第五百十五条 主治の医師との関係に係る基準は、省令第七十七条に規定する基準の例によることとする。

第五節 介護予防訪問リハビリテーション

第一款 基本方針

第五百十六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下この節及び第六百七十一条第三項において「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居室において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

第五百十七条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下この節において「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（次条第一項において「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき人員に係る基準は、省令第七十九条に規定する基準の例によることとする。

### 第三款 設備に関する基準

第五百十八条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第八十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第四款 運営に関する基準

#### (利用料等の受領)

第五百十九条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

#### (運営規程)

第五百二十条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次

に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第五百二十一条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 介護予防訪問リハビリテーション計画
- 二 二次条において準用する第四百五十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 三次条において準用する第四百六十一条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 四次条において準用する第四百七十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 省令第八十四条において準用する省令第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第五百二十二条 第四百四十六条から第四百五十一条まで、第四百五十三条から第四百五十七条まで、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十六条から第四百六十九条まで、第四百七十一条から第四百七十五条まで、第四百九十一条及び第五百六条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第四百四十六条中「第八条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第八条」と、第四百四十七条中「第九条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第九条」と、第四百五十一条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第四百六十八条中「第四百六十四条」とあるのは「第五百二十条」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第三十五条」と読み替えるものとする。

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第五百二十三条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第五百二十四条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この条において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)が行うものとし、その方針は、第五百十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するものとする。

三 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成

されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

四 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に對して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。

五 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならないこと。

六 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

七 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に對し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

八 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に對し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

九 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。

十 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（次号及び第十二号において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十一 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援業者に報告しなければならないこと。

十二 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

十三 第一号から第十一号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用すること。

## 第六節 介護予防居宅療養管理指導

### 第一款 基本方針

第五百二十五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下この節において「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。第五百三十三条第三項において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。第五百三十三条第二項において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第二款 人員に関する基準

第五百二十六条 介護予防居宅療養管理指導従業者（指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下この節において「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（次条第一項及び第五百二十九条において「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）（ことに置くべき従業者をいう。）の員数に係る基準は、省令第八十八条に規定する基準の例によることとする。

### 第三款 設備に関する基準

第五百二十七条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第九十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第四款 運営に関する基準

#### （利用料等の受領）

第五百二十八条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利

用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

#### (運営規程)

第五百二十九条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- 五 その他運営に関する重要事項

#### (記録の整備)

第五百三十条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第四百五十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 次条において準用する第四百六十一条に規定する市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第四百七十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録  
四 省令第九十三条において準用する省令第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第五百三十一条 第四百四十六条から第四百五十一条まで、第四百五十四条、第四百五十六条、第四百五十七条、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十六条から第四百六十九条まで、第四百七十一条から第四百七十五条まで、第四百九十一条及び第五百六条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第四百四十六条中「第八条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第八条」と、第四百四十七条中「第九条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第九条」と、第四百五十一条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第四百五十六条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第四百六十八条中「第四百六十四条」とあるのは「第五百二十九条」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十五条」と読み替えるものとする。

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第五百三十二条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第五百三十三条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に



利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

七 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努

め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。
- 二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- 三 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

#### 第七節 介護予防通所介護

##### 第一款 基本方針

第五百三十四条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下この節並びに第六百七十一条第三項及び第四項において「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

##### 第二款 人員に関する基準

###### （従業者の員数）

第五百三十五条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下この節において「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節及び第六百四条において「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（第五百四十条第三項において「介護予防通所介護従業者」という。）の員数に係る基準は、省令第九十七条に規定する基準の例によることとする。

###### （管理者）

第五百三十六条 指定介護予防通所介護事業所の管理者に係る基準は、省令第九十条に規定する基準の例によることとする。

##### 第三款 設備に関する基準

第五百三十七条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならぬ。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この款において同じ。）の数の上限をいう。第五百三十九条第四号及び第五百四十一条において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができ、

二 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第一項に規定する設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四款 運営に関する基準

（利用料の受領）

第五百三十八条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支

払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第二号に掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第五百三十九条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防通所介護の利用定員

五 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービス利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五百四十条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならぬ。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五百四十一条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第五百四十二条 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第五百四十三条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第五百四十四条 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防通所介護計画

二 次条において準用する第四百五十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において準用する第四百六十一条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第四百七十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 省令第七百七条において準用する省令第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第四百四十五条 第四百四十六条から第四百五十五条まで、第四百五十七条、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十二条、第四百六十八条から第四百七十五条まで及び第四百九十一条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第四百四十六条中「第八条」とあるのは「第七百七条において準用する省令第八条」と、第四百四十七条中「第九条」とあるのは「第七百七条において準用する省令第九条」と、第四百六十二条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第四百六十八条中「第四百六十四条」とあるのは「第五百三十九条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第七百七条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第七百七条において準用する省令第三十五条」と読み替えるものとする。

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

第五百四十六条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第五百四十七条 指定介護予防通所介護の方針は、第五百三十四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。

三 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

四 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。

五 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならないこと。

六 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

八 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

九 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握(次号及び第十一号において「モニタリング」という。)を行うものとする。

十 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。

十一 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。

十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用すること。

(指定介護予防通所介護の提供に当たつての留意点)

第五百四十八条 指定介護予防通所介護の提供に当たつては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

二 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たつては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

三 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第五百四十九条 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。



第六款 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第五百五十条 介護予防通所介護従業者(基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス(次条及び第五百五十二条において「基準該当介護予防通所介護」という。)の事業を行う者(第五百五十二条第二項第一号イにおいて「基準該当介護予防通所介護事業者」という。))が当該事業を行う事業所(第五百五十二条第二項第一号イにおいて「基準該当介護予防通所介護事業所」という。))の員数に係る基準は、省令第百十二条に規定する基準の例によることとする。

(管理者)

第五百五十一条 基準該当介護予防通所介護事業所の管理者に係る基準は、省令第百十三条に規定する基準の例によることとする。

(設備及び備品等)

第五百五十二条 基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならぬ。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

イ 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員(当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者(当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。次項において同じ。))の数の上限をいう。)を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

二 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第一項に規定する設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営される場合については、第三十四条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第五百五十三条 第四百四十六条から第四百五十二条まで、第四百五十四条、第四百五十五条、第四百五十七条、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十二条、第四百六十八条から第四百七十一条まで、第四百七十二條(第五項及び第六項を除く。)、第四百七十三条から第四百七十五条まで及び第四百九十一条並びに第一款、第四款(第五百三十八条第一項及び第五百四十五条を除く。 )及び前款の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第四百四十六条中「第八条」とあるのは「第十五条において準用する省令第八条」と、第四百四十七条中「第九条」とあるのは「第十五条において準用する省令第九条」と、第四百五十七条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者によって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第四百五十九条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第四百六十八条中「第四百六十四条」とあるのは「第五百五十三条において準用する第五百三十九条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第十五条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第十五条において準用する省令第三十五条」と、第五百二十八条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

## 第八節 介護予防通所リハビリテーション

### 第一款 基本方針

第五百五十四条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下この節及び第六百七十一条第三項において「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なり

ハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

## 第二款 人員に関する基準

第五百五十五条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者（以下この節において「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（第五百六十三条第二号において「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）の員数に係る基準は、省令第一百七十七条に規定する基準の例によることとする。

## 第三款 設備に関する基準

第五百五十六条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の設備に係る基準は、省令第一百八十八条に規定する基準の例によることとする。

## 第四款 運営に関する基準

### （管理者等の責務）

第五百五十七条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの款及び次款の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

### （運営規程）

第五百五十八条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

#### 一 事業の目的及び運営の方針

#### 二 従業者の職種、員数及び職務の内容

#### 三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事

業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。次条第一項及び第五百六十条第二項において同じ。）の数の上限をいう。）

五 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額  
六 通常の事業の実施地域

七 サービス利用に当たつての留意事項

八 非常災害対策

九 その他運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第五百五十九条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第五百六十条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防通所リハビリテーション計画

二 次条において準用する第四百五十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において準用する第四百六十一条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第四百七十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 省令第二百二十三条において準用する省令第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

（準用）

第五百六十一条 第四百四十六条から第四百五十一条まで、第四百五十三条から第四百五十五条まで、第四百五十七条、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十二条、第四百六十八条、第四百六十九条、第四百七十一条から第四百七十五条まで、第五百六条、第五百三十八条及び第五百四十条から第五百四十二条まで

の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第四百四十六条中「第八条」とあるのは「第二百二十三条において準用する省令第八条」と、第四百四十七条中「第九条」とあるのは「第二百二十三条において準用する省令第九条」と、第四百五十一条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第四百六十八条中「第四百六十四条」とあるのは「第五百五十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第二百二十三条において準用する省令第三十五条」と、第五百四十条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

#### 第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第五百六十二条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第五百六十三条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第五百五十四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとこ

るによるものとする。

一 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下この条において「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならないこと。

三 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

四 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。

五 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならないこと。

六 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

八 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

九 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介

介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（次号及び第十一号において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。

十一 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用すること。

（指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たつての留意点）

第五百六十四条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たつては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たつては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第五百六十五条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### 第九節 介護予防短期入所生活介護

##### 第一款 基本方針

第五百六十六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下この節において「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

##### 第二款 人員に関する基準

###### （従業者の員数）

第五百六十七条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下この節において「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節において「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（第五百七十五条において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）その他従業者の員数に係る基準は、省令第二百二十九条に規定する基準の例によることとする。

###### （管理者）

第五百六十八条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者に係る基準は、省令第三十条に規定する基準の例によることとする。

##### 第三款 設備に関する基準

###### （利用定員等）

第五百六十九条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合））は、当該事業所における指定介護予防短期入



所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。第五百七十七条において同じ。）の数の上限をいう。次項及び次款において同じ。）を二十人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第五百六十七条の規定によりその例によることとされる省令第二百二十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。

2 地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所）（第五百九十二条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第百五十条第一項及び第二項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第五百七十条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備及び備品等に係る基準は、省令第三百三十二条に規定する基準の例によることとする。

第四款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第五百七十一条 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第三百三十三条に規定する基準の例によることとする。

（指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了）

第五百七十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に  
より、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の  
家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日  
常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供  
するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療  
サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短

期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。  
(利用料等の受領)

第五百七十三条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところ

によるものとする。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第五百七十四条 身体的拘束等の禁止に係る基準は、省令第三百三十六条に規定する基準の例によることとする。

(緊急時等の対応)

第五百七十五条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第五百七十六条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 利用定員（第五百六十七条の規定によりその例によることとされる省令第二百二十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
  - 四 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - 五 通常の送迎の実施地域
  - 六 サービス利用に当たつての留意事項
  - 七 緊急時等における対応方法
  - 八 非常災害対策
  - 九 その他運営に関する重要事項
- (定員の遵守)

第五百七十七条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 第五百六十七条の規定によりその例によることとされる省令第二百二十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護

事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

二 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(非常災害対策)

第五百七十八条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(地域等との連携)

第五百七十九条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第五百八十条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防短期入所生活介護計画

二 次条において準用する第四百五十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 省令第三百三十六条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第四百六十一条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第四百七十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第四百二十二条において準用する省令第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第五百八十一条 第四百四十七条から第四百五十一条まで、第四百五十三条、第四百五十四条、第四百五十七条、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十八条から第四百七十五条まで、第四百九十一条、第五百四十条及び第五百四十三条

の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四百四十七条中「第九条」とあるのは「第四百四十二条において準用する省令第九条」と、第四百六十八条中「第四百六十四条」とあるのは「第五百七十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第四百四十二条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第四百四十二条において準用する省令第三十五条」と、第五百四十条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

#### 第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第五百八十二条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第五百八十三条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第五百六十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

三 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

四 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。

五 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならないこと。

六 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

#### (介護)

第五百八十四条 介護に係る基準は、省令第四百四十五条に規定する基準の例によることとする。

#### (食事)

第五百八十五条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

#### (機能訓練)

第五百八十六条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

#### (健康管理)

第五百八十七条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護師又は准看護師は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な

措置をとらなければならない。

（相談及び援助）

第五百八十八条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれていた環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

（その他のサービスの提供）

第五百八十九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第六款 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、

設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針

（この款の趣旨）

第五百九十条 第一款、第三款から前款までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防短期入所生活介護の事業であつて、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第六百一条第四項において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この款において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下この節において同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この款に定めるところによる。

（基本方針）

第五百九十一条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二目 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第五百九十二条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下この款において「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この款において「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の設備及び備品等に係る基準は、省令第一百五十三条に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第五百九十三条 第五百六十九条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

#### 第三目 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第五百九十四条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この款において同じ。）から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予



防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（運営規程）

第五百九十五条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次号及び第五百九十七条第二号において同じ。）（第五百六十七条の規定によりその例によることとされる省令第二百二十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第五百六十七条の規定によりその例によることとされる省令第二百二十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

五 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額  
六 通常の送迎の実施地域

七 サービス利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五百九十六条 勤務体制の確保等に係る基準は、省令第二百五十七条に規定する基準の例によることとする。

(定員の遵守)

第五百九十七条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 第五百六十七条の規定によりその例によることとされる省令第二百二十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数  
二 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第五百九十八条 第五百七十一条、第五百七十二条、第五百七十四条、第五百七十五条、第五百七十八条から第五百八十一条（第五百四十条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五百七十一条中、「第二百三十三条」とあるのは、「第三百五十九条において準用する省令第三百三十三条」と、第五百七十四条中、「第三百三十六条」とあるのは、「第三百五十九条において準用する省令第三百三十六条」と、第五百八十条第二項第二号、第四号及び第五号中、「次条」とあるのは、「第五百九十八条において準用する次条」と、同項第三号中、「第三百三十六条第二項」とあるのは、「第三百五十九条において準用する省令第三百三十六条第二項」と、同項第六号及び第五百八十一条中、「第四百二十二条」とあるのは、「第三百五十九条において準用する省令第四百二十二条」と読み替えるものとする。

第四目 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たつての留意事項)

第五百九十九条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(介護)

第六百条 介護に係る基準は、省令第六十一条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第六百一条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第六百二条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第六百三条 第五百八十二条、第五百八十三条、第五百八十六条から第五百八十八条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五百八十三条中「第五百六十六条」とあるのは「第

五百九十一条」と、「前条」とあるのは「第六百三条において準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第七款 基準該当介護予防サービスに関する基準

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

第六百四条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下この款において「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下この款において「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この款において「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービ스에係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。第六百七十一条第三項において「指定地域密着型介護予防サービスの基準」という。))第十三条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。又は社会福祉施設(第六百九条において「指定介護予防通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第六百五条 介護予防短期入所生活介護従業者(基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者をいう。)その他従業者の員数に係る基準は、省令第八十条に規定する基準の例によることとする。

(管理者)

第六百六条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理者に係る基準は、省令第八十一条に規定する基準の例によることとする。

(利用定員等)

第六百七条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者)の数の上限をいう。)を二十人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業

とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、第八十六条第一項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第六百八条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の設備及び備品等に係る基準は、省令第八十三条に規定する基準の例によることとする。

(指定介護予防通所介護事業所等との連携)

第六百九条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第六百十条 第四百四十七条から第四百五十一条まで、第四百五十四条、第四百五十七条、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十八条から第四百七十一条まで、第四百七十二條(第五項及び第六項を除く。)、第四百七十三条から第四百七十五条まで、第四百九十一条、第五百四十条、第五百四十三条、第五百六十六条並びに第四款(第五百七十三条第一項及び第五百八十一条を除く。)及び第五款の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四百四十七条中「第九条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第九条」と、第四百五十七条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第四百五十九条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第四百六十八条中「第四百六十四条」とあるのは「第六百十条において準用する第五百七十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十五条」と、第五百七十五条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五百七十一条中「第三百三十三条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三百三十三条」と、第五百七十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五百七十四条中「第三百三十六条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三百三十六条」と、第五百八十条第二項第二号、第四号及び第五号中「次

条」とあるのは「第六百十条」と、同項第三号中「第三百三十六条第二項」とあるのは「第八百八十五条において準用する省令第三十六条第二項」と、同項第六号中「第四百二十二条」とあるのは「第八百八十五条」と、第五百八十三条中「第五百六十六条」とあるのは「第六百十条において準用する第五百六十六条」と、「前条」とあるのは「第六百十条において準用する前条」と、第五百八十四条中「第四百四十五条」とあるのは「第八百八十五条において準用する省令第四百四十五条」と、第五百八十七条中「医師及び看護師又は准看護師」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

#### 第十節 介護予防短期入所療養介護

##### 第一款 基本方針

第六百十一条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

##### 第二款 人員に関する基準

第六百十二条 介護予防短期入所療養介護従業者（指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者をいう。）の員数に係る基準は、省令第八十七条に規定する基準の例によることとする。

##### 第三款 設備に関する基準

第六百十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に係る基準は、省令第八十八条に規定する基準の例によることとする。

##### 第四款 運営に関する基準

##### （対象者）

第六百十四条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院

の老人性認知症疾患療養病棟において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

第六百十五条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところ

によるものとする。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に規定する費用の額に係るサービスを提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第六十六条 身体的拘束等の禁止に係る基準は、省令第九十一条に規定する基準の例によることとする。

(運営規程)

第六十七条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項  
(定員の遵守)

第六十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合)にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この款において同じ。)に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療



養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

（記録の整備）

第六百十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防短期入所療養介護計画

二 二次条において準用する第四百五十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 省令第九十一条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 二次条において準用する第四百六十一条に規定する市町村への通知に係る記録

五 二次条において準用する第四百七十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第九十五条において準用する省令第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第六百二十条 第四百四十七条から第四百五十一条まで、第四百五十三条、第四百五十四条、第四百五十七条、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十八条、第四百六十九条、第四百七十一条から第四百七十五条まで、第四百九十一条、第五百四十条、第五百五十九条、第五百七十一条、第五百七十二條第二項、第五百七十八条及び第五百七十九条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第四百四十七条中「第九条」とあるのは「第九十五条において準用する省令第九条」と、第四百六十八条中「第四百六十四条」とあるのは「第六百七十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第九十五条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第九十五条において準用する省令第三十五条」と、第五百四十条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五百七十一条中「第三百三十三条」とあるのは「第九十五条において準用する省令第三百三十三条」と読み替えるものとする。

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)

第六百二十一条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

第六百二十二条 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第六百十一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の確な把握を行うものとする。

二 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。

三 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

四 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説

明し、利用者の同意を得なければならないこと。

五 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならないこと。

六 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(診療の方針)

第六百二十三条 診療の方針に係る基準は、省令第九十八条に規定する基準の例によることとする。

(機能訓練)

第六百二十四条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第六百二十五条 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第二百条に規定する基準の例によることとする。

(食事の提供)

第六百二十六条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第六百二十七条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第六款 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、

設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針

(この款の趣旨)

第六百二十八条 第一款、第三款から前款までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防短期入所療養介護の事業であつて、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第六百三十八条第四項において同じ。))により一体的に構成される場所(次条及び第六百三十六条第二項において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下この節において同じ。)の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この款に定めるところによる。

(基本方針)

第六百二十九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二目 設備に関する基準

第六百三十条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下この節において「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(第六百三十四条において「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に係る基準は、省令第二百五条に規定する基準の例によることとする。

第三目 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第六百三十一条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費

用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（運営規程）

第六百三十二条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第六百三十三条 勤務体制の確保等に係る基準は、省令第二百八条に規定する基準の例によることとする。

(定員の遵守)

第六百三十四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者となしした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第六百三十五条 第六百十四条、第六百十六条、第六百九条及び第六百二十条(第五百四十条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第六百十六条中「第百九十一条」とあるのは、「第二百十条において準用する省令第百九十一条」と、第六百十九条第二項第二号、第四号及び第五号中「次条」とあるのは、「第六百三十五条において準用する次条」と、同項第三号中「第百九十一条第二項」とある

のは「第二百十条において準用する省令第九十一条第二項」と、同項第六号中「第九十五条」とあるのは「第二百十条において準用する省令第九十五条」と、第六百二十条中「第九十五条」とあるのは「第二百十条において準用する省令第九十五条」と、「第六百十七条」とあるのは「第六百三十二条」と読み替えるものとする。

#### 第四目 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たつての留意事項)

第六百三十六条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に  
応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができ  
るようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うこと  
により、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役  
割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行  
われなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第六百三十七条 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第二  
百十二条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第六百三十八条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに  
利用者の心身の状況及び嗜好<sup>し</sup>を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に  
応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。  
い。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重  
した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてで  
きる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。  
ない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関  
係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事  
をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第六百三十九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好<sup>し</sup>  
好にに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が

自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第六百四十条 第六百二十一条から第六百二十四条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第六百二十二条中「第六百十一条」とあるのは「第六百二十九条」と、「前条」とあるのは「第六百四十条において準用する前条」と、第六百二十三条中「第九十八条」とあるのは「第二百五十五条において準用する省令第九十八条」と読み替えるものとする。

## 第十一節 介護予防特定施設入居者生活介護

### 第一款 基本方針

第六百四十一条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護(以下この節において「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、介護予防特定施設サービス計画(法第八条の第二十一項に規定する計画をいう。以下この節において同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この節において「利用者」という。)が指定介護予防特定施設(特定施設であつて、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この節及び附則第六条において同じ。)において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下この節及び附則第六条第一項において「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。
- 3 養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第六款に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

### 第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第六百四十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防特定施設従業者」という。)の員数に係る基準



は、省令第二百三十一条に規定する基準の例によることとする。

(管理者)

第六百四十三条 指定介護予防特定施設の管理者に係る基準は、省令第二百三十二条に規定する基準の例によることとする。

### 第三款 設備に関する基準

第六百四十四条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定介護予防特定施設は、一時介護室（一時的に利用者をして指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下この項、次項及び第六百五十一条第五号において同じ。）は、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができるものとする。

4 指定介護予防特定施設の介護居室（指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。第一号及び第六百五十一条第五号において同じ。）は、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

一 介護居室は、次の基準を満たすこと。

イ 一の居室の定員は、一人とすることができる。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

八 地階に設けてはならないこと。  
二 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

二 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

三 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

五 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

六 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6 指定介護予防特定施設は、居室等が二階以上の階にある場合は、エレベーターを一以上設けるものとする。

7 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

9 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、第二百二十一条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとなすことができる。

#### 第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)

第六百四十五条 内容及び手続の説明並びに契約の締結等に係る基準は、省令第二百三十四条に規定する基準の例によることとする。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第六百四十六条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等に係る基準は、省令第二百三十五条に規定する基準の例によることとする。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第六百四十七条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者

生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、前項に規定する利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を市町村（法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合）に提出し、当該国民健康保険団体連合会に提出しなければならない。

（サービスの提供の記録）

- 第六百四十八条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

- 第六百四十九条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- 二 おむつ代

- 三 前二号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービス  
の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス  
の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第六百五十条 身体的拘束等の禁止に係る基準は、省令第二百三十九条に規定する  
基準の例によることとする。

（運営規程）

第六百五十一条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特  
定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて  
おかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- 六 施設の利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第六百五十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、  
適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、  
従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の  
従業者によつて指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。  
ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮  
命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指  
定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の  
事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的  
に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資  
質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（協力医療機関等）

第六百五十三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第六百五十四条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第六百五十五条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防特定施設サービス計画

二 第六百四十七条第二項に規定する利用者の同意等に係る書類

三 第六百四十八条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 省令第二百三十九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 第六百五十二条第三項に規定する結果等の記録

六 次条において準用する第四百六十一条に規定する市町村への通知に係る記録

七 次条において準用する第四百七十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録

八 省令第二百四十五条において準用する省令第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第六百五十六条 第四百四十九条、第四百五十条、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十八条から第四百七十五条まで、第四百九十条、第四百九十一条、第五百四十三条及び第五百七十八条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第四百六十八条中「第四百六十四条」とあるのは、「第六百五十一条」と、「訪問介護員等」とあるのは、「介護

予防特定施設従業者」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第三十五条」と、第四百九十条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

#### 第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針)

第六百五十七条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)

第六百五十八条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、第六百四十一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこと。

二 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定

施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成するものとする。

三 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならないこと。

四 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならないこと。

五 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

六 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

七 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（次号において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うものとする。

八 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

九 第一号から第七号までの規定は、前号に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用すること。

#### （介護）

第六百五十九条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しきしなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者

に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第六百六十条 指定介護予防特定施設の看護師及び准看護師は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第六百六十一条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第六百六十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(準用)

第六百六十三条 第五百八十六条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第六款

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針

(この款の趣旨)

第六百六十四条 第一款から前款までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（第六百六十六条において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者（以下この款において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この款において「受託介護予防サービス」という。）をいう。以下この款において同じ。）の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この款に定



めるところによる。

(基本方針)

第六百六十五条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下この款及び附則第六条第二項において「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

#### 第二目 人員に関する基準

(従業者の員数)

第六百六十六条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者(第六百七十条第二号において「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。)その他従業者の員数に係る基準は、省令第二百五十五条に規定する基準の例によることとする。

(管理者)

第六百六十七条 指定介護予防特定施設の管理者に係る基準は、省令第二百五十六条に規定する基準の例によることとする。

#### 第三目 設備に関する基準

第六百六十八条 指定介護予防特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 指定介護予防特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が二十五平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。
- 4 指定介護予防特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならぬ。
  - 一 居室は、次の基準を満たすこと。
    - イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
    - ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
    - ハ 地階に設けてはならないこと。
    - ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
  - 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
  - 三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
  - 四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設は、居室等が二階以上の階にある場合は、エレベーターを一以上設けるものとする。
- 7 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。
- 9 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運用されている場合にあつては、第二百四十三条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみ

なすことができる。

#### 第四目 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)

第六百六十九条 内容及び手続の説明並びに契約の締結等に係る基準は、省令第二百五十八条に規定する基準の例によることとする。

(運営規程)

第六百七十条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービスの事業を行う事業所

(次条第一項及び第六項において「受託介護予防サービス事業所」という。)の名称及び所在地

- 六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- 七 施設の利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第六百七十一条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

2 受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者(法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。)でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第六百七十六条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四条に規定する指定介護予防認知症対応型通

所介護とする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第三項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあつては、指定介護予防特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第六百七十二条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防特定施設サービス計画

二 第六百七十四条第二項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

三 前条第八項に規定する結果等の記録

四 次条において準用する第四百六十一条に規定する市町村への通知に係る記録

五次条において準用する第四百七十二條第二項に規定する苦情の内容等の記録  
六 省令第二百六十二條において準用する省令第三十五條第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

七 次条において準用する第六百四十七條第二項に規定する利用者の同意等に係る書類

八 次条において準用する第六百四十八條第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

九 省令第二百六十二條において準用する省令第二百三十九條第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

十 次条において準用する第六百五十二條第三項に規定する結果等の記録  
(準用)

第六百七十三條 第四百四十九條、第四百五十條、第四百五十九條、第四百六十一條、第四百六十八條から第四百七十五條まで、第四百九十條、第四百九十一條、第五百四十三條、第五百七十八條、第六百四十六條から第六百五十條まで及び第六百五十二條から第六百五十四條までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第四百六十八條中「第四百六十四條」とあるのは「第六百七十條」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第四百六十九條中「第三十一條」とあるのは「第二百六十二條において準用する省令第三十一條」と、第四百七十條中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第四百七十四條中「第三十五條」とあるのは「第二百六十二條において準用する省令第三十五條」と、第四百九十条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第六百四十六條中「第二百三十五條」とあるのは「第二百六十二條において準用する省令二百三十五條」と、第六百四十八條第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第五目 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(受託介護予防サービスの提供)

第六百七十四條 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者によ

り、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(準用)

第六百七十五条 第六百五十七条、第六百五十八条、第六百六十一条及び第六百六十二条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第六百五十八条中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは、「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

## 第十二節 介護予防福祉用具貸与

### 第一款 基本方針

第六百七十六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与(以下この節及び第七百四条第一項において「指定介護予防福祉用具貸与」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第八条の第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この節において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

### 第二款 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第六百七十七条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下この節において「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この節において「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数に係る基準は、省令第二百六十六条に規定する基準の例によることとする。

(管理者)

第六百七十八条 指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理者に係る基準は、省令第二百六十七条に規定する基準の例によることとする。

### 第三款 設備に関する基準

第六百七十九条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒の

ために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第六百八十四条第三項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

一 福祉用具の保管のために必要な設備  
イ 清潔であること。

ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

二 福祉用具の消毒のために必要な器材

当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第二百五十三条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第六百八十条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費

二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定められた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(運営規程)

第六百八十一条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域

六 その他運営に関する重要事項

(適切な研修の確保)

第六百八十二条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第六百八十三条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第六百八十四条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保



管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

( 掲示及び目録の備付け )

第六百八十五条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第六百八十一条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスを選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

( 記録の整備 )

第六百八十六条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第四百五十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 第六百八十四条第四項に規定する結果等の記録

三 次条において準用する第四百六十一条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第四百七十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 省令第二百七十六条において準用する省令第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

六 第六百九十条に規定する介護予防福祉用具貸与計画  
( 準用 )

第六百八十七条 第四百四十六条から第四百五十七条まで、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十九条から第四百七十五条まで、第四百九十一条並びに第五百四十条第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四百四十六条中「第八条」とあるのは「第二

百七十六条において準用する省令第八条」と、第四百四十七条中「第九条」とあるのは「第二百七十六条において準用する省令第九条」と、第四百四十八条中「同じ。」とあるのは「同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第四百五十二条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四百五十六条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第四百五十七条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第四百五十九条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第二百七十六条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第二百七十六条において準用する省令第三十五条」と、第五百四十条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

#### 第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)

第六百八十八条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第六百八十九条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第六百七十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。

二 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。

三 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

四 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

五 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

六 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。

(介護予防福祉用具計画の作成)

第六百九十条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第七百四条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（次項及び第七項において「モニタリング」という。）を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

#### 第六款 基準該当介護予防サービスに関する基準

##### (福祉用具専門相談員の員数)

第六百九十一条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(次条において「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数に係る基準は、省令第二百七十九条に規定する基準の例によることとする。

##### (準用)

第六百九十二条 第四百四十六条から第四百五十二条まで、第四百五十四条から第四百五十七条まで、第四百五十九条、第四百六十一条、第四百六十九条から第四百七十一条まで、第四百七十二条(第五項及び第六項を除く。)、第四百七十三条から第四百七十五条まで、第四百九十一条並びに第五百四十条第一項及び第二項並びに第一款、第二款(第六百七十七条を除く。)、第三款、第四款(第六百八十条第一項及び第六百八十七条を除く。)、及び前款の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四百四十六条中「第八条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第八条」と、第四百四十七条中「第九条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第九条」と、第四百四十八条中「同じ。」「とあるのは「同じ。」、取り扱う福祉用具の種類」と、第四百五十二条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四百五十六条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第四百五十七条中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第四百五十九条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第三十五条」と、第五百四十条

第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第六百七十八条中「第二百六十七条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百六十七条」と、第六百八十条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

### 第十三節 特定介護予防福祉用具販売

#### 第一款 基本方針

第六百九十三条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下この節において「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第八条の第二十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この節において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

#### 第二款 人員に関する基準

##### （福祉用具専門相談員の員数）

第六百九十四条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者（以下この節において「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（次条及び第六百九十九条第一号において「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数に係る基準は、省令第二百八十二条に規定する基準の例によることとする。

##### （管理者）

第六百九十五条 指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理者に係る基準は、省令第二百八十三条に規定する基準の例によることとする。

#### 第三款 設備に関する基準

第六百九十六条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第二百七十条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規

定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四款 運営に関する基準

##### (サービスの提供の記録)

第六百九十七条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

##### (販売費用の額等の受領)

第六百九十八条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、法第五十六条第三項に規定する現に当該指定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費

二 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

##### (保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第六百九十九条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

一 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称

二 販売した指定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

#### 三 領収書

四 当該指定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該指定介護予防福祉用具の概要

##### (記録の整備)

第七百条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福

社用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 第六百九十七条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 次条において準用する第四百六十一条に規定する市町村への通知に係る記録
- 三 次条において準用する第四百七十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 省令第二百八十九条において準用する省令第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

五 第七百四条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画

(準用)

第七百一条 第四百四十六条から第四百五十二条まで、第四百五十四条から第四百五十六条まで、第四百六十一条、第四百六十七条、第四百六十九条から第四百七十五条まで、第四百九十一条、第五百四十条第一項及び第二項、第六百八十一条から第六百八十三条まで並びに第六百八十五条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第四百四十六条中「第八条」とあるのは「第二百八十九条において準用する省令第八条」と、第四百四十七条中「第九条」とあるのは「第二百八十九条において準用する省令第九条」と、第四百四十八条中「同じ。」とあるのは「同じ。」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第四百五十二条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四百五十六条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第四百六十九条中「第三十一条」とあるのは「第二百八十九条において準用する省令第三十一条」と、第四百七十四条中「第三十五条」とあるのは「第二百八十九条において準用する省令第三十五条」と、第五百四十条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第六百八十一条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第六百八十二条及び第六百八十三条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第六百八十五条中「第六百八十一条」とあるのは「第七百一条において準用する第六百八十一条」と読み替えるものとする。

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)

第七百二条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提

供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

（指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針）

第七百三条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して指定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の指定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ること。

二 指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する指定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。

三 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する指定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

四 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて指定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該指定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該指定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

五 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。

（指定介護予防福祉用具販売計画の作成）

第七百四条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した指定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。



2 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第三項、第一百六十六条第二項(第八十二条、第八十九条、第二百五条(第二十七条において準用する場合を含む。))、第二百三十一条第四項第一号ホ及び第六項、第二百四十三条第六項、第二百八十二条第二項、第三百八条第二項、第三百六十二条第二項、第四百十四条第二項、第四百四十一条第三項、第五百七十八条第二項(第五百九十八条、第六百十条、第六百二十条(第六百三十五条において準用する場合を含む。))、第六百五十六条及び第六百七十三条において準用する場合を含む。)、第六百四十四条第四項第一号ホ及び第六項並びに第六百六十八条第六項並びに附則第四条、第五条第二項及び第三項並びに第六条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

##### ( 経過措置 )

第二条 次に掲げる厚生省令又は厚生労働省令(以下この条及び次条において「基準省令」という。)(の本則に規定する条例で定めるに当たつての基準であつて、基準省令の制定又は改正に伴う経過措置(条例を定めるに当たつての基準とされるものを含む。以下「基準省令経過措置」という。)(の適用を受けるもの(以下この条において「特例基準」という。)(に基づき、この条例に定めるべき基準として特例基準と同一の内容を本則に規定した場合における必要な経過措置は、基準省令経過措置の例による。

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

二 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

四 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

五 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ

ービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第三条 この条例の施行の日(第五条において「施行日」という。)(以後、法及び

基準省令その他の法に基づく命令（以下この条において「基準省令等」という。）の規定に従い、条例で定めることとされた基準であつて、この条例に定めのないものが生じたときは、この条例に所要の改正が行われるまでの間は、基準省令等に規定する基準の例による。

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）において現に指定居宅サービス事業者（指定特定施設入居者生活介護事業者に限る。）の指定（法第四十一条第一本文の指定をいう。）を受けている者が当該指定に係る事業を行う指定特定施設（一部施行日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）については、第二百二十一条第四項第一号ホ及び第六項の規定は、適用しない。

2 一部施行日において現に指定居宅サービス事業者（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に限る。）の指定（法第四十一条第一本文の指定をいう。）を受けている者が当該指定に係る事業を行う指定特定施設（一部施行日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）については、第二百四十三条第六項の規定は、適用しない。

第五条 施行日から一部施行日の前日までの間における指定介護老人福祉施設の一の居室の定員に関する基準については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第三条第一項第一号イ（基準省令経過措置の適用を受ける場合にあつては、当該基準省令経過措置）に規定する基準とする。

2 一部施行日において現に法第四十八条第一項第一号の指定を受けている介護老人福祉施設であつて、基準省令経過措置の適用を受けているもの（一部施行日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）の一の居室の定員に関する基準については、第二百八十二条第二項の規定にかかわらず、当該基準省令経過措置の例による。

3 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十五号）附則第五条第三項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームであつて、一部施行日以後に法第四十八条第一項第一号の指定を受けることとなるものうち、知事が定めるものの一の居室の定員に関する基準については、第二百八十二条第二項の規定にかかわらず、基準省令経過措置（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第百二十七号）附則第三条第二項の規定に限る。）の例による。

第六条 一部施行日において現に指定介護予防サービス事業者（指定介護予防特定

施設入居者生活介護事業者に限る。)の指定(法第五十三条第一項本文の指定をいう。)を受けている者が当該指定に係る事業を行う指定介護予防特定施設(一部施行日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)については、第六百四十四条第四項第一号ホ及び第六項の規定は、適用しない。

2 一部施行日において現に指定介護予防サービス事業者(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に限る。)の指定(法第五十三条第一項本文の指定をいう。)を受けている者が当該指定に係る事業を行う指定介護予防特定施設(一部施行日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)については、第六百六十八条第六項の規定は、適用しない。

## 本号で公布された条例のあらまし

障害者自立支援法施行条例（埼玉県条例第六十七号）（障害者自立支援課）

### 一 趣旨

障害者自立支援法の一部改正に伴い、障害福祉サービス事業等の設備及び運営等の基準等を定めるための条例の制定

### 二 内容

#### （一）設備の基準

（例）指定生活介護事業所

訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室、医務室及び多目的室を設けること

#### （二）運営の基準

（例）非常災害対策として、必要な物資の備蓄に努めること

### 三 施行期日

公布の日。ただし、二（一）及び二（二）の一部は平成二十五年四月一日

# 条 例

障害者自立支援法施行条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

## 埼玉県条例第六十七号

### 障害者自立支援法施行条例

#### 目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定に係る要件（第二条）
- 第三章 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
  - 第一節 総則（第三条・第四条）
  - 第二節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
    - 第一款 基本方針（第五条）
    - 第二款 人員に関する基準（第六条 第八条）
    - 第三款 設備に関する基準（第九条）
    - 第四款 運営に関する基準（第十条 第四十四条）
    - 第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十五条 第四十九条）
  - 第三節 療養介護
    - 第一款 基本方針（第五十条）
    - 第二款 人員に関する基準（第五十一条・第五十二条）
    - 第三款 設備に関する基準（第五十三条）
    - 第四款 運営に関する基準（第五十四条 第七十八条）
  - 第四節 生活介護
    - 第一款 基本方針（第七十九条）
    - 第二款 人員に関する基準（第八十条 第八十二条）
    - 第三款 設備に関する基準（第八十三条）
    - 第四款 運営に関する基準（第八十四条 第九十五条）
    - 第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十六条 第九十八条）
  - 第五節 短期入所
    - 第一款 基本方針（第九十九条）
    - 第二款 人員に関する基準（第一百条・第一百一条）

第三款 設備に関する基準（第二百二条）  
第四款 運営に関する基準（第二百三条・第一百十条）

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百一一条・第一百二条）

#### 第六節 重度障害者等包括支援

第一款 基本方針（第一百三条）  
第二款 人員に関する基準（第一百四条・第一百五条）  
第三款 設備に関する基準（第一百六条）  
第四款 運営に関する基準（第一百七条・第二百三条）

#### 第七節 共同生活介護

第一款 基本方針（第二百四條）  
第二款 人員に関する基準（第二百五条・第二六条）  
第三款 設備に関する基準（第二七条）  
第四款 運営に関する基準（第二八条・第四一一条）

#### 第八節 自立訓練（機能訓練）

第一款 基本方針（第二百四二条）  
第二款 人員に関する基準（第二百四三條・第二百四四條）  
第三款 設備に関する基準（第二百四五条）  
第四款 運営に関する基準（第二百四六条・第二百四九条）  
第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百五十條・第二百五一  
条）

#### 第九節 自立訓練（生活訓練）

第一款 基本方針（第二百五二条）  
第二款 人員に関する基準（第二百五三條・第二百五四條）  
第三款 設備に関する基準（第二百五五条）  
第四款 運営に関する基準（第二百五六条・第二百五九条）  
第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第六十條・第六十一  
条）

#### 第十節 就労移行支援

第一款 基本方針（第六二条）  
第二款 人員に関する基準（第六三條・第六五條）  
第三款 設備に関する基準（第六六條・第六七條）  
第四款 運営に関する基準（第六八條・第七二條）  
第十一節 就労継続支援A型  
第一款 基本方針（第七三條）

第二款 人員に関する基準（第七十四條・第七十五條）  
第三款 設備に関する基準（第七十六條）

第四款 運営に関する基準（第七十七條 第八十五條）

#### 第十二節 就労継続支援B型

第一款 基本方針（第八十六條）

第二款 人員に関する基準（第八十七條）

第三款 設備に関する基準（第八十八條）

第四款 運営に関する基準（第八十九條・第九十條）

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十一條 第九十四條）

#### 第十三節 共同生活援助

第一款 基本方針（第九十五條）

第二款 人員に関する基準（第九十六條・第九十七條）

第三款 設備に関する基準（第九十八條）

第四款 運営に関する基準（第九十九條 第一百條）

第十四節 多機能型に関する特例（第二百二條・二百三條）

第十五節 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第二百四條・第二百五條）

第十六節 振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する

基準（第二百六條 第二十條）

### 第四章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 総則（第二百一十一條・二百十二條）

第二節 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一款 人員に関する基準（第二百十三條 第二百十六條）

第二款 設備に関する基準（第二百十七條・第二百十八條）

第三款 運営に関する基準（第二百十九條 第二百十九條）

### 第五章 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

第一節 総則（第二百七十條・二百七十一條）

第二節 療養介護（第二百七十二條 第三百條）

第三節 生活介護（第三百一十一條 第三百十八條）

第四節 自立訓練（機能訓練）（第三百十九條 第三百二十三條）

第五節 自立訓練（生活訓練）（第三百二十四條 第三百二十八條）

第六節 就労移行支援（第三百二十九條 第三百三十七條）

第七節 就労継続支援A型（第三百三十八條 第三百五十二條）

第八節 就労継続支援B型（第三百五十三条 第三百五十五条）

第九節 多機能型に関する特例（第三百五十六条 第三百五十八条）

第六章 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（第三百五十九条 第三百七十六条）

第七章 福祉ホームの設備及び運営に関する基準（第三百七十七条 第三百九十条）

第八章 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

第一節 総則（第三百九十三条・第三百九十四条）

第二節 設備及び運営に関する基準（第三百九十五条 第四百三十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第二章 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定に係る要件

第二条 法第三十六条第三項第一号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。）第三十四条の二十一及び第三十四条の二十四の二に規定する者とする。

第三章 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
第一節 総則

（定義）

第三条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「施行令」という。）、施行規則及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十一号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第四条 指定障害福祉サービス事業者（第三節、第四節及び第七節から第十三節までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第六十条第一項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに



に、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立つた指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

### 第一款 基本方針

第五条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険

を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

#### 第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第六条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この節において「指定居宅介護事業者」という。)(が当該事業を行う事業所(以下この節において「指定居宅介護事業所」という。)(ごとに置くべき従業者(省令第五条第一項の厚生労働大臣が定める者をいう。以下この款及び第四款において同じ。)(の員数に係る基準は、同条に規定する基準の例によることとする。

(管理者)

第七条 指定居宅介護事業所の管理者に係る基準は、省令第六条に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第八条 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービス(の事業)について準用する。この場合において、第六条中「第五条第一項」とあるのは「第七条において準用する省令第五条第一項」と、「同条」とあるのは「省令第七条において準用する省令第五条」と、前条中「第六条」とあるのは「第七条において準用する省令第六条」と読み替えるものとする。

#### 第三款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

#### 第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十条 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第九条に規定する基準の例によることとする。

(契約支給量の報告等)

第十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量(次項において「契約支給量」という。)(その他の必要な事項(第三項及び第四項に

において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。  
(提供拒否の禁止)

第十二条 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第十一条に規定する基準の例によることとする。

(連絡調整に対する協力)

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下この節、第九十一条第六号及び第二百二十二条第五号において同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第十六条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心

身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十九条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十一条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までの支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第二十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、

支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第二十三条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項（法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下この条、第五十七条及び第三百三十一条において「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第二十四条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第二十二条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第二十五条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生

活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十六条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(居宅介護計画の作成)

第二十七条 サービス提供責任者(省令第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。次項及び第三項並びに第三十一条第三項において同じ。)は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十八条 同居家族に対するサービス提供の禁止に係る基準は、省令第二十七条に規定する基準の例によることとする。

(緊急時等の対応)

第二十九条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の

必要な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者等に関する市町村への通知）

第三十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第三十一条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第二十七条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

（運営規程）

第三十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第三十六条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第三十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排泄つ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第三十四条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければ

ばならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第三十五条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第三十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十七条 秘密保持等に係る基準は、省令第三十六条に規定する基準の例によることとする。

(情報の提供等)

第三十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第三十九条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第四十条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又は



その家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第四十八条第一項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定居宅介護事業者は、知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

#### （事故発生時の対応）

第四十一条 事故発生時の対応に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の例によることとする。

#### （会計の区分）

第四十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分すると

ともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十三条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第四十四条 第十条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス<sup>1</sup>の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第三十六条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第二十七条」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第三十六条」と、第三十三条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第四十条」と読み替えるものとする。

2 第十条から第三十二条まで及び第三十四条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービス<sup>2</sup>の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第

七条において準用する省令第五条第二項」と、第二十八条中「第二十七条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第二十七条」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第三十六条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第四十条」と読み替えるものとする。

#### 第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

##### (従業者の員数)

第四十五条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（第四十七条及び第四十九条第一項において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（次条及び第四十七条において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（省令第四十四条第一項の厚生労働大臣が定める者をいう。）の員数に係る基準は、省令第四十四条に規定する基準の例によることとする。

##### (管理者)

第四十六条 基準該当居宅介護事業所の管理者に係る基準は、省令第四十五条に規定する基準の例によることとする。

##### (設備及び備品等)

第四十七条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならぬ。

##### (同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十八条 同居家族に対するサービス提供の制限に係る基準は、省令第四十七条に規定する基準の例によることとする。

##### (運営に関する基準)

第四十九条 第五条第一項及び前款（第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項、第二十八条、第三十三条及び第四十四条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する次条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十条第一項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する次条第一項」と、第二

十七条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第三十六条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第四十条」と読み替えるものとする。

2 第五条第二項から第四項まで並びに前款（第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項、第二十八条、第三十三条及び第四十四条を除く。）並びに第四十五条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十一条第一項中「第二十七条」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第三十六条」と、第三十七条中「第二十六条」とあるのは「第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十条」と、第四十五条中「第四十四条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十四条」と、第四十六条中「第四十五条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七條」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十七條」と読み替えるものとする。

### 第三節 療養介護

#### 第一款 基本方針

第五十条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の二に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うもので

なければならない。

## 第二款 人員に関する基準

### (従業者の員数)

第五十一条 指定療養介護の事業を行う者(第四款において「指定療養介護事業者」という。)(が当該事業を行う事業所(以下この節において「指定療養介護事業所」という。)(に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第五十条に規定する基準の例によることとする。

### (管理者)

第五十二条 指定療養介護事業所の管理者に係る基準は、省令第五十一条に規定する基準の例によることとする。

## 第三款 設備に関する基準

### (設備)

第五十三条 指定療養介護事業所の設備に係る基準は、省令第五十二条に規定する基準の例によることとする。

## 第四款 運営に関する基準

### (契約支給量の報告等)

第五十四条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(次項及び第三項において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前二項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

### (サービスの提供の記録)

第五十五条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

### (利用者負担額等の受領)

第五十六条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規

定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 日用品費

二 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定療養介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第五十七条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第五十八条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第五十六条第二項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害

者に対して交付しなければならない。

（指定療養介護の取扱方針）

第五十九条 指定療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（療養介護計画の作成等）

第六十条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者（省令第五十条第一項第四号の厚生労働大臣が定める者をいう。以下この条、次条及び第百三十三条において同じ。）に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この条において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。

この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について

利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に利用者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第六十一条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができること認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談及び援助）

第六十二条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第六十三条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第六十四条 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第六十二条



に規定する基準の例によることとする。

(その他のサービスの提供)

第六十五条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第六十六条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第六十七条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第六十八条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第六十九条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第七十四条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 サービス利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第七十条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるように、指定療養介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によつて指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第七十一条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行うてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第七十二条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第七十三条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(揭示)

第七十四条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営

規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第七十五条 身体拘束等の禁止に係る基準は、省令第七十三条に規定する基準の例によることとする。

(地域との連携等)

第七十六条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第七十七条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第六十条第一項に規定する療養介護計画

二 第五十五条第一項に規定するサービスの提供の記録

三 第六十七条に規定する市町村への通知に係る記録

四 省令第七十三条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第七十六条において準用する省令第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第七十八条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第三十七条、第三十八条第一項及び第三十九条から第四十一条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第七十六条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第七十六条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第七十六条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第七十六条において準用する省令第四十条」と読み替えるものとする。

#### 第四節 生活介護

##### 第一款 基本方針

第七十九条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（次款及び第三款において「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第二款 人員に関する基準

##### （従業者の員数）

第八十条 指定生活介護の事業を行う者（第四款及び第二百二十三条第一項において「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第七十八条に規定する基準の例によることとする。

##### （従たる事業所を設置する場合における特例）

第八十一条 指定生活介護事業所に従たる事業所を設置する場合における特例に係る基準は、省令第七十九条に規定する基準の例によることとする。

##### （準用）

第八十二条 第五十二条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第五十一条」とあるのは、「第八十条において準用する省令第五十一条」と読み替えるものとする。

#### 第三款 設備に関する基準

##### （設備）

第八十三条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室、医務室及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

##### 一 訓練・作業室

イ 一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

六 医務室 治療に必要な機械器具等を備えること。

3 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第一項に規定する静養室及び医務室は、それぞれに必要な設備及び機械器具等を備えることができる場合は、兼用することができる。

5 第一項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第四款 運営に関する基準

##### (利用者負担額等の受領)

第八十四条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 創作的活動に係る材料費

三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、省令第八十二条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定生活介護事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

##### (介護)

第八十五条 介護に係る基準は、省令第八十三条に規定する基準の例によることとする。

##### (生産活動)

第八十六条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

らない。

2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならぬ。

3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### （工賃の支払）

第八十七条 工賃の支払に係る基準は、省令第八十五条に規定する基準の例によることとする。

#### （食事）

第八十八条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

#### （健康管理）

第八十九条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

#### （支給決定障害者に関する市町村への通知）

第九十条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によつて介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第九十一条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第九十四条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

六 通常の事業の実施地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第九十二条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第九十三条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(揭示)

第九十四条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスを選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(準用)

第九十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二

十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで及び第七十五条から第七十七条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第八十四条第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第四十条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十五条において準用する前条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第七十三条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条」とあるのは「第九十五条において準用する第六十条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第九十三条において準用する省令第七十三条第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第九十五条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条」と読み替えるものとする。

#### 第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

##### (基準該当生活介護の基準)

第九十六条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第二百六条に規定する特定基準該当生活介護を除く。第九十八条において「基準該当生活介護」という。）の基準は、省令第九十四条に規定する基準の例によることとする。

##### (指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第九十七条 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第十一條において同じ。）に関する特例に係る基準は、省令第九十四条の二に規定する基準の例によることとする。

##### (準用)

第九十八条 第八十四条第二項から第六項までの規定は、基準該当生活介護の事業



について準用する。

## 第五節 短期入所

### 第一款 基本方針

第九十九条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（次款及び第四款において「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれて  
いる環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ  
効果的に行うものでなければならない。

### 第二款 人員に関する基準

#### （従業者の員数）

第一百条 指定短期入所の事業を行う者（第四款において「指定短期入所事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節において「指定短期入所事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第一百五十五条に規定する基準の例によることとする。

#### （準用）

第一百一条 第七条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、同条中「第六条」とあるのは、「第一百六条において準用する省令第六条」と読み替えるものとする。

### 第三款 設備に関する基準

#### （設備及び備品等）

第一百二条 指定短期入所事業所の設備及び備品等に係る基準は、省令第一百七十七条に規定する基準の例によることとする。

### 第四款 運営に関する基準

#### （指定短期入所の開始及び終了）

第一百三条 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

#### （入退所の記録の記載等）

第一百四条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第二百五条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、省令第二百二十条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

6 指定短期入所事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第一百六条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にそ

の改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第七十七条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しきしなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。

5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好しきを考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(運営規程)

第八十条 指定短期入所事業者は、次の各号(第一百条の規定によりその例によることとされる省令第十五条第二項の規定の適用を受ける施設にあつては、第三号を除く。)に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

五 サービス利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第九十条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 併設事業所(法第五条第八項に規定する施設が、指定短期入所事業所として

当該施設と一体的に運営を行う事業所をいう。第三号において同じ。）にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

二 空床利用型事業所（法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所をいう。第三号において同じ。）にあつては、当該施設の利用定員（第二百二十五条に規定する指定共同生活介護事業所又は第九十六条に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。第二百二十九条において同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

三 単独型事業所（併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所をいう。）にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

（準用）

第一百十条 第十條、第十二條から第十八條まで、第二十條、第二十一條、第二十三條、第二十四條、第二十九條、第三十條、第三十七條から第四十三條まで、第六十二條、第六十八條、第七十條、第七十二條、第七十五條、第七十六條、第八十九條及び第九十二條から第九十四條までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十條中「第九條」とあるのは「第二百五條において準用する省令第九條」と、第十二條中「第十一條」とあるのは「第二百二十五條において準用する省令第十一條」と、第二十一條第二項中「次條第一項」とあるのは「第二百五條第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百五條第二項」と、第三十七條中「第三十六條」とあるのは「第二百二十五條において準用する省令第三十六條」と、第四十一條中「第四十條」とあるのは「第二百五條において準用する省令第四十條」と、第七十五條中「第七十三條」とあるのは「第二百五條において準用する省令第七十三條」と、第九十四條中「前條」とあるのは「第一百十條において準用する前條」と読み替えるものとする。

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第一百一十條 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例に係る基準は、省令第二百二十五條の二に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第一百十二條 第一百五條第二項から第六項までの規定は、短期入所に係る基準該当障

害福祉サービスの事業について準用する。

## 第六節 重度障害者等包括支援

### 第一款 基本方針

第百十三条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれてい  
る環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第二款 人員に関する基準

#### （従業者の員数）

第百十四条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（第四款において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）が指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（第四款において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第百二十七条に規定する基準の例によることとする。

#### （準用）

第百十五条 第七条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。  
この場合において、同条中「第六条」とあるのは、「第百二十八条において準用する省令第六条」と読み替えるものとする。

### 第三款 設備に関する基準

#### （準用）

第百十六条 第九条第一項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

### 第四款 運営に関する基準

#### （実施主体）

第百十七条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第百九十六条に規定する指定共同生活援助事業者を除く。）又は指定障害者支援施設でなければならない。

#### （事業所の体制）

第百十八条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していなければならない。

- 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第百十九条 障害福祉サービスの提供に係る基準は、省令第百三十二条に規定する基準の例によることとする。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第百二十条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス利用計画の作成)

第百二十一条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この条において「サービス利用計画」という。)を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議(サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者(以下この項において単に「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。)の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。

4 サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

(運営規程)

第二百二十二条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- 四 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする利用者
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第二百二十三条 第十条から第二十二條まで、第二十四條、第二十九條、第三十條、第三十五條から第四十三條まで及び第六十八條の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第三十六條において準用する省令第九条」と、第十二條中「第十一条」とあるのは「第三十六條において準用する省令第十一条」と、第二十一條第二項中「次條第一項」とあるのは「第二百二十三條において準用する次條第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百二十三條において準用する第二十二條第二項」と、第三十七條中「第三十六條」とあるのは「第三十六條において準用する省令第三十六條」と、第四十一條中「第四十條」とあるのは「第三十六條において準用する省令第四十條」と読み替えるものとする。

第七節 共同生活介護

第一款 基本方針

第二百二十四条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下この節及び第二百四条において「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百五十五条 指定共同生活介護の事業を行う者（第四款において「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（次款、第四款及び第二百四十二条において「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第三百三十八条に規定する基準の例によることとする。

(管理者)

第二百二十六条 指定共同生活介護事業所の管理者に係る基準は、省令第三百二十九条に規定する基準の例によることとする。

第三款 設備に関する基準

(設備)

第二百二十七条 指定共同生活介護事業所の設備に係る基準は、省令第四百十条に規定する基準の例によることとする。

第四款 運営に関する基準

(入退居)

第二百二十八条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第二百二十九条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第三百十条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものと



する。

2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、第二項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第三百三十一条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。以下この項において同じ。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。以下この項において同じ。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。（指定共同生活介護の取扱方針）

第六百三十二条 指定共同生活介護事業者は、第六百四十一条において準用する第六十条第一項に規定する共同生活介護計画（次項において「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第六百三十三条 サービス管理責任者は、第六百四十一条において準用する第六十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第三百三十四条 介護及び家事等に係る基準は、省令第四百四十七条に規定する基準の例によることとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三百三十五条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第三百三十六条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三百三十七条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活

を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならぬ。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

( 支援体制の確保 )

第百三十八条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

( 定員の遵守 )

第百三十九条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

( 協力医療機関等 )

第百四十条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

( 準用 )

第百四十一条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第九十条、第九十二条及び第九十四条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第百五十四条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第百五十四条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百三十条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二

項」とあるのは「第三百三十条第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第一百五十四条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第一百五十四条において準用する省令第四十条」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第一百五十四条において準用する省令第七十三条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第四百四十一条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第四百四十一条において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第四百四十一条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第一百五十四条において準用する省令第七十三条第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第四百四十一条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第四百五十四条」と、第九十四条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第四百四十条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

## 第八節 自立訓練（機能訓練）

### 第一款 基本方針

第四百二十二条 自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第二款 人員に関する基準

#### （従業者の員数）

第四百十三条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下この節及び第二百二十三条第一項において「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第一百五十六条に規定する基準の例によることとする。

#### （準用）

第四百十四条 第五十二条及び第八十一条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第一百五十七条において準用する省令第五十一条」と、第八十一条中「第七

十九条」とあるのは「第二百五十七条において準用する省令第七十九条」と読み替えるものとする。

### 第三款 設備に関する基準

(準用)

第四百十五条 第八十三条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

### 第四款 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第四百十六条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(機能訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、省令第五百五十九条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第一項から第三項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(訓練)

第四百十七条 訓練に係る基準は、省令第六十条に規定する基準の例によることとする。

(地域生活への移行のための支援)

第四百四十八条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第六十三条に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第四百四十九条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで及び第八十八条から第九十四条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第六十二条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第六十二条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第四百四十六条第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第六十二条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第六十二条において準用する省令第四十条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する第六十条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第四百四十九条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する省令第七十三条第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第四百四十九条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第六十二条」と、第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第四百四十九条において準用する第九十四条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第四百四十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第五十条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第二百六条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。次条において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の基準は、省令第六十三条に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第五十一条 第四百六条第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第九節 自立訓練(生活訓練)

第一款 基本方針

第五十二条 自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス(以下この節において「指定自立訓練(生活訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五十三条 指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(第四款及び第二百二十三条第一項において「指定自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所」という。)に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第六十六条に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第五十四条 第五十二条及び第八十一条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第六十七条において準用する省令第五十一条」と、第八十一条中「第七十九条」とあるのは「第六十七条において準用する省令第七十九条」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

(設備)

第五十五条 指定自立訓練(生活訓練)事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。



2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

3 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下この節において同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第一項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ 省令第六十八号第三項第一号ロに掲げる基準を満たしていること。

二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四款 運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

第二百五十六条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した際は、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の規定による記録に際しては、支

給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第百五十七条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第一項及び第二項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

5 第三項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、省令第百七十条第五項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第一項から第四項までに係る費用の額の

支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

7 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第三項及び第四項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（記録の整備）

第五十八条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第六十条第一項の規定により作成する自立訓練（生活訓練）計画

二 第五十六条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録

三 次条において準用する第九十条に規定する市町村への通知に係る記録

四 省令第七十一条において準用する省令第七十三条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第七十一条において準用する省令第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第五十九条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十八条から第九十四条まで、第二百三十一条、第二百四十七条及び第二百四十八条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第五十七条第一項から第四項まで」と、第二十三条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十一条において準用する省令第二十二条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百五十七条第二項」

と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百五十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第一百五十九条において準用する前条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第七十三条」と、第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第一百五十九条において準用する第九十四条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第一百五十九条において準用する前条」と、第三百三十一条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十一条において準用する省令第一百四十四条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と、第四百七十七条中「第六十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第六十条」と読み替えるものとする。

#### 第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第六十条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百六条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。次条において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第七十二条に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第六十一条 第四百六条第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

#### 第十節 就労移行支援

##### 第一款 基本方針

第六十二条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の九に規定する者に対して、施行規則第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

##### 第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第六十三條 指定就労移行支援の事業を行う者（第四款において「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第七十五条に規定する基準の例によることとする。

（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）

第六十四條 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（次条及び第六十六条において「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第六十六条に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第六十五條 第五十二条及び第八十一条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第六十七条において準用する省令第五十一条」と、第八十一条中「第七十九条」とあるのは「第六十七条において準用する省令第七十九条」と読み替えるものとし、認定指定就労移行支援事業所については、第八十一条の規定は、適用しない。

### 第三款 設備に関する基準

（認定指定就労移行支援事業所の設備）

第六十六條 次条において準用する第八十三条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（準用）

第六十七條 第八十三条（第二項第六号及び第四項を除く。）の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「静養室、医務室」とあるのは、「静養室」と読み替えるものとする。

### 第四款 運営に関する基準

（実習の実施）

第六十八條 指定就労移行支援事業者は、利用者が第七十二条において準用する第六十条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職

業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第六十九條 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第七十條 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

（就職状況の報告）

第七十一條 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

（準用）

第七十二條 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十六条から第九十四条まで、第三十一条、第四十六条及び第四十七条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百四十六条第一項」と、第二十三条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第二十二条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百四十六条第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第四十条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあ

るのは「第七十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第七十三条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する省令第七十三条第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第七十二条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第八十四条」と、第八十七条中「第八十五条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第八十五条」と、第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十四条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第八十四条中「第六十条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第八十四条中「前条」とあるのは「第八十四条」と読み替えるものとする。

#### 第十一節 就労継続支援A型

##### 第一款 基本方針

第七十三条 就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（次款及び第四款において「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

##### 第二款 人員に関する基準

###### （従業者の員数）

第七十四条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（第四款において「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第八十六条に規定する基準の例によることとする。

###### （準用）

第七十五条 第五十二条及び第八十一条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第八十七条において準用する省令第五十一条」と、第八十一条中「第七十九条」とあるのは「第八十七条において準用する省令第七十九条」と読み替えるものとする。

#### 第三款 設備に関する基準

(設備)

第七十六条 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

##### 一 訓練・作業室

イ 一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

3 第一項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第四款 運営に関する基準

(実施主体)

第七十七条 実施主体に係る基準は、省令第八十九条に規定する基準の例によることとする。

(雇用契約の締結等)

第七十八条 雇用契約の締結等に係る基準は、省令第九十条に規定する基準の例によることとする。

(就労)

第七十九条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、



地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならぬ。

- 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第八十条 賃金及び工賃に係る基準は、省令第九十二条に規定する基準の例によることとする。

(実習の実施)

第八十一条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者が第八十五条において準用する第六十条の就労継続支援 A 型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第八十二条 指定就労継続支援 A 型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第八十三条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第八十四条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援 A 型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれが多い数

三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数の  
いづれが多い数

(準用)

第百八十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十八条から第九十四条まで、第百四十六条、第百四十七条及び第百七十一条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第百九十七条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第百九十七条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百八十五条において準用する第百四十六条第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第百九十七条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第百九十七条において準用する省令第四十条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第百八十五条において準用する前条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第百九十七条において準用する省令第七十三条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百八十五条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第百九十七条において準用する省令第七十三条第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第百八十五条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第百九十七条」と、第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第百八十五条において準用する第九十四条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第百八十五条において準用する前条」と、第百四十七条中「第百六十条」とあるのは「第百九十七条において準用する省令第百六十条」と読み替えるものとする。

## 第十二節 就労継続支援B型

### 第一款 基本方針

第百八十六条 就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス（以下この節、第二百二条及び第二百二十三条において「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第二款 人員に関する基準

（準用）

第百八十七条 第五十二条、第八十一条及び第百七十四条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第五十二条中「第五十一条」とあるのは、「第百九十九条において準用する省令第五十一条」と、第八十一条中「第七十九条」とあるのは、「第百九十九条において準用する省令第七十九条」と、第百七十四条中「第百八十六条」とあるのは、「第百九十九条において準用する省令第百八十六条」と読み替えるものとする。

#### 第三款 設備に関する基準

（準用）

第百八十八条 第百七十六条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

#### 第四款 運営に関する基準

（工賃の支払等）

第百八十九条 工賃の支払等に係る基準は、省令第二百一条に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第百九十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十六条、第八十八条から第九十四条まで、第百四十六条、第百四十七条及び第百八十一条から第百八十三条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは、「第二百二条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは、「第二百二条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第百九十条において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは、「第百九十条において準用する第百四十六条第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは、「第二百二条において



- 五 サービスの利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(工賃の支払)

第九十三条 工賃の支払に係る基準は、省令第二百五条に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第九十四条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条(第一項を除く。)、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第七十条、第七十二条(第三項を除く。)、第七十五条から第七十七条まで、第八十六条、第八十九条、第九十条、第九十二条から第九十四条まで、第四百六十六条(第一項を除く。)、第四百七条、第八十一条から第八十三条まで及び第八十六条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第四百六十六条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第九十四条において準用する第四百六条第二項」と、第三十七条中「第三十六條」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十六條」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第四十条」と、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第五十一条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第七十三条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条」とあるのは「第九十四条において準用する第六十条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第

六十七条」とあるのは「第九十四条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百六条において準用する省令第七十三条第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第九十四条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百六条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第四百七十七条中「第六十条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第六十条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

### 第十三節 共同生活援助

#### 第一款 基本方針

第九十五条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下この節において指定共同生活援助)という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境にに応じて、共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第二款 人員に関する基準

##### (従業者の員数)

第九十六条 指定共同生活援助の事業を行う者(第二百条において「指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(第二百条第一項及び第三項並びに第二百四条において「指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第二百八条に規定する基準の例によることとする。

##### (準用)

第九十七条 第二百二十六条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、同条中「第三十九条」とあるのは、「第二百九条において準用する省令第三十九条」と読み替えるものとする。

#### 第三款 設備に関する基準

##### (準用)

第九十八条 第二百二十七条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、同条中「第四十条」とあるのは、「第二百十条において準用する省令第四十条」と読み替えるものとする。

#### 第四款 運営に関する基準

##### (家事等)

第九十九条 家事等に係る基準は、省令第二百十一条に規定する基準の例によることとする。

(勤務体制の確保等)

第二百条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならぬ。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならぬ。

4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第二百一条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第九十条、第九十二条、第九十四条、第二百二十八条から第三百三十三条まで、第三百三十五条、第三百三十六条及び第三百三十八条から第四百十条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第三百三十条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百一条において準用する第三百三十条第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第四十条」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第七十三条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第七十三条第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百一条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条」

と、第九十四条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条において準用する第四百十条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第三百十条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第三百二十二条第一項及び第三百三十三条第一項中「第四百十一条」とあるのは「第二百一条」と、第三百三十三条第一項第三号及び第四百十五条第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。

#### 第十四節 多機能型に関する特例

（従業者の員数等に関する特例）

第二百二条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援B型事業所」という。）並びに指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第五条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（同令第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同令第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（次条において「多機能型事業所」と総称する。）の従業者の員数等に関する特例に係る基準は、省令第二百十五条に規定する基準の例によることとする。

（設備の特例）

第二百三条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

#### 第十五節 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

（従業者の員数に関する特例）

第二百四条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業を一体的に行う指定共同生活介護事業所（次条において「一体型指定共同生活介護事業所」という。）及び指定共同生活援助事業所（次条において「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者の員数に関する特例に係る基準は、省令第二百七条に規定する基準の例によることとする。

（設備及び定員の遵守に関する特例）

第二百五条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれら



の事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第二百二十七条（第九十八条において準用する場合を含む。）及び第三百三十九条（第二百一条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

第十六節 振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

（振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第二百六条 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村（第五章において単に「振興山村」という。）その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第二百十條第二項において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百十條第三項において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百十條第四項において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第二百十條第五項において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下この節において「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業者（以下この節において「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第二百十條までに定めるところによる。

（従業者の員数）

第二百七条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスをを行う事業所（次条及び第二百九条において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第二百二十条に規定する基準の例によることとする。

（管理者）

第二百八条 特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理者に係る基準は、省令第二百二十一条に規定する基準の例によることとする。

（利用定員）

第二百九条 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、その利用定員を十人以上とする。

（準用）

第二百十條 第十條から第十三條まで、第十五條から第十八條まで、第二十條、第二十一條、第二十四條第二項、第二十九條、第三十七條から第四十二條まで、第五十九條から第六十一條まで、第六十八條、第七十條、第七十一條、第七十二條（第三項を除く。）、第七十七條、第八十三條（第二項第五号及び第六号並びに第四項を除く。）、第九十一條（第十号を除く。）及び第九十四條の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十條中「第九條」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第九條」と、第十二條中「第十一條」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第十一條」と、第十六條中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十一條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第二百十條第二項において準用する第八十四條第二項及び第三項、第二百十條第三項及び第五項において準用する第四百四十六條第二項及び第三項並びに第二百十條第四項において準用する第五百七十七條第二項及び第三項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百十條第二項において準用する第八十四條第二項、第二百十條第三項及び第五項において準用する第四百四十六條第二項並びに第二百十條第四項において準用する第五百七十七條第二項」と、第三十七條中「第三十六條」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第三十六條」と、第四十一條中「第四十條」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第四十條」と、第四十二條中「指定居宅介護事業所」とに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十九條第一項中「次條第一項」とあるのは「第二百十條第一項において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同條第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第六十一條中「前條」とあるのは「第二百十條第一項において準用する前條」と、第七十七條第二項第一号中「第六十條第一項」とあるのは「第二百十條第一項において準用する第六十條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十五條第一項」とあるのは「第二百十條第一項において準用する第二十五條第一項」と、同項第三号中「第六十七條」とあるのは「第二百十條第二項から第五項までにおいて準用する第九十條」と、同項第四号中「第七十三條第二項」とあるのは「第二百二十三條第一

項において準用する省令第七十三条第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百十条第一項」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百一十三条第一項」と、第八十三条第一項中「、静養室、医務室及び多目的室」とあるのは「及び多目的室」と、同条第二項第一号イ中「一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする」とあるのは「訓練又は作業に支障がない広さを有する」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第二百十条第二項から第五項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第六十二条、第七十五条、第七十六条、第七十九条、第八十四条（第一項を除く。）、第八十五条、第八十六条から第九十条まで、第九十二条及び第九十三条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する省令第七十三条」と、第七十九条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（次款及び第三款において「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十四条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十五条中「第八十三条」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する省令第八十三条（第五項を除く。）」と、第八十七条中「第八十五条」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する省令第八十五条」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第四百二十二条、第四百六条（第一項を除く。）、第四百四十七条及び第四百四十八条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十三条第三項において準用する省令第七十三条」と、第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第四百二十二条中「自立訓練（機能訓練）」に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第四百六条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第四百

十七条中「第六十条」とあるのは「第二百二十三条第三項において準用する省令第六十条（第三項を除く。）」と読み替えるものとする。

4 第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第四百四十七条、第四百四十八条第二項、第五百五十二条及び第五十七条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十三条第四項において準用する省令第七十三条」と、第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第四百四十七条中「第六十条」とあるのは「第二百二十三条第四項において準用する省令第六十条（第三項を除く。）」と、第四百五十二条中「自立訓練（生活訓練）」に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第五百五十七条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十六条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第四百四十六条（第一項を除く。）、第四百四十七条、第四百八十一条から第四百八十三条まで、第四百八十六条及び第四百八十九条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十三条第五項において準用する省令第七十三条」と、第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第四百四十六条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第四百四十七条中「第六十条」とあるのは「第二百二十三条第五項において準用する省令第六十条（第三項を除く。）」と、第四百八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第二百十条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第四百八十六条中「就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス（以下この節、第二百二条及び第二百二十三条において「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援

B型」と、第百八十九条中「第二百一条」とあるのは「第二百二十三条第五項において準用する省令第二百一条」と読み替えるものとする。

## 第四章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

### 第一節 総則

#### (定義)

第二百十一条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

#### (指定障害者支援施設等の一般原則)

第二百十二条 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二百二十五条第一項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第二節 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

##### 第一款 人員に関する基準

#### (従業者の員数)

第二百十三条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第四条に規定する基準の例によることとする。

#### (従業者の員数に関する特例)

第二百十四条 指定障害者支援施設等の従業者の員数に関する特例に係る基準は、省令第四条の二に規定する基準の例によることとする。

#### (複数の昼間実施サービスをを行う場合における従業者の員数)

第二百十五条 指定障害者支援施設等が複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第二百十六条 指定障害者支援施設等に従たる事業所を設置する場合における特例に係る基準は、省令第五条の二に規定する基準の例によることとする。

第二款 設備に関する基準

(設備)

第二百十七条 指定障害者支援施設等は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、静養室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 指定障害者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ 一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 省令第六条第二項第二号八に掲げる基準を満たしていること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下幅

イ 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

九 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

3 指定障害者支援施設等が生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う場合の設備の基準は、前項に規定するほか、治療に必要な機械器具等を備えている医務室を有することとする。

4 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、第二項に規定するほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

5 第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

6 第一項に規定する静養室及び第三項に規定する医務室については、それぞれに必要な設備及び機械器具等を備えることができる場合は、兼用することができる。

（設備に関する特例）

第二百十八条 指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。）に係る指定障害児入所施設等（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）第九十六条の設備に係る基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

第三款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第二百十九条 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第七条に規定する基準の例によることとする。

（契約支給量の報告等）

第二百二十条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第三項及び第四項において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。

3 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 第一項から前項までの規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第二百二十一条 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第九条に規定する基準の例によることとする。

（連絡調整に対する協力）

第二百二十二条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第二百二十三条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。第二百五十四条第七号において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援B型の事業を行う者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第二百二十四条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供を求めら



れた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第二百二十五条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第二百二十六条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第二百二十七条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第二百二十八条 指定障害者支援施設等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二百二十九条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サ

ビスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設等は、前二項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までの支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までの支払については、この限りでない。

- 2 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定障害者支援施設等は、前二項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 生活介護を行う場合 次のイからニまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 創作的活動に係る材料費

ハ 日用品費

ニ イからハまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

二 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のイからハまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、施行令第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

ロ 省令第十九条第三項第三号ロの厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ イからニまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号イ、第二号イ及び第三号イに掲げる費用については、省令第十九条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定障害者支援施設等は、第一項から第三項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定障害者支援施設等は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。  
（利用者負担額に係る管理）

第二百三十二条 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係

る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項（法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下この条において「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。（介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等）

第二百三十三条 指定障害者支援施設等は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、第二百三十一条第二項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）  
第二百三十四条 指定障害者支援施設等は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定障害者支援施設等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行

い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二百三十五条 指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者(省令第四条第一項第一号イ③)の厚生労働大臣が定める者をいう。以下この条及び次条において同じ。)に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画(以下この款において「施設障害福祉サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む)。

次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に利用者面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第二百三十六条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるかと認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談等）

第二百三十七条 指定障害者支援施設等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が、当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

（介護）

第二百三十八条 介護に係る基準は、省令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

（訓練）

第二百三十九条 訓練に係る基準は、省令第二十七条に規定する基準の例によることとする。

(生産活動)

第二百四十条 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第二百四十一条 工賃の支払等に係る基準は、省令第二十九条に規定する基準の例によることとする。

(実習の実施)

第二百四十二条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第二百四十三条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

い。

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第二百四十四条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第二百四十五条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(食事)

第二百四十六条 指定障害者支援施設等(施設入所支援を提供する場合に限る。)は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二百四十七条 指定障害者支援施設等は、適宜利用者のためのレクリエーション



行事を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第二百四十八条 指定障害者支援施設等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第二百四十九条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第二百五十条 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱いに係る基準は、省令第三十八条に規定する基準の例によることとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第二百五十一条 指定障害者支援施設等は、省令第三十八条の二の厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)(の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。い。

一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第二百五十二条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理等)

第二百五十三条 指定障害者支援施設等の管理者による管理等に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の例によることとする。

(運営規程)

第二百五十四条 指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第二百六十条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

一 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針

二 提供する施設障害福祉サービスの種類

三 従業者の職種、員数及び職務の内容

四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二百五十五条 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定障害者支援施設等は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確

保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百五十六条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第二百五十七条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならぬ。

2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第二百五十八条 指定障害者支援施設等は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第二百五十九条 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第二百六十条 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第二百六十一条 身体拘束等の禁止に係る基準は、省令第四十八条に規定する基準の例によることとする。

(秘密保持等)

第二百六十二条 秘密保持等に係る基準は、省令第四十九条に規定する基準の例によることとする。

(情報の提供等)

第二百六十三条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第二百六十四条 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第二百六十五条 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十条第二項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問

に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第四十八条第一項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定障害者支援施設等は、知事、市町村又は市町村長からの求めがあつた場合には、第三項から前項までの改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならぬ。

7 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)  
第二百六十六条 指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)  
第二百六十七条 事故発生時の対応に係る基準は、省令第五十四条に規定する基準の例によることとする。

(会計の区分)  
第二百六十八条 指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)  
第二百六十九条 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第二百二十九条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録

二 施設障害福祉サービス計画

三 第二百五十二条に規定する市町村への通知に係る記録

四 省令第四十八条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 第二百六十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第五十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 第五章 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

### 第一節 総則

(定義)

第二百七十条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

第二百七十一条 障害福祉サービス事業を行う者（以下この条及び第二百八十二条において「障害福祉サービス事業者」という。）（次節から第八節までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二百八十五条第一項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 障害福祉サービス事業者は、利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第二節 療養介護

(基本方針)

第二百七十二条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の二に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行

うものでなければならぬ。

(構造設備)

第二百七十三条 療養介護の事業を行う者(以下この節において「療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この節において「療養介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならぬ。

(管理者の資格要件)

第二百七十四条 療養介護事業所の管理者の資格要件に係る基準は、省令第六条に規定する基準の例によることとする。

(運営規程)

第二百七十五条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービス利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第二百七十六条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備)

第二百七十七条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を

整備しておかなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第二百八十五条第一項に規定する療養介護計画
- 二 省令第二十八条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 三 第二百九十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 省令第三十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第二百七十八条 療養介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第二百七十九条 療養介護事業所の設備に係る基準は、省令第十一条に規定する基準の例によることとする。

(職員の配置の基準)

第二百八十条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員の配置の基準は、省令第十二条に規定する基準の例によることとする。

(心身の状況等の把握)

第二百八十一条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第二百八十二条 療養介護事業者は、療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二百八十三条 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用



者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(療養介護の取扱方針)

第二百八十四条 療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第二百八十五条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者(省令第十二条第一項第五項の厚生労働大臣が定める者をいう。以下この条及び次条において同じ。)に療養介護に係る個別支援計画(以下この条において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に利用者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第二百八十六条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができること認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談及び援助）

第二百八十七条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第二百八十八条 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第二百八十九条 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第二十条に規定する基準の例によることとする。

(その他のサービスの提供)

第二百九十条 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第二百九十一条 職員は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第二百九十二条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第二百九十三条 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供できるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百九十四条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第二百九十五条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第二百九十六条 身体拘束等の禁止に係る基準は、省令第二十八条に規定する基準の例によることとする。

（秘密保持等）

第二百九十七条 秘密保持等に係る基準は、省令第二十九条に規定する基準の例によることとする。

（苦情解決）

第二百九十八条 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第二百九十九条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第三百条 事故発生時の対応に係る基準は、省令第三十二条に規定する基準の例によることとする。

### 第三節 生活介護

（基本方針）

第三百一条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（構造設備）

第三百二条 生活介護の事業を行う者（以下この節において「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければ

ならない。

(管理者の資格要件)

第三百三条 生活介護事業所の管理者の資格要件に係る基準は、省令第三十五条に規定する基準の例によることとする。

(運営規程)

第三百四条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

六 通常の事業の実施地域（生活介護事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。第三百九条において同じ。）

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要事項

(規模)

第三百五条 生活介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、振興山村その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、十人以上とすることができる。

(設備の基準)

第三百六条 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室、医務室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とす

ること。

- 口 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- 六 医務室 治療に必要な機械器具等を備えること。
- 3 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 4 第一項に規定する静養室及び医務室は、それぞれに必要な設備及び機械器具等を備えることができる。
- 5 第一項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第三百七条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員の配置の基準は、省令第三十九条に規定する基準の例によることとする。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第三百八条 生活介護事業所に従たる事業所を設置する場合における特例に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の例によることとする。

(サービス提供困難時の対応)

第三百九条 生活介護事業者は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護)

第三百十条 介護に係る基準は、省令第四十二条に規定する基準の例によることとする。

(生産活動)

第三百十一条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向

上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

- 4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第三百十二条 工賃の支払に係る基準は、省令第四十四条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第三百十三条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

- 2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

- 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第三百十四条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(緊急時等の対応)

第三百十五条 職員は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第三百十六条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第三百十七条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(準用)

第三百十八条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百十八条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百十八条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百十八条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第二百八十六条中「前条」とあるのは「第三百十八条において準用する前条」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十二条」と読み替えるものとする。

#### 第四節 自立訓練（機能訓練）

(基本方針)

第三百十九条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第三百二十条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（第三百二十二条において「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員の配置の基準は、省令第五十二条に規定する基準の例によることとする。

(訓練)

第三百二十一条 訓練に係る基準は、省令第五十三条に規定する基準の例によるこ



ととする。

(地域生活への移行のための支援)

第三百二十二条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第三百三十一条に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)

第三百二十三条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条まで、第三百二条から第三百六条まで、第三百八条、第三百九条及び第三百十三条から第三百七条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百二十三条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百二十三条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百二十三条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第二百八十六条中「前条」とあるのは「第三百二十三条において準用する前条」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十二条」と、第三百三条中「第三十五条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十五条」と、第三百八条中「第四十条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第四十条」と読み替えるものとする。

#### 第五節 自立訓練(生活訓練)

(基本方針)

第三百二十四条 自立訓練(生活訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は

社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

(規模)

第三百二十五条 自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(第三百二十七条において「自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(生活訓練)事業所」という。)は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、振興山村その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練(生活訓練)事業所(宿泊型自立訓練のみを行うものを除く。)については、十人以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う自立訓練(生活訓練)事業所は、宿泊型自立訓練に係る十人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)に係る二十人以上(前項ただし書の知事が認める地域において事業を行うものにあつては、十人以上)の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。(設備の基準)

第三百二十六条 自立訓練(生活訓練)事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

3 宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、第一項に規定する設備のほか、居室及び浴室を備えるものとし、その基準は、次のとおりとする。

る。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ 省令第五十八条第三項第一号ロに掲げる基準を満たしていること。

二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。同項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（職員の配置の基準）

第三百二十七条 自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき職員の配置の基準は、省令第五十九条に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第三百二十八条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条まで、第三百二条から第三百四条まで、第三百八条、第三百九条、第三百十三条から第三百七条まで、第三百二十一条及び第三百二十二条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百二十八条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百二十八条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百二十八条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第二百八十六条中「前条」とあるのは「第三百二十八条において準用する前条」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十二条」と、第三百三条中「第三十五条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十五条」と、第三百八条中「第四十条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第四十条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条」と読み替えるものとする。

#### 第六節 就労移行支援

(基本方針)

第三百二十九条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の九に規定する者に対して、施行規則第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(認定就労移行支援事業所の設備)

第三百三十条 第三百三十七条において準用する第三百六条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則によ

るあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている次条に規定する就労移行支援事業所（第三百三十二条及び第三百五十六条第一項第一号において「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（職員の配置の基準）

第三百三十一条 就労移行支援の事業を行う者（以下この節において「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員の配置の基準は、省令第六十四条に規定する基準の例によることとする。

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

第三百三十二条 認定就労移行支援事業所の職員の員数に係る基準は、省令第六十五条に規定する基準の例によることとする。

（実習の実施）

第三百三十三条 就労移行支援事業者は、利用者が第三百三十七条において準用する第二百八十五条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第三百三十四条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第三百三十五条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

（就職状況の報告）

第三百三十六条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

（準用）

第三百三十七条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条まで、第三百二条から第三百五条まで、第三百六条（第二項第六号及び第四項を除く。）、第三百八条、第三百九条、第三百十一条から第三百七条まで及び第三百二十一条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは、「第三百三十七条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは、「第七十条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは、「第三百三十七条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは、「第七十条において準用する省令第三十二条第二項」と、同項第五号中「次条第一項」とあるのは、「第三百三十七条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは、「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは、「三月」と、第二百八十六条中「前条」とあるのは、「第三百三十七条において準用する前条」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは、「第七十条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは、「第七十条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは、「第七十条において準用する省令第三十二条」と、第三百三条中「第三十五条」とあるのは、「第七十条において準用する省令第三十五条」と、第三百五条ただし書中「生活介護事業所」とあるのは、「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と、第三百六条第一項中「静養室、医務室」とあるのは、「静養室」と、第三百八条中「第四十条」とあるのは、「第七十条において準用する省令第四十条」と、第三百十二条中「第四十四条」とあるのは、「第七十条において準用する省令第四十四条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは、「第七十条において準用する省令第五十三条」と読み替えるものとする。

#### 第七節 就労継続支援A型

##### （基本方針）

第三百三十八条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

##### （管理者の資格要件）

第三百三十九条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下この節において「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者の資格要件に係る基準は、省令第七十二条に規定する基準の例によることとする。

（規模）

第三百四十条 就労継続支援A型事業所は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

2 就労継続支援A型事業者が第三百四十五条の規定によりその例によることとされる省令第七十八条第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、十を下回ってはならない。

3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、九又は当該就労継続支援A型事業所の利用定員に百分の五十を乗じて得た数のいずれか少ない数を超えてはならない。

（設備の基準）

第三百四十一条 就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

3 第一項に規定する訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けなければならない。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するもの

でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第三百四十二条 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に置くべき職員の配置の基準は、省令第七十五条に規定する基準の例によることとする。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第三百四十三条 就労継続支援A型事業所に従たる事業所を設置する場合における特例に係る基準は、省令第七十六条に規定する基準の例によることとする。

(実施主体)

第三百四十四条 実施主体に係る基準は、省令第七十七条に規定する基準の例によることとする。

(雇用契約の締結等)

第三百四十五条 雇用契約の締結等に係る基準は、省令第七十八条に規定する基準の例によることとする。

(就労)

第三百四十六条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第三百四十七条 賃金及び工賃に係る基準は、省令第八十条に規定する基準の例によることとする。

(実習の実施)

第三百四十八条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第三百五十二条において準用する第二百八十五条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第三百四十九条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その



他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 2 就労継続支援 A 型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第三百五十条 就労継続支援 A 型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（利用者及び職員以外の者の雇用）

第三百五十一条 就労継続支援 A 型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援 A 型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

（準用）

第三百五十二条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条まで及び第三百二十一条の規定は、就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百五十二条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百五十二条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百五十二条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第二百八十六条中「前条」とあるのは「第三百五十二条において準用する前条」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十五条

において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条」と、第三百一十一条中「第五十三条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第五十三条」と読み替えるものとする。

#### 第八節 就労継続支援B型

##### (基本方針)

第三百五十三条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

##### (工賃の支払等)

第三百五十四条 工賃の支払等に係る基準は、省令第八十七条に規定する基準の例によることとする。

##### (準用)

第三百五十五条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条まで、第三百二条、第三百四条、第三百五条、第三百九条、第三百十一条、第三百十三条から第三百十七条まで、第三百二十一条、第三百三十九条、第三百四十一条から第三百四十三条まで及び第三百四十八条から第三百五十条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百五十五条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百五十五条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第二百八十六条中「前条」とあるのは「第三百五十五条において準用する前条」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第八十八条において準用す

る省令第三十二条」と、第三百二十一一条中「第五十三条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第五十三条」と、第三百三十九条中「第七十二条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十二条」と、第三百四十二条中「第七十五条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十五条」と、第三百四十三条中「第七十六条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十六条」と、第三百四十八条第一項中「第三百五十二条」とあるのは「第三百五十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

#### 第九節 多機能型に関する特例

(規模に関する特例)

第三百五十六条 多機能型による生活介護事業所(以下この条において「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(第一号及び第四項において「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(第二号及び第四項において「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(第一号において「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(第三号において「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)、及び就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所(第三号及び第四項において「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下この節において「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下この項において「指定通所支援基準」という。))第四条に規定する指定児童発達支援をいう。)(の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)(の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(の事業(次項及び第三項において「多機能型児童発達支援事業等」という。))を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)(の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

- 一 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)(六人以上
- 二 多機能型自立訓練(生活訓練)事業所 六人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合にあつては、

宿泊型自立訓練の利用定員が十人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が六人以上とする。

三 多機能型就労継続支援 A 型事業所及び多機能型就労継続支援 B 型事業所 十人以上

2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第三百五条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第三百五条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

4 振興山村その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第一項中「二十人」とあるのは「十人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援 B 型事業所に限る。以下この項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、一人以上とすることができる。

（職員の員数等の特例）

第三百五十七条 多機能型事業所の職員の員数等の特例に係る基準は、省令第九十条に規定する基準の例によることとする。

（設備の特例）

第三百五十八条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第六章 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

（定義）

第三百五十九条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十五号。以下この章に

において「省令」という。）において使用する用語の例による。

（基本方針）

第三十六条 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下この章において同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者（以下この章において「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立つたサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 地域活動支援センターは、利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営規程）

第三十六条 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第三百六十二条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなけ

ればならない。

2 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 地域活動支援センターは、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時に必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第三百六十三条 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第三百六十四条 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 前条に規定するサービスの提供の記録

二 第三百七十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 省令第十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第三百六十五条 地域活動支援センターは、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第三百六十六条 地域活動支援センターは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所

二 便所

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。

二 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第三百六十七条 地域活動支援センターの職員の配置の基準は、省令第九条に規定する基準の例によることとする。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第三百六十八条 地域活動支援センターに従たる事業所を設置する場合における特例に係る基準は、省令第九条の二に規定する基準の例によることとする。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第三百六十九条 地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることのできるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

第三百七十条 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第三百七十一条 工賃の支払に係る基準は、省令第十二条に規定する基準の例によることとする。

(定員の遵守)

第三百七十二条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第三百七十三条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
(秘密保持等)

第三百七十四条 秘密保持等に係る基準は、省令第十五条に規定する基準の例によることとする。

(苦情解決)

第三百七十五条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 地域活動支援センターは、県又は市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。

5 地域活動支援センターは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三百七十六条 事故発生時の対応に係る基準は、省令第十七条に規定する基準の例によることとする。

第七章 福祉ホームの設備及び運営に関する基準

(定義)

第三百七十七条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十六号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第三百七十八条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下この章において同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立つたサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障



害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 福祉ホームは、利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備)

第三百七十九条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(運営規程)

第三百八十条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第三百八十一条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に利用者に周知しなければならない。

2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 福祉ホームは、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第三百八十二条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第三百八十三条 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 前条に規定するサービスの提供の記録

二 第三百九十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 省令第十六条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第三百八十四条 福祉ホームは、五人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第三百八十五条 福祉ホームの設備の基準は、省令第九条に規定する基準の例によることとする。

(職員の配置の基準)

第三百八十六条 福祉ホームの職員の配置の基準は、省令第十条に規定する基準の

例によることとする。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第三百八十七条 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第三百八十八条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第三百八十九条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第三百九十条 秘密保持等に係る基準は、省令第十四条に規定する基準の例によることとする。

(苦情解決)

第三百九十一条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 福祉ホームは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。

5 福祉ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三百九十二条 事故発生時の対応に係る基準は、省令第十六条に規定する基準の例によることとする。

## 第八章 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

### 第一節 総則

#### (定義)

第三百九十三条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

#### (障害者支援施設の一般原則)

第三百九十四条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第四百十条第一項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならぬ。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第二節 設備及び運営に関する基準

#### (構造設備)

第三百九十五条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及

び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(施設長の資格要件)

第三百九十六条 障害者支援施設の施設長の資格要件に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

(運営規程)

第三百九十七条 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 障害者支援施設の目的及び運営の方針

二 提供する施設障害福祉サービスの種類

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第三百九十八条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な

訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備)

第三百九十九条 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第四百十条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画

二 省令第三十九条第二項に規定する身体拘束等の記録

三 第四百三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 省令第四十三条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第四百条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

一 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援及び就労継続支援B型 二十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の養成施設として認定されている障害者支援施設を除く。次項において同じ。))  
にあつては、十人以上)

二 施設入所支援 三十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上)

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十二人以上)でなければならぬとする。

一 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援  
六人以上

二 就労継続支援B型 十人以上

三 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上）

（設備の基準）

第四百一条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、静養室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ 一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とすること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 省令第十条第二項第二号八に掲げる基準を満たしていること。

二 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

へ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

## 六 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

## 八 廊下幅

イ 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

九 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

3 障害者支援施設が生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う場合の設備の基準は、前項に規定するほか、治療に必要な機械器具等を備えている医務室を有することとする。

4 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている障害者支援施設が就労移行支援を行う場合は、第二項の規定のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有することとする。

5 第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

6 第一項に規定する静養室及び第三項に規定する医務室については、それぞれに必要な設備及び機械器具等を備えることができる場合は、兼用することができる。

### （職員の配置の基準）

第四百二条 障害者支援施設の職員の配置の基準は、省令第十一条に規定する基準の例によることとする。

### （複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

第四百三条 障害者支援施設が複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数に係る基準は、省令第十二条に規定する基準の例によることとする。

### （従たる事業所を設置する場合における特例）

第四百四条 障害者支援施設に従たる事業所を設置する場合における特例に係る基準は、省令第十二条の二に規定する基準の例によることとする。

### （サービス提供困難時の対応）

第四百五条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当



該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（心身の状況等の把握）

第四百六条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（障害福祉サービス事業者等との連携等）

第四百七条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第四百八条 障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第四百九条 障害者支援施設は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならぬ。

2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧

寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第四百十条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者(省令第十一条第二号イ③)の厚生労働大臣が定める者をいう。以下この条及び次条において同じ。)に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画(以下この条において「施設障害福祉サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に利用者面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第四百十一条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるかと認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- 三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談等）

第四百十二条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。）等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

（介護）

第四百十三条 介護に係る基準は、省令第二十一条に規定する基準の例によることとする。

(訓練)

第四百十四条 訓練に係る基準は、省令第二十二條に規定する基準の例によることとする。

(生産活動)

第四百十五条 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第四百十六条 工賃の支払等に係る基準は、省令第二十四条に規定する基準の例によることとする。

(実習の実施)

第四百十七条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第四百十八条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第四百十九条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

第四百二十条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

（食事）

第四百二十一条 障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第四百二十二条 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続

等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第四百二十三条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第四百二十四条 職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第四百二十五条 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱いに係る基準は、省令第三十三条に規定する基準の例によることとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第四百二十六条 障害者支援施設は、省令第三十三条の二の厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

(施設長の責務)

第四百二十七条 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第四百二十八条 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービス

を提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四百二十九条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第四百三十条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第四百三十一条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第四百三十二条 身体拘束等の禁止に係る基準は、省令第三十九条に規定する基準の例によることとする。

(秘密保持等)

第四百三十三条 秘密保持等に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の例によることとする。

(苦情解決)

第四百三十四条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記

録しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第四百三十五条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第四百三十六条 事故発生時の対応に係る基準は、省令第四十三条に規定する基準の例によることとする。

## 附則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第四項、第七十二条第三項（第九十五条、第一百十条、第四十一条、第四十九条、第五十九条、第七十二条、第八十五条、第九十条及び第二百一条において準用する場合を含む。）、第八十三条（第四十五条及び第六十七条において準用する場合を含む。）、第一百五十五条、第七十六条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百十二条第四項、第二十七条、第二十五条第三項、第二百七十一条第四項、第二百七十六条第三項（第三十八条、第二百二十三条、第三百二十八条、第三百三十七条、第三百五十二条及び第三百五十五条において準用する場合を含む。）、第三百六条（第二百二十三条及び第三百三十七条において準用する場合を含む。）、第三百二十六条、第三百四十一条（第三百五十五条において準用する場合を含む。）、第三百六十条第五項、第三百六十一条第三項、第三百七十八条第五項、第三百八十一条第三項、第三百九十四条第四項、第三百九十八条第三項及び第四百一条並びに附則第五条から第七条までの規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 次に掲げる法に基づく命令（以下この条及び次条において「基準省令」という。）の本則に規定する条例で定めるに当たつての基準であつて、基準省令の制定又は改正に伴う経過措置（条例を定めるに当たつての基準とされるものを含む。以下この条及び附則第四条において「基準省令経過措置」という。）の適用を受けるもの（以下この条において「特例基準」という。）に基づき、この条例



に定めるべき基準として特例基準と同一の内容を本則に規定した場合における必要な経過措置は、基準省令経過措置の例による。

一 施行規則

二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

三 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

四 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

五 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

六 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準

七 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

第三条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、法及び基準省令その他の法に基づく命令（以下この条において「基準省令等」という。）の規定に従い、条例で定めることとされた基準であつて、この条例に定めのないものが生じたときは、この条例に所要の改正が行われるまでの間は、基準省令等に規定する基準の例による。

第四条 施行日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日までの間における次の各号に掲げる設備に関する基準については、当該各号に定める規定（これらの規定において基準省令経過措置の適用を受ける場合にあつては、当該基準省令経過措置）に規定する基準とする。

一 指定生活介護事業所の設備 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（次号から第六号までにおいて「省令」という。）第八十一条

二 指定自立訓練（機能訓練）事業所の設備 省令第五十八条において準用する省令第八十一条

三 指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備 省令第六十八条

四 指定就労移行支援事業所の設備 省令第七十九条において準用する省令第八十一条

五 指定就労継続支援 A 型事業所の設備 省令第八十八条

六 指定就労継続支援 B 型事業所の設備 省令第二百条において準用する省令第八十八条

七 指定障害者支援施設等の設備 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設

設等の人員、設備及び運営に関する基準第六条

八 生活介護事業所の設備 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（次号から第十三号までにおいて「省令」という。）  
第三十八条

九 自立訓練（機能訓練）事業所の設備 省令第五十五条において準用する省令第三十八条

十 自立訓練（生活訓練）事業所の設備 省令第五十八条

十一 就労移行支援事業所の設備 省令第七十条において準用する省令第三十八条

十二 就労継続支援 A 型事業所の設備 省令第七十四条

十三 就労継続支援 B 型の事業を行う者が当該事業を行う事業所（附則第六条において「就労継続支援 B 型事業所」という。）の設備 省令第八十八条において準用する省令第七十四条

十四 障害者支援施設の設備 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第十条

第五条 一部施行日において現に存する次の表の第一欄に掲げる事業所の設備については、当該事業所が増築され、又は改築される等建物の構造を変更するまでの間は、同表の第二欄に掲げる規定中「、静養室、医務室及び多目的室」とあるのは「及び多目的室」と、同表の第三欄に掲げる規定中「一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする」とあるのは「訓練又は作業に支障がない広さを有する」とし、同表の第四欄に掲げる規定は適用しない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
指定生活介護事業所の設備	第八十三条第一項	第八十三条第二項第一号イ	第八十三条第二項第五号及び第六号並びに第四項
指定自立訓練（機能訓練）事業所の設備	第四百四十五条において準用する第八十三条第一項	第四百四十五条において準用する第八十三条第二項第一号イ	第四百四十五条において準用する第八十三条第二項第五号及び第六号並びに第四項
生活介護事業所の設備	第三百六条第一項	第三百六条第二項第一号イ	第三百六条第二項第五号及び第六号並びに第四項
自立訓練（機能訓練）事業	第三百二十三	第三百二十三	第三百二十三

所の設備	用する第三百 六条第一項	る第三百六条第 二項第一号イ	項第五号及び第六号並び に第四項
------	-----------------	-------------------	---------------------

第六条 一部施行日において現に存する次の表の第一欄に掲げる事業所の設備については、当該事業所が増築され、又は改築される等建物の構造を変更するまでの間は、同表の第二欄に掲げる規定中「、静養室及び多目的室」とあるのは「及び多目的室」と、同表の第三欄に掲げる規定中「一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする」とあるのは「訓練又は作業に支障がない広さを有する」とし、同表の第四欄に掲げる規定は適用しない。

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
指定自立訓練 (生活訓練) 事業所の設備	第一項	第一百五十五条第二 項第一号イ	第一百五十五条第二 項第一号イ	第一百五十五条第二 項第五号
指定就労移行 支援事業所の 設備	第六百六十七条に おいて準用する 第八十三条第一 項	第六百六十七条にお いて準用する第八 十三条第二項第一 号イ	第六百六十七条にお いて準用する第八 十三条第二項第五 号	第六百六十七条にお いて準用する第八 十三条第二項第五 号
指定就労継続 支援 A 型事業 所の設備	第七百七十六条第 一項	第七百七十六条第二 項第一号イ	第七百七十六条第二 項第五号	第七百七十六条第二 項第五号
指定就労継続 支援 B 型事業 所の設備	第八十八条にお いて準用する第百 七十六条第二項第 一項	第八十八条にお いて準用する第百 七十六条第二項第 一號イ	第八十八条にお いて準用する第百 七十六条第二項第 一號イ	第八十八条にお いて準用する第百 七十六条第二項第 一號イ
自立訓練(生 活訓練)事業 所の設備	第三百二十六条 第一項	第三百二十六条第 二項第一号イ	第三百二十六条第 二項第五号	第三百二十六条第 二項第五号
就労移行支援 事業所の設備	第三百三十七条 において準用す る第三百六条第 一項	第三百三十七条に おいて準用する第 三百六条第二項第 一號イ	第三百三十七条に おいて準用する第 三百六条第二項第 一號イ	第三百三十七条に おいて準用する第 三百六条第二項第 一號イ
就労継続支援	第三百四十一条	第三百四十一条第 一號イ	第三百四十一条第 一號イ	第三百四十一条第 一號イ

A型事業所の設備	第一項	二項第一号イ	二項第五号
就労継続支援B型事業所の設備	第三百五十五条において準用する第三百四十一条第一項	第三百五十五条において準用する第三百四十一条第二項第一号イ	第三百五十五条において準用する第三百四十一条第二項第五号

第七条 一部施行日において現に存する次の表の第一欄に掲げる施設の設備については、当該施設が増築され、又は改築される等建物の構造を変更するまでの間は、同表の第二欄に掲げる規定中「、静養室及び多目的室」とあるのは「及び多目的室」と、同表の第三欄に掲げる規定中「一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする」とあるのは「訓練又は作業に支障がない広さを有する」とし、同表の第四欄に掲げる規定は適用しない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
指定障害者支援施設等の設備	第二百七十七条第一項	第二百七十七条第二項第一号ロ	第二百七十七条第二項第九号、第三項及び第六項
障害者支援施設の設備	第四百一条第一項	第四百一条第二項第一号ロ	第四百一条第二項第九号、第三項及び第六項

## 本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例（埼玉県条例第六十八号）（こども安全課）

### 一 趣旨

児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉施設等の設備及び運営等の基準等を定めるための条例の制定

### 二 内容

#### (一) 設備の基準

(例) 保育所（満二歳以上の幼児を入所させる場合）

保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、医務室、調理室及び便所を設けること

#### (二) 運営の基準

(例) 非常災害対策として、必要な物資の備蓄に努めること

### 三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)及び(二)の一部は平成二十五年四月一日

# 条例

児童福祉法施行条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県条例第六十八号

### 児童福祉法施行条例

#### 目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等
  - 第一節 総則（第二条 第四条）
  - 第二節 児童発達支援
    - 第一款 基本方針（第五条）
    - 第二款 人員に関する基準（第六条 第八条）
    - 第三款 設備に関する基準（第九条・第十条）
    - 第四款 運営に関する基準（第十一条 第五十四条）
    - 第五款 基準該当通所支援に関する基準（第五十五条 第六十条）
  - 第三節 医療型児童発達支援
    - 第一款 基本方針（第六十一条）
    - 第二款 人員に関する基準（第六十二条・第六十三条）
    - 第三款 設備に関する基準（第六十四条）
    - 第四款 運営に関する基準（第六十五条 第七十条）
  - 第四節 放課後等デイサービス
    - 第一款 基本方針（第七十一条）
    - 第二款 人員に関する基準（第七十二条・第七十三条）
    - 第三款 設備に関する基準（第七十四条）
    - 第四款 運営に関する基準（第七十五条 第七十七条）
    - 第五款 基準該当通所支援に関する基準（第七十八条 第八十条）
  - 第五節 保育所等訪問支援
    - 第一款 基本方針（第八十一条）
    - 第二款 人員に関する基準（第八十二条・第八十三条）
    - 第三款 設備に関する基準（第八十四条）
    - 第四款 運営に関する基準（第八十五条 第八十八条）

第六節 多機能型事業所に関する特例（第八十九条 第九十一条）

第三章 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等

第一節 総則（第九十二条 第九十四条）

第二節 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一款 人員に関する基準（第九十五条）

第二款 設備に関する基準（第九十六条）

第三款 運営に関する基準（第九十七条 第四百二十二条）

第三節 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一款 人員に関する基準（第四百三条）

第二款 設備に関する基準（第四百四条）

第三款 運営に関する基準（第四百五条 第四百八条）

第四章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第一節 総則（第四百九条 第四百八条）

第二節 助産施設（第六十九条 第七十二条）

第三節 乳児院（第七十三条 第八十条）

第四節 母子生活支援施設（第八十一条 第八十九条）

第五節 保育所（第九十条 第九十八条）

第六節 児童厚生施設（第九十九条 二百二条）

第七節 児童養護施設（二百三条 二百十二条）

第八節 福祉型障害児入所施設（二百十三条 二百二十一条）

第九節 医療型障害児入所施設（二百二十二条 二百二十六条）

第十節 福祉型児童発達支援センター（二百二十七条 二百三十二条）

第十一節 医療型児童発達支援センター（二百三十三条 二百三十六条）

第十二節 情緒障害児短期治療施設（二百三十七条 二百四十四条）

第十三節 児童自立支援施設（二百四十五条 二百五十五条）

第十四節 児童家庭支援センター（二百五十六条 二百五十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第二章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等

第一節 総則

（定義）

第二条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「施行令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害児通所支援事業者の指定）

第三条 法第二十一条の五の十五第二項第一号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、施行規則第十八条の三十四に規定する者とする。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第四条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十七条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立つた指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二節 児童発達支援

### 第一款 基本方針



第五条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下この章において「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

#### 第二款 人員に関する基準

##### （従業者の員数）

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下この章において「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第五条及び第六条に規定する基準の例によることとする。

##### （管理者）

第七条 指定児童発達支援事業所の管理者に係る基準は、省令第七条に規定する基準の例によることとする。

##### （従たる事業所を設置する場合における特例）

第八条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に従たる事業所を設置する場合における特例に係る基準は、省令第八条に規定する基準の例によることとする。

#### 第三款 設備に関する基準

##### （設備）

第九条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室、相談室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、障害児一人当たりの床面積を二・四七平方メートル以上とし、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の設備に係る基準は、省令第十条に規定する基準の例によることとする。

#### 第四款 運営に関する基準

##### （利用定員）

第十一条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定

員を五人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第十二条 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第十二条に規定する基準の例によることとする。

(契約支給量の報告等)

第十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十四条 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第十四条に規定する基準の例によることとする。

(連絡調整に対する協力)

第十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(第四十九条第一項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。)等を勘案し、指定児童発達支援の利用の申込みを行った通所給付決定保護者(第四十三条において「利用申込者」という。)に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等

を確かめるものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第二十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十一条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

い。  
(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十二条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第二十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けらるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号(第一号にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、省令第二十三条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第二十四条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があつたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用

者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第二十三条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、次条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第二十七条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下この条及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する児童発達支援計画の変更に  
ついて準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第二十八条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる

業務を行うものとする。

一 次条に規定する相談及び援助を行うこと。

二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第二十九条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第三十条 指導、訓練等に係る基準は、省令第三十条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第三十一条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)であるものに限る。

第四項において同じ。)において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十二条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第三十三条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センター)である指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断(次項において「通所開始時健診」という。)、少なくとも一年に二回の定期健康診断(次項において「定期健診」という。)、及び臨時の健康診断(次項において「臨時健診」という。)を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に

掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所開始時健診
障害児が通学する学校における健康診断	定期健診又は臨時健診

3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

（緊急時等の対応）

第三十四条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）

第三十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者の責務）

第三十六条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第三十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第四十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額



- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によつて指定児童発達支援を提供しなければならぬ。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第四十条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中

毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示)

第四十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第四十四条 身体拘束等の禁止に係る基準は、省令第四十四条に規定する基準の例によることとする。

(虐待等の禁止)

第四十五条 虐待等の禁止に係る基準は、省令第四十五条に規定する基準の例によることとする。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第四十六条 懲戒に係る権限の濫用禁止に係る基準は、省令第四十六条に規定する基準の例によることとする。

(秘密保持等)

第四十七条 秘密保持等に係る基準は、省令第四十七条に規定する基準の例によることとする。

(情報の提供等)

第四十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第四十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者自立支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項及び第二百二十七条において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第五十条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により知事又は市町村長（以下この項及び次項において「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、知事等からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を知事等に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第五十一条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第五十二条 事故発生時の対応に係る基準は、省令第五十二条に規定する基準の例によることとする。

(会計の区分)

第五十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第五十四条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に關する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第二十一条第一項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録

二 児童発達支援計画

三 第三十五条の規定による市町村への通知に係る記録

四 省令第四十四条に規定する身体拘束等の記録

五 第五十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第五十二条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五款 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第五十五条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下この章において「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この章において「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第五十四条の二に規定する基準の例によることとする。

(設備)

第五十六条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第五十七条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(準用)

第五十八条 第五条、第七条及び前款(第十一条、第二十三条第二項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十三条、第四十六条並びに第五十一条第二項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第七条」と、第十二条中「第十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第十四条」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第三十条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第五十二条」と、第五十二条第二項第一号中「第二十一条」とあるのは「第五十八条において準用する第二十一条」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第五十八条において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」とあるのは「第五十八条において準用する第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第五十二条」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第五十九条 指定生活介護事業者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第一百七十一号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。))第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。(が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下この条において「指定生活介護」という。))を提供する場合における当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。))に関する特例に係る基準は、省令第五十四条の六に規定する基準の例によることとする。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第六十条 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営

に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下この条において「指定通所介護」という。）を提供する場合における当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）に関する特例に係る基準は、省令第五十四条の七に規定する基準の例によることとする。

### 第三節 医療型児童発達支援

#### 第一款 基本方針

第六十一条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下この章において「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

#### 第二款 人員に関する基準

##### （従業者の員数）

第六十二条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下この章において「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第五十六条に規定する基準の例によることとする。

##### （準用）

第六十三条 第七条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第七条」とあるのは、「第五十七条において準用する省令第七条」と読み替えるものとする。

#### 第三款 設備に関する基準

##### （設備）

第六十四条 指定医療型児童発達支援事業所の設備に係る基準は、省令第五十八条に規定する基準の例によることとする。

#### 第四款 運営に関する基準

##### （利用定員）

第六十五条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。  
（通所利用者負担額の受領）

第六十六条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下この章において同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、省令第六十条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第六十七条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医

療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第六十八条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第六十九条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 営業日及び営業時間
  - 四 利用定員
  - 五 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
  - 六 通常の事業の実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。)
  - 七 サービスの利用に当たつての留意事項
  - 八 緊急時等における対応方法
  - 九 非常災害対策
  - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十一 その他運営に関する重要事項
- (準用)

第七十条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十六条から第三十四条まで、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十七条まで、第四十八条第一項、第四十九条から第五十二条まで及び第五十四条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第十二条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第十四条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第十二条第二項中「次条」とあるのは「第六十六条」と、第二十七条中「児童発達



支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第三十条」と、第三十四条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十五条」と、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十六条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第六十一条」とあるのは「第七十条において準用する第二十一条」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第六十八条」と、同項第四号中「第四十四条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」とあるのは「第七十条において準用する第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第五十二条」と読み替えるものとする。

#### 第四節 放課後等デイサービス

##### 第一款 基本方針

第七十一条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下この章において「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

##### 第二款 人員に関する基準

###### （従業者の員数）

第七十二条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下この章において「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第六十六条に規定する基準の例によることとする。

###### （準用）

第七十三条 第七条及び第八条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第六十七条において準用する省令第七条」と、第八条中「第八条」とあるのは「第六十七条において準用する省令第八条」と読み替えるものとする。

### 第三款 設備に関する基準

#### (設備)

第七十四条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室、相談室及び便所並びに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、障害児一人当たりの床面積を二・四七平方メートル以上とし、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第四款 運営に関する基準

#### (利用定員)

第七十五条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

#### (通所利用者負担額の受領)

第七十六条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

#### (準用)

第七十七条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十五条まで、第四十

七条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで及び第六十九条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二条中「第十二条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第十四条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項」とあるのは「いう。第七十七条において準用する第六十九条第六号」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十六条」と、第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第三十条」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条」とあるのは「第七十七条において準用する第二十一条」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第七十七条において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」とあるのは「第七十七条において準用する第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第五十二条」と、第六十九条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

#### 第五款 基準該当通所支援に関する基準

##### （従業者の員数）

第七十八条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下この章において「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この章において「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第七十一条の二に規定する基準の例によることとする。

##### （設備）

第七十九条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならぬ。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第八十条 第七条、第十二条から第二十二條まで、第二十五條第二項、第二十六條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條、第四十條(第三項を除く。)、第四十一條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで、第五十九條、第六十條、第六十九條、第七十一條、第七十五條及び第七十六條(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第七條中「第七條」とあるのは「第七十一條の四において準用する省令第七條」と、第十二條中「第十二條」とあるのは「第七十一條の四において準用する省令第十二條」と、第十四條中「第十四條」とあるのは「第七十一條の四において準用する省令第十四條」と、第三十條中「第三十條」とあるのは「第七十一條の四において準用する省令第三十條」と、第四十四條中「第四十四條」とあるのは「第七十一條の四において準用する省令第四十四條」と、第四十五條中「第四十五條」とあるのは「第七十一條の四において準用する省令第四十五條」と、第四十七條中「第四十七條」とあるのは「第七十一條の四において準用する省令第四十七條」と、第五十二條中「第五十二條」とあるのは「第七十一條の四において準用する省令第五十二條」と、第五十四條第二項第一号中「第二十一條」とあるのは「第八十條において準用する第二十一條」と、同項第三号中「第三十五條」とあるのは「第八十條において準用する第三十五條」と、同項第四号中「第四十四條」とあるのは「第七十一條の四において準用する省令第四十四條」と、同項第五号中「第五十條」とあるのは「第八十條において準用する第五十條」と、同項第六号中「第五十二條」とあるのは「第七十一條の四において準用する省令第五十二條」と、第五十九條中「第五十四條の六」とあるのは「第七十一條の四において準用する省令第五十四條の六」と、第六十條中「第五十四條の七」とあるのは「第七十一條の四において準用する省令第五十四條の七」と読み替えるものとする。

## 第五節 保育所等訪問支援

### 第一款 基本方針

第八十一条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下この章において「指定保

育所等訪問支援」という。)の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれていた環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならぬ。

#### 第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第八十二条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者(以下この章において「指定保育所等訪問支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定保育所等訪問支援事業所」という。)に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第七十三条に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第八十三条 第七条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第七条」とあるのは、「第七十四条において準用する省令第七条」と読み替えるものとする。

#### 第三款 設備に関する基準

(設備)

第八十四条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第四款 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第八十五条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第八十六条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第八十七条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 サービスの利用に当たつての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他運営に関する重要事項

（準用）

第八十八条 第十二条から第二十二條まで、第二十四条から第三十條まで、第三十二条、第三十四条から第三十六條まで、第三十八條、第四十一條、第四十三條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項及び第五十二条から第五十四條までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第十二条」とあるのは「第七十九條において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第七十九條において準用する省令第十四条」と、第十六条中「いう。」第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項

中「次条」とあるのは「第八十六条」と、第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第三十条」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条」とあるのは「第八十八条において準用する第二十一条」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第八十八条において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」とあるのは「第八十八条において準用する第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第五十二条」と読み替えるものとする。

#### 第六節 多機能型事業所に関する特例

##### (従業者の員数に関する特例)

第八十九条 多機能型事業所に置くべき従業者の員数に関する特例に係る基準は、省令第八十条に規定する基準の例によることとする。

##### (設備に関する特例)

第九十条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

##### (利用定員に関する特例)

第九十一条 多機能型事業所（この章に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第十一条、第六十五条及び第七十五条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この章に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第十一条、第六十五条及び第七十五条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合）については、これらの事業を通じて五人以上）とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業

所は、第十一条、第六十五条及び第七十五条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。

4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第十一条、第六十五条及び第七十五条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この章に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第二項中「二十人」とあるのは「十人」とする。

第三章 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等

#### 第一節 総則

（定義）

第九十二条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害児入所施設の指定）

第九十三条 法第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で定める者は、施行規則第二十五条の二十一の二に規定する者とする。

（指定障害児入所施設等の一般原則）

第九十四条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下この章において「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならぬ。

2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、



県、市町村、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第四条に規定する基準の例によることとする。

第二款 設備に関する基準

(設備)

第九十六条 指定福祉型障害児入所施設の設備に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

第三款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第九十七条 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第六条に規定する基準の例によることとする。

(提供拒否の禁止)

第九十八条 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第七条に規定する基準の例によることとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第九十九条 指定福祉型障害児入所施設は、法第二十四条の十九第二項の規定により指定入所支援の利用について県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第一百条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の利用の申込みを行った入所給付決定保護者(以下この条及び第三百三十一条において「利用申込者」という。)に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹

介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第一百一条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確かめるものとする。

（障害児入所給付費の支給の申請に係る援助）

第一百二条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第一百三条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居住地の変更が見込まれる者への対応）

第一百四条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに県に連絡しなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第一百五条 指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（次項において「入所受給者証記載事項」という。）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく県に対し報告しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに県に報告しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第一百六条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けなければならない。（指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の

支払の範囲等)

第七十条 指定福祉型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

(入所利用者負担額の受領)

第八十条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第二十四条の七第一項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、施行令第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額(法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該指定福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、施行令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、省令第十七条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定福祉型障害児入所施設は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者

に対し交付しなければならない。

- 6 指定福祉型障害児入所施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(入所利用者負担額に係る管理)

- 第九十九条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額(以下この条において「入所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

(障害児入所給付費等の額に係る通知等)

- 第一百十条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、第八十二条第二項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定入所支援の取扱方針)

- 第一百一十一条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(入所支援計画の作成等)

- 第一百十二条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法に

より、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する入所支援計画の変更について準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第百十三条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次条に規定する検討及び必要な援助並びに第百十五条に規定する相談及び援助を行うこと。

二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(検討等)

第百十四条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援、障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができることを認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

(相談及び援助)

第百十五条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第百十六条 指導、訓練等に係る基準は、省令第二十五条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第百十七条 指定福祉型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものであるなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第百十八条 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、

入所給付決定保護者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第一百十九条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断(次項において「入所時健診」という。)、少なくとも一年に二回の定期健康診断(次項において「定期健診」という。)、及び臨時の健康診断(次項において「臨時健診」という。)を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所時健診
障害児が通学する学校における健康診断	定期健診又は臨時健診

3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第二十條 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第二十一条 障害児の入院期間中の取扱いに係る基準は、省令第三十条に規定する基準の例によることとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第二十二條 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が省令第三十一条の厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

- 二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

(入所給付決定保護者に関する県への通知)

第二百二十三条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を県に通知しなければならない。

(管理者による管理等)

第二百二十四条 管理者による管理等に係る基準は、省令第三十三条に規定する基準の例によることとする。

(運営規程)

第二百二十五条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第三百三十一条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員

四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 主として入所させる障害児の障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二百二十六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によつて指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。



3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百二十七条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第二百二十八条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第二百二十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清拭しきしなければならない。

(協力医療機関等)

第二百三十条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

第三百三十一条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第三十二条 身体拘束等の禁止に係る基準は、省令第四十一条に規定する基準の例によることとする。

(虐待等の禁止)

第三十三条 虐待等の禁止に係る基準は、省令第四十二条に規定する基準の例によることとする。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第三十四条 懲戒に係る権限の濫用禁止に係る基準は、省令第四十三条に規定する基準の例によることとする。

(秘密保持等)

第三十五条 秘密保持等に係る基準は、省令第四十四条に規定する基準の例によることとする。

(情報の提供等)

第三十六条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第三十七条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第三十八条 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第二十四条の十五第一項の規定により知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、知事からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第三十九条 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十条 事故発生時の対応に係る基準は、省令第四十九条に規定する基準の例によることとする。

(会計の区分)

第四十一条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十二条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 入所支援計画

二 第一百六条第一項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録

三 第二百二十三条の規定による県への通知に係る記録

四 省令第四十一条に規定する身体拘束等の記録

五 第三百三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第四十九条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三節 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四百四十三条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第五十二条に規定する基準の例によることとする。

第二款 設備に関する基準

(設備)

第四百四十四条 指定医療型障害児入所施設の設備に係る基準は、省令第五十三条に規定する基準の例によることとする。

第三款 運営に関する基準

(入所利用者負担額の受領)

第四百四十五条 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

一 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額

二 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型障害児入所施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

一 日用品費

二 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定医療型障害児入所施設は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならぬ。

5 指定医療型障害児入所施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用につ

いて説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

第四十六条 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型障害児入所施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(協力歯科医療機関)

第四十七条 指定医療型障害児入所施設(主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。))を受け入れるものを除く。)は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第四十八条 第九十七条から第一百七条まで、第九十九条、第一百一十一条から第二百二十九条まで、第三百一十一条から第三百五十五条まで、第三百三十六条第一項、第三百三十七条から第三百四十条まで及び第三百四十二条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第九十七条中「第六条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第六条」と、第九十八条中「第七条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第七条」と、第一百七条第二項中「次条」とあるのは「第三百四十五条」と、第一百六条中「第二十五条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第二十五条」と、第二百二十条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第二百二十一条中「第三十条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十条」と、第二百二十三条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第二百二十四条中「第三十条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十条」と、第二百三十一条中「第三十条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十条」と、第二百三十二条中「第四十一条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十一条」と、第二百三十三条中「第四十二条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十二条」と、第二百三十四条中「第四十三条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十三条」と、第二百三十五条中「第四十四条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十四条」と、第二百三十六条中「第四十五条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十五条」と、第二百三十七条中「第四十六条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十六条」と、第二百三十八条中「第四十七条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十七条」と、第二百三十九条中「第四十八条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十八条」と、第二百四十条中「第四十九条」とあるのは「第五十七条

において準用する省令第四十九条」と、第四百二十一条第二項第二号中「第百六条」とあるのは「第百四十八条において準用する第百六条」と、同項第三号中「第百二十三条」とあるのは「第百四十八条において準用する第百二十三条」と、同項第四号中「第四十一条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十一条」と、同項第五号中「第百三十八条」とあるのは「第百四十八条において準用する第百三十八条」と、同項第六号中「第四十九条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十九条」と読み替えるものとする。

#### 第四章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

##### 第一節 総則

###### (定義)

第百四十九条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

###### (最低基準の目的)

第百五十条 この条例で定める基準（次条及び第百五十二条において「最低基準」という。）は、知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適應するように育成されることを保障するものとする。

###### (最低基準の向上)

第百五十一条 知事は、埼玉県児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 県は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

###### (最低基準と児童福祉施設)

第百五十二条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営している児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

###### (児童福祉施設の一般原則)

第百五十三条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

らない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

6 児童福祉施設は、入所している者の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第五十四条 児童福祉施設(屋外の児童厚生施設を除く。)においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

3 児童福祉施設(児童厚生施設を除く。)は、入所している者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第五十五条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第五十六条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽けんざんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第五十七条 児童福祉施設に他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準は、省令第八条に規定する基準の例によることとする。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第五十八条 入所した者を平等に取り扱う原則に係る基準は、省令第九条に規定する基準の例によることとする。

(虐待等の禁止)

第五十九条 虐待等の禁止に係る基準は、省令第九条の二に規定する基準の例によることとする。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第六十条 懲戒に係る権限の濫用禁止に係る基準は、省令第九条の三に規定する基準の例によることとする。

(衛生管理等)

第六十一条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならぬ。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しきしなければならない。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第六十二条 食事に係る基準は、省令第十一条に規定する基準の例によることとする。

(入所した者及び職員の健康診断)

第六十三条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断（以下この章において「入所時健診」という。）を、少なくとも一年に二回の定期健康診断（次項において「定期健診」という。）及び臨時の健康診断（次項において「臨時健診」という。）を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所時健診
児童が通学する学校における健康診断	定期健診又は臨時健診



3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第六十四条 乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が省令第十二条の二の厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(児童福祉施設内部の規程)

第六十五条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する者の援助に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第六十六条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第六十七条 秘密保持等に係る基準は、省令第十四条の二に規定する基準の例によることとする。

(苦情への対応)

第六十八条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならぬ。

3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

## 第二節 助産施設

### (種類)

第六十九條 助産施設の種類に係る基準は、省令第十五條に規定する基準の例によることとする。

### (入所させる妊産婦)

第七十條 助産施設には、法第二十二條第一項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

### (第二種助産施設の職員)

第七十一條 第二種助産施設に置くべき職員に係る基準は、省令第十七條に規定する基準の例によることとする。

### (第二種助産施設と異常分べん)

第七十二條 第二種助産施設に入所した妊産婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかにこれを第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

## 第三節 乳児院

### (設備の基準)

第七十三條 乳児院の設備の基準は、省令第十九條及び第二十條に規定する基準の例によることとする。

### (職員)

第七十四條 乳児院に置くべき職員に係る基準は、省令第二十一條及び第二十二條に規定する基準の例によることとする。

### (乳児院の長の資格等)

第七十五條 乳児院の長の資格等に係る基準は、省令第二十二條の二に規定する

基準の例によることとする。

(養育)

第七十六条 乳児院における養育(次項において「養育」という。)は、乳児及び幼児(以下この章において「乳幼児」という。)の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならぬ。

2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第六十三条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(乳児の観察)

第七十七条 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入所させ、その心身の状況を観察しなければならない。

(自立支援計画の策定)

第七十八条 乳児院の長は、第七十六条第一項の目的を達成するため、入所の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第七十九条 乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第八十条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第四節 母子生活支援施設

(設備の基準)

第八十一条 母子生活支援施設の設備の基準は、省令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

(職員)

第八十二条 母子生活支援施設に置くべき職員に係る基準は、省令第二十七条に規定する基準の例によることとする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第八十三条 母子生活支援施設の長の資格等に係る基準は、省令第二十七条の二に規定する基準の例によることとする。

(母子支援員の資格)

第八十四条 母子支援員の資格に係る基準は、省令第二十八条に規定する基準の例によることとする。

(生活支援)

第八十五条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第八十六条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第八十七条 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第八十八条 母子生活支援施設の保育所に準ずる設備に係る基準は、省令第三十条に規定する基準の例によることとする。

(関係機関との連携)

第八十九条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

## 第五節 保育所

(設備の基準)

第九十条 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児室又はほふく室、医務室、調理室、調乳室（乳児を入所させる保育所に

限る。）、沐浴室及び便所を設けること。

二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三平方メートル以上であること。

2 満二歳以上の幼児を入所させる保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。

二 保育室又は遊戯室の面積及び屋外遊戯場の面積は、満二歳以上の幼児一人について、省令第三十二条第六号に規定する面積以上であること。

3 前二項に規定するもののほか、保育所の設備の基準については、省令第三十二条に規定する基準の例によることとする。

（保育所の設備の基準の特例）

第百九十一条 保育所の設備の基準の特例に係る基準は、省令第三十二条の二に規定する基準の例によることとする。

（職員）

第百九十二条 保育所に置くべき職員に係る基準は、省令第三十三条に規定する基準の例によることとする。

（保育時間）

第百九十三条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

（保育の内容）

第百九十四条 保育の内容に係る基準は、省令第三十五条に規定する基準の例によることとする。

（保護者との連絡）

第百九十五条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（子育て支援等）

第百九十六条 保育所は、職員及び関係機関との連携を図りながら、保育士の専門性を活用し、入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援をするよう努めなければならない。

（公正な選考）

第百九十七条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この条及び次条において「就学前保育

等推進法」という。)第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

#### (利用料)

第九十八條 法第五十六條第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三條第四項の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に關し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

#### 第六節 児童厚生施設

#### (設備の基準)

第九十九條 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。ただし、当該施設の近隣に当該施設を利用する児童が使用できる便所がある場合その他当該施設の利用に支障がないと認めるときは、便所を設けないことができる。

二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戲室、図書室及び便所を設けること。

#### (職員)

第二百條 児童厚生施設に置くべき職員に係る基準は、省令第三十八條に規定する基準の例によることとする。

#### (遊びの指導を行うに当たつて遵守すべき事項)

第二百一條 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

#### (保護者との連絡)

第二百二條 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

#### 第七節 児童養護施設

#### (設備の基準)

第二百三條 児童養護施設の設備の基準は、省令第四十一条に規定する基準の例によることとする。

(職員)

第二百四条 児童養護施設に置くべき職員に係る基準は、省令第四十二条に規定する基準の例によることとする。

(児童養護施設の長の資格等)

第二百五条 児童養護施設の長の資格等に係る基準は、省令第四十二条の二に規定する基準の例によることとする。

(児童指導員の資格)

第二百六条 児童指導員の資格に係る基準は、省令第四十三条に規定する基準の例によることとする。

(養護)

第二百七条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるときともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第二百八条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第二百九条 児童養護施設の長は、第二百七条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第二百十条 児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評

価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第二百十一条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

（関係機関との連携）

第二百十二条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第八節 福祉型障害児入所施設

（設備の基準）

第二百十三条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、省令第四十八条に規定する基準の例によることとする。

（職員）

第二百十四条 福祉型障害児入所施設に置くべき職員に係る基準は、省令第四十九条に規定する基準の例によることとする。

（生活指導及び学習指導）

第二百十五条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適應するようこれを行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第二百八条第二項の規定を準用する。

（職業指導を行うに当たって遵守すべき事項）

第二百十六条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

2 前項に規定するほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第二百八条第三項の規定を準用する。

（入所支援計画の作成）

第二百十七条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。



(児童と起居を共にする職員)

第二百十八条 福祉型障害児入所施設（主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第二百十一条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第二百十九条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第二百二十条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第二百二十一条 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所時健診に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所時健診に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

第九節 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第二百二十二条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、省令第五十七条に規定する基準の例によることとする。

(職員)

第二百二十三条 医療型障害児入所施設に置くべき職員に係る基準は、省令第五十八条に規定する基準の例によることとする。

(心理学的及び精神医学的診査)

第二百二十四条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、第二百二十条の規定を準用する。

(入所した児童に対する健康診断)

第二百二十五条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、入所時健診に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

い。

(児童と起居を共にする職員等)

第二百二十六条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第二百十一条、第二百十五条、第二百十六条及び第二百十九条の規定を準用する。

2 医療型障害児入所施設の長の計画の作成については、第二百七条の規定を準用する。

#### 第十節 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第二百二十七条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、省令第六十二条に規定する基準の例によることとする。

(職員)

第二百二十八条 福祉型児童発達支援センターに置くべき職員に係る基準は、省令第六十三条に規定する基準の例によることとする。

(生活指導及び計画の作成)

第二百二十九条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第二百五条第一項及び第二百十七条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第二百三十条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならぬ。

(入所した児童に対する健康診断)

第二百三十一条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、入所時健診に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第二百三十二条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第二百二十条の規定を準用する。

#### 第十一節 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第二百三十三条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、省令第六十八条に規定する基準の例によることとする。

(職員)

第二百三十四条 医療型児童発達支援センターに置くべき職員に係る基準は、省令第六十九条に規定する基準の例によることとする。

(入所した児童に対する健康診断)

第二百三十五条 医療型児童発達支援センターにおいては、入所時健診に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

第二百三十六条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡及び計画の作成については、第二百五条第一項、第二百七条及び第二百三十条の規定を準用する。

第十二節 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第二百三十七条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、省令第七十二条に規定する基準の例によることとする。

(職員)

第二百三十八条 情緒障害児短期治療施設に置くべき職員に係る基準は、省令第七十三条に規定する基準の例によることとする。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第二百三十九条 情緒障害児短期治療施設の長の資格等に係る基準は、省令第七十条に規定する基準の例によることとする。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第二百四十条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第二百四十一条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するた

め、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第二百四十二条 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第四十三条の二に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第二百四十三条 情緒障害児短期治療施設については、第二百十一条の規定を準用する。

（関係機関との連携）

第二百四十四条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第十三節 児童自立支援施設

（設備の基準）

第二百四十五条 児童自立支援施設の設備の基準は、省令第七十九条に規定する基準の例によることとする。

（職員）

第二百四十六条 児童自立支援施設に置くべき職員に係る基準は、省令第八十条に規定する基準の例によることとする。

（児童自立支援施設の長の資格等）

第二百四十七条 児童自立支援施設の長の資格等に係る基準は、省令第八十一条に規定する基準の例によることとする。

（児童自立支援専門員の資格）

第二百四十八条 児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。第二百五十三条において同じ。）の資格に係る基準は、省令第八十二条に規定する基準の例によることとする。

（児童生活支援員の資格）

第二百四十九条 児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。第二百五十三条において同じ。）の資格に係る基準は、省令第八十三条に規定する基準の例によることとする。

（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

第二百五十条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がそ

の適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 学科指導については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第二百八条（第二項を除く。）の規定を準用する。

（自立支援計画の策定）

第二百五十一条 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第二百五十二条 児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第二百五十三条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

（関係機関との連携）

第二百五十四条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査等）

第二百五十五条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限り。）を行わなければならない。

第十四節 児童家庭支援センター

（設備の基準）

第二百五十六条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

（職員）

第二百五十七条 児童家庭支援センターに置くべき職員に係る基準は、省令第八十八条の三に規定する基準の例によることとする。

（支援を行うに当たって遵守すべき事項）

第二百五十八条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者

その他の者の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、他の児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第五項、第九条、第四十条第三項（第七十条及び第七十七条において準用する場合を含む。）、第二章第二節第五款、第七十四条、第二章第四節第五款、第九十四条第五項、第一百二十八条第三項（第四百四十八条において準用する場合を含む。）、第五百三十三条六項、第五百五十四条第三項、第九十条及び第九十六条並びに附則第四条第二項、第五条第二項、第七条第二項並びに第八条第二項及び第三項の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

##### ( 経過措置 )

第二条 次に掲げる法に基づく命令（以下この条及び次条において「基準省令」という。）の本則に規定する条例で定めるに当たつての基準であつて、基準省令の制定又は改正に伴う経過措置（条例を定めるに当たつての基準とされるものを含む。以下この条及び附則第七条第一項において「基準省令経過措置」という。）の適用を受けるもの（以下この条において「特例基準」という。）に基づき、この条例に定めるべき基準として特例基準と同一の内容を本則に規定した場合における必要な経過措置は、基準省令経過措置の例による。

##### 一 施行規則

二 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（附則第四条第一項及び第五条第一項において「指定通所支援省令」という。）

三 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

四 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（附則第七条第一項及び第八条第

一項において「児童福祉施設省令」という。）

第三条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、法及び基準省令そ

他の法に基づく命令（以下この条において「基準省令等」という。）の規定に従い、条例で定めることとされた基準であつて、この条例に定めのないものが生じたときは、この条例に所要の改正が行われるまでの間は、基準省令等に規定する基準の例による。

第四条 施行日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日までの間における指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。次項において同じ。）の設備に関する基準については、指定通所支援省令第九条に規定する基準とする。

2 一部施行日において現に存する指定児童発達支援事業所の設備については、当該事業所が増築され、又は改築される等建物の構造を変更するまでの間は、第九条第一項中「指導訓練室、相談室及び便所並びに」とあるのは「指導訓練室のほか、」と、同条第二項中「障害児一人当たりの床面積を二・四七平方メートル以上とし、訓練」とあるのは「訓練」とする。

第五条 施行日から一部施行日の前日までの間における指定放課後等デイサービス事業所の設備に関する基準については、指定通所支援省令第六十八条に規定する基準とする。

2 一部施行日において現に存する指定放課後等デイサービス事業所の設備については、当該事業所が増築され、又は改築される等建物の構造を変更するまでの間は、第七十四条第一項中「指導訓練室、相談室及び便所並びに」とあるのは「指導訓練室のほか、」と、同条第二項中「障害児一人当たりの床面積を二・四七平方メートル以上とし、訓練」とあるのは「訓練」とする。

第六条 施行日から平成二十五年三月三十一日までの間における第七十七条の規定の適用については、同条中「第三十八条から第四十五条まで」とあるのは「第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十五条まで」とする。

第七条 施行日から一部施行日の前日までの間における保育所の設備に関する基準については、児童福祉施設省令第三十二条（基準省令経過措置の適用を受ける場合にあつては、当該基準省令経過措置）に規定する基準とする。

2 一部施行日において現に存する保育所（次条第三項の適用のあるものを除く。）の設備については、当該保育所が増築され、又は改築される等建物の構造を変更するまでの間は、第九十条第一項第一号中「調理室、調乳室（乳児を入所させる保育所に限る。）、<sup>た</sup>浴室」とあるのは「調理室」と、同項第二号中「乳児室又は」とあるのは「乳児室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき一・六五平方メートル以上、」と、同条第二項第一号中「医務室、調理室」とあるのは「調理室」とする。

第八条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定による厚生労働大臣が指定する地域（以下この条において「指定地域」という。）においては、施行日から一部施行日の前日までの間は、前条第一項の規定にかかわらず、児童福祉施設省令第三十二条第二号及び第三号の規定を適用せず、指定地域における保育所の設備に関する基準のうち、乳児室の面積に係るものは、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積に係るものは、乳児一人につき三・三平方メートル以上又は満二歳に満たない幼児一人につき二・五平方メートル以上であることとする。

2 指定地域における保育所（次項の適用を受けるものを除く。）に係る第百九十条第一項第二号の適用については、一部施行日から平成二十七年三月三十一日までの間は、同号中「乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上」とあるのは「乳児一人につき三・三平方メートル以上、満二歳に満たない幼児一人につき二・五平方メートル以上」とする。

3 一部施行日において指定地域に現に存する保育所（一部施行日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更されたものを除く。）の設備については、一部施行日から平成二十七年三月三十一日までの間は、第百九十条第一項第二号中「又はほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上」とあるのは「の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は、乳児一人につき三・三平方メートル以上又は満二歳に満たない幼児一人につき二・五平方メートル以上」とする。



## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十九号）（国保医療課）

### 一 趣旨

国民健康保険法等の一部改正に伴い、埼玉県国民健康保険財政調整交付金の普通調整交付金及び特別調整交付金の総額を改定等するための改正

### 二 内容

- (一) 普通調整交付金及び特別調整交付金の総額の改定
- (二) 規定の整備

### 三 施行期日

公布の日から施行し、二(一)は平成二十四年度分の交付金の交付から適用。

## 条 例

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十九号

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例（平成十七年埼玉県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改める。

第三条第一項中「七分の六」を「九分の六」に改め、同条第二項中「七分の一」を「九分の三」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第三条の規定は、平成二十四年度分の埼玉県国民健康保険財政調整交付金の交付から適用する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例（埼玉県条例第七十号）（道路政策課）

### 一 趣旨

道路法等の一部改正に伴い、県が管理する県道の構造の技術的基準等を定めるための条例の制定

### 二 内容

- (一) 道路の構造の技術的基準
- (二) 道路標識の寸法の基準
- (三) 道路移動等円滑化基準

### 三 施行期日

公布の日

## 条 例

埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第七十号

埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十条第三項及び第四十五条第三項の規定に基づき県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における当該県道の構造の技術的基準及び県が管理する県道に設ける道路標識の寸法について定めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十条第一項の規定に基づき特定道路(県が管理する県道に限る。)を新設し、又は改築する場合における当該特定道路の道路移動等円滑化基準について定めるものとする。

(道路の構造の技術的基準)

第二条 道路法第三十条第三項に規定する県道の構造に関する技術的基準は、別表第一に定めるとおりとする。

(道路標識の寸法の基準)

第三条 道路法第四十五条第三項に規定する道路標識の寸法は、別表第二に定めるとおりとする。

(道路移動等円滑化基準)

第四条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項に規定する道路移動等円滑化基準は、別表第三に定めるもののほか、埼玉県福祉のまちづくり条例(平成七年埼玉県条例第十一号)第十二条に規定する整備基準(公共交通機関の施設(乗降場に係る部分に限る。))及び道路に係る部分に限る。)をもって道路移動等円滑化基準とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一(第二条関係)

一 道路の区分

イ 道路は、道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号。以下この表において「令」という。)第三条第一項及び第二項の規定により、第一種から第四

種までに区分されるものであるとともに、当該道路の区分は、第一種及び第四種の道路にあつては第一級から第四級まで、第二種の道路にあつては第一級又は第二級、第三種の道路にあつては第一級から第五級までに細分されるものであること。

ロ 道路は、令第三条第六項の規定により、小型道路と普通道路とに区分されるものであること。

## 二 車線等

イ 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、前号イの規定により定める道路の区分のうち、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。

ロ 車線の数は、道路の区分に応じ、規則で定める数とすること。ただし、第三種第四級の道路については、車線を設ける区間と車線により構成しない区間を組み合わせることができる。

ハ 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、道路の区分に応じ規則で定める幅員とすること。ただし、交通の状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定めるところにより、当該幅員を拡大し、又は縮小することができる。

ニ 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、規則で定める幅員とすること。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十二号の規定により車道に狭窄部さくを設ける場合においては、規則で定めるところにより、当該幅員を縮小することができる。

ホ 第三種又は第四種の道路の車道には、必要に応じ、規則で定める幅員の自転車車線（一縦列の自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる带状の車道の部分をいう。第五号イにおいて同じ。）を設けること。

## 三 車線の分離等

イ 第一種又は第二種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この号において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離すること。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

ロ イ前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この号りにおいて同じ。）が三以下である第一種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

八 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けること。

二 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、規則で定める幅員以上とする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、規則で定めるところにより、当該幅員を縮小することができる。

ホ 中央帯には、側帯を設けること。

へ ホの側帯の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める幅員とすること。ただし、二ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、規則で定めるところにより、当該側帯の幅員を縮小することができる。

ト 中央帯のうち側帯以外の部分（以下この表において「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けること。

チ 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第十条の建築限界を勘案して定めること。

リ 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けること。

#### 四 副道

イ 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である第一種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けること。

ロ 副道の幅員は、規則で定める幅員を標準とすること。

#### 五 路肩

イ 道路には、車道に接続して、路肩を設けること。ただし、自転車車線、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

ロ 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める幅員以上とすること。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、規則で定めるところにより、当該幅員を縮小することができる。

ハ ロの規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて、同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める幅員以上とすること。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル

ル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、規則で定めるところにより、当該幅員を縮小することができる。

二 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める幅員以上とすること。

ホ 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（八本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（八本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める幅員まで縮小することができること。

ヘ 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができること。

ト 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けること。

チ トの側帯の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める幅員とすること。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、規則で定めるところにより、当該幅員と異なる幅員にすることができること。

リ 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けること。又 イからリまでに掲げるもののほか、規則で定める構造とすること。

## 六 停車帯

イ 第四種（第四級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けること。

ロ 停車帯の幅員は、規則で定める幅員とすること。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、規則で定めるところにより、当該幅員を縮小することができること。

## 七 軌道敷

軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、規則で定める幅員以上とすること。

## 八 自転車道

イ 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

ロ 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者

の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（イに規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

八 自転車道の幅員は、規則で定める幅員以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定めるところにより、当該幅員を縮小することができる。

二 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第十二条の建築限界を勘案して定めること。

ホ 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めること。

#### 九 自転車歩行者道

イ 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

ロ 自転車歩行者道の幅員は、規則で定める幅員以上とすること。

ハ 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（第十号二及び第三十一号において「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、ロに規定する幅員に規則で定める幅員を加えてロの規定を適用すること。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

ニ 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めること。

#### 十 歩道

イ 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

ロ 第三種又は第四種第四級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及びイに規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

ハ 歩道の幅員は、規則で定める幅員以上とすること。



二 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、八に規定する幅員の値に規則で定める幅員の値を加えて八の規定を適用すること。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

ホ 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めること。

十一 歩行者の滞留の用に供する部分

歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けること。

十二 植樹帯又は植樹ます

イ 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設け、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

ロ 植樹帯の幅員は、規則で定める幅員を標準とすること。

ハ 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、ロの規定にかかわらず、その事情に応じ、当該規定により定められるべき幅員を超える適切な幅員とすること。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

ニ イ本文の規定にかかわらず、道路の構造、交通の状況及び沿道の土地利用の状況等を勘案し、自転車及び歩行者の安全確保に支障がないと認められる場合においては、植樹帯に代えて植樹ます(主として並木を植栽するために、歩道、自転車道及び自転車歩行者道の一部に縁石等で区画して設けられる部分)をいう。以下同じ。)を設けることができる。

ホ 植樹ます相互の間隔及び一辺の長さは、規則で定める間隔及び長さを標準とすること。

ヘ 植樹帯又は植樹ますの植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うこと。

十三 設計速度

イ 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、規則で定める設

計速度とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定めるところにより、当該設計速度と異なる設計速度とすることができる。

口 副道の設計速度は、規則で定める設計速度とすること。

#### 十四 車道の屈曲部

車道の屈曲部は、曲線形とすること。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。第十五号及び第十八号において同じ。）又は第三十二号の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

#### 十五 曲線半径

車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（第十七号及び第十八号において「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下この表において「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、規則で定める曲線半径以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、規則で定めるところにより、当該曲線半径を縮小することができる。

#### 十六 曲線部の片勾配

車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、規則で定める値以下で適切な値の片勾配を付すること。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

#### 十七 曲線部の車線等の拡幅

車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅すること。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### 十八 緩和区間

イ 車道の屈曲部には、緩和区間を設けること。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

ロ 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをすること。

八 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、規則で定める長さ以上とする。

#### 十九 視距等

イ 視距は、当該道路の設計速度に応じ、規則で定める値以上とすること。

ロ 車線の数が二である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けること。

#### 二十 縦断勾配

車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、規則で定める値以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定める範囲内において、当該縦断勾配の値を超える値とすることができる。

#### 二十一 登坂車線

イ 普通道路の縦断勾配が規則で定める値を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けること。

ロ 登坂車線の幅員は、規則で定める幅員とすること。

#### 二十二 縦断曲線

イ 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けること。

ロ 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、規則で定める値以上とすること。ただし、設計速度が一時間につき六十キロメートルである第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定めるところにより、凸形縦断曲線の半径を縮小することができる。

八 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、規則で定める値以上とする。

#### 二十三 舗装

イ 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装すること。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

ロ 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とすること。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

八 第四種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### 二十四 横断勾配

イ 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、規則で定める値を標準として横断勾配を付すること。

ロ 歩道又は自転車道等には、規則で定める値を標準として横断勾配を付すること。

ハ 前号八本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができること。

#### 二十五 合成勾配

イ 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下この号において同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、規則で定める値以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定める範囲内において、当該合成勾配の値を超える値とすることができる。

ロ 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあつては、合成勾配は、規則で定める値以下とすること。

#### 二十六 排水施設

道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けること。

#### 二十七 平面交差又は接続

イ 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交差させないこと。

ロ 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合には、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とすること。

ハ 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第四種第一級、第二級又は第三級の普通道路及び第四種の小型道路にあつては、当該道路の区分に応じ、規則で定

める幅員まで縮小することができること。

二 屈折車線及び変速車線の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める幅員を標準とすること。

ホ 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをすること。

#### 二十八 立体交差

イ 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とすること。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

ロ 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とすること。

ハ 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（二において「連結路」という。）を設けること。

ニ 連結路については、第二号から第五号まで、第十三号、第十五号、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十二号及び第二十五号並びに令第十二条の規定は、適用しないこと。

#### 二十九 鉄道等との平面交差

道路が鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道と同一平面で交差する場合には、当該道路は、規則で定める構造とすること。

#### 三十 待避所

第三種第四級又は第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けること。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

イ 待避所相互間の距離は、規則で定める距離を標準とすること。

ロ 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

ハ 待避所の長さは、規則で定める長さを標準とし、その区間の車道の幅員は、規則で定める幅員以上とすること。

#### 三十一 交通安全施設

交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。

#### 三十二 凸部、狭窄部等

第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要のある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けること。

### 三十三 乗合自動車の停留所等に設ける交通島

自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けること。

### 三十四 自動車駐車場等

安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。

### 三十五 防雪施設その他の防護施設

イ 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。

ロ イに規定する場合を除くほか、落石、崩壊等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けること。

### 三十六 トンネル

イ トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けること。

ロ トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けること。

ハ トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けること。

### 三十七 橋、高架の道路等

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とすること。

### 三十八 附帯工事等の特例

道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第二号から前号までの規定（第五号、第十三号、第十四号、第

二十四号、第二十六号、第三十一号及び第三十五号を除く。）並びに令第四条及び第十二条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないこと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができること。

#### 三十九 区分が変更される道路の特例

県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第二号、第三号イ、二及びへ、第五号口からホまで、チ及びヌ、第六号イ、第九号八、第十号イ、口及び二、第十二号イ、第十三号イ、第十六号、第十七号、第十八号イ、第二十号、第二十二号口、第二十三号八、第二十七号八、第三十号並びに第三十二号並びに令第三条第四項及び第五項、第四条並びに第十二条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

#### 四十 小区間改築の場合の特例

イ 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（口に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第二号、第三号ニからへまで、第四号、第六号、第七号、第八号八、第九号口及び八、第十号八及び二、第十二号口及び八、第十五号から第二十二号まで、第二十三号八並びに第二十五号の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないこと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができること。

ロ 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第二号、第三号ニからへまで、第四号、第五号口、第六号、第七号、第八号八、第九号口及び八、第十号八及び二、第十二号口及び八、第十九号イ、第二十一号口、第二十三号八、次号イ及びロ並びに第四十二号イの規定による基準をそのまま適用することが適当でないこと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができること。

#### 四十一 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路

イ 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の幅員は、規則で定める幅員以上とすること。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定めるところにより、当該幅員を縮小することができる。

ロ 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の

部分として、規則で定める幅員以上の側方余裕を確保するための部分を設けること。

八 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合には、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第三十九条第四項の建築限界を勘案して定めること。

二 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならぬこと。

ホ 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第二号から第三十九号まで及び前号イ並びに令第三条から第四条まで、第十二条、第三十五条第二項から第四項までの規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第十一号を除く。）は、適用しないこと。

#### 四十二 歩行者専用道路

イ 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、規則で定める幅員以上とすること。

ロ 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合には、当該歩行者専用道路の幅員は、令第四十条第三項の建築限界を勘案して定めること。

ハ 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならないこと。

二 歩行者専用道路については、第二号から第十号まで、第十二号から第三十九号まで及び第四十号イ並びに令第三条から第四条まで、第十二条、第三十五条第二項から第四項までの規定は、適用しないこと。

#### 四十三 特別の事情を有する場合の特例

沿道の状況、当該道路の存する地形の状況その他の特別の事情（八において「特別の事情」という。）がある場合において、第二号から前号までに掲げる基準に適合させることが著しく困難であると認められるときは、当該基準は、適用しないことができること。この場合においては、次のイから八までに定めるところによること。

イ 安全かつ円滑な交通を確保するため必要な措置を講ずること。

ロ 第二号から前号までに掲げる基準に準じた構造とするよう努めること。

ハ 特別の事情が解消した場合には、遅滞なく、第二号から前号までに掲げる基準に適合する構造とすること。

#### 別表第二（第三条関係）

一 案内標識（自動車専用道路以外の道路に設置される案内標識のうち、規則で



定めるものに限る。）の文字の寸法

次に掲げる寸法を標準とすること。

- イ 二車線の道路に設置する場合には、三十センチメートルとすること。
- ロ 四車線の道路に設置する場合には、四十センチメートルとすること。
- ハ イ及びロの規定にかかわらず、ローマ字で表示する部分の寸法にあっては、イ又はロに規定する寸法の二分の一とすること。

## 二 案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法

前号に定めるもののほか、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法は、交通量、当該道路の存する地域の状況、市街化の状況その他の事情を勘案し、規則で定める寸法とすること。

## 三 特別の事情を有する場合の特例

沿道の状況、道路の構造その他特別の事情（ロにおいて「特別の事情」という。）がある場合において、第一号又は前号に定める寸法とすることが著しく困難であると認められるときは、当該寸法以外の寸法とすることができること。この場合においては、次のイ及びロに定めるところによること。

- イ 安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないよう配慮した寸法とすること。
- ロ 特別の事情が解消した場合には、遅滞なく、第一号又は前号に定める寸法とすること。

## 別表第三（第四条関係）

- 一 歩道等（歩道又は自転車歩行者道をいう。以下この表において同じ。）
  - イ 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けること。
  - ロ 歩道等の有効幅員は、別表第一第九号及び第十号の規定並びに当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。
  - ハ 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
  - ニ 歩道等の縦断勾配は、規則で定める値以下とすること。
- ホ 歩道等と車道等（車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩をいう。以下同じ。）の分離の基準は、次のとおりとすること。

- (1) 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。
- (2) 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは、規則で定める高さ以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。
- (3) 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、

歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に植樹ます、並木若しくは柵を設けること。

へ 歩道等の車道等に対する高さは、次のとおりとすること。

(1) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、規則で定める高さを標準とすること。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

(2) (1)の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。

## 二 立体横断施設

イ 立体横断施設を設ける場合は、次のとおりとすること。

(1) 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(2)及び(3)において、「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けること。

(2) 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

(3) (2)に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けること。

ロ エレベーターの構造は、次のとおりとすること。

(1) かこの寸法並びにかご及び昇降路の出入口の有効幅は、規則で定める値以上とすること。

(2) かご内に、車椅子を使用している者(以下この号及び第五号において「車椅子使用者」という。)が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、次に掲げる基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

(一) かごの出入口が複数あること。

(二) 車椅子使用者が円滑に乗降できる構造であること(開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)(。)

(三) (1)で定める寸法以上であること。

(3) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。

- (4) かご内に手すりを設けること。
- (5) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

(7) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(8) かご内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

(9) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

(10) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び有効奥行きは、規則で定める値以上とすること。

(11) 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

八 傾斜路（その踊場を含む。以下この号において同じ。）の構造は、次のとおりとすること。

(1) 有効幅員は、規則で定める幅員以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定めるところにより、当該幅員を縮小できる。

(2) 縦断勾配は規則で定める値以下とし、横断勾配は設けないこと。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、当該縦断勾配の値を超える値とすることができる。

(3) 二段式の手すりを両側に設けるとともに、手すりの端部付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

(4) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

(5) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。

(6) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(7) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が規則で定める値以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する

工作物を設けること。

(8) 規則で定める高さを超える傾斜路にあっては、規則で定める踏み幅以上の踊場を設けること。

二 エスカレーターの構造は、次のとおりとすること。

(1) 上り専用のもと下り専用のもとをそれぞれ設置すること。  
(2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとし、その構造にあっては、昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にあるものとする。と。

(3) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比及びくし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界及びくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。こと。

(4) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

(5) 踏み段の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、規則で定めるところにより、当該有効幅を縮小することができる。

ホ 通路の構造は、次のとおりとすること。

(1) 有効幅員は、規則で定める幅員以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

(2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

(3) 二段式の手すりを両側に設けるとともに、当該手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

(4) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

(5) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

ハ 階段（その踊場を含む。以下この号において同じ。）の構造は、次のとおりとすること。

(1) 有効幅員は、規則で定める幅員以上とすること。

(2) 二段式の手すりを両側に設けるとともに、当該手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

(3) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(4) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。  
(5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

(6) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(7) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(8) 階段の下面と歩道等の路面との間が規則で定める距離以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

(9) 規則で定める高さを超える階段にあつては、その途中に踊場を設けること。

(10) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあつては規則で定める幅以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

### 三 乗合自動車停留所

イ 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、規則で定める高さを標準とすること。

ロ 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

### 四 路面電車停留場等

イ 路面電車停留場の乗降場の構造は、次のとおりとすること。

(1) 有効幅員は、規則で定める幅員以上とすること。

(2) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。

(3) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

ロ 路面電車停留所の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、第二号八(2)に掲げる基準に適合するものであること。

ハ 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくすること。

## 五 自動車駐車場

イ 障害者用駐車施設（障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分を含む。以下この号において同じ。）の構造は、次のとおりとすること。

- (1) 自動車駐車場には、障害者用駐車施設を設けること。
- (2) 障害者用駐車施設の数は、当該自動車駐車場の全駐車台数に応じ、規則で定める規模ごとに規則で定める数以上とすること。
- (3) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(4) 障害者用駐車施設の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。

(5) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

ロ 障害者用停車施設（障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分を含む。以下この号において同じ。）の構造は、次のとおりとすること。

- (1) 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者用停車施設を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(2) 障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(3) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅及び有効奥行きは、規則で定める値以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

(4) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

ハ 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

(1) 有効幅は、規則で定める幅以上とすること。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、規則で定める出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できるものとする。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ニ 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路の構造は、次のとおりとすること。

(1) 有効幅員は、規則で定める幅員以上とすること。

(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(3) 路面は、平坦で、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

ホ 自動車駐車場のエレベーターの構造は、次のとおりとすること。

(1) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が

設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

(2) (1)のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、二に規定する出入口に近接して設けること。

(3) (1)のエレベーター(2)のエレベーターを除く。)は、第二号口(1)及び(2)に掲げる構造とすること。

(4) (2)のエレベーターは、第二号口に掲げる構造とすること。

へ ホ(1)ただし書の傾斜路は、第二号八に掲げる構造とすること。

ト 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、第二号へに掲げる構造とすること。

チ 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び二に規定する通路には、屋根を設けること。

リ 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所の構造は、次のとおりとすること。

(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(3) 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが規則で定める高さ以下のものに限る。)(その他これらに類する小便器を設けることとし、当該小便器には、手すりを設けること。

(4) 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次の(一)又は(二)に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(一) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(二) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(4)(一)の便房を設ける便所の構造は、次のとおりとすること。

(一) 二に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、二(1)から(3)までに掲げる構造とすること。

(二) 出入口の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。

(三) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

と。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(四) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(五) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(六) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(6) (4) (一)の便房の構造は、次のとおりとすること。

(一) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(二) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(三) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(四) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

(五) 出入口の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。

(六) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(七) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(7) (4) (二)の便所の構造は、次のとおりとすること。

(一) 二に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、二(1)から(3)までに定める構造とすること。

(二) 出入口の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。

(三) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(四) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(五) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(六) 出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(七) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(八) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設け



ること。

六 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

イ 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次のとおりとすること。

(1) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

(2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とすること。

(3) 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。

ロ 歩道等には、休憩施設として適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

ハ 照明施設の構造は、次のとおりとすること。

(1) 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(2) 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要があると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

ニ 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けること。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七十一号）（公園スタジアム課）

### 一 趣旨

都市公園法等の一部改正に伴い、県が設置する都市公園等の設置基準等を定めるための改正

### 二 内容

- (一) 都市公園の設置基準
- (二) 公園施設の設置基準
- (三) 都市公園移動等円滑化基準

### 三 施行期日

公布の日

## 条 例

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第七十一号

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「を定める」の下に「とともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十三条第一項の規定に基づき、都市公園移動等円滑化基準について定める」を加える。

第一条の次に次の四条を加える。

#### （都市公園の設置基準）

第一条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、当該都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすること。

二 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、それぞれその特質に応じて県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、県民が容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすること。

三 前二号に掲げる都市公園以外の都市公園であつて、規則で定めるものは、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる配置及び敷地面積とすること。

#### （公園施設の設置基準）

第一条の三 法第四条第一項本文の条例で定める割合は、百分の二とする。

#### （公園施設の設置基準の特例）

第一条の四 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下この条において「政令」という。）第六条第一項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条に規定する割合を超えることができることとする。

2 政令第六条第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として前条に規定する割合を超えることができることとする。

3 政令第六条第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条又は前二項に規定する割合を超えることができることとする。

4 政令第六条第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前条又は前三項に規定する割合を超えることができることとする。

（都市公園移動等円滑化基準）

第一条の五 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項の都市公園移動等円滑化基準は、別表第一に掲げるもののほか、埼玉県福祉のまちづくり条例（平成七年埼玉県条例第十一号）第十二条に規定する整備基準（公園に係る部分に限る。）をもつて都市公園移動等円滑化基準とみなす。

2 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、前項の基準によらないことができるものとする。この場合においては、高齢者、障害者等が円滑に移動等を行えるようできる限り配慮するものとする。

第十条第一項、第十七条第三項及び第二十八条第二項中「別表第一」を「別表第一の二」に改める。

別表第一を別表第一の二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第一条の五関係）

一 園路及び広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する園路及び広場（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。第四号ロ⑥において「政令」という。）第三条第一号に規定する園路及び広場をいう。）を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げるとおりとすること。

## イ 通路

- (1) 幅は、規則で定める幅以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、規則で定めるところにより、当該幅を縮小することができる。
  - (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ロ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもつてこれに代えることができる。

ハ 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）には、手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

二 次号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる基準に適合する特定公園施設及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場のうちそれぞれ一以上並びに修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものに接続していること。

## 二 屋根付広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げるとおりとすること。

### イ 出入口

- (1) 幅は、規則で定める幅以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、規則で定めるところにより、当該幅を縮小することができる。
  - (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - (3) (2)ただし書の規定により段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- ロ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

## 三 休憩所及び管理事務所

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合における当該休憩所のうち一以上及び管理事務所は、次に掲げるとおりとすること。

イ 出入口は、前号イ(1)から(3)までに掲げる基準に適合するものであること。

ロ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

- (1) 幅は、規則で定める幅以上とすること。
  - (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- ハ カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- ニ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- ホ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第六号口からホまでに掲げる基準に適合するものであること。

#### 四 野外劇場及び野外音楽堂

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂は、次に掲げるとおりとすること。

- イ 出入口は、第二号イ(1)から(3)までに掲げる基準に適合するものであること。
- ロ 出入口と車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（八において「車椅子使用者用観覧スペース」という。）及び二の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 幅は、規則で定める幅以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、規則で定めるところにより、当該幅別の理由によりやむを得ない場合は、規則で定めるところにより、当該幅を縮小することができる。

(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(3) (2)ただし書の規定により段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(4) 縦断勾配及び横断勾配は、規則で定める値以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、規則で定めるところにより、当該勾配の値を超える値とすることができる。

(5) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック（政令第十一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

ハ 規則で定める収容定員の規模に応じて、規則で定める数以上の車椅子使用者用観覧スペースを設けること。この場合において、当該車椅子使用者用観

覧スペースは、次に掲げるとおりとすること。

- (1) 幅及び奥行きは、規則で定める幅及び奥行き以上であること。
  - (2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
  - (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
- 二 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第六号口からホまでに掲げる基準に適合するものであること。

## 五 駐車場

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。ロにおいて同じ。）は、次に掲げるとおりとすること。
- イ 幅は、規則で定める幅以上とすること。
- ロ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設を表示をすること。

## 六 便所

- イ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げるとおりとすること。
- (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - (2) 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが規則で定める高さ以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
  - (3) (2)の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
- ロ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、イに掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

ハ 口(1)の便房が設けられた便所は、次に掲げるとおりとすること。

- (1) 出入口
- (一) 幅は、規則で定める幅以上とすること。
- (二) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形

の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(三) ただし書の規定により段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(四) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(五) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

(イ) 幅は、規則で定める幅以上とすること。

(ロ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

二 口(1)の便房は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

(5) 八(1)(一)及び(五)並びに(2)に掲げる基準に適合するものであること。

ホ 口(2)の便所は、八(1)(一)から(三)まで及び(五)並びに(2)並びに二(2)から(4)までに掲げる基準に適合するものであること。

#### 七 水飲場及び手洗場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場又は手洗場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 本号で公布された条例のあらまし

一 趣旨  
埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七十二号）（住宅課）

公営住宅法の一部改正に伴い、県営住宅の整備基準及び入居者の資格要件を定める等の改正

### 二 内容

(一) 県営住宅の整備基準

(二) 入居者の資格要件

(三) 法令改正等に伴う規定の整備

### 三 施行期日

平成二十四年十二月二十五日

## 条 例

埼玉県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第七十二号

埼玉県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一章の次に次の一章を加える。

#### 第一章の二 整備基準

（健全な地域社会の形成）

第三条の二 県営住宅及び共同施設の整備に当たっては、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮するものとする。

（良好な居住環境の確保）

第三条の三 県営住宅及び共同施設の整備に当たっては、安全、衛生、景観等を考慮し、かつ、入居者等にとつて便利で快適なものとなるようにするものとする。

（費用の縮減への配慮）

第三条の四 県営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

（位置の選定）

第三条の五 県営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置の選定に当たっては、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮するものとする。

（敷地の安全等）

第三条の六 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずるものとする。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

（住棟等の基準）

第三条の七 住棟その他の建築物の配置に当たっては、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮するものとする。

(住宅の基準)

第三条の八 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとする。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずるものとする。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずるものとする。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずるものとする。

(住戸の基準)

第三条の九 県営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、規則で定める面積以上とする。

2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。

3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずるものとする。

(住戸内の各部)

第三条の十 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずるものとする。

(共用部分)

第三条の十一 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。

(附帯施設)

第三条の十二 敷地内には、必要な自転車置場、ごみ置場等の附帯施設を設けるも

のとする。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとする。

(児童遊園)

第三条の十三 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。

(集会所)

第三条の十四 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。

(広場及び緑地)

第三条の十五 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものとする。

(通路)

第三条の十六 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造とし、合理的に配置するものとする。

2 通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。

第六条第一項第二号イを次のように改める。

イ 特に居住の安定を図る必要がある場合として次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合 二十一万四千円

(1) 入居者又は同居者に障害者基本法第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が次の(一)から(三)までの障害の種類に応じ、それぞれ(一)から(三)までに定めるものに該当するものがある場合又は前号ハ、ニ、ヘ若しくはトのいずれかに該当する者がある場合

(一) 身体障害 前号ロ(1)に定める程度

(二) 精神障害 (知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級又は二級

(三) 知的障害 (二)に定める精神障害の程度に相当する程度

(2) 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第六条第一項第二号ロ中「旧令第六条第五項第二号に規定する金額」を「二十一

万四千円（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円）」に、同号ハ中「旧令第六条第五項第三号に規定する金額」を「十五万八千円」に改める。

第七条第一項中「第二十四条第一項又は」を「第二十四条第一項、」に改め、「第二十一条」の下に「又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十一条」を、「みなされる者」の下に「（前条第一項第六号に該当しない者を除く。）」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 入居者が平成十八年四月一日前に五十歳以上である者（この条例の施行の日において六十歳以上である者を除く。）であり、かつ、同居者のいずれもが十八歳未満の者又は同月一日前に五十歳以上である者（この条例の施行の日において六十歳以上である者を除く。）は、改正後の第六条第一項第二号イ(2)に該当する者とみなす。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例

(埼玉県条例第七十三号) (下水道管理課)

### 一 趣旨

地域主権一括法の施行による下水道法の改正に伴い、流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に關し必要な事項を定める。

### 二 内容

(一) 流域下水道の構造の技術上の基準

(二) 終末処理場の維持管理

### 三 施行期日

平成二十四年十二月二十五日

## 条 例

埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第七十三号

埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例

#### (趣旨)

第一条 この条例は、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。)第二十五条の十第一項において準用する法第七条第二項及び第二十一条第二項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に關し必要な事項を定めるものとする。

#### (流域下水道の構造の技術上の基準)

第二条 法第二十五条の十第一項において準用する法第七条第二項の条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第六条までに定めるところによる。

#### (排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第三条 排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第五条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 自重、水圧、積載荷重、土圧、地震力その他の荷重に対して安全で耐久力を有する構造とすること。
- 二 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓<sup>とつ</sup>継手の設置その他の企業管理規程で定める措置が講じられていること。
- 三 維持管理及び改築に伴う費用の節減に配慮した構造とすること。
- 四 エネルギーの使用の合理化に配慮した構造とすること。
- 五 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。
- 六 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして企業管理規程で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

七 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第四条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 排水管の内径は、次の表の上欄に掲げる管の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内径を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

管の種類	内径
污水管	二百ミリメートル
雨水管及び合流管	二百五十ミリメートル
自然流下によらない排水管	三十ミリメートル

二 排水渠の断面積は、五千平方ミリメートルを下回らないものとする。

三 下水に含まれる固形物が堆積せず、かつ、当該下水の流下による損傷が生じないよう、計画下水量に対し原則として、次の表の上欄に掲げる管渠(排水管又は排水渠をいう。)の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる流速を確保することができるものとする。

管渠の種類	流速
污水管渠	〇・六メートル毎秒以上三・〇メートル毎秒以下
雨水管渠及び合流管渠	〇・八メートル毎秒以上三・〇メートル毎秒以下

四 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

五 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

六 ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第五条 処理施設(終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。)の構造



の技術上の基準は、第三条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

二 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第七条第六号において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう企業管理規程で定める措置が講じられていること。

三 汚泥焼却炉は、温室効果ガスの排出を抑制するよう企業管理規程で定める措置が講じられていること。

（適用除外）

第六条 前三条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

一 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道

二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道

2 前項第一号に掲げる流域下水道について、同項の規定を適用する場合においては、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう配慮するものとする。

（終末処理場の維持管理）

第七条 法第二十五条の十第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

一 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

二 沈砂池又はちんでん池の泥溜めに砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

三 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水压を調節すること。

四 前三号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

五 臭気が発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう企業管理規程で定める措置を講ずること。

七 汚泥焼却炉には、温室効果ガスの排出を抑制するよう企業管理規程で定める措置を講ずること。

八 終末処理場に対する県民の理解を深め、生活に伴う排水の改善等によって下水処理の負荷の低減を図るため、終末処理場の維持管理に関する情報提供に努

めること。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する流域下水道であつて、第三条第二号又は第五条第三号の規定に適合しないものについては、この条例の施行の日から改築（災害復旧として行われるもの及び流域下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手するまでの間は、第三条中「次の」とあるのは「第一号及び第三号から第七号までに掲げる」と、第五条中「次の」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる」とする。

## 本号で公布された条例のあらまし

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七十四号）（警務課）

### 一 趣旨

深谷市における町の区域の新設に伴い、寄居警察署の管轄区域を変更するための改正

### 二 内容

寄居警察署の管轄区域の変更

深谷市の新たな町の区域となる「緑台」を加える。

### 三 施行期日

公布の日から施行する。

## 条 例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七十四号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十

七号）の一部を次のように改正する。

別表寄居警察署の項中「永田」の下に「、緑台」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（埼玉県条例第七十五号）（交通規制課）

### 一 趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な信号機等の基準を定めるための条例の制定。

### 二 内容

#### （一） 信号機の基準

（例） 歩行者用青信号の表示を伝達するための音声その他の音響を発することができもの

#### （二） 道路標識の基準

反射材料を用い、又は夜間照明装置を施したもの

#### （三） 道路標示の基準

（例） 横断歩道を表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

### 附 則

### 三 施行期日

公布の日

## 条 例

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第七十五号

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例を次のように制定する。

#### (趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三十六条第二項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識及び道路標示に関する基準を定めるものとする。

#### (信号機の基準)

第二条 法第三十六条第二項の条例で定める信号機に関する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

一 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第一項（人の形の記号を有する灯火の信号を表示する信号機に係る部分に限る。）及び第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下この号及び次号において「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音声その他の音響を発することができ、  
るもの

ロ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従つて道路の横断を始めた法第二条第一号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ハ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者又は自転車が道路を横断することができる

きる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折し、又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

（道路標識の基準）

第三条 法第三十六条第二項の条例で定める道路標識に関する基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

（道路標示の基準）

第四条 法第三十六条第二項の条例で定める道路標示に関する基準は、次のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

- 一 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
- 二 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 規則

地方税法第三百九十六条第三項に規定する身分を証明する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第七十四号

地方税法第三百九十六条第三項に規定する身分を証明する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則

地方税法第三百九十六条第三項に規定する身分を証明する証票の様式を定める規則（平成二十四年埼玉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式（裏面）中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」と改め、同様式（裏面）を次のように改めらる。

（裏面）

### 地方税法（抜粋）

（道府県の職員及び総務省の職員の固定資産税に関する調査に係る質問検査権）

第396条 第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査、第401条第4号の助言又は第419条第1項の勧告のために必要がある場合においては道府県の職員で道府県知事が指定する者（以下この条及び第397条において「道府県指定職員」という。）、第388条第4項第2号の助言、第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第422条の2第1項の指示のために必要がある場合において「総務省指定職員」という。）は、それぞれ次に掲げる者に質問し、又は第1号若しくは第2号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- (1) 納税義務者又は納税義務がある者
- (2) 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に關し直接関係があると認められる者
- 2 前項第1号に掲げる者を分割法人とする分割に係る分割承継法人及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第2号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。
- 3 第1項の場合においては、当該道府県指定職員又は総務省指定職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 道府県指定職員又は総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 5 第1項又は前項の規定による道府県指定職員又は総務省指定職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第397条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第396条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
  - (2) 第396条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者
  - (3) 第396条の規定による道府県指定職員又は総務省指定職員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關し前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

### 附則

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。



(表面)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">身 分 証 明 書</p>	
	<p style="margin: 0;">第 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">号 日</p>
<p style="margin: 0;">次の者は、地方税法第396条第1項の規定により質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める権限を有する職員であることを証明する。</p>	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写 真</p> </div>	<p style="margin: 0;">所属・職名</p> <p style="margin: 0;">氏 名</p> <p style="margin: 0;">有効期限 年 月 日</p>
<p style="margin: 0;">埼玉県知事 <span style="float: right;">印</span></p>	

(裏面)

<p style="margin: 0;">地方税法（抜粋）</p>
<p style="margin: 0;">（道府県の職員及び総務省の職員の固定資産税に関する調査に係る質問検査権）</p>
<p style="margin: 0;">第396条 第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査、第401条第4号の助言又は第419条第1項の勧告のために必要がある場合においては道府県の職員で道府県知事が指定する者（以下この条及び第397条において「道府県指定職員」という。）、第388条第4項第2号の助言、第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第422条の2第1項の指示のために必要がある場合においては総務省の職員で総務大臣が指定する者（以下この条から第397条までにおいて「総務省指定職員」という。）は、それぞれ次に掲げる者に質問し、又は第1号若しくは第2号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。</p>
<p style="margin: 0;">(1) 納税義務者又は納税義務があると認められる者</p>
<p style="margin: 0;">(2) 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者</p>
<p style="margin: 0;">(3) 前2号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者</p>
<p style="margin: 0;">2 前項第1号に掲げる者を分割法人とする分割に係る分割承継法人及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第2号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。</p>
<p style="margin: 0;">3 第1項の場合においては、当該道府県指定職員又は総務省指定職員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>
<p style="margin: 0;">4 道府県指定職員又は総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。</p>
<p style="margin: 0;">5 第1項又は前項の規定による道府県指定職員又は総務省指定職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
<p style="margin: 0;">（固定資産税に係る道府県の職員及び総務省の職員が行う検査拒否等に関する罪）</p>
<p style="margin: 0;">第397条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="margin: 0;">(1) 第396条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>
<p style="margin: 0;">(2) 第396条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに 응ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者</p>
<p style="margin: 0;">2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。</p>

# 規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第七十五号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の四の見出し中「徴収猶予又は換価の猶予及び」を削り、同条第一項中「第十六条第一項、」を削り、同条第二項中「者」の下に「及び法第十六条第一項の規定により担保の提供をする者」を加える。

第四十四条の表六十四の六の次に次の一号を加える。

六十四の六の 二	自動車取得税納税義務（納付義務）免除（申請 棄却）通知書	別記様式第六 十四号の六の 二
-------------	---------------------------------	-----------------------

別記様式第九号の二十一中「（法第16条の3第1項又は法第144条の20第1項の規定により担保として徴する場合に限る。）」を添ふ。

別記様式第九号（三）中	「 運転免許証 健康保険証 パスポート 外国人 登録証明書 行政書士証票 住民基本台帳カード その他（ ）」
-------------	---

「 運転免許証 健康保険証 パスポート 行政書士証票 住民基本台帳カード その他（ ）」	添ふ。
---	-----

別記様式第十九号の三（三）中「収入証紙ちよう付欄」を「収入証紙貼付欄」に「あて先」を「宛先」に改め、「外国人登録証明書」を添ふ。回覧名の共欄一中「代表者の印鑑」を「代表者印」に改め、回覧名の共欄に次のように加える。

- 4 運転免許証、健康保険証等の公的証明書の提示等の方法で請求者の本人確認をさせていただきます。

別記様式第九号の廿	指定納期限	年 月 日
-----------	-------	-------





別記様式第六十四号の六の二

自動車取得税納税義務（納付義務）免除（申請棄却）通知書			
納税義務者 住（居）所 氏名又は名称		第 号 年 月 日	
		埼玉県自動車税事務所長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
<p>年 月 日付けの申請については、 知します。 ないので通知します。）</p>		<p>下記のとおり免除したので通 （下記の理由により認められ</p>	
年 度	登録番号又は車両番号	納 期 限	税 額
		年 月 日	
棄 却 の 理 由			
備 考			

備考 裏面には、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載し、交付すること。



--

を

決定の理由	
(備考)	

--	--

に改める。

(備考)	
------	--

別記様式第八十号の五中

--

を

更正、決定又は加算金決定の理由	
(備考)	

--	--

に改める。

(備考)	
------	--

別記様式第八十号の六中

--

を

決定の理由	
(備考)	

に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、第六条の四の改正規定、第四十四条の表六十四の六号の次に一号を加える改正規定、別記様式第九号の二十一、別記様式第十九号(三)及び別記様式第十九号の二(三)の改正規定、別記様式第六十四号の六の次に一様式を加える改正規定並びに別記様式第七十七号(一)、別記様式第七十八号(一)及び別記様式第七十八号(二)の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



## 規 則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十六号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則  
(指定の申出)

第一条 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第六十号。以下「条例」という。）第三条第一項の申出書の様式は、様式第一号のとおりとする。

2 条例第三条第二項の規定により同条第一項の申出書に同条第二項第二号に掲げる書類を添付する場合には、条例第四条第三号に規定する基準（同号イに係る部分に限る。）に該当する場合にあつては同号イに規定する補助事業又は委託事業の実施状況が分かる書類、同号に規定する基準（同号ロに係る部分に限る。）に該当する場合にあつてはボランティアの活動状況が分かる書類を添えなければならない。

3 条例第三条第二項第三号に掲げる書類の様式は、様式第二号のとおりとする。

4 第一項の申出書に添付する書類の部数は、条例第三条第二項第一号に掲げる書類は一部とし、同項第二号から第九号までに掲げる書類は各二部とする。

（寄附金等の計算方法）

第二条 条例第四条第三号イの寄附金の額は、受け入れた寄附金の額の総額（以下この項において「受入寄附金総額」という。）から次に掲げる額の合計額を控除した額とする。

一 一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち、受入寄附金総額の百分の十（寄附者が法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条各号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人をいう。第十一条第三号において同じ。）である場合にあつては、受入寄附金総額の百分の五十）に相当する金額を超える部分の金額をいう。）

二 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たない場合の当該合計額

- 三 寄附者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）が明らかな寄附金以外の寄附金の額
- 2 前項第一号に規定する一者当たり基準限度超過額を算出する場合において、役員が寄附者であつて、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の關係（特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）第十六条に規定する關係をいう。第四項第二号及び第二十条第一項第四号において同じ。）のあるものがあるときは、これらの者は、当該役員と同一の者とみなす。
- 3 条例第四条第三号イの規則で定める収入金は、次に掲げるものとする。
  - 一 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に第八条に規定する割合を乗じて得た金額を控除した金額のうち第一項に規定する条例第四条第三号イの寄附金の額に達するまでの金額
  - 二 国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ(1)に規定する国の補助金等をいう。第五項及び第六項並びに次条第四項において同じ。）
- 4 前項第一号に掲げる金額は、次に掲げる要件を満たす特定非営利活動法人に限り、寄附金等（条例第四条第三号イに規定する寄附金等をいう。以下同じ。）に合算するものとする。
  - 一 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
  - 二 社員（役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに役員と特殊の關係のある者を除く。）の数が二十人以上であること。
- 5 国の補助金等は、指定の申出（条例第三条第一項に規定する申出をいう。以下同じ。）をした特定非営利活動法人の実績判定期間内に国の補助金等がある場合に寄附金等に含まれることができることとする。この場合において、寄附金等に含まれることができる国の補助金等の金額は、第一項に規定する条例第四条第三号イの寄附金の額に達するまでの金額とする。
- 6 国の補助金等を寄附金等に含まれることとした場合は、当該国の補助金等の金額は、経常収入金額（条例第四条第三号イに規定する経常収入金額をいう。次条第二項及び第四項において同じ。）に含まれるものとする。

（小規模な特定非営利活動法人の特例）
- 第三条 前条第一項に規定する条例第四条第三号イの寄附金の額を算定する場合に  
において、実績判定期間における総収入金額に十二を乗じて得た金額を当該実績判定期間の月数（暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。第六条第二項並びに第七条第二項及び第四項において同じ。）で除して得た金額が八百万円未満で、かつ、当該実績判定期間において受け入れた寄

附金の額の総額が三千円以上である寄附者（指定の申出をした特定非営利活動法人の役員又は社員である者を除く。）の数が五十人以上である特定非営利活動法人にあっては、前条第一項中「次に」とあるのは「第一号に」とする。

2 前項の規定を適用する場合は、経常収入金額に前条第一項第二号及び第三号に掲げるものを含めるものとする。

3 第一項の規定を適用する場合で、かつ、前条第四項に掲げる要件を満たす特定非営利活動法人は、同条第三項第一号に規定する額を寄附金等に含まれることができる。

4 第一項の規定を適用する場合で、かつ、国の補助金等を寄附金等に含まれる場合は、当該寄附金等の金額は同項の規定により読み替えて適用する前条第一項に規定する条例第四条第三号イの寄附金の額に達するまでの金額とし、当該国の補助金等の金額は経常収入金額に含まれるものとする。

（経常収入金額のうち占める寄附金等の割合）

第四条 条例第四条第三号イの規則で定める割合は、百分の十とする。  
（協働の実績の対象となる法人）

第五条 条例第四条第三号イの規則で定める法人は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人並びに国が加盟している国際機関並びに社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会その他県の出資に係る法人のうち知事が別に定めるものとする。

（補助事業等の実績）

第六条 条例第四条第三号イの規則で定める件数は、二件とする。

2 前項の件数の計算に当たっては、実績判定期間内の日を含む各事業年度における指定の申出に係る特定非営利活動法人が地方公共団体等と共同で特定非営利活動に係る補助事業又は委託事業を県内で実施した件数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除するものとする。

（実績判定期間内の判定基準寄附者の計算方法）

第七条 条例第四条第三号ロの規則で定める寄附者の数は、五十人とする。ただし、第五項の規定により積算したボランティアの実人数が五十人に満たない場合は、当該寄附者の数は、次項の規定により積算した寄附者の数と当該ボランティアの実人数との合計数が百に達するまでの数とする。

2 前項の寄附者の数の積算は、実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所

在地)が明らかな寄附金に限る。以下この項において同じ。)の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が三千元以上である場合の当該同一の者(当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。)をいう。以下この項において同じ。)の数(当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数)の合計数に十二を乗じて得た数を当該実績判定期間の月数で除して行うものとする。この場合において、当該除した数に一未滿の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

3 条例第四条第三号ロに規定するボランティアは、実績判定期間内において、指定の申出に係る特定非営利活動法人が実施した事業活動に無償(交通費、ボランティアに係る保険料その他当該活動に要する費用でその実費に相当する額の支給を受ける場合を含む。)で参加をし、実績判定期間内の日を含む各事業年度当たり平均四時間以上の役務を提供した個人又は法人とする。

4 条例第四条第三号ロの規則で定めるボランティアの実人数は、一人とする。

5 前項のボランティアの実人数の積算は、実績判定期間内の日を含む各事業年度におけるボランティアの実人数の合計数に十二を乗じて得た数を当該実績判定期間の月数で除して行うものとする。この場合において、当該除した数に一未滿の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

6 前項の積算を行う場合において、条例第四条第三号ロの寄附者とボランティアとが同一の者であるときは、当該同一の者については、当該ボランティアの実人数に含めないものとする。

(事業活動のうちその対象が会員等である活動等の占める割合)

第八条 条例第四条第四号の規則で定める割合は、実績判定期間において、指定の申出に係る特定非営利活動法人が行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち同号イからニまでのいずれかに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(会員に類するもの)

第九条 条例第四条第四号イの規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 指定の申出に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等(条例第四条第四号イに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。)を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該申出に係る特定非営利活動法人の帳簿又は書類その他物件に氏名(法人にあつては、

その名称）が記載された者であつて、当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加するもの

二 指定の申出に係る特定非営利活動法人の役員

（特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しないもの）

第十条 条例第四条第四号イの規則で定めるものは、指定の申出に係る特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であつて、当該資産の譲渡等以外の当該申出に係る特定非営利活動法人の活動に関係しないものとする。

（対象が会員等である活動から除かれる活動）

第十一条 条例第四条第四号イの規則で定める活動は、次に掲げるものとする。

一 指定の申出に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常のおおむね百分の十程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（次号において「付随費用の実費相当額」という。）以下のものを会員等（条例第四条第四号イに規定する会員等をいう。以下この条において同じ。）から得て行うもの

二 指定の申出に係る特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第一項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申出に係る特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額としてみなした額に当該役務の提供の従事者の作業時間数を乗じて得た金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

三 法別表第十九号に掲げる活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。）に対する助成（便益の及ぶ者が特定の範囲の者等である活動から除かれる活動）

第十二条 条例第四条第四号ロの規則で定める活動は、前条第三号に掲げる活動とする。

（特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合）

第十三条 条例第四条第五号イの規則で定める割合は、実績判定期間において、指定の申出に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数

その他の合理的な指標により当該事業活動のうち特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(合併特定非営利活動法人に関する条例第三条第二項及び第四条の規定の適用)

第十四条 指定の申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人であつて、条例第三条第一項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条第二項及び条例第四条の規定の適用については、条例第三条第二項第一号中「の末日」とあるのは「の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)」と、「各事業年度の」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によつて消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度の」と、条例第四条第七号中「その設立の日」とあるのは「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併によつて消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。

2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき条例第四条第三号から第五号まで及び第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に依じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 条例第四条第三号から第五号までに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によつて消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 条例第四条第九号に掲げる基準(同条第一号及び第二号に係る部分に限る。) 当該特定非営利活動法人について判定すること。

三 条例第四条第九号に掲げる基準(同条第六号イ及び第八号に係る部分に限る。) 当該特定非営利活動法人及び合併によつて消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

四 条例第四条第九号に掲げる基準(同条第六号ロに係る部分に限る。) 当該特定非営利活動法人及び合併によつて消滅した各特定非営利活動法人(いずれも実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限る。)のそれぞれについて判定すること。

3 前二項の規定は、指定の申出をしようとする特定非営利活動法人が合併によつて設立した特定非営利活動法人であつて、当該申出をしようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における条例第三条第二項及び第四条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その

合併」とあるのは「前項の申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」とあり、及び「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併」とあるのは「合併」と、前項中「合併前」とあるのは「設立前」と、同項第一号、第三号及び第四号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、それぞれ読み替えるものとする。

(指定の通知等)

第十五条 条例第七条第二項第七号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 指定特定非営利活動法人に対する寄附金が指定により地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号に規定する個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる期間

二 指定特定非営利活動法人に係る条例第七条第二項各号（第七号を除く。）に掲げる事項に関し知事が必要と認める事項

(指定の更新の期間等)

第十六条 条例第九条第一項の規則で定める期間は、九月前から七月前までの期間とする。

2 条例第九条第一項の規定による報告は、様式第三号の報告書により行わなければならない。

(指定の更新に関する技術的読替え)

第十七条 条例第九条第二項の規定により条例第三条（第二項第一号を除く。）、第四条（第七号を除く。）、第五条及び第六条（第二号を除く。）の規定を準用する場合には、条例第三条第一項中「地方税法第三十七条の二第三項」とあるのは「第九条第一項」と、「申出は」とあるのは「報告は」と、「申出書」とあるのは「報告書」と、同項第一号中「所在地並びに設立の年月日」とあるのは「所在地」と、同条第二項中「申出書」とあるのは「報告書」と、「第一号から第三号まで」とあるのは「第二号及び第三号」と、同項第二号中「次条各号」とあるのは「次条各号（第七号を除く。）」と、「書類（前号に掲げる書類を除く。）」とあるのは「書類」と、「第六条各号」とあるのは「第六条各号（第二号を除く。）」と、条例第四条中「申出書」とあるのは「報告書」と、「次に掲げる基準に」とあるのは「次に掲げる基準（第七号を除く。）」に」と、「指定のために必要な手続を行う」とあるのは「第九条第三項に規定する指定の更新をする」と、同条第四号イ中「申出」とあるのは「報告」と、同条第九号中「基準（当該実績判定期間中に指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第六号ロに掲げる基準を除く。）」とあるのは「基準」と、条例第五条中「第三条第一

項の申出書を提出しようとする」とあるのは「第九条第一項に規定する報告をしようとする」と、条例第六条中「の各号」とあるのは「の各号（第二号を除く。）」と読み替えるものとする。

（役員の変更等の届出等）

第十八条 条例第十条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して様式第四号の届出書により行わなければならない。

一 役員名簿（条例第三条第二項第七号に規定する役員名簿をいう。以下この号において同じ。）又は代表者の氏名の変更による場合 条例第六条第一号に該当しない旨を説明する書類及び変更後の役員名簿

二 定款の変更による場合 条例第六条第三号に該当しない旨を説明する書類及び変更後の定款並びに次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる書類

イ 登記事項に係る変更の場合 登記事項証明書、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第二十五条第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る変更にあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

ロ イ以外の場合 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第二十五条第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る変更にあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

2 前項の届出書に添付する書類の部数は、二部とする。ただし、社員総会の議事録の謄本の部数は一部とし、登記事項証明書の部数は証明書一部及びその写し一部とする。

（インターネット公表の方法）

第十九条 条例第十条第五項に規定するインターネット公表は、指定特定非営利活動法人が自ら行わなければならない。ただし、当該指定特定非営利活動法人が自らインターネット公表をすることが困難であると知事が認める場合は、知事にインターネット公表を書面で依頼することができる。

（事業の概要等に関する変更の届出等）

第二十条 条例第十一条第一項の規定による届出は、条例第三条第一項第三号に掲げる事項の変更にあつては様式第四号の届出書により、その他の変更にあつては次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して様式第四号の届出書により行わなければならない。

一 条例第三条第一項第二号に掲げる事項の変更（次号に該当するものを除く。）



による場合 当該変更を議決した会議の議事録の謄本

二 条例第三条第一項第二号に掲げる事項の変更(定款の変更を伴うものに限る。)があつた場合 前号に掲げる書類、条例第六条第三号に該当しない旨を説明する書類、変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書、法第二十五条第三項の規定による所轄庁の認証を受けたことを証する書類の写し、変更後の定款並びに登記事項証明書

三 事業計画書に記載した事項の変更による場合 条例第六条第三号に該当しない旨を説明する書類、変更後の事業計画書及び当該変更を議決した会議の議事録の謄本

四 名称又は県内の事務所の所在地の変更による場合 変更後の定款、変更後の登記事項証明書及び次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる書類

イ 名称の変更による場合 法第二十五条第三項の規定による所轄庁の認証を受けたことを証する書類の写し

ロ 県内の事務所の所在地の変更による場合 当該変更を議決した会議の議事録の謄本(法第二十五条第三項の規定により所轄庁の認証を受けた場合は、当該認証を証する書類の写し)

2 前項の届出書及び当該届出書に添付する書類の部数は、二部とする。ただし、当該変更を議決した会議の議事録の謄本の部数は一部とし、登記事項証明書の部数は証明書一部及びその写し一部とする。

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き及び作成)

第二十一条 条例第十二条第一項の規定による条例第三条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類の備置き又は条例第十二条第二項の規定による同項第二号から第四号までに掲げる書類の備置きは、同条第五項に規定する閲覧を支障なく行わせることができる状態で行うものとする。同条第三項及び第四項の規定により備え置く書類についても、同様とする。

(指定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)

第二十二条 条例第十二条第二項第三号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- 二 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- 三 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
  - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から

## 第五順位までの取引

ロ 役員等（特定非営利活動促進法施行規則第二十三条第一項に規定する役員等をいう。）との取引

四 寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

五 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

六 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が二百万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日

2 条例第十二条第二項第四号の規則で定める書類は、条例第四条第六号及び第八号に掲げる基準（法第四十五条第一項第三号ロに係る部分を除く。）に適合している旨並びに条例第六条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 条例第四条第三号イに掲げる基準に適合する場合 同条に規定する補助事業又は委託事業の実施状況を説明する書類

二 条例第四条第三号ロに掲げる基準に適合する場合 ボランティアの活動状況を説明する書類

（インターネット公表をする書類）

第二十三条 条例第十二条第六項の規則で定めるものは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類のうち前条第一項第二号及び第五号に掲げる事項を記載したものとする。

（役員報酬規程等の提出）

第二十四条 条例第十三条第一項の規定による提出は、各事業年度終了の日の翌日から三月以内に、様式第五号の提出書により行わなければならない。

2 前項の提出書に添付する書類の部数は、二部とする。

3 条例第十三条第二項の規定による助成金の支給を行ったときに係る書類の提出は、当該助成金の支給後、遅滞なく、条例第十二条第三項の書類を添付して様式第六号の提出書により行わなければならない。

4 条例第十三条第二項の規定による海外への送金又は金銭の持出し（その金額が送金又は持ち出し一回につき二百万円以下のものを除く。）を行うときに係る書類の提出は、事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）、条例第十二条第四項の書類を添付して様式第七

号の提出書により行わなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第二十五条 条例第十四条の規定による閲覧又は謄写は、県民生活部共助社会づくり課において行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要があると認めるときは、県民生活部共助社会づくり課以外の場所において謄写をさせることができる。

(指定特定非営利活動法人の合併の届出)

第二十六条 条例第十五条第一項の規定による届出は、様式第八号の届出書により行わなければならない。

(指定特定非営利活動法人の合併に関する技術的読替え等)

第二十七条 条例第十五条第四項の規定により条例第三条、第四条(第七号を除く。)、第六条及び第十二条第一項の規定を準用する場合には、条例第三条第一項中「地方税法第三十七条の二第三項」とあるのは「第十五条第一項」と、「申出は」とあるのは「届出は」と、「申出書」とあるのは「届出書」と、同項第一号中「主たる事務所及びその他の事務所の所在地並びに設立の年月日」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、同項第二号及び第三号中「特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人」と、同項第二項中「申出書」とあるのは「届出書」と、同項第一号中「指定を受けようとする特定非営利活動法人の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)以下この号において同じ。」の各事業年度のうち」と、

「五年(指定を受けたことがない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、二年)」とあるのは「二年」と、「各事業年度の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度の」と、条例第四条中「前条第一項の申出書を提出した特定非営利活動法人」とあるのは「条例第十五条第一項の規定による届出をした合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、「と認める」とあるのは「と認める場合で、第二条第一項に規定する条例で定める事項を変更する必要がある」と、「指定」とあるのは「指定の変更」と、同条第四号イ中「申出」とあるのは「届出」と、条例第六条中「該当する特定非営利活動法人」とあるのは「該当する合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、「指定の」とあるのは「指定の変更の」と、条例第十二条第一項中「指定特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続

する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、「当該指定を受けた日（第九条第四項の規定により指定の更新に係る通知を受けたときは、当該通知を受けた日）」とあるのは「法第三十四条第三項の所轄庁の認証があつた日」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 条例第十五条第四項の規定により条例第四条（第七号を除く）の規定を準用する場合において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき、条例第十五条第四項において準用する条例第四条第三号から第五号まで並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 条例第十五条第四項において準用する条例第四条第三号から第五号までに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 条例第十五条第四項において準用する条例第四条第九号（同条第一号及び第二号に係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人について判定すること。

三 条例第十五条第四項において準用する条例第四条第九号（同条第六号イ及び第八号に係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

四 条例第十五条第四項において準用する条例第四条第九号（同条第六号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

（指定特定非営利活動法人の合併に係る通知等）

第二十八条 知事は、条例第十五条第二項の規定により条例第四条各号（第七号を除く。）に掲げる基準に適合すること及び条例第六条各号（第二号を除く。）のいずれにも該当しないことを確認したときはその旨を、確認できなかったときはその旨及びその理由を、合併後存続し、又は合併によって設立した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知するものとする。

（合併の届出に関する規定の準用）

第二十九条 第一条から第十三条まで及び第二十一条第一項の規定は、条例第十五条第一項に規定する合併の届出について準用する。

(身分証明書)

第三十条 条例第十六条第二項の身分を示す証明書の様式は、様式第九号のとおりとする。

(委任)

第三十一条 この規則に定めるもののほか、指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指 定 申 出 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名 ⑩

電話番号

ファクシミリ番号

代理人氏名 ⑩

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおり指定を受けたいので、申し出ます。

記

- 1 設立年月日
- 2 その他の事務所の所在地、電話番号（ファクシミリ番号を含む。）並びに責任者の役職及び氏名
- 3 事業年度
- 4 本申出において適用する条例第4条第3号に掲げる基準（いずれかにレ印）
  - 条例第4条第3号イ
  - 条例第4条第3号ロ
- 5 現に行っている事業の概要
- 6 5に記載した事業を行っている地域
- 7 過去の指定の有無及び指定期間
- 8 指定取消しの有無及び取消年月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2号（第1条関係）

寄附金充当予定事業一覧

1 特定非営利活動法人の名称

2 寄附金を充当する予定の具体的な事業内容

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「受益対象者の範囲及び予定人数」欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載すること。

指 定 更 新 報 告 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名 ⑩

電話番号

ファクシミリ番号

代理人氏名 ⑩

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 指定年月日（指定更新報告年月日）
- 2 5年経過日の9月前の日
- 3 5年経過日の7月前の日
- 4 その他の事務所の所在地、電話番号（ファクシミリ番号を含む。）並びに責任者の役職及び氏名
- 5 事業年度
- 6 本報告において適用する条例第4条第3号に掲げる基準（いずれかにレ印）
  - 条例第4条第3号イ
  - 条例第4条第3号ロ
- 7 現に行っている事業の概要
- 8 7に記載した事業を行っている地域

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



様式第4号（第18条、第20条関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名 ㊟

電話番号

ファクシミリ番号

代理人氏名 ㊟

下記のとおり変更があったので、埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例 第10条第1項 第11条第1項 の規定により、届け出ます。

記

1 変更事項（いずれかにレ印）

- |  |                                     |
|--|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 役員名簿                    | <input type="checkbox"/> 事業計画書      |
| <input type="checkbox"/> 定款                      | <input type="checkbox"/> 名称         |
| <input type="checkbox"/> 代表者の氏名                  | <input type="checkbox"/> 県内の事務所の所在地 |
| <input type="checkbox"/> 条例第3条第1項第2号（事業概要）       |                                     |
| <input type="checkbox"/> 条例第3条第1項第3号（事業を行っている地域） |                                     |

2 変更の内容

(1) 役員名簿の変更

変更年月日	変更事由	役名	ふりがな 氏名	住所又は居所

(2) 役員名簿以外の変更

変更前	変更後	変更年月日

3 変更理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この届出書は2部提出すること。
- 3 代表者の氏名又は役員名簿を変更する場合は、氏名にふりがなを付すこと。
- 4 定款を変更した場合は、変更した定款の条文等について、変更前と変更後の内容を対照させて記載し、併せて変更年月日を記載したものを添付すること。
- 5 役員名簿を変更した場合は、「変更事由」欄に、新任、再任等の変更事由を記載し、「役名」欄に理事、監事の別を記載すること。

様式第5号（第24条関係）

役員報酬規程等提出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

⑩

電話番号

ファクシミリ番号

その他の事務所（県内に所在するものに限る。）の所在地及び電話番号

代理人氏名

⑩

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第1項の規定により、前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の役員報酬規程等を提出します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6号（第24条関係）

助成金支給実績提出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

㊞

電話番号

ファクシミリ番号

その他の事務所（県内に所在するものに限る。）の所在地及び電話番号

代理人氏名

㊞

下記のとおり助成金の支給を行ったので、埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第13条第2項の規定により、助成金の支給実績を提出します。

記

- 1 支給年月日
- 2 支給対象者
- 3 支給金額
- 4 助成対象の事業等

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 4には、事業等の内容を具体的に記載すること。

海外送金等提出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

㊞

電話番号

ファクシミリ番号

その他の事務所（県内に所在するものに限る。）の所在地及び電話番号

代理人氏名

㊞

下記のとおり海外へ200万円を超える $\left\{ \begin{array}{l} \text{送金} \\ \text{金銭の持出し} \end{array} \right\}$ を行うので、埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第2項の規定により、海外への送金の予定等を提出します。

記

- 1 金額
- 2 使途
- 3 予定年月日（実施年月日）
- 4 事前に提出できなかった場合は、その理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 4には、災害に対する援助その他緊急を要したため事前の提出ができなかった場合に、その理由を具体的に記載すること。

合併届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の主たる事務所の所在地)

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称)

代表者氏名 ㊟

電話番号

ファクシミリ番号

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の主たる事務所の所在地)

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称)

代表者氏名 ㊟

電話番号

ファクシミリ番号

代理人氏名 ㊟

下記のとおり 年 月 日付けで特定非営利活動促進法第34条第3項の  
 認証の申請をしましたので、埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の  
 手続等に関する条例第15条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 法第34条第3項の認証の申請をした年月日
- 2 法第34条第3項の認証の申請をした所轄庁
- 3 直近の条例第2条第1項に規定する指定を受けた日
- 4 事業年度
- 5 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人

法人名及び 代表者名	主たる事務所の所在地 及び電話番号(ファクシミリ番号)
現に行っている 事業の概要	現に事業を行っている地域

6 合併によって消滅する特定非営利活動法人

法人名及び 代表者名	主たる事務所の所在地 及び電話番号(ファクシミリ番号)
現に行っている 事業の概要	現に事業を行っている地域

7 この届出による確認を行う際に適用する条例第4条第3号に掲げる基準（いずれかにレ印）

- 条例第4条第3号イ
- 条例第4条第3号ロ

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

（表面）

写真	身 分 証 明 書	第 号	
		所属 職名 氏名	5.5 cm
上記の者は、埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第16条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。			
年 月 日発行			
有効期限 年 月 日			
埼玉県知事			印
9.1 cm			

（裏面）

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（抜粋）

（報告及び検査）

第16条 知事は、指定特定非営利活動法人が第4条各号（第7号を除く。）に掲げる基準に適合していない疑いがあるとき、第6条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当している疑いがあるときその他この条例の規定に違反している疑いがあるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第七十七号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別表第十二第二号の表の備考一イ(2)中「狭山近郊緑地保全区域」の下に「（入間市の区域に限る。）」を加え、同表の備考一口(1)中「(八の(2)に掲げる地区を除く。）」を削り、同表の備考一口(2)中「並びに二に規定する所沢三ヶ島工業団地、騎西城南産業団地及び菖蒲南部産業団地の区域」を削り、同表の備考一八を次のように改める。

八 第三種区域 都市計画法第八条第一項第一号の規定による近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の指定がされている区域

別表第十二第二号の表の備考一二中「並びに所沢市林一丁目に存する所沢三ヶ島工業団地、加須市芋茎に存する騎西城南産業団地並びに久喜市菖蒲町三箇及び菖蒲町台に存する菖蒲南部産業団地の区域」を削る。

別表第十五第一号中「、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市」、「、深谷市、上尾市、越谷市」、「、戸田市」、「、朝霞市」、「、久喜市」及び「、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市」を削り、同号口中「、加須市正能、戸崎及び道地、本庄市小島南四丁目」及び「、吉川市大字中井、大字小松川、中野、栄町及び旭」を削り、同表第二号中「飯能市の区域のうち大字下赤工、大字上赤工、大字原市場、大字唐竹、大字赤沢、大字中藤下郷、大字中藤中郷、大字中藤上郷、大字南、大字白子、大字虎秀、大字井上、大字平戸、大字坂石町分、大字坂石、大字坂元、大字南川、大字北川、大字長沢、大字吾野、大字上長沢、大字高山、大字下名栗及び大字上名栗の区域、深谷市の区域のうち新戒、高島、成塚、血洗島、南阿賀野、北阿賀野、横瀬、町田、上手計、下手計、大塚及び中瀬の区域並びに」を削る。

別表第十六第二号を削り、同表第一号中「、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市」、「、深谷市、上尾市、越谷市」、「、戸田市」、「、朝霞市」、「、久喜市」及び「、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじ



み野市、白岡市」を削り、同号の号番号を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 規則

埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第七十八号

埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例施行規則

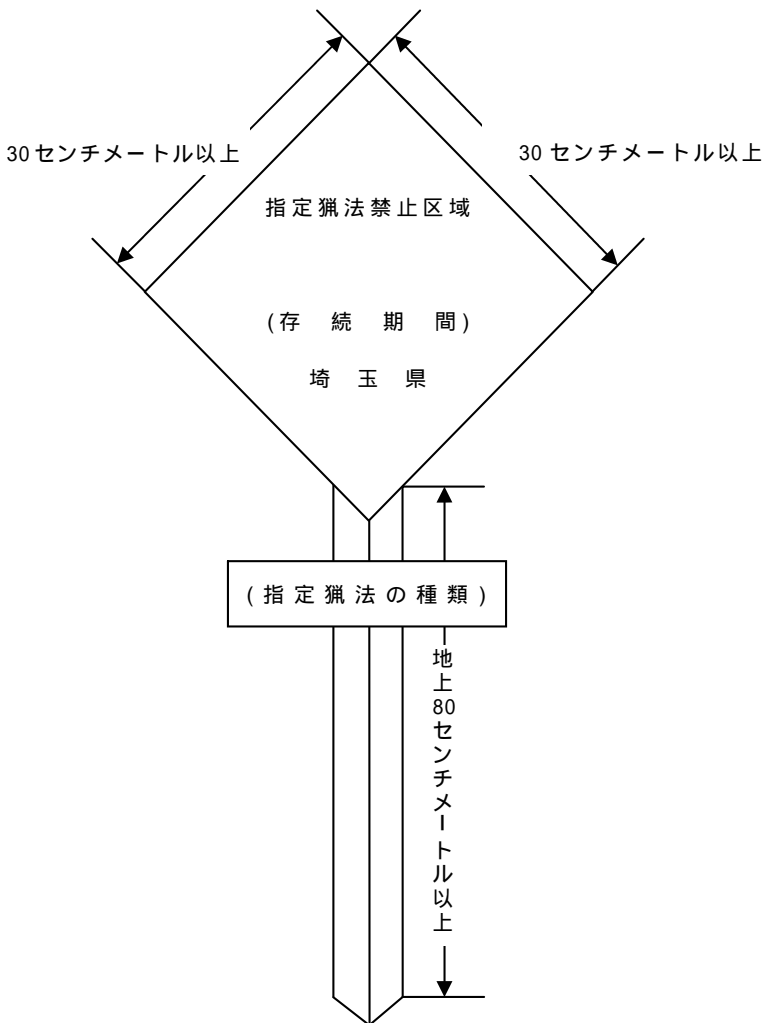
埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十三号。以下「条例」という。）第二条第二項の規則で定める寸法は、別表のとおりとする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 別表

一 条例第二条第一項第一号に掲げる指定猟法禁止区域を表示する標識の寸法



条例第2条第1項第1号に規定する寸法

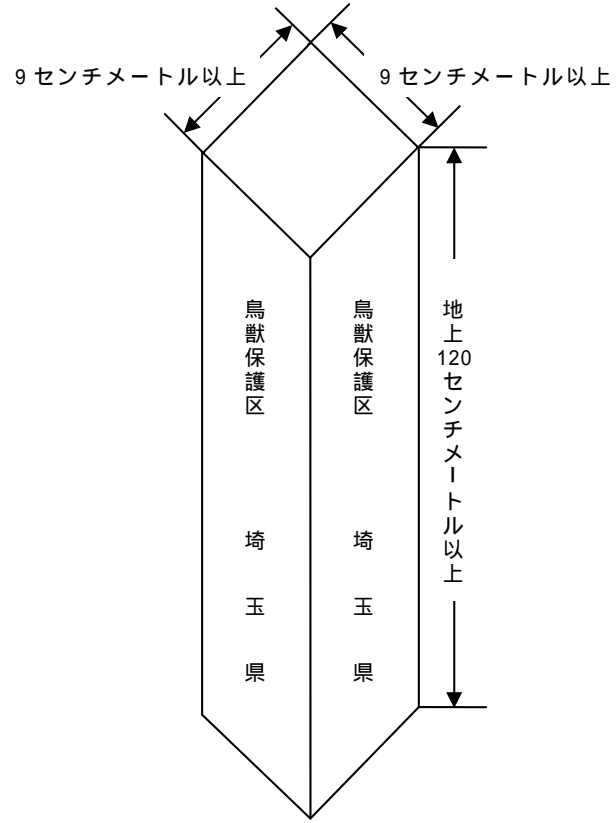
### 備考

- 一 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上八十センチメートル以上の場所で固定させること。
- 二 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、制札を容易

に視認できるときの当該制札の寸法については、この限りでない。

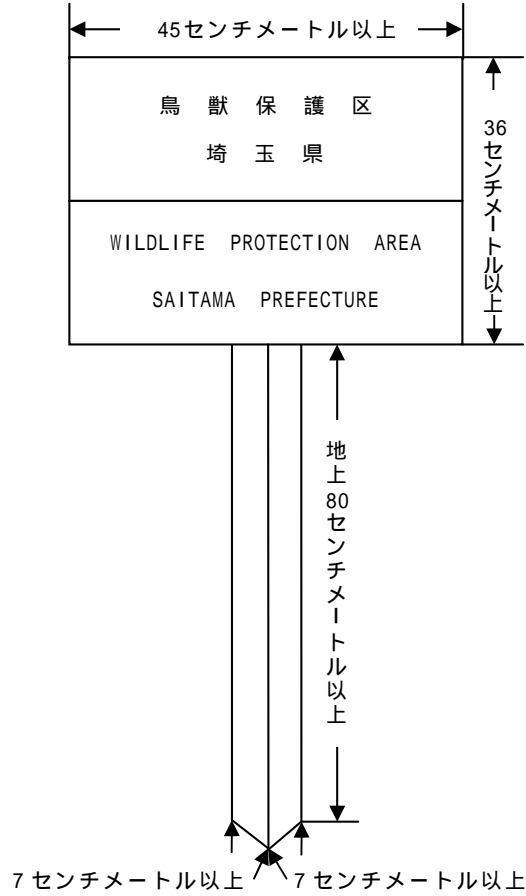
二 条例第二条第一項第二号に掲げる鳥獣保護区を表示する標識の寸法

イ 標柱を用いる標識



条例第二条第一項第二号イに規定する寸法

口 制札を用いる標識

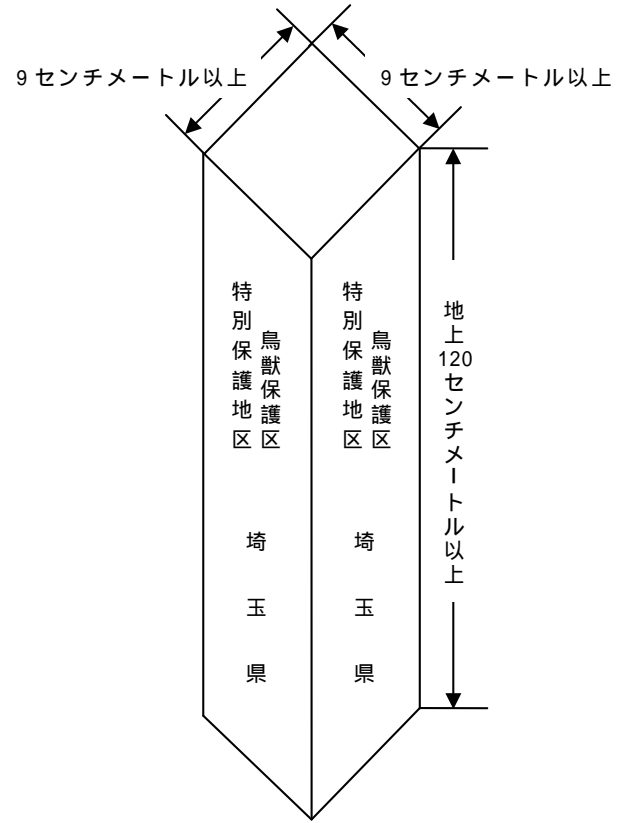


条例第二条第一項第二号口に規定する寸法

備考

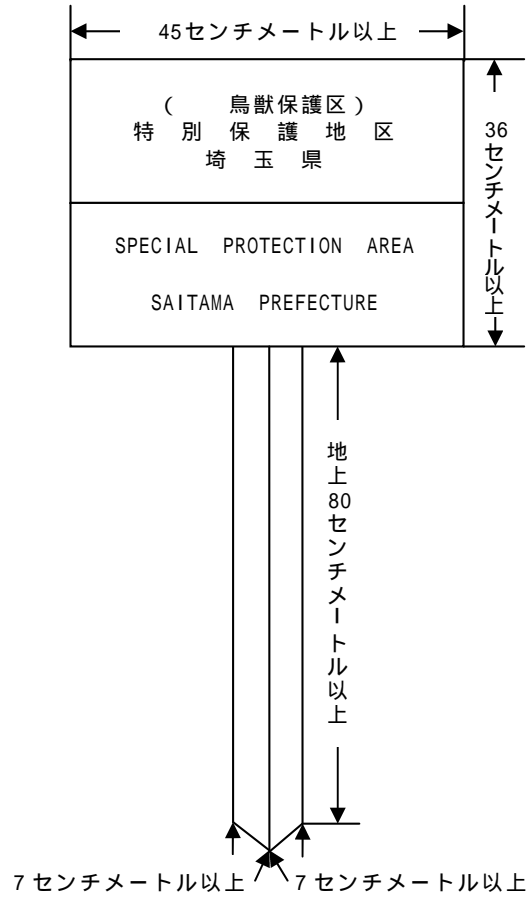
- 一 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示している。ただし、鉄材等を用いる場合であつて、木材を用いたときと同程度以上の強度があるときの当該寸法については、この限りでない。
- 二 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、制札を容易に視認できるときの当該制札の寸法については、この限りでない。

三 条例第二条第一項第三号に掲げる特別保護地区を表示する標識の寸法  
イ 標柱を用いる標識



条例第2条第1項第3号イに規定する寸法

ロ 制札を用いる標識

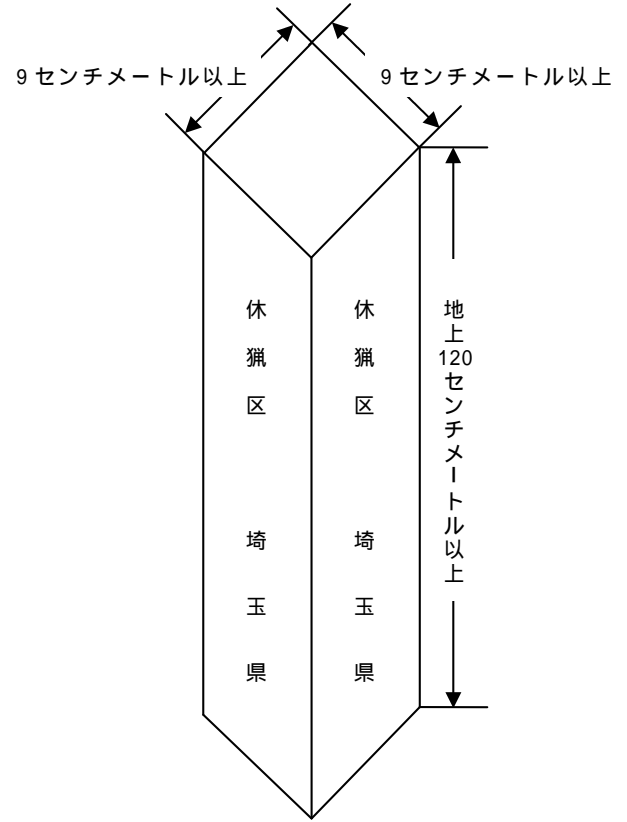


条例第2条第1項第3号ロに規定する寸法

備考

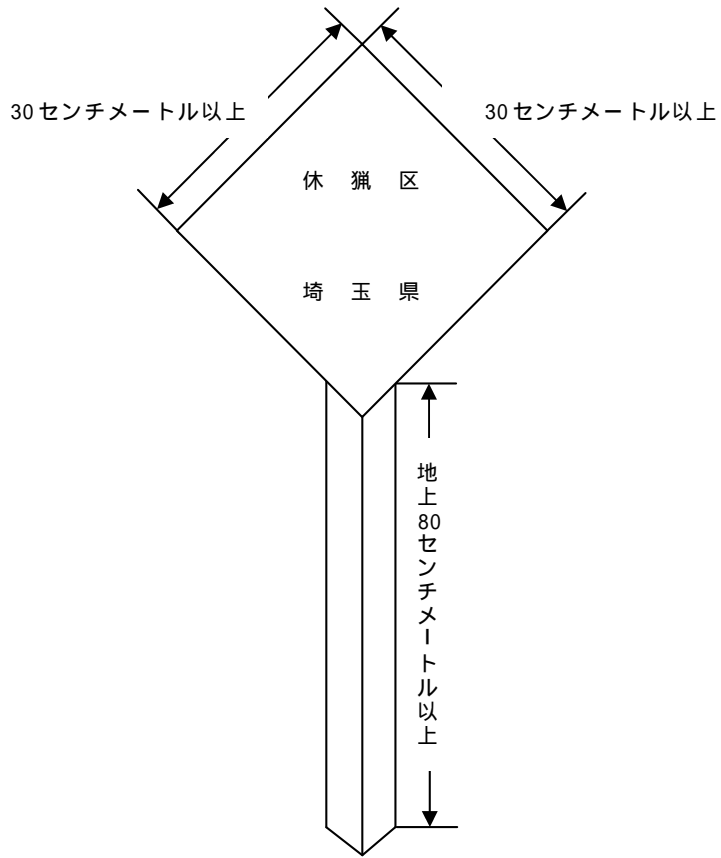
- 一 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示している。ただし、鉄材等を用いる場合であつて、木材を用いたときと同程度以上の強度があるときの当該寸法については、この限りでない。
- 二 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、制札を容易に視認できるときの当該制札の寸法については、この限りでない。

四 条例第二条第一項第四号に掲げる休猟区を表示する標識の寸法  
 イ 標柱を用いる標識



条例第2条第1項第4号イに規定する寸法

ロ 制札を用いる標識



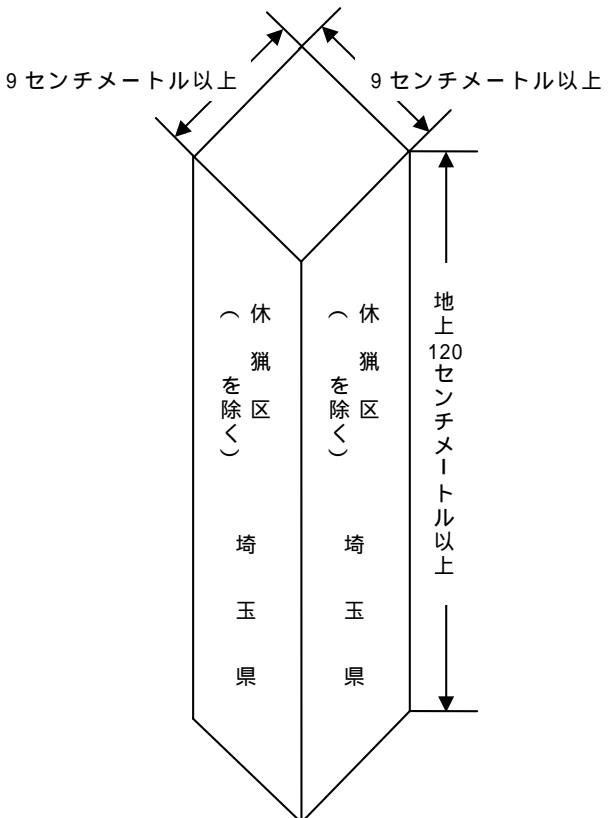
条例第2条第1項第4号ロに規定する寸法

備考

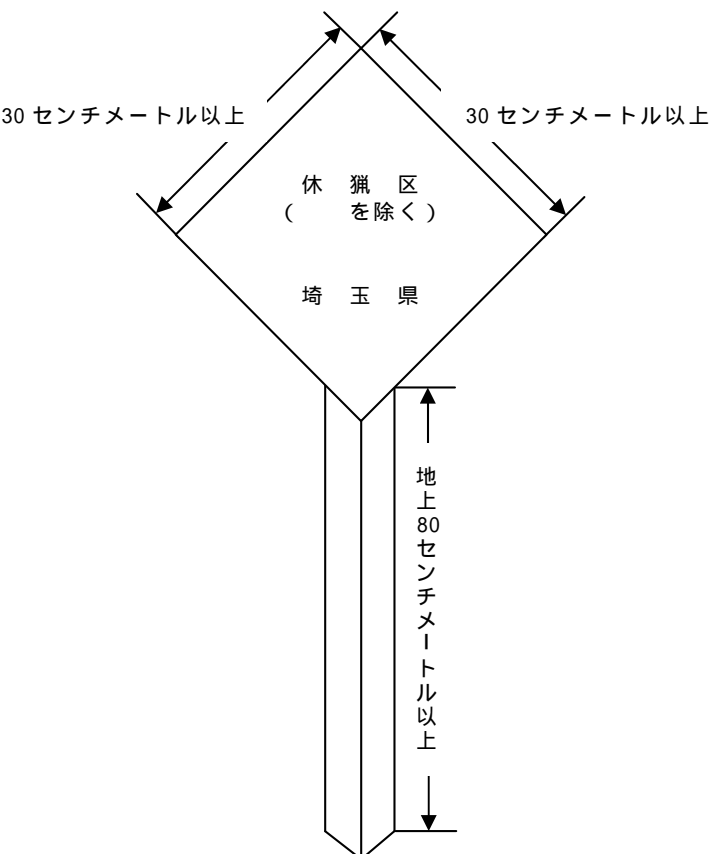
- 一 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上八十センチメートル以上の場所で固定させること。
- 二 条例第二条第一項第四号に規定する休猟区を表示する標識のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十

四条第一項の規定により、知事が特定鳥獣に関し捕獲等を行うことができる区域を指定した場合の標識の寸法は、次に掲げる寸法とする。

イ 標柱を用いる標識



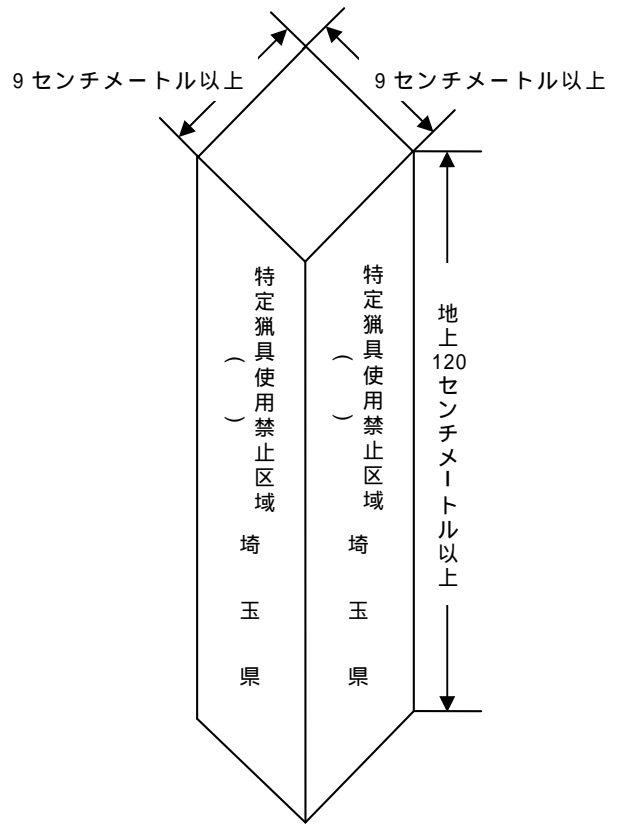
ロ 制札を用いる標識



三 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、制札を容易に視認できるときは、この限りでない。

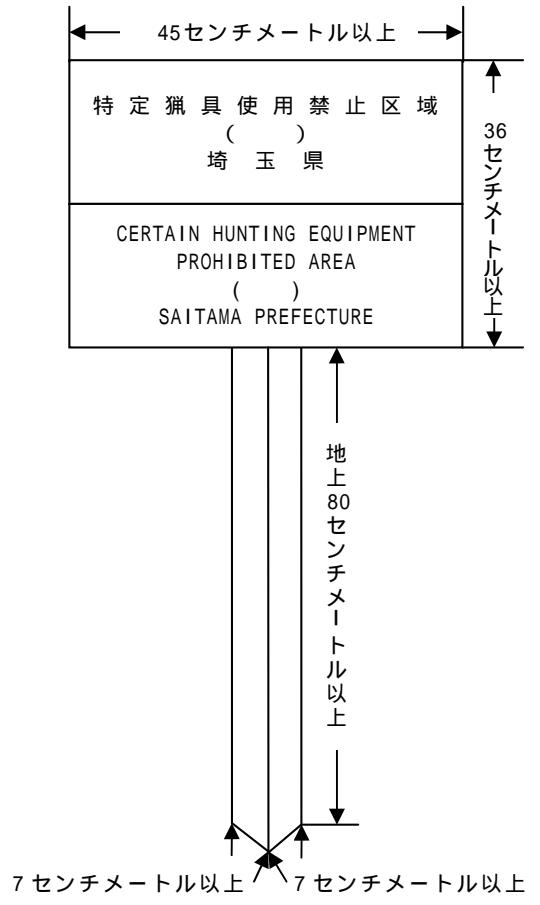
五 条例第二条第一項第五号に掲げる特定猟具使用禁止区域を表示する標識の寸

イ 法 標柱を用いる標識



条例第2条第1項第5号イに規定する寸法

ロ 制札を用いる標識

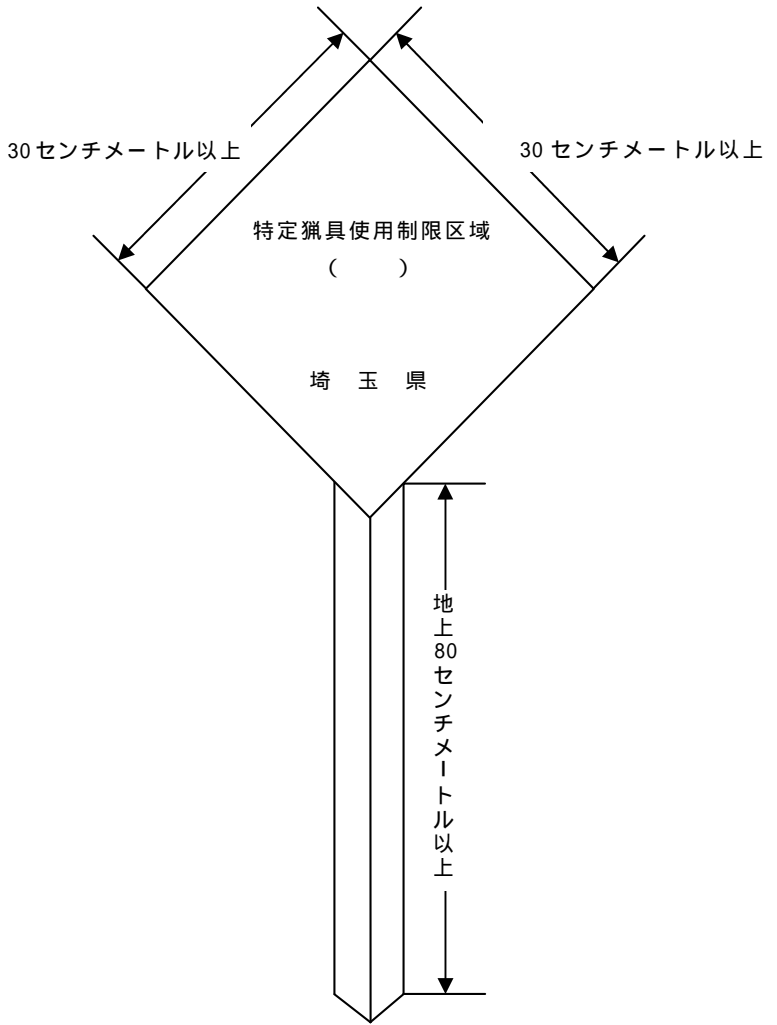


条例第2条第1項第5号ロに規定する寸法

備考

- 一 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示している。ただし、鉄材等を用いる場合であつて、木材を用いたときと同程度以上の強度があるときの当該寸法については、この限りでない。
- 二 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、制札を容易に視認できるときの当該制札の寸法については、この限りでない。

六 条例第二条第一項第六号に掲げる特定猟具使用制限区域を表示する標識の寸法



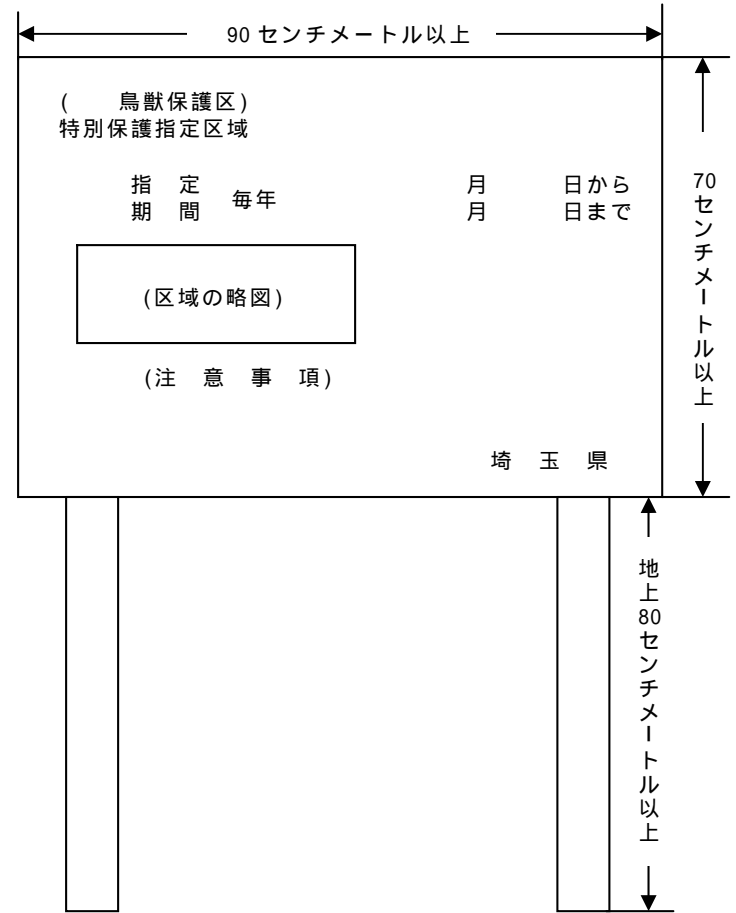
条例第2条第1項第6号に規定する寸法

備考

- 一 立木竹等に固定させる場合には、地上八十センチメートル以上の場所で固定させること。
- 二 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、制札を容易に視認できるときは、この限りでない。



七 条例第二条第一項第七号に掲げる特別保護指定区域を表示する標識の寸法



条例第 2 条第 1 項第 7 号に規定する寸法

備考 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、制札を容易に視認できるときは、この限りでない。

## 規則

埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第七十九号

埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（平成十八年埼玉県規則第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第五章」を「児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）第四章第五節」に改める。

第六条第三項第一号中「満一歳未満の子ども一人につき五平方メートル以上、満一歳以上」を削る。

#### 附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定による厚生労働大臣が指定する地域における認定こども園に係る改正後の第六条第三項第一号の適用については、平成二十七年三月三十一日までの間は、同号中「満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上」とあるのは、「満一歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上、満一歳以上満二歳未満の子ども一人につき二・五平方メートル以上」とする。

## 規 則

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第八十号

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例施行規則（平成十七年埼玉県規則第一百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 国民健康保険事業の運営の広域化に係る事業

附則第二項中「百分の十七・六四七」を「百分の十八・七五」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 改正後の第三条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の特別調整交付金の交付について適用する。



第四種			第三種			
第三級	第二級	第一級	第四級		第三級	
			山地部	平地部	山地部	平地部
九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇

備考 交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じた値を設計基準交通量とする。

二 前号に規定する道路以外の道路（第二種の道路で対向車線を設けないもの及び第三種第五級の道路を除く。）の車線の数は四以上（交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数）とし、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、次の表の一車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる台数に対する当該道路の計画交通量の割合によって定める。

第二種		第一種								区分
第二級		第一級	第四級		第三級		第二級		地形	
山地部	平地部		山地部	平地部	山地部	平地部	山地部	平地部		山地部
七、〇〇〇	九、〇〇〇	一七、〇〇〇	八、〇〇〇	一一、〇〇〇	八、〇〇〇	一一、〇〇〇	九、〇〇〇	一二、〇〇〇	一車線当たりの設計基準交通量（単位 一日につき台）	

備考 交差点の多い第四種の道路については、この表の一車線当たりの設計基準交通量に○・六を乗じた値を一車線当たりの設計基準交通量とする。	第四種			第三種		
	第三級	第二級	第一級	第四級	第三級	
				山地部	山地部	平地部
	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇

3 条例別表第一第二号八本文の規則で定める幅員は、次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の車線の幅員の欄に掲げる値とする。

第四級	第三種		第二種				第一種				区分	
	第三級		第二級		第一級		第四級		第三級			第二級
	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路		
	二・七五	三	二・七五	三・二五	三	三・二五	三・二五	三	三・二五	三・二五	三・五	車線の幅員(単位メートル)

第四種			
第一級		第二級及び第三級	
普通道路	小型道路	普通道路	小型道路
三・二五	二・七五	三	二・七五

4 条例別表第一第二号八ただし書の規定により車線の幅員の拡大又は縮小をする場合の当該幅員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 第一種第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路であつて、交通の状況により必要がある場合 前項の表の車線の幅員の欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値
- 二 第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路であつて、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合 前項の表の車線の幅員の欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値

5 条例別表第一第二号二本文の規則で定める幅員は四メートルとし、同号二ただし書の規定による車道の幅員の縮小は、三メートルまでの縮小とする。

6 条例別表第一第二号ホの規則で定める幅員は、一・五メートル以上（道路の状況によりやむを得ないときは、一メートル以上一・五メートル未満）とする。  
（車線の分離等）

第二条 条例別表第一第三号二本文の規則で定める幅員は次の表の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とし、同号二ただし書の規定による中央帯の幅員の縮小は、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値までの縮小とする。

第一種		第二種		区分	中央帯の幅員（単位メートル）
第二級	第三級	第四級	第一級		
四・五	三	二・二五	一・七五	第一級	二
二	一・五	一・二五	一・二五	第二級	二

第四種			第三種	
第三級	第二級	第一級	第四級	第三級
—			—	
			一・七五	
			—	

2 条例別表第一第三号へ本文の規則で定める幅員は次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とし、同号へただし書の規定による中央帯に設ける側帯の縮小は同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値までの縮小とする。

第一種			第二種			区分	中央帯に設ける側帯の幅員(単位メートル)
第四級	第三級	第二級	第四級	第三級	第二級		
〇・七五			〇・七五				
〇・五			〇・五				〇・二五
〇・五			〇・五				〇・二五
〇・二五			〇・二五				

(副道)

第三条 条例別表第一第四号口の規則で定める幅員は、四メートルとする。

(路肩)

第四条 条例別表第一第五号口本文の規則で定める幅員は次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値とし、同号口ただし書の規定による車道の左側に設ける路肩の幅員の縮小は同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値までの縮小とする。

区分	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)
----	------------------------



備考	第 四 種	第三種		第 二 種		第一種						
		第 五 級	第二級から第四級まで		第三級及び第四級				第 二 級			
			小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路		
		種	級	種	種	種	種	種	種	種		
		○・五	○・五	○・五	○・七五	○・五	—	—	一・二五	一・二五	一・七五	一・七五

備考

一 副道に接続する路肩については、第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄中「○・七五」とあるのは「○・五」とし、条例別表第一第五号口ただし書の規定は適用しない。

二 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合における当該路肩の幅員については、車道の左側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えた値とする。

2 条例別表第一第五号八本文の規則で定める幅員は次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値とし、同号八ただし書の規定による車道の左側に設ける路肩の幅員の縮小は同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値までの縮小とする。

区分				車道の左側に設ける路肩の幅員(単位)メ			
第二級及び第三級		第一級		—		—	
普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路
—	一・二五	—	一・二五	—	一・二五	—	一・二五

3 条例別表第一第五号二の規則で定める幅員は、次の表の区分の欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値とする。



(停車帯)

第五条 条例別表第一第六号口本文の規則で定める幅員は二・五メートルとし、同号口ただし書の規定による停車帯の幅員の縮小は一・五メートルまでの縮小とする。

(軌道敷)

第六条 条例別表第一第七号の規則で定める幅員は、次の表の単線又は複線の別の欄に掲げる軌道敷の区分に応じ、同表の軌道敷の幅員の欄に掲げる値とする。

単線又は複線の別		軌道敷の幅員(単位 メートル)
単線		三
複線		六

(自転車道)

第七条 条例別表第一第八号八本文の規則で定める幅員は二メートルとし、同号八ただし書の規定による自転車道の幅員の縮小は一・五メートルまでの縮小とする。

(自転車歩行者道)

第八条 条例別表第一第九号口の規則で定める幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートルとし、その他の道路にあつては三メートルとする。

2 条例別表第一第九号八の規則で定める幅員は、横断歩道橋等を設ける場合にあっては三メートルとし、ベンチの上屋を設ける場合にあっては二メートルとし、並木を設ける場合にあっては一・五メートルとし、ベンチを設ける場合にあっては一メートルとし、その他の場合にあっては〇・五メートルとする。

(歩道)

第九条 条例別表第一第十号八の規則で定める幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートルとし、その他の道路にあつては二メートルとする。

2 条例別表第一第十号二の規則で定める幅員は、横断歩道橋等を設ける場合にあっては三メートルとし、ベンチの上屋を設ける場合にあっては二メートルとし、並木を設ける場合にあっては一・五メートルとし、ベンチを設ける場合にあっては一メートルとし、その他の場合にあっては〇・五メートルとする。

(植樹帯等)

第十条 条例別表第一第十二号口の規則で定める幅員は、一・五メートルとする。

2 条例別表第一第十二号ホの規則で定める間隔及び長さは、間隔にあつては二十メートルとし、長さにあつては一・二メートルとする。

(設計速度)

第十一条 条例別表第一第十三号イ本文の規則で定める設計速度は次の表の区分の

欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とし、同号  
 イただし書の規定により道路の設計速度を同欄に掲げる値以外の値とする場合は、  
 同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とする。

区分		設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	
第一種	第二級	一〇〇	八〇
	第三級	八〇	六〇
第二種	第一級	八〇	六〇
	第二級	六〇	五〇又は四〇
第三種	第二級	六〇	五〇又は四〇
	第三級	六〇、五〇又は四〇	三〇
	第四級	五〇、四〇又は三〇	二〇
	第五級	四〇、三〇又は二〇	
第四種	第一級	六〇	五〇又は四〇
	第二級	六〇、五〇又は四〇	三〇
	第三級	五〇、四〇又は三〇	二〇

2 条例別表第一第十三号口の規則で定める設計速度は、道路の状況に応じ、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。

（曲線半径）

第十二条 条例別表第一第十五号本文の規則で定める曲線半径は次の表の設計速度の欄に掲げる区分に応じ、同表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値とし、同号ただし書の規定による曲線半径の縮小は、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値までの縮小とする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）	メートル
一〇〇	四六〇	三八〇
八〇	二八〇	二三〇
六〇	一五〇	一二〇
五〇	一〇〇	八〇

		四〇	六〇	五〇
	二〇		一五	
	三〇		三〇	
	四〇			
	五〇			
	六〇			
	七〇			
	八〇			
	九〇			
	一〇〇			

(曲線部の片勾配)

第十三条 条例別表第一第十六号の規則で定める値(第三種の道路で自転車道等を設けないものの曲線部の片勾配の値を除く。)は、次の表の区分の欄に掲げる道路の区分及び道路の存する地域の欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の最大片勾配の欄に掲げる値とする。

第四種	第一種、第二種及び第三種		道路の存する地域		最大片勾配(単位パーセント)
	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	その他の地域	その他の地域	
					六
					八
					一〇
					六

2 条例別表第一第十六号の規則で定める値(第三種の道路で自転車道等を設けないものの曲線部の片勾配の値に限る。)は、六パーセントとする。

(緩和区間)

第十四条 条例別表第一第十八号八の規則で定める長さは、次の表の設計速度の欄に掲げる区分に応じ、同表の緩和区間の長さの欄に掲げる値とする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)
二〇	二〇
三〇	二五
四〇	三五
五〇	四〇
六〇	五〇
七〇	七〇
八〇	八五
九〇	
一〇〇	

備考 条例別表第一第十八号口の規定によるすりつけに必要な長さが緩和区間の長さの欄に掲げる値を超える場合には、同欄中「緩和区間の長さ」とあるのは、「すりつけに必要な長さ」とする。

(視距等)

第十五条 条例別表第一第十九号イの規則で定める値は、次の表の設計速度の欄に掲げる区分に応じ、同表の視距の欄に掲げる値とする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	一〇〇	八〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇
視距(単位 メートル)	一六〇	一一〇	七五	五五	四〇	三〇	二〇

(縦断勾配)

第十六条 条例別表第二十号本文の規則で定める値は次の表の区分の欄に掲げる道路の区分及び設計速度の欄に掲げる設計速度に応じ、同表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値とし、同号ただし書の規則で定める範囲は同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とする。

第一種、第二	普通道路	区分	設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断勾配(単位 パーセント)	
			一〇〇	三	六
			八〇	四	七
			六〇	五	八
			五〇	六	九
			四〇	七	
			三〇	八	
			二〇	九	

種及び第三種																
第四種										小型道路						
小型道路					普通道路					小型道路						
二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇
一一	一一	一〇	九	八	九	八	七	六	五	一一	一一	一〇	九	八	七	四
						一一	一〇	九	七							六

(登坂車線)

第十七条 条例別表第一第二十一号イの規則で定める値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 五パーセント
- 二 設計速度が一時間につき百キロメートルである普通道路の場合 三パーセント

2 条例別表第一第二十一号ロの規則で定める幅員は、三メートルとする。  
(縦断曲線)

第十八条 条例別表第一第二十二号ロ本文の規則で定める値は次の表の設計速度の欄に掲げる区分及び縦断曲線の曲線形の欄に掲げる区分に応じ、同表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値とし、同号ロただし書の規定による凸形縦断曲線の半径の縮小は、千メートルまでの縮小とする。





の構造の基準に関する省令（平成十三年国土交通省令第百三号）に規定する基準の例によることとする。

（横断勾配）

第二十条 条例別表第一第二十四号イの規則で定める値は、次の表の路面の種類の際に掲げる区分に応じ、同表の横断勾配の際に掲げる値とする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
条例別表第一第二十三号ロに規定する基準に適合する舗装道	一・五以上二以下
その他	三以上五以下

2 条例別表第一第二十四号ロの規則で定める値は、二パーセントとする。

（合成勾配）

第二十一条 条例別表第一第二十五号イ本文の規則で定める値は次の表の設計速度の際に掲げる区分に応じ、同表の合成勾配の際に掲げる値とし、同号イただし書の規則で定める範囲は設計速度が一时间につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路に限り、十二・五パーセント以下とする。

設計速度（単位 一时间につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
一〇〇	一〇
八〇	一〇・五
六〇	
五〇	
四〇	一一・五
三〇	
二〇	

2 条例別表第一第二十五号ロの規則で定める値は、八パーセントとする。

（平面交差又は接続）

第二十二条 条例別表第一第二十七号ハの規則で定める幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては三メートルとし、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートルとし、第四種の小型道路にあつては二・五メートルとする。

2 条例別表第一第二十七号ニの規則で定める幅員は、普通道路にあつては三メートルとし、小型道路にあつては二・五メートルとする。

(鉄道等との平面交差)

第二十三条 条例別表第一第二十九号の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

- 一 交差角は、四十五度以上とすること。
- 二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

三 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の踏切道における鉄道等の車両の最高速度の欄に掲げる区分に応じ、同表の見通し区間の長さの欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度(単位 一時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(単位 メートル)
五〇未満	一一〇
五〇以上七〇未満	一六〇
七〇以上八〇未満	二〇〇
八〇以上九〇未満	二三〇
九〇以上一〇〇未満	二六〇
一〇〇以上一一〇未満	三〇〇
一一〇以上	三五〇

(待避所)

第二十四条 条例別表第一第三十号イの規則で定める距離は、二百メートルとする。

2 条例別表第一第三十号ハの規則で定める長さは三十メートルとし、規則で定める幅員は五メートルとする。

(交通安全施設)

第二十五条 条例別表第一第三十一号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 駒止
- 二 道路標識
- 三 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

（防雪施設その他の防護施設）

第二十六条 条例別表第一第三十五号イの規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 吹きだまり防止施設

二 雪崩防止施設

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第二十七条 条例別表第一第四十一号イ本文の規則で定める幅員は、自転車専用道路にあつては三メートルとし、自転車歩行者専用道路にあつては四メートルとする。

2 条例別表第一第四十一号イただし書の規定による幅員の縮小は、二・五メートルまでの縮小とする。

3 条例別表第一第四十一号口の規則で定める幅員は、〇・五メートルとする。

（歩行者専用道路）

第二十八条 条例別表第一第四十二号イの規則で定める幅員は、二メートルとする。

（規則で定める案内標識）

第二十九条 条例別表第二第一号の規則で定める案内標識は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年<sup>総理府</sup>建設省<sup>令</sup>第三号）別表第一に規定する案内標識のうち、次に掲げる事項を表示するものとする。

一 方面、方向及び距離

二 方面及び距離

三 方面及び方向の予告

四 方面及び方向

五 方面、方向及び道路の通称名の予告

六 方面、方向及び道路の通称名

（標識の寸法）

第三十条 条例別表第二第二号の規則で定める寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第二に規定する基準の例によることとする。

（道路移動等円滑化基準）

第三十一条 条例別表第三の規定により規則で定める事項は、別表のとおりとする。

この規則は、公布の日から施行する。  
別表（第三十一条関係）

5	4	3	2	1	項
第二号口(10)	(1) 第二号口(1)	第一号へ(1)	第一号ホ(2)	第一号ニ	条例別表第三の規定
エレベーターの乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び	エレベーターのかごの寸法並びにかご及び昇降路の出入口の有効幅	歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さ	歩道等に設ける縁石の車道等に対する高さ	歩道等の縦断勾配	項目
有効幅及び有効奥行きは一・五メートル	<p>イ かごの出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。） かごの内法幅は一・四メートル、内法奥行きは一・三五メートル、かご及び昇降路の出入口の有効幅は八十センチメートル</p> <p>ロ イのエレベーター以外のもの 内法幅及び内法奥行きは一・五メートル、かご及び昇降路の出入口の有効幅は九十センチメートル</p>	五センチメートル	十五センチメートル	五パーセント。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント	内容

	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	
第四号イ(1)	第三号イ	第二号へ(10)	第二号へ(9)	第二号へ(8)	第二号へ(1)	第二号ホ(1)	第二号ニ(5) ただし書	第二号ニ(5) 本文	第二号ハ(8)	第二号ハ(7)	第二号ハ(2)	第二号ハ(1) ただし書	第二号ハ(1) 本文	
路面電車停留場の乗降	乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さ	階段の踊場の踏み幅	階段の高さ	階段の下面と歩道等の路面との間隔	階段の有効幅員	通路の有効幅員	幅 エスカレーターの踏み段を縮小する場合の有効	エスカレーターの踏み段の有効幅	傾斜路の高さ及び踊場の踏み幅	傾斜路の下面と歩道等の路面との間隔	傾斜路の縦断勾配	傾斜路の幅員を縮小する場合の有効幅員	傾斜路の有効幅員	有効奥行き
乗降場の両側を使用するものに	十五センチメートル	一・二メートル	三メートル	二・五メートル	一・五メートル	二メートル	六十センチメートルまでの縮小とすること。	一メートル	高さは七十五センチメートル、踏み幅は高さ七十五センチメートル以内ごとに一・五メートル	二・五メートル	五パーセント	一メートルまでの縮小とすること。	二メートル	

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
(五) 第五号リ(5)	(二) 第五号リ(5)	第五号リ(3)	第五号二(1)	第五号八(2)	第五号八(1)	第五号口(3)	第五号イ(4)	第五号イ(2)	
戸の有効幅 便所の出入口に設ける	便所の出入口の有効幅	小便器の受け口の高さ	障害者用駐車施設に係る通路の有効幅員	戸を設ける出入口	自動車駐車場の歩行者の出入口の有効幅	有効奥行き 車両への乗降の用に供する部分の有効幅及び有効奥行き	障害者用駐車施設の有効幅	自動車駐車場の全駐車台数に応じた障害者用駐車施設の数	場の有効幅員
八十センチメートル	八十センチメートル	三十五センチメートル	二メートル	有効幅を一・二メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口	九十センチメートル。ただし、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入り口のうち一以上の出入口の有効幅は、一・二メートル	有効幅及び有効奥行きは一・五メートル	三・五メートル	自動車駐車場の全駐車台数が二百台以下の場合にあつては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数、全駐車台数が二百台を超える場合にあつては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数	あつては二メートル、片側を使用するものにあつては一・五メートル

32	31	30	29
(四) 第五号リ (7)	(二) 第五号リ (7)	(六) 第五号リ (6)	(五) 第五号リ (6)
戸の有効幅 便所の出入口に設ける	便所の出入口の有効幅	戸の有効幅 便房の出入口に設ける	便房の出入口の有効幅
八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル

## 規則

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第八十二号

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市公園に関する規則（昭和三十七年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（条例第一条の二第三号の規則で定める都市公園）

第一条の二 条例第一条の二第三号の規則で定めるものは、次に掲げる都市公園とする。

一 主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市の景観の向上を図ることを目的として設けられる緑地としての都市公園

二 災害時における避難路の確保並びに都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区（幹線街路等に囲まれたおおむね一キロメートル四方の居住単位をいう。以下この号において同じ。）又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主とする緑地としての都市公園

第十三条の次に次の一条を加える。

（都市公園移動等円滑化基準に係る園路及び広場の通路の幅等）

第十四条 条例別表第一の規定により規則で定める事項は、別表第三のとおりとする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第十四条関係）

項	条例別表第一の規定	項目	内容
1	第一号イ(1)本文	通路の幅	百八十センチメートル
	第一号イ(1)ただし書	通路の幅の縮小	通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに



10	9	8	7	6	5	4	3	2
<p>第四号八（次項に該当するものを除く。）</p>	<p>第四号口(4)ただし書</p>	<p>第四号口(4)本文</p>	<p>第四号口(1)ただし書</p>	<p>第四号口(1)本文</p>	<p>第三号口(1)</p>	<p>第二号イ(1)ただし書</p>	<p>第二号イ(1)本文</p>	
<p>収用定員の規模に応じた車椅子使用者用観覧スペースの数</p>	<p>縦断勾配及び横断勾配の値の超過</p>	<p>縦断勾配及び横断勾配の値</p>	<p>通路の幅の縮小</p>	<p>通路の幅</p>	<p>幅 出入口に設ける戸の</p>	<p>出入口の幅の縮小</p>	<p>出入口の幅</p>	
<p>収容定員が二百人以下の場合は当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数、収容定員が二百</p>	<p>縦断勾配は八パーセント以下、横断勾配は二パーセント以下とすることができること。</p>	<p>縦断勾配は五パーセント、横断勾配は一パーセント</p>	<p>通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした場合は、通路の幅を八十センチメートルまで縮小することができること。</p>	<p>百二十センチメートル</p>	<p>八十センチメートル</p>	<p>出入口の幅を八十センチメートルまで縮小することができること。</p>	<p>百二十センチメートル</p>	<p>車椅子が転回することができる広さの場所を設けた場合は、通路の幅を百二十センチメートルまで縮小することができること。</p>

	11	12	13	14	15
	第四号八(1)	第五号イ	第六号イ(2)	第六号八(1)(一)	第六号八(1)(五)(イ)
	車椅子使用者用観覧スペースの幅及び奥行き	車椅子使用者用駐車施設の幅	受け口の高さ	出入口の幅	出入口に設ける戸の幅
人を超える場合は当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数	幅は九十センチメートル、奥行きは百二十センチメートル	三百五十センチメートル	三十五センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第八十三号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（住戸の床面積）

第一条の二 条例第三条の九第一項の規則で定める面積は、二十五平方メートルとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する規程を次のように定める。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝夫

埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する規程

## (趣旨)

第一条 この規程は、埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例(平成二十四年埼玉県条例第七十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる構造上の措置)  
第二条 条例第三条第二号の企業管理規程で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 排水施設又は処理施設(これらの施設を補完する施設を含む。次条において同じ。)(の周辺の地盤(埋戻し土を含む。以下この項において同じ。)(に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置)

二 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合において、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

四 前三号に定めるもののほか、排水施設又は処理施設に用いられる材料、排水施設又は処理施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、耐震性を確保するために必要な措置

2 前項第四号に規定する「耐震性能」とは、次に掲げる性能をいう。

一 レベル一地震動(排水施設又は処理施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。)(に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

二 レベル二地震動(排水施設又は処理施設の供用期間内に発生する確率が低い

が、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）

第三条 条例第三条第六号の企業管理規程で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設又は処理施設とする。

一 排水管その他の施設で下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

二 人が立ち入ることが予定される部分をも有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

イ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）第六条に規定する基準

ロ 大腸菌が検出されないこと。

ハ 濁度が二度以下であること。

三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないもの

2 前項第二号口に規定する基準は別表第一に定める方法により、同号八に規定する基準は別表第二から別表第八までに定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（汚泥処理施設において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講ずる構造上の措置）

第四条 条例第五条第二号の企業管理規程で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 汚泥の処理に伴う排気により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようするための排ガス処理設備の設置その他の措置

二 汚泥の処理に伴う排液により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

三 汚泥の処理に伴う残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

（汚泥焼却炉において温室効果ガスの排出を抑制するよう講ずる構造上の措置）

第五条 条例第五条第三号の企業管理規程で定める措置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 汚泥を高温（摂氏八百五十度以上）で焼却できる構造とする措置

- 二 汚泥を固形燃料化することができる構造とする措置
- 三 その他汚泥焼却炉の新設又は改築において既存の汚泥焼却炉と比較して温室効果ガスの排出を抑制することができる構造とする措置

(汚泥処理施設の維持管理により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講ずる措置)

第六条 条例第七条第六号の企業管理規程で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 汚泥の処理に伴う排気により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようするための排ガス処理等の措置
- 二 汚泥の処理に伴う排液により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- 三 汚泥の処理に伴う残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

(汚泥焼却炉の維持管理において温室効果ガスの排出を抑制するよう講ずる措置)

第七条 条例第七条第七号の企業管理規程で定める措置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 汚泥を高温（摂氏八百五十度以上）で焼却する措置
- 二 汚泥を固形燃料化する措置
- 三 その他汚泥の焼却において温室効果ガスの排出を抑制する措置

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 別表第1（第3条関係）

### 特定酵素基質培地法

ここで対象とする項目は、大腸菌である。

#### 1 培地

##### (1) MMO-MUG培地

硫酸アンモニウム5g、硫酸マンガン0.5mg、硫酸亜鉛0.5mg、硫酸マグネシウム100mg、塩化ナトリウム10g、塩化カルシウム50mg、ヘペス(N-2-ヒドロキシエチルピペラジン-N'-2-エタンスルホン酸)6.9g、ヘペスナトリウム塩(N-2-ヒドロキシエチルピペラジン-N'-2-エタンスルホン酸ナトリウム)5.3g、亜硫酸ナトリウム40mg、アムホテリシンB 1mg、o-ニトロフェニル-β-D-ガラクトピラノシド500mg、4-メチルウンベリフェリル-β-D-グルクロニド75mg及びソラニウム500mgを無菌的に混合し、試験容器に10分の1量ずつ分取したもの

この培地は、黄色く着色したものは使用しない。

この培地は、冷暗所に保存する。

##### (2) IPTG添加ONPG-MUG培地

硫酸アンモニウム2.5g、硫酸マグネシウム100mg、ラウリル硫酸ナトリウム100mg、塩化ナトリウム2.9g、トリプトース5g、トリプトファン1g、o-ニトロフェニル-β-D-ガラクトピラノシド100mg、4-メチルウンベリフェリル-β-D-グルクロニド50mg、イソプロピル-1-チオ-β-D-ガラクトピラノシド100mg及びトリメチルアミン-N-オキシド1gを精製水約80mlに溶かし、pH値が6.1～6.3となるように調整した後、精製水を加えて90mlとし、ろ過除菌した後、試験容器に10mlずつ分注したもの

この培地は、冷暗所に保存する。

##### (3) XGal-MUG培地

塩化ナトリウム5g、リン酸一水素カリウム2.7g、リン酸二水素カリウム2g、ラウリル硫酸ナトリウム100mg、ソルビトール1g、トリプトース5g、トリプトファン1g、4-メチルウンベリフェリル-β-D-グルクロニド50mg、5-ブロモ-4-クロロ-3-インドリル-β-D-ガラクトピラノシド80mg及びイソプロピル-1-チオ-β-D-ガラクトピラノシド100mgを無菌的に混合し、試験容器に10分の1量ずつ分取したもの

この培地は、冷暗所に保存する。

##### (4) ビルビン酸添加XGal-MUG培地

塩化ナトリウム5g、硝酸カリウム1g、リン酸一水素カリウム4g、リン酸二水素カリウム1g、ラウリル硫酸ナトリウム100mg、ビルビン酸ナトリウム1g、ペプトン5g、4-メチルウンベリフェリル-β-D-グルクロニド100mg、5-ブロモ-4-クロロ-3-インドリル-β-D-ガラクトピラノシド100mg及びイソプロピル-1-チオ-β-D-ガラクトピラノシド100mgを無菌的に混合し、試験容器に10分の1量ずつ分取したもの

この培地は、冷暗所に保存する。

## 2 器具及び装置

### (1) 採水瓶

容量120ml以上の密封できる容器を滅菌したもの

なお、残留塩素を含む試料を採取する場合には、あらかじめチオ硫酸ナトリウムを試料100mlにつき0.02～0.05gの割合で採水瓶に入れ、滅菌したものを使用する。

### (2) 試験容器

検水100mlと培地が密封できるもので、滅菌したもの

### (3) MMO-MUG培地用比色液

o-ニトロフェノール4mg、ヘパス(N-2-ヒドロキシエチルピペラジン-N'-2-エタンスルホン酸)6.9g、ヘパスナトリウム塩(N-2-ヒドロキシエチルピペラジン-N'-2-エタンスルホン酸ナトリウム)5.3g及び4-メチルウンベリフェロン1mgを混合し、精製水を加えて1Lとし、試験容器に分注したもの

この溶液は、冷暗所に保存する。

### (4) IPTG添加ONPG-MUG培地用比色液

o-ニトロフェノール2.5mg、4-メチルウンベリフェロン1.25mg及びトリプトース5gを精製水約900mlで溶かし、pH値を7.0となるように調整し、精製水を加えて1Lとし、試験容器に分注したもの

この溶液は、冷暗所に保存する。

### (5) XGal-MUG培地用比色液

アミドブラック10B0.25mg、4-メチルウンベリフェロン1mg、タートラジン1.25mg、ニューコクシン0.25mg及びエチルアルコール150mlを混合し、精製水を加えて1Lとし、試験容器に分注したもの

この溶液は、冷暗所に保存する。

### (6) ビルビン酸添加XGal-MUG培地用比色液

インジゴカーミン2mg、o-ニトロフェノール4.8mg、4-メチルウンベリフェロン1mg、リン酸一水素カリウム4g及びリン酸二水素カリウム1gを混合し、精製水を加えて1Lとし、試験容器に分注したもの

この溶液は、冷暗所に保存する。

### (7) 恒温器

温度を35～37℃に保持できるもの

### (8) 紫外線ランプ

波長366nmの紫外線を照射できるもの

## 3 試料の採取及び保存

試料は、採水瓶に採取し速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、12時間以内に試験する。

## 4 試験操作



検水100mlを上記1のいずれかの培地1本に加え、直ちに試験容器を密封し、試験容器を振って培地を溶解又は混合させた後、恒温器内に静置して24時間培養する。培養後、紫外線ランプを用いて波長366nmの紫外線を照射し、蛍光の有無を確認する。培地に対応する比色液より蛍光が強い場合は陽性と判定し、蛍光が弱い場合は陰性と判定する。

## 別表第2（第3条関係）

### 比濁法

ここで対象とする項目は、濁度である。

#### 1 試薬

##### (1) ポリスチレン系粒子懸濁液(1w/w%)

表1に示す5種類の標準粒子(ポリスチレン系粒子)

表1 標準粒子(ポリスチレン系粒子)

種類	呼び径(μm)
No.6	0.5
No.7	1.0
No.8	2.0
No.9	5.0
No.10	10.0

印はJISZ8901による種類である。

##### (2) ポリスチレン系粒子懸濁液

それぞれのポリスチレン系粒子懸濁液(1w/w%)を十分に懸濁させた後、速やかにそれぞれ1.000gを別々のメスフラスコに採り、精製水を加えて100mlとしたもの

これらの溶液1mlは、ポリスチレンをそれぞれ0.1mg含む。

##### (3) 濁度標準液

5種類のポリスチレン系粒子懸濁液をよく振り混ぜながら表2に示す量をメスフラスコに採り、精製水を加えて500mlとしたもの

この溶液は、濁度100度に相当する。

表2 濁度標準液(100度)調製時におけるポリスチレン系粒子懸濁液

(0.1mgポリスチレン/ml)の混合比率及び分取量

種類	混合比率(%)	分取量(メスフラスコ500mlに対して)(ml)
No.6	6	10.0
No.7	17	28.3
No.8	36	60.0
No.9	29	48.3
No.10	12	20.0

#### (4) 濁度標準列

濁度標準液0から10mlを段階的に比色管に採り、それぞれに精製水を加えて100mlとしたもの

#### 2 器具

##### 比色管

共栓付き平底無色試験管で、底部から30cmの高さに100mlの刻線を付けたもの

#### 3 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に採取し、速やかに試験する。

#### 4 試験操作

検水100mlを比色管に採り、濁度標準列と比濁して検水の濁度を求める。

### 別表第3（第3条関係）

#### 透過光測定法

ここで対象とする項目は、濁度である。

#### 1 試薬

##### (1) ポリスチレン系粒子懸濁液(1w/w%)

別表第2の1(1)の例による。

##### (2) ポリスチレン系粒子懸濁液

別表第2の1(2)の例による。

##### (3) 濁度標準液

別表第2の1(3)の例による。

#### 2 器具及び装置

##### (1) 吸収セル

光路長が50mm又は100mmのもの

##### (2) 分光光度計又は光電光度計

#### 3 試料の採取及び保存

別表第2の3の例による。

#### 4 試験操作

検水を吸収セルに採り、分光光度計又は光電光度計を用いて、波長660nm付近で吸光度を測定し、下記5により作成した検量線から検水中の濁度を算定する。

#### 5 検量線の作成

濁度標準液を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに精製水を加えて100mlとする。

以下上記4と同様に操作して、濁度と吸光度との関係を求める。

## 別表第4（第3条関係）

連続自動測定機器による透過光測定法

ここで対象とする項目は、濁度である。

### 1 試薬

(1) ポリスチレン系粒子懸濁液(1w/w%)

別表第2の1(1)の例による。

(2) ポリスチレン系粒子懸濁液

別表第2の1(2)の例による。

(3) 濁度標準液

別表第2の1(3)の例による。

(4) 濁度校正用標準液

濁度標準液を精製水で薄めたもの

希釈割合は、装置で指定している濁度となるようにする。装置に付属している濁度標準板を使用する場合は、この溶液との整合性を確認する。

(5) 濁度ゼロ校正水

精製水を孔径約0.2 $\mu$ mのメンブランフィルターを通して微粒子を除去したもの

### 2 装置

透過光方式の連続自動測定機器で、定量下限値が0.1度以下(変動係数10%)の性能を有するもの

### 3 装置の校正

あらかじめ光学系の測定部分及び配管の洗浄を行った後、濁度ゼロ校正水、濁度校正用標準液を通水して、装置のゼロ点及びスパンを繰り返し校正する。

(1) ゼロ点校正

装置に濁度ゼロ校正水を通水する。信号が十分に安定するまで通水した後、ゼロ点を合わせる。

(2) スパン校正

濁度校正用標準液を通水又は濁度標準板を用いて校正する。

なお、機種によって濁度校正用標準液又は濁度標準板で校正したにもかかわらず、水道水の測定値が別表第3又は別表第5で測定した値と一致しない場合は、別表第3又は別表第5で測定した値にスパンを合わせる。

### 4 測定操作

装置に検水を通して濁度を測定する。

### 備考

1 定期保守は、下記備考2の保守管理基準を満たすため、装置の取扱説明書に従い、定期的に洗浄、点検整備、濁度校正用標準液による校正等を行う。

2 保守管理基準は、運用中の装置について常時保持されていなければならない精度の基

準で、 $\pm 0.1$ 度以内とする。保守管理基準が満たされていない場合は、上記備考 1 により、保守管理基準が満たされていることを確認する。

#### 別表第 5（第 3 条関係）

##### 積分球式光電光度法

ここで対象とする項目は、濁度である。

#### 1 試薬

(1) ポリスチレン系粒子懸濁液(1w/w%)

別表第 2 の 1 (1)の例による。

(2) ポリスチレン系粒子懸濁液

別表第 2 の 1 (2)の例による。

(3) 濁度標準液

別表第 2 の 1 (3)の例による。

#### 2 装置

##### 積分球式濁度計

#### 3 試料の採取及び保存

別表第 2 の 3 の例による。

#### 4 試験操作

積分球式濁度計を用いて検水中の散乱光量を測定し、下記 5 により作成した検量線から検水中の濁度を算定する。

#### 5 検量線の作成

濁度標準液を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに精製水を加えて100mlとする。

以下上記 4 と同様に操作して、濁度と吸光度との関係を求める。

#### 別表第 6（第 3 条関係）

##### 連続自動測定機器による積分球式光電光度法

ここで対象とする項目は、濁度である。

#### 1 試薬

(1) ポリスチレン系粒子懸濁液(1w/w%)

別表第 2 の 1 (1)の例による。

(2) ポリスチレン系粒子懸濁液

別表第 2 の 1 (2)の例による。

(3) 濁度標準液

別表第 2 の 1 (3)の例による。

(4) 濁度校正用標準液

別表第4の1(4)の例による。

(5) 濁度ゼロ校正水

別表第4の1(5)の例による。

2 装置

積分球式光電光度方式の連続自動測定機器で、定量下限値が0.1度以下(変動係数10%)の性能を有するもの

3 装置の校正

別表第4の3の例による。

4 測定操作

別表第4の4の例による。

備考

別表第4の備考の例による。

別表第7(第3条関係)

散乱光測定法

ここで対象とする項目は、濁度である。

1 試薬

(1) ポリスチレン系粒子懸濁液(1w/w%)

別表第2の1(1)の例による。

(2) ポリスチレン系粒子懸濁液

別表第2の1(2)の例による。

(3) 濁度標準液

別表第2の1(3)の例による。

(4) 濁度校正用標準液

別表第4の1(4)の例による。

(5) 濁度ゼロ校正水

別表第4の1(5)の例による。

2 装置

散乱光測定方式の連続自動測定機器で、定量下限値が0.1度以下(変動係数10%)の性能を有するもの

3 装置の校正

別表第4の3の例による。

4 測定操作

別表第4の4の例による。

## 備考

別表第 4 の備考の例による。

## 別表第 8 (第 3 条関係)

### 透過散乱法

ここで対象とする項目は、濁度である。

#### 1 試薬

(1) ポリスチレン系粒子懸濁液(1w/w%)

別表第 2 の 1 (1)の例による。

(2) ポリスチレン系粒子懸濁液

別表第 2 の 1 (2)の例による。

(3) 濁度標準液

別表第 2 の 1 (3)の例による。

(4) 濁度校正用標準液

別表第 4 の 1 (4)の例による。

(5) 濁度ゼロ校正水

別表第 4 の 1 (5)の例による。

#### 2 装置

透過散乱方式の連続自動測定機器で、定量下限値が0.1度以下(変動係数10%)の性能を有するもの

#### 3 装置の校正

別表第 4 の 3 の例による。

#### 4 測定操作

別表第 4 の 4 の例による。

## 備考

別表第 4 の備考の例による。

## 告 示

埼玉県告示第七百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新輪リサイクル団体

三 代表者の氏名

並木 勇

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市畑中一丁目十番二十七号

五 定款に記載された目的

この法人はごみの回収を通して分別回収意識を深め、リサイクルの推進を図るとともに、自治体とも協調してまちづくりを行い人間らしい豊かな住環境を創造することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人智慧
- 三 代表者の氏名  
山崎美智子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏二三一一番地一シャトルミエール二一
- 一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害を持つ人々に日中活動の場を提供し、創作的活動や生産活動を行いながら、地域との交流を目指し社会参加ができるよう支援することを目的とする。



## 告 示

埼玉県告示第七百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十二月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あかるいかわごえ
- 三 代表者の氏名  
明ヶ戸 亮太
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市大字小堤五百十四番地八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、川越市においてイベント又は講演会等を行うことにより、地域の活性化を図るとともに人と人との繋がりを育む環境づくりを行い、並びに同市において保育施設等を開設し、及び運営することにより、待機児童の減少及び育児環境の向上を図り、もって同市における明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百四十二号

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十五号）第二十七条第二項第四号、第六十条第二項第四号及び第九十五条第二項第四号の知事が定める手順は、次のとおりとする。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成十八年厚生労働省告示第二百六十八号）の例による。

## 告 示

埼玉県告示第七百四十四号

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十五号）第七十九条第二項及び第一百十三条第二項の知事が認める場合は、次のとおりとする。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

プライバシーを確保するために必要な形状を有する固定の間仕切り等を設けた場合とする。ただし、居室の定員を二人とした場合で、かつ、配偶者等と共に入所する場合において入所者へのサービスの提供上必要と認められるときは、当該間仕切り等を設けないことができる。

## 告 示

埼玉県告示第七百四十五号

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十五号）附則第五条第三項及び第六条第三項の知事が定めるものは、次のとおりとする。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成二十五年四月一日以後に老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項の認可を受ける特別養護老人ホームであつて、知事が指定するもの

# 告 示

埼玉県告示第七百四十六号

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）第三百三条第四項、第百五十四条第四項、第七百七十四条第四項、第九百九十四条第四項、第二百九条第四項、第二百九十条第四項、第三百二十三条第四項、第三百四十四条第四項、第三百七十六条第四項、第三百九十八条第四項、第四百三十一条第四項、第五百三十八条第四項、第五百七十三条第四項、第五百九十四条第四項、第六百一十五条第四項及び第六百三十一条第四項の費用は、次のとおりとする。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）の例による。

## 告 示

埼玉県告示第七百四十七号

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）第五十四条第三項第三号及び第四号、第一百七十四条第三項第三号及び第四号、第九十四条第三項第三号及び第四号、第二百九条第三項第三号及び第四号、第二百九十条第三項第三号及び第四号、第三百二十三条第三項第三号及び第四号、第三百四十四条第三項第三号及び第四号、第三百七十六条第三項第三号及び第四号、第三百九十八条第三項第三号及び第四号、第四百三十条第三項第三号及び第四号、第五百七十三条第三項第三号及び第四号、第五百九十四条第三項第三号及び第四号、第六百十五号第三項第三号及び第四号並びに第六百三十一条第三項第三号及び第四号の知事が定める基準は、次のとおりとする。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第二百二十三号）の例による。

# 告 示

埼玉県告示第七百四十八号

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）第一百五十四条第三項第五号、第七百七十四条第三項第五号、第九百九十四条第三項第五号、第二百九条第三項第五号、第五百七十三条第三項第五号、第五百九十四条第三項第五号、第六百五十五条第三項第五号及び第六百三十一条第三項第五号の知事が定める場合は、次のとおりとする。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）に規定する送迎を行う場合とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百四十九号

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）第二百八十二条第二項の知事が認める場合は、次のとおりとする。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

プライバシーを確保するために必要な形状を有する固定の間仕切り等を設けた場合とする。ただし、居室の定員を二人とした場合で、かつ、配偶者等と共に入所する場合において入所者へのサービスの提供上必要と認められるときは、当該間仕切り等を設けないことができる。



## 告 示

埼玉県告示第七百五十号

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）第三百九条第二項第四号、第三百六十三条第二項第四号及び第四百十五条第二項第四号の知事が定める手順は、次のとおりとする。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成十八年厚生労働省告示第二百六十八号）の例による。

## 告 示

埼玉県告示第七百五十一号

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）附則第五条第三項の  
知事が定めるものは、次のとおりとする。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成二十五年四月一日以後に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八  
条第一項第一号の指定を受ける介護老人福祉施設であつて、知事が指定するもの

# 告 示

埼玉県告示第七百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク北本店

埼玉県北本市二ツ家一丁目百二十四 一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年八月十五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千百七十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一七一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十四年十二月十四日

二 縦覧期間

平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年四月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年四月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第七百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アリオ鷺宮

埼玉県久喜市久本寺字新田二百十三番地四外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）鷺宮ＳＣ

（変更後）アリオ鷺宮

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八 外未定

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八 外 計五十七社

## ハ 変更年月日

平成二十四年十一月二十二日

## ニ 届出年月日

平成二十四年十二月十四日

## 二 縦覧期間

平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年四月二十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年四月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第七百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

#### A G E O ・ タ ウ ン

埼玉県上尾市宮本町三番二号

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

上尾中山道東側地区市街地再開発組合 理事長 鈴木宏

埼玉県上尾市仲町一丁目七番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオヒロ 代表取締役 今井博幸

埼玉県上尾市浅間台二丁目一番一号 外未定

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年八月十八日

### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百十七平方メートル

### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一〇立方メートル

### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

(コンビニエンスストア部分のみ午前〇時から翌午前〇時)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前〇時から翌午前〇時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

ト 届出年月日

平成二十四年十二月十七日

二 縦覧期間

平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年四月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年四月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告 示

埼玉県告示第七百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十五年埼玉県告示第百三十六号で告示した毛呂山・越生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 施行者の名称

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

## 二 都市計画事業の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道事業毛呂山・越生・鳩山公共下水道

## 三 事業施行期間

昭和五十五年三月十八日から

平成三十年三月三十一日まで

## 四 変更に係る事業地

### イ 汚水

#### （１） 収用の部分

変更なし

#### （２） 使用の部分

昭和五十五年埼玉県告示第四百三十六号、昭和五十八年埼玉県告示第千五百五十九号、平成元年埼玉県告示第三百六十号、平成七年埼玉県告示第四百八十号、平成十年埼玉県告示第九十一号、平成十三年埼玉県告示第千四百二十九号、平成十五年埼玉県告示第二千二百十一号の事業地に、毛呂山町大字市場字光山・字角木・字堰北及び鳩山町大字大豆戸字ヒジリ塚・字イゴ田・字小袴・字番匠関、大字小用字大道、大字赤沼字上ノ前・字小林・字峰・字四反田を加える。

### ロ 雨水

#### （１） 収用の部分

変更なし

#### （２） 使用の部分

変更なし

# 告 示

埼玉県告示第七百五十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により  
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 組合の名称

和光北インター地域土地区画整理組合

## 二 事業施行期間

平成二十一年十二月二十五日から

平成二十九年三月三十一日まで

## 三 施行地区

埼玉県和光市新倉二丁目、四丁目、五丁目の各一部

## 四 事務所の所在地

埼玉県和光市新倉五丁目四番一号

## 五 設立認可の年月日

平成二十一年十二月二十五日

## 六 変更認可の年月日

平成二十四年十二月二十五日

# 告 示

埼玉県告示第七百五十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により和光市中央第二谷中土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

石田 寛	和光市下新倉四丁目十七番五号
岸 實	和光市下新倉二丁目十六番一 五百五号
澤田 義幸	和光市下新倉二丁目三十二番一号
田中 榮次	和光市下新倉二丁目四十番三号
田中 健司	和光市下新倉二丁目四十番十号
深井 宏之	和光市下新倉二丁目四十一番五号
深井 征男	和光市下新倉二丁目三十九番二十四号
丸山 實	和光市下新倉二丁目二十番十三号
光岡 和夫	和光市新倉一丁目十七番七十一号
山田 智好	和光市下新倉三丁目十六番五十号

就任した理事の氏名及び住所

石田 一雄	和光市下新倉三丁目十番十六号
澤田 義幸	和光市下新倉二丁目三十二番一号
田中 榮次	和光市下新倉二丁目四十番三号
田中 健司	和光市下新倉二丁目四十番十号
中井 正知	和光市下新倉二丁目三十一番十六号
深井 宏之	和光市下新倉二丁目四十一番五号
深井 征男	和光市下新倉二丁目三十九番二十四号
真坂 史朗	和光市下新倉二丁目三十八番五号
山田 智好	和光市下新倉三丁目十六番五十号
山中 茂	和光市下新倉二丁目八番十四号

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地 先 ま で	久喜市北中曾根字川妻八〇三番一 地 先 から	区  間
一 二 ・ 二 一 〇 番 一	一 一 ・ 八 一 〇 番 一	敷地の幅員 (メートル)
一 六 ・ 七 九	一 五 ・ 九 五	延 長  (メートル)
	一 四 三 ・ 四 二	備  考
	交 差 点 の 一 部 改 良 及 び 歩 道 整 備 工 事 で あ る。 。	

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 北中曾根北大桑線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	久喜市北中曾根字川妻一一五九番一 地先から	区  間
一三・四六〇 一八・一八	一三・三二〇 一三・六五	敷地の幅員 (メートル)
一四・五〇		延長 (メートル)
である。	交差点の一部改良及び歩道整備工事	備  考